

平成三十一年二月十九日開会
平成三十一年三月二十六日閉会

平成三十一年第一回定例会会議録

西之表市議会

平成三十一年第一回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 二月十九日(火)

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の施政方針並びに提案理由説明	六
八坂市長	六
一、休 憩	六
一、再 開	六
一、日程追加	六
一、議長の辞職の件	六
一、日程追加	六
一、議長の選挙	六
一、議長当選承諾挨拶	六
永田 章君	六
一、休 憩	六
一、再 開	六
一、日程追加	六
一、副議長の辞職の件	六
一、日程追加	六

一、副議長の選挙	一九
一、休憩	二一
一、再開	二一
一、副議長当選承諾挨拶	二一
小倉初男君	二一
一、各常任委員会委員の選任	二二
一、休憩	二二
正副委員長互選	二二
一、再開	二二
一、各常任委員会正副委員長の互選結果報告	二三
一、休憩	二三
一、再開	二三
一、議会運営委員会委員の選任	二三
一、休憩	二三
正副委員長互選	二三
一、再開	二三
一、議会運営委員会正副委員長の互選結果報告	二三
一、特別委員会の設置及び構成	二三
一、各特別委員会委員の選任	二四
一、休憩	二四
一、再開	二四
一、休憩	二四
正副委員長互選	二四

一、再	開	二四
一、各特別委員会正副委員長の互選結果報告		二四
一、熊毛地区消防組合議会議員の選挙		二四
一、当選受諾挨拶		二五
河本幸男君		二五
永田 章君		二五
一、種子島地区広域事務組合議会議員の選挙		二五
一、当選受諾挨拶		二六
中野 周君		二六
長野広美さん		二六
永田 章君		二六
一、種子島産婦人科医院組合議会議員の選挙		二六
一、当選受諾挨拶		二七
生田直弘君		二七
永田 章君		二七
一、議案審議		二七
議案第一号	西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任について	二七
八板市長説明		二八
議案第二号	西之表市公平委員会委員の選任について	三〇
八板市長説明		三〇
議案第三号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	三二
神村企画課長説明		三二
長野広美さん質疑		三三

神村企画課長	．．．．．	三三三
橋口美幸さん質疑	．．．．．	三三三
議案第四号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について	．．．．．	三四
神村企画課長説明	．．．．．	三四
議案第五号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第六号）	．．．．．	三六
奥村財産監理課長説明	．．．．．	三六
一、予算特別委員会の設置及び構成	．．．．．	三九
一、予算特別委員会委員の選任	．．．．．	三九
一、予算特別委員会の正副委員長選出結果報告	．．．．．	三九
議案第六号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）	．．．．．	三九
長野健康保険課長説明	．．．．．	三九
議案第七号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）	．．．．．	四〇
森高齢者支援課長説明	．．．．．	四〇
議案第八号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）	．．．．．	四一
長野健康保険課長説明	．．．．．	四一
議案第九号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第五号）	．．．．．	四二
上妻水道課長説明	．．．．．	四二
一、議案追加上程・審議	．．．．．	四三
一、休憩	．．．．．	四三
一、再開	．．．．．	四三
議案第二七号 馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地売買交渉に反対する意見書の提出について	．．．．．	四三
長野馬毛島対策特別委員長説明	．．．．．	四三

中野 周君反対討論	四四
和田香穂里さん賛成討論	四七
田添辰郎君反対討論	四八
橋口美幸さん賛成討論	五一
川村孝則君賛成討論	五三
一、日程報告	五五
一、散 会	五五
第二号 三月五日（火）	
一、開 議	六一
一、発言の申し出	六二
八坂市長	六二
一、議案審議	六二
議案第三号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	六二
河本総務文教委員長報告	六二
議案第四号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について	六三
河本総務文教委員長報告	六四
議案第五号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第六号）	六五
小倉予算特別委員長報告	六五
長野広美さん反対討論	六六
中野 周君賛成討論	六七
議案第六号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）	六九
小倉予算特別委員長報告	六九

議案第七号	平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第五号)	七〇
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	七〇
議案第八号	平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第五号)	七一
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	七一
議案第九号	平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算(第五号)	七二
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	七二
議案第一〇号	字の区域の変更について	七三
大瀬総務課長説明	．．．．．	七三
議案第一一号	西之表市道路線の廃止について	七四
戸川建設課長説明	．．．．．	七四
中野 周君質疑	．．．．．	七四
戸川建設課長	．．．．．	七四
議案第一二号	西之表市道路線の認定について	七五
戸川建設課長説明	．．．．．	七五
議案第一三号	西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	七五
大瀬総務課長説明	．．．．．	七五
議案第一四号	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	七六
大瀬総務課長説明	．．．．．	七六
議案第一五号	専門職大学の制度化に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	七七
大瀬総務課長説明	．．．．．	七八
生田直弘君質疑	．．．．．	七九
大瀬総務課長	．．．．．	七九

橋口美幸さん質疑	八〇
一、休 憩	八〇
一、再 開	八〇
一、議案審議	八〇
議案第一六号 西之表市防災情報システム設備設置条例の制定について	八〇
大瀬総務課長説明	八〇
議案第一七号 西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	八一
下川福祉事務所長説明	八一
和田香穂里さん質疑	八二
下川福祉事務所長	八二
議案第一八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	八二
長吉税務課長説明	八二
議案第一九号 西之表市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	八三
戸川建設課長説明	八四
長野広美さん質疑	八四
戸川建設課長	八四
議案第二〇号 平成三十一年度西之表市一般会計予算	八四
奥村財産監理課長説明	八五
橋口美幸さん質疑	九二
一、休 憩	九三
一、再 開	九三
一、議案審議	九三
下川福祉事務所長	九三

一、休憩	九三
一、再開	九三
一、議案審議	九三
議案第二一号 平成三十一年度西之表市国民健康保険特別会計予算	九三
長野健康保険課長説明	九三
議案第二二号 平成三十一年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算	九五
吉田市民生活課長説明	九六
議案第二三号 平成三十一年度西之表市地方卸売市場特別会計予算	九六
園田農林水産課長説明	九六
議案第二四号 平成三十一年度西之表市介護保険特別会計予算	九七
森高齢者支援課長説明	九七
議案第二五号 平成三十一年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算	九九
長野健康保険課長説明	九九
議案第二六号 平成三十一年度西之表市水道事業会計予算	一〇〇
上妻水道課長説明	一〇一
一、議案追加上程・審議	一〇二
議案第二八号 西之表市監査委員の選任について	一〇三
八板市長説明	一〇三
一、日程報告	一〇五
一、散会	一〇五
第三号 三月六日(水)	
一、開議	一一一

八板市長	．．．．．	一五〇
一、休憩	．．．．．	一五三
一、再開	．．．．．	一五三
一、一般質問	．．．．．	一五三
竹下秀樹君	．．．．．	一五三
岩下経済観光課長	．．．．．	一五四
八板市長	．．．．．	一五八
大瀬総務課長	．．．．．	一六〇
一、日程報告	．．．．．	一六四
一、散会	．．．．．	一六四

第四号 三月七日(木)

一、開議	．．．．．	一六九
一、一般質問	．．．．．	一六九
渡辺道大君	．．．．．	一六九
神村企画課長	．．．．．	一七〇
八板市長	．．．．．	一七二
園田農林水産課長	．．．．．	一七四
戸川建設課長	．．．．．	一七七
一、休憩	．．．．．	一八二
一、再開	．．．．．	一八二
一、一般質問	．．．．．	一八二
橋口美幸さん	．．．．．	一八二

一、	日程追加	二二八
一、	橋口好文君に対する懲罰動議	二二八
	橋口好文君退席	二二八
	下川和博君提出理由説明	二二八
	和田香穂里さん質疑	二二八
	下川和博君	二二九
	懲罰特別委員会設置・委員選任	二二九
一、	休憩	二二九
	正副委員長互選	二二九
一、	再開	二二〇
一、	懲罰特別委員会正副委員長互選結果報告	二二〇
	橋口好文君着席	二二〇
一、	休憩	二二〇
一、	再開	二二〇
一、	橋口好文君に対する懲罰の件	二二〇
	橋口好文君退席	二二〇
	下川懲罰特別委員長報告	二二〇
	橋口好文君着席	二二〇
一、	日程報告	二二一
一、	散会	二二一
第五号	三月八日(金)	
一、	開議	二二七

一、一般質問	．．．．．	一二七
和田香穂里さん	．．．．．	一二七
八板市長	．．．．．	一二七
一、休憩	．．．．．	一三〇
一、再開	．．．．．	一三〇
一、一般質問	．．．．．	一三〇
中野副市長	．．．．．	一三一
大瀬総務課長	．．．．．	一三五
岩下経済観光課長	．．．．．	一三八
松元地域支援課長	．．．．．	一三九
下川福祉事務所長	．．．．．	一四〇
長野健康保険課長	．．．．．	一四一
内学校教育課長	．．．．．	一四二
神村企画課長	．．．．．	一四三
一、休憩	．．．．．	一四五
一、再開	．．．．．	一四五
一、一般質問	．．．．．	一四六
長野広美さん	．．．．．	一四六
園田農林水産課長	．．．．．	一四六
八板市長	．．．．．	一四七
神村企画課長	．．．．．	一四九
戸川建設課長	．．．．．	一五〇
中野副市長	．．．．．	一五二

一、休 憩	．．．．．	二五二
一、再 開	．．．．．	二五二
一、一般質問	．．．．．	二五三
大瀬総務課長	．．．．．	二五三
一、休 憩	．．．．．	二六三
一、再 開	．．．．．	二六三
一、一般質問	．．．．．	二六三
田添辰郎君	．．．．．	二六三
八板市長	．．．．．	二六五
園田農林水産課長	．．．．．	二六七
神村企画課長	．．．．．	二七二
岩下経済観光課長	．．．．．	二七五
奥村財産監理課長	．．．．．	二七六
大瀬総務課長	．．．．．	二七七
一、休 憩	．．．．．	二八四
一、再 開	．．．．．	二八四
一、一般質問	．．．．．	二八四
川村孝則君	．．．．．	二八四
戸川建設課長	．．．．．	二八五
八板市長	．．．．．	二八八
岩下経済観光課長	．．．．．	二八八
奥村財産監理課長	．．．．．	二九二
松下社会教育課長	．．．．．	二九四

一、日程報告	三〇一
一、散会	三〇一

第六号 三月二十六日(火)

一、開議	三〇七
一、議案審議	三〇八
議案第一八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 撤回の件	三〇八
八板市長説明	三〇八
一、休憩	三〇八
一、再開	三〇八
一、日程追加	三〇八
議案第三一号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	三〇九
長吉税務課長説明	三〇九
一、休憩	三一〇
一、再開	三一〇
一、日程追加	三一〇
議案第一〇号 字の区域の変更について	三一〇
河本総務文教委員長報告	三一〇
議案第一一号 西之表市道路線の廃止について	三一〇
生田産業厚生委員長報告	三一〇
中野 周君 反対討論	三一〇
竹下秀樹君 賛成討論	三一〇
議案第一二号 西之表市道路線の認定について	三一〇

生田産業厚生委員長報告	三一九
中野 周君反対討論	三一六
竹下秀樹君賛成討論	三一八
議案第一三三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	三一八
河本総務文教委員長報告	三一九
議案第一四号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	三一九
河本総務文教委員長報告	三二〇
議案第一五号 専門職大学の制度化に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	三二〇
河本総務文教委員長報告	三二一
橋口美幸さん反対討論	三二一
下川和博君賛成討論	三二二
議案第一六号 西之表市防災情報システム設備設置条例の制定について	三二二
河本総務文教委員長報告	三二二
議案第一七号 西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	三二三
生田産業厚生委員長報告	三二三
議案第三一号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	三二四
生田産業厚生委員長報告	三二四
橋口美幸さん反対討論	三二六
中野 周君賛成討論	三二七
議案第一九号 西之表市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	三二九
生田産業厚生委員長報告	三二九
一、休 憩	三三〇

一、再 開	三三〇
一、議案審議	三三〇
議案第二〇号 平成三十一年度西之表市一般会計予算	三三〇
小倉予算特別委員長報告	三三〇
橋口美幸さん反対討論	三三二
下川和博君賛成討論	三三三
議案第二一号 平成三十一年度西之表市国民健康保険特別会計予算	三三四
小倉予算特別委員長報告	三三四
議案第二二号 平成三十一年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算	三三五
小倉予算特別委員長報告	三三六
議案第二三号 平成三十一年度西之表市地方卸売市場特別会計予算	三三六
小倉予算特別委員長報告	三三六
議案第二四号 平成三十一年度西之表市介護保険特別会計予算	三三七
小倉予算特別委員長報告	三三七
橋口美幸さん反対討論	三三八
和田香穂里さん反対討論	三三九
議案第二五号 平成三十一年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算	三四〇
小倉予算特別委員長報告	三四〇
橋口美幸さん反対討論	三四一
議案第二六号 平成三十一年度西之表市水道事業会計予算	三四二
小倉予算特別委員長報告	三四二
鮫島市憲君賛成討論	三四三
一、議案追加上程・議案審議	三四四

議案第二九号	西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	三四五
下川議会運営委員長説明		三四五
議案第三〇号	西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	三四六
下川議会運営委員長説明		三四六
和田香穂里さん質疑		三四六
下川議会運営委員長		三四七
和田香穂里さん反対討論		三四七
日程追加		三四九
一、	航路改善港湾整備特別委員会正副委員長の互選結果報告	三四九
一、	閉会中の継続審査	三四九
一、	市長挨拶	三五〇
	八板市長	三五〇
一、	議長閉会挨拶	三五〇
	永田議長	三五一
一、	閉会	三五一

平成三十一年第一回西之表市議会定例会

一、会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
二・十九	火	本会議 委員会	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の施政方針並びに提案理由説明、議会の構成、各常任委員会及び議会運営委員会委員の選任、特別委員会の設置及び構成、各特別委員会委員の選任 各常任委員会 (正副委員長の互選) 議会運営委員会 (正副委員長の互選) 各特別委員会 (正副委員長の互選)
二十	水	委員会	平成三十年度関係付託案件審査 総務文教委員会
二十一	木	休 会	
二十二	金	休 会	
		本会議	各常任委員会及び議会運営委員会、各特別委員会の正副委員長選出結果の報告、熊毛地区消防組合議会議員の選挙、種子島地区広域事務組合議会議員の選挙、種子島地区産婦人科医院組合議会議員の選挙、議案審議(質疑・委員会付託省略・討論・表決)、議案審議(平成三十年度関係議案審議、質疑・委員会付託)、予算特別委員会の設置及び構成、委員の選任、正副委員長選出結果の報告、議案一件追加上程、議案審議(質疑・委員会付託省略・討論・表決)

六	五	四	三	二	三・一	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土
本 会 議	本 会 議	休 会	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	委 員 会	休 会	休 会
一般質問	追加上程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決） 議案審議（平成三十一年度関係議案審議、質疑・討論・表決）、 議案審議（平成三十一年度関係議案審議、質疑・委員会付託）、 議案一件				議会運営委員会	平成三十一年度関係付託案件審査 各常任委員会			平成三十一年度関係付託案件審査 予算特別委員会		

十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七				
			土	金	木	水	火	月	日	土	金	木				
			休 会	委 員 会	委 員 会	休 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	本 会 議	本 会 議	委 員 会	本 会 議	委 員 会	本 会 議
				平成三十一年度関係付託案件審査 予算特別委員会	平成三十一年度関係付託案件審査 予算特別委員会		平成三十一年度関係付託案件審査 産業厚生委員会	平成三十一年度関係付託案件審査 総務文教委員会			一般質問	橋口好文君に対する懲罰の件（委員長報告・質疑・討論・表決）	懲罰特別委員会	懲罰特別委員会正副委員長選出結果の報告	懲罰特別委員会（正副委員長の互選）	一般質問、追加日程一件上程、懲罰特別委員会の設置、委員の選任

火	月	日	
委 員 会	委 員 会	休 会	
平成三十一年度関係付託案件審査 各常任委員会	平成三十一年度関係付託案件審査 予算特別委員会		

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
議案第一号	西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任について	即決	二月十九日同意
議案第二号	西之表市公平委員会委員の選任について	即決	二月十九日同意
議案第三号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	委員会付託	三月五日原案可決
議案第四号	西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について	委員会付託	三月五日原案可決
議案第五号	平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第六号)	委員会付託	三月五日原案可決
議案第六号	平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第五号)	委員会付託	三月五日原案可決
議案第七号	平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第五号)	委員会付託	三月五日原案可決
議案第八号	平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第五号)	委員会付託	三月五日原案可決
議案第九号	平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算(第五号)	委員会付託	三月五日原案可決
議案第一〇号	字の区域の変更について	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第一一号	西之表市道路線の廃止について	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第一二号	西之表市道路線の認定について	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第一三号	西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第一四号	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第一五号	専門職大学の制度化に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第一六号	西之表市防災情報システム設備設置条例の制定について	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第一七号	西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第一八号	西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月二十六日撤回

議案第 一九号	西之表市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第 二〇号	平成三十一年度西之表市一般会計予算	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第 二一号	平成三十一年度西之表市国民健康保険特別会計予算	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第 二二号	平成三十一年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第 二三号	平成三十一年度西之表市地方卸売市場特別会計予算	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第 二四号	平成三十一年度西之表市介護保険特別会計予算	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第 二五号	平成三十一年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算	委員会付託	三月二十六日原案可決
議案第 二六号	平成三十一年度西之表市水道事業会計予算	委員会付託	三月二十六日原案可決

一、付議事件（追加分）

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 二七号	馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地売買交渉に反対する意見書の提出について	即決	二月十九日原案可決
議案第 二八号	西之表市監査委員の選任について	即決	三月五日同日意
議案第 二九号	西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	即決	三月二十六日原案可決
議案第 三〇号	西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	即決	三月二十六日原案可決
議案第 三一号	西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月二十六日原案可決

本
会
議
第
一
号
（
二
月
十
九
日
）

本会議第一号（二月十九日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一三番 橋口好文君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十一年二月十九日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成三十一年第一回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十六名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の施政方針並びに提案理由説明
- 日程第五 各常任委員会委員の選任
- 日程第六 各常任委員会正副委員長長の互選結果報告

- 日程第七 議会運営委員会委員の選任
- 日程第八 議会運営委員会正副委員長長の互選結果報告
- 日程第九 特別委員会の設置及び構成
- 日程第一〇 各特別委員会委員の選任
- 日程第一一 各特別委員会正副委員長長の互選結果報告
- 日程第一二 熊毛地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第一三 種子島地区広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第一四 種子島産婦人科医院組合議会議員の選挙
- 日程第一五 議案第一号 西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第一六 議案第二号 西之表市公平委員会委員の選任について
- 日程第一七 議案第三号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 日程第一八 議案第四号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第一九 議案第五号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第六号）
- 日程第二〇 予算特別委員会の設置及び構成
- 日程第二一 予算特別委員会委員の選任
- 日程第二二 予算特別委員会の正副委員長選出結果報告
- 日程第二三 議案第六号 平成三十年度西之表市国民健康保険特

別会計補正予算（第五号）

日程第二四 議案第 七号 平成三十年西之表市介護保険特別会

計補正予算（第五号）

日程第二五 議案第 八号 平成三十年西之表市後期高齢者医療

保険特別会計補正予算（第五号）

日程第二六 議案第 九号 平成三十年西之表市水道事業会計補

正予算（第五号）

日程第二七 議長の辞職の件

日程第二八 議長の選挙

日程第二九 副議長の辞職の件

日程第三〇 副議長の選挙

日程第三一 議案第二七号 馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練

（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地売

買交渉に反対する意見書の提出について

△会議録署名議員の指名

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、
一一番議員田添辰郎君、一二番議員生田直弘君を指名いたします。

△会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る二月十四日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から三月二十六日までの三十六日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から三月二十六日までの三十六日間とし、配付してある日程表のとおり決しました。

△提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第一号から議案第二六号までを一括して上程をいたします。

△市長の施政方針並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 本日、ここに平成三十一年第一回西之表市

議会定例会を開催しましたところ、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

今年四月三十日には天皇陛下が退位し、五月一日から新しい天皇が即位する皇位継承が行われます。平成最後となる今市議会定例会は新たな時代の出発点となるものと思います。

節目のときに当たり、本市における施政の方針を述べたいと思います。

一次産業、とりわけ農業は島の基幹産業であります。代表作物のさとうきびについてですが、途中までは順調な生育が見られ、今期こそと期待をしたところでしたが、秋の台風二十四号による広範囲な塩害等により、昨年に引き続き厳しい結果が見込まれております。市としましては、広域的な連携を図りながら民間とも協力し、国に救済を訴え、新たな増産推進緊急支援事業や機械のリース事業等に取り組むこととなっております。県やJＡ、製糖会社なども連携して支援の充実に努めてまいります。

さて、皆様御承知のとおり、一月十三日から一月二十日の日程で姉妹都市盟約二十五周年を記念し、訪問団総勢十七名でポルトガル、ヴィラ・ド・ビスポ市を訪問しました。鉄砲伝来の歴史的史実をアピールする火縄銃試射のイベントと、次代を担う本市の子供たちの人材育成、人的交流を軸としたものであります。新たな交流の切り口として、二〇二〇年に実施される東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン交流やスポーツ交流に関して関係機関へ働き

かけることも大切な目的としたところです。

子供たちの交流においては、四名の児童生徒は実に堂々と種子島や日本文化を紹介してくれ、また、火縄銃試射に関しては、今回初めてポルトガル歴史的銃保存会との競演も実現し、画期的なものとなりました。

東京オリンピックのホストタウン及びスポーツ交流に関しては、西之表市サーフィン連盟のサーファーらとともにサーフスポットや波の状況など、種子島のよさを十分にPRし、関係機関等に最大限の協力を約束してもらえました。

今後の交流についても、この訪問を土台として、今回の参加者や関係各所とともに知恵を出し合いながら、お互いの町にとって有意義なものであり続けるよう、交流の深化について検討し、計画していきたいと考えます。

私たちの生活に直結する経済政策についても触れたいと思います。先般、厚生労働省の統計調査の不正問題に端を発して、実質賃金、可処分所得の減額の実態も取り沙汰されているところです。

そうした中、十月一日からの消費税率の引き上げが予定され、国内の消費需要の停滞も懸念されます。国が発動する需要喚起策等を有効に活用しながら、地域経済の維持発展を図っていかねなければなりません。

さて、今年には第六次長期振興計画の二年目となります。将来像と定めた「人・自然・文化―島の宝が育つまち」を目指して、引き続き

き、「くらし分野」、「しごと分野」、「ひと分野」及び「ぎょうせい分野」の各分野において、目標の達成に向けた取り組みを進めていきます。

主要な課題として、人口減少時代への対応が重要と捉え、重点プロジェクトのまち・ひと・しごと創生総合戦略を推進し、全体として地域力の回復や担い手の育成・確保等の施策の重点化を図ることとします。

総合戦略の四つの基本目標を横断的に展開します。

まず、雇用創出や交流人口拡大については、有人国境離島特別措置法の地域社会維持推進交付金を活用した人流・物流の促進や雇用拡充の事業を中心に、独自の企業誘致・起業支援、移住・定住支援も絡めて進めてまいります。

また、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、サーフィン競技を中心としたポルトガルとのホストタウン登録を目指すとともに、関連の交流事業の展開等についても各関係機関とも連携しながら検討、準備を進めてまいります。

子育て支援については、これまで実施してきている子ども医療費助成や学校給食費無償化に引き続き取り組むとともに、消費税引き上げに伴う子育て世帯や低所得者世帯の支援を図っていきます。

中心部と地域の連携づくりでは、地域の持つ歴史・文化資産の保存と活用を進めるため、文化財保存活用地域計画の策定を進めるとともに、関係団体とも一体となり港町再生の具現化を進め、大字地

区への波及についても取り組んでまいります。

課題となっております公共施設の更新については、防災の観点も考慮しながら緊急性、効率性をもとに優先度を決め、年次的、計画的な取り組みを進めていきます。

平成三十一年度の施策別の重点取り組みについては、一、地域力の向上、二、農業の振興、三、商工業の振興、四、学校教育、この四点の充実を掲げております。

まず、地域力の向上については、人口減少社会の中にあつて、あらゆる主体との協働・連携を推進し、持続可能な地域づくりに努めてまいります。特に、地域を支えている方へのサポートと移住定住を含めた新たな担い手づくりを推進します。

続いて、農業については、本市の農業を取り巻く環境は農業従事者の減少、高齢化の進行や自由貿易の進展、先行きの予測しにくい市況など、将来が見通せない状況の中、農家の皆さんが日々御苦勞をなさり、大変な不安と危機意識を持たれております。島の基幹産業である農業の振興のために、収益向上や競争力強化のための農業農村整備事業並びに流通確保、販売体制の整備による産地づくり事業及び各種補助事業等を活用した多様な担い手育成事業を進めながら、将来の地域農業の維持・発展を見据えた施策展開を図りたいと考えます。

商工業の振興については、先ほども少し触れましたが、平成三十一年度中に策定される港町再生基本構想に基づく実施計画をつくり、

市民の方々とともに西之表港と商店街など、中心市街地が一体となったまちづくり、歴史や文化などの資源を活用した魅力づくりに取り組みます。

学校教育の充実については、児童生徒が安心して学ぶことができ、環境の整備は、将来をたくましく生き抜く人間育成のために大変重要であります。地球規模での気候変動に伴い、学校における熱中症対策は喫緊の課題であり、あわせて施設の老朽化にも対応していかなければなりません。教育環境の改善に向け、課題を長期的視点で整理し、緊急的な課題を優先して計画的に整備を進めてまいります。

また、本市は小規模校を多く抱えております。その強みを生かしながらデメリットの克服に努め、学校教育の充実を図ってまいります。そのためにも現場、教育現場でのICTの活用を推進します。

馬毛島についてです。

昨年は平成二十九年度に策定した馬毛島活用計画に基づいて、市内の小学生五、六年生を対象とした体験学習に取り組んできました。今後とも国と地権者との取引の動きを注視しながら、ふさわしい活用方法について、実現のための具体的な検討を進めてまいります。

国防と外交は国の専権事項とよく言われます。同時に、市民に最も近い自治体の首長は、市民の生命、財産を守る立場から国に対しても当然に意見を述べる立場にあると考えます。

今、さまざまな国際情勢を理由に日本の国防の強化が進められてきておりますが、平和は軍事力強化よりも外交努力によってこそ達成されると確信をしております。

馬毛島は現在無人島となっているがゆえに、国の防衛計画及び国際安全保障体制の中に組み込まれようとしております。

しかし、そもそも馬毛島が無人島になったのは種子島の地域住民の幸福のために旧島民らが島を出たからです。ところが、無人島としてからおよそ四十年を経過しても島民の期待した有効活用は実現しておりません。これでは島を去ったかいがありません。

地元住民の生命、財産を守り、市民の幸福に資する利用を図るべき市長、首長としては、今後国に対して市の意見、要望を明らかにしてまいりたいと考えております。

馬毛島は単なる無人島ではありません。種子島にとってかけがえない同胞の島であります。

それでは、各政策分野ごとの取組みについてであります。

まず、「くらし分野」であります。市営住宅においては、外壁や屋上の劣化など、老朽化が顕著な住宅やバリアフリー未対応の住宅等が存在していることから、平成三十年三月に策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、定期点検に基づく修繕、改善に取り組んでおり、昨年度から五カ年計画で桜が丘住宅の外壁給水管の改修、台所・洗面・風呂の三点給湯整備及び浄化槽施設の改修を進めます。

また、昭和三十年代から四十年代の準耐火構造の住宅など、耐用

年数を経過した住宅については、原則建替えを予定してはいますが、新規住宅や既存の住宅を活用した住替えによる集約を進め、管理の効率化や住環境の向上を図ってまいります。

水道事業では、簡易水道と集落水道を上水道へ統合するための整備を終えることから、施設の維持管理体制を強化します。浄水場や配水池の水位、流量を遠隔監視し、異常時の対応を速やかに行うことで断水事故等の未然防止を図り、水の安定供給に努めます。

また、要望のある施設整備や老朽化、耐震化対策など、今後必要とされる投資と財政の見通しを踏まえた中長期的な基本計画である経営戦略の策定に着手します。

道路については、国の交付金事業の予算配分が滞っていた近年の状況を脱したため、社会資本整備総合交付金事業で安城平松線、西町上之原線、現和下之町石堂線の道路改良を着実に継続します。

橋梁においては、橋梁長寿命化計画に基づき、又延橋、曲川橋、小池橋、大川田橋の補修設計や補修を計画しております。

漁港については、能野漁港の防波堤、物揚場改修、道路舗装補修を計画、港湾については、浅川港の南防波堤新設、物揚場補修を実施するほか、県営事業において重要港湾、西之表港臨港道路の道路舗装を行い道路利用者の利便性の向上を図るとともに、田之脇港も防波堤改良の早期完成を目指してまいります。

あっぱくらんどは、昨年を引き続き、老朽化していた多目的グラウンドのフェンスの取替え、屋根付競技場照明のLED化、遊具広

場にブランコと滑り台の設置を計画しており、家族連れなど、利用者の利便性の向上を図ります。

環境衛生対策の推進については、本年も市の環境美化の日と定めている五月と十二月の第三日曜日に市民一斉清掃の実施を予定しております。これまで同様、建設業組合及び建築業組合を初め、多数の市民の皆様の御協力をお願いする次第です。

生活環境の向上と公共用水域の水質保全のために、引き続き合併処理浄化槽の普及への取組みを推進してまいります。本年度から県の補助対象見直しに伴う変更に踏み切るとともに、また、施工困難場所への対応策等、検討を引き続き行います。

西之表斎苑については、火葬炉を一炉新設したことにより安定した稼働ができておりますが、施設の屋根及び壁等の防水及び塗装処理を実施し、延命化を図るとともに、施設の建替えも検討してまいります。

自然環境の保全として、海岸漂着物収集事業を通年で実施するよう、体制の整備を図ってまいります。

公共交通については、

まず、どんがタクシーやわかさ姫については、引き続き利便性の向上に努め、利用者の維持・拡大を図ってまいります。

島内のバス路線については、広域的な検討を進め、利用者の意向調査等をもとに、利用者目線に立った新たな仕組みを構築してまいります。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備等の基本的な指針として、二〇〇三年に策定しました土地計画マスタープランの目標年次が二〇二二年となっており、その更新に向け、今年度、都市計画基本図作成及び都市計画基礎調査を実施いたします。

地籍調査の実施については、市民の要望も強いことから当初計画に対する補助金の減額配分に対応するため、実施計画に掲載した上で、庁内予算編成のルールに従い、減額分に一般財源を投入して事業推進を図ってまいります。

防災・危機管理の充実のためには、地域の防災力を守っていく必要があります。そのため、地域防災の核である消防団の活動を支援するとともに、自主防災組織の活動を図ります。

交通安全の推進については、警察等の関係機関や団体と連携した出前講座等を実施するとともに、地域の要望を基本に、カーブミラーの設置や改修に取り組んでまいります。

医療・介護保険制度の安定運営のために、担い手となる人材の確保に民間と行政が連携して取り組んでまいります。

地域力の向上については、集落支援員制度を充実し、より地域の声が届きやすく、きめ細かな課題解決につながる環境を形成します。また、民間企業など、さまざまな主体との連携・協働を推進し、支え合う地域づくりに努めます。

さらに、UIJターンによる移住者など新たな人材も含めた、地

域の人材育成に努めるとともに、高齢化社会に対応できる地域での仕組みづくりに努めてまいります。

次に、「しごと分野」であります。

農業の振興施策についてであります。

まず、基盤整備の部分で県営農地整備事業、住吉地区に事業着手するとともに、県営一般農道整備事業、横山地区の早期完成と県営農地整備事業、現和地区の二〇二二年度事業採択を目指します。

多面的機能支払交付金事業では、農地など農業用施設等の保全向上や農業、農村を支える体制の強化を図ります。

有害鳥獣対策では、捕獲と防除の両面への支援や、鳥獣被害防止活動お助け隊を継続し、より効果的な被害防止対策に努めるとともに、農作物残渣処理の適正化など、農業者の意識向上も図ります。

また、ジビエなど捕獲鳥獣の有効活用について、引き続き情報収集に努めます。

次に、産地づくりであります。

生産量の不安定なさとうきびは、反収向上の取組みや作業受託組織の育成など持続可能な生産体制整備を推進し、生産回復を目指します。

園芸作物等については、引き続き輸送コスト支援を継続するとともに、安納いもはブランド推進本部と連携し、他産地との差別化を図るため、特定農林水産物登録を目指します。

葉たばこは、生産の作業省力化や経営の合理化を推進し、葉たば

こ生産と品質の向上を図るため、葉たばこ乾燥機整備を支援します。畜産では、高値が続く肉用牛の取引価格の動向を見守りながら、高齢農家や後継者への増頭支援を継続し、生産基盤の維持による経営安定化に努めます。

続いて、多様な担い手育成であります。

新規就農者には、引き続き農業次世代就農投資資金や新規就農定着促進事業で支援し、経営の早期安定化を図るほか、規模拡大を志向する農家や生産組織等の経営の安定化を図るため、各種補助事業による機械施設等整備や農業労働力の確保に努めます。

農家の高齢化による労力不足や農業就業人口の減少による荒廃農地が増加している現状を踏まえまして、農地の所有者や地域の意向を把握しながら優良農地の確保に努め、担い手への農地の集積・集約化を図ります。

また、今年度より取り組んでおります市単独の遊休農地解消対策支援事業助成金制度についても、引き続き事業を実施し、本市の基幹作物であるさとうきびの増反や担い手の規模拡大につなげることで農業の経営の安定化を図ってまいります。また、農地の有効利用を図る観点から、農地の権利取得における下限面積について地域の実情に応じた面積を設定し、新規就農を促進してまいります。

林業の振興については、四月から施行されます森林経営管理法に基づく新たな森林管理システム構築の検討を始めるとともに、引き続き西之表市の市有林の整備の実施や、林業事業体と連携した民有

林整備についても推進いたします。

また、林産品においても、輸送コスト支援による流通時の条件不利解消に努め、島外出荷や住宅への地材地建の両面が推進されるよう、関係団体と連携を図ります。

水産業の振興については、離島漁業再生支援交付金を活用して集落協定に基づく漁場の維持管理、魚食普及など、各漁業集落の実情に応じた漁場の生産力の向上に関する取り組み活動を支援します。

また、活魚・鮮魚の島外出荷を推進するために、輸送コストの支援の継続や共同出荷施設整備の支援を行います。

漁業経営の安定化と操業意欲の向上を図るための支援を実施いたします。また、就業支援による新規漁業者の育成・確保も進めてまいります。

商工業の振興につきましては、消費の低迷に加え、消費税率の引き上げに伴う対策や、商工会等と連携し、企業活動及び創業の支援を充実するとともに、利子補助など経営基盤の強化を図ります。

地場産品の振興については、島外の販路構築を強化するため、首都圏での拠点を構築します。

港の玄関口である西之表港を中心に、歴史と国際色豊かな港町の再生を図り、商店街の集客力向上及び中心市街地の活性化を目指すため、中核施設建設等に向けた検討や商店街を舞台にしたアニメによる誘客等にも取り組めます。

観光・交流については、東京オリンピックを契機に、ポルトガル

とのホストタウン登録に向けた体制づくりを進めるとともに、国際交流員を配置し、訪日外国人旅行者確保に向けた取組みを推進します。

また、今年五十回目となる鉄砲まつりの充実やサイクリングイベントの充実を図り、サーフィン大会及び映画を活用した情報発信とともに、企業等との連携による滞在型観光を推進し、交流人口の拡大を図ります。

新たな産業振興を図るため、大学や企業等との連携を推進し、交流人口の拡大や企業誘致、人材の育成に努めます。

有人国境離島法の交付金を活用し、創業又は事業の規模拡大を支援することで雇用機会の拡充を図ります。

多様な働き方を推進するための広報やセミナー等を通じて労働環境の改善を図るとともに、労働者の確保に向けた取組みを推進します。

続いて、「ひと分野」であります。

子育て支援については、子育て世帯の経済的負担の軽減や感染症予防対策として、平成三十一年度から高校生までの季節性インフルエンザ予防接種に対し接種費の一部を助成します。

学校教育の充実のための重点として、小規模校を多く抱える本市の教育課題を解決するため、テレビ会議システム、タブレット型端末の導入など、ICTを推進するための環境整備を積極的に進めていきます。

社会教育の充実につきましては、本市の社会教育の基盤をなす諸団体の支援、育成に努めるとともに、体験型学習活動を通して青少年のたくましく生きる力を育みます。

芸術文化・文化財保護の充実につきましては、芸術文化の鑑賞機会をさらに拡充するとともに、文化団体の育成支援を図ります。

文化財保護については、貴重な文化財の保存・保護に努めるとともに、観光資源やまちづくり資源としての活用を進めてまいります。

懸案でありました市史の編さんについては、平成三十一年度から収録内容、執筆陣の確保等、具体的取組みを進め、五年後の完成を目指します。

社会体育の充実につきましては、計画的な施設改修等により市民が利用しやすい環境づくりを進めるとともに、生涯スポーツや競技スポーツの推進にも取り組んでまいります。

さらに、スポーツ合宿の誘致など、スポーツ交流を積極的に進めてまいります。

健康づくりの推進については、市民が自身の健康について自ら考え、管理できるよう、生活習慣病の予防や、疾病等の早期発見のための各種健診の重要性について、知識・情報の普及啓発を図ります。

特に国民健康保険事業で行っている特定健診につきましては、受診率が伸び悩んでおりますことから、取組みの強化が必要です。地域、社会、学域など、あらゆるネットワークを介し、受診行動につながるよう働きかけ、医療機関や大学など専門機関とも連携しながら

ら取組み、受診率日本一を目指します。

地域包括ケアの推進については、住みなれた地域で自立した生活を続けていけるよう、要介護状態にならないための予防支援や高齢者の社会参加のための環境整備、地域ぐるみで高齢者を支える体制整備を強化していきます。

また、近年社会問題になっておりますネグレクトなどの新たな形態の児童虐待、不登校児や成人の引きこもりなど、これまでの支援の形態では対応できない多種多様なケースが増加しております。公的サービスによる公助に加え、地域の支え合いの共助と住民自身の力による自助が機能し、課題解決を図ることができる地域共生社会の実現を目指します。

多種多様化している消費者トラブルについても、引き続き消費者行政活性化補助金等を活用しながら、消費生活センターでの苦情・相談、情報提供を行うとともに、広報紙や啓発グッズの配布、出前講座等による啓発活動を進めてまいります。

最後に、「ぎょうせい分野」についてです。

まず、健全な財政運営の推進の財源確保についてですが、ふるさと納税につきましては、財源の確保とともに返礼品による地元特産品の振興を図るため、取組みを強化してまいります。

続いて、財産の有効活用についてです。

今後大きな支出が見込まれる公共施設全体の改修や建替えなどについては、本市の公共施設等総合管理計画及び各課所管の長寿命化

計画に基づき、現在の計画を見直すなどして支出の平準化に努め、更新にあつては次期更新も見据えた改修を研究して進めてまいります。

続いて、組織力と職員力の向上についてです。

地方公務員法の改正により会計年度任用職員制度等、市役所の働き方などの見直しが求められてまいります。法改正の趣旨を尊重し、各種制度の見直しを進めてまいります。

計画的で効率的な行政運営の推進のため、まず窓口業務について関係課との連携を図るとともに、接遇技術の習得向上により、窓口サービスの向上に引き続き取り組みます。

庁内の業務の効率化を図るため、地図情報、デジタルオルソ画像の共同更新事業に参画し、円滑な利活用を進めます。

さまざまな施策を効率的に推進していくため、行財政改革の着実な推進を図ります。

主要な事業についてわかりやすく掲載する等、市民と情報を共有しやすい環境をつくり、行政の見える化をさらに推進していきたいと思えます。

また、広域的な課題である若年層の流出等に対処するため、引き続き高等教育機関の設置について検討を続けるとともに、学部単位でのキャンパスやセミナーなどの誘致についても検討を始めてまいります。

最後になりますが、以上のような方針や施策を組織的に推し進め

ていくため、昨年より新たに構築した庁内の意思決定体制について、組織の中に定着させ、横断的で効率的な業務の遂行に努めてまいります。

それでは、本定例議会に提案いたしました議案について御説明をいたします。

議案第一号は、西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるもの、議案第二号は、西之表市公平委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第三号、第四号は、辺地、過疎などそれぞれの計画の一部変更について議会の議決を求めるもの、議案第五号から議案第九号は、平成三十年度補正予算の関連の議案であります。

議案第一〇号は、県道の改良に伴い、字の変更をしようとするもの、議案第一一号及び第一二号は、道路台帳の電子化に伴う西之表市市道の廃止及び認定の議案であります。

議案第一三号、第一四号は、平成三十年人事院勧告等に伴い、市長、職員等の期末手当等の支給率配分割合を改正しようとするもの、議案第一五号は、専門職大学の制度化に伴い、関係条例を整理する条例を制定するもの、議案第一六号は、新しい防災情報システムの整備に伴い、設備の設置に関して条例を制定しようとするものであります。

議案第一七号は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするもの、議案第一八号は、国民健康保

険制度の広域化に伴う鹿児島県への国民健康保険事業納付金各区分の納付必要額を賄うため、条例の一部を改正しようとするもの、議案第一九号は、道路占用料の額の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第二〇号から二六号は、一般会計など平成三十一年度当初予算関連議案であります。

以上、本定例議会に提案しました議案は、人事関連二件、計画の一部変更など計画議案が二件、平成三十年度補正関連議案が五件、字の区域の変更議案が一件、市道路線の廃止など市道関連議案が二件、給与関連議案が二件、条例制定議案が二件、条例の一部改正が三件、平成三十一年度当初予算関連議案七件の合計二十六件であります。

なお、後日議案の追加を予定しておりますので、御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

時代の節目を目前に控えて改めて思います。私たちの子孫、後世に豊かな西之表市を引き継ぐために、職員一同と地域づくり、行政サービスの向上に全力を尽くしてまいります。一層の御理解と御協力をお願いいたします。御清聴ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 市長の施政方針並びに提案理由の説明は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたしますが、議員、理事者の皆様方はそのまま着席の上、お待ちをいただきますと思います。

しばらく休憩いたします。

午前十時四十二分休憩

午前十時四十六分開議

○副議長（小倉初男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議事を続行いたします。

△日程追加

○副議長（小倉初男君） ただいま議長、永田章君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加して追加日程第二七とし、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小倉初男君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

△議長の辞職の件

○副議長（小倉初男君） それでは、追加日程第二七、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第百十七条の規定により、永田章君の退席を求めます。

〔四番 永田 章君退席〕

○副議長（小倉初男君） お諮りいたします。

永田章君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小倉初男君） 御異議なしと認めます。

よって、永田章君の議長の辞職を許可することに決しました。

永田章君の着席を求めます。

〔四番 永田 章君着席〕

△日程追加

○副議長（小倉初男君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加して追加日程第二八とし、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小倉初男君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

△議長の選挙

○副議長（小倉初男君） それでは、追加日程第二八、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（小倉初男君） ただいまの出席議員数は十六名であります。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小倉初男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（小倉初男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

〔議会事務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一 番 下 川 和 博 議 員
- 二 番 小 倉 初 男 議 員
- 三 番 竹 下 秀 樹 議 員
- 四 番 永 田 章 議 員
- 五 番 木 原 幸 四 議 員
- 六 番 川 村 孝 則 議 員

七 番 和 田 香 穂 里 議 員

八 番 河 本 幸 男 議 員

九 番 鮫 島 市 憲 議 員

一〇番 中 野 周 議 員

一 一 番 田 添 辰 郎 議 員

一 二 番 生 田 直 弘 議 員

一 三 番 橋 口 好 文 議 員

一 四 番 長 野 広 美 議 員

一 五 番 渡 辺 道 大 議 員

一 六 番 橋 口 美 幸 議 員

○副議長（小倉初男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小倉初男君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。
議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（小倉初男君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、竹下秀樹君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○副議長（小倉初男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十六票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち

有効投票十六票

無効投票ゼロ票

有効投票中

永田章君七票

川村孝則君六票

生田直弘君三票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は四票であります。

よって、永田章君が議長に当選されました。

本席から、会議則第三十二条第二項の規定により、永田章君の議長当選の告知をいたします。

それでは、議長当選承諾の挨拶をお願いいたします。

〔四番 永田 章君登壇〕

○四番（永田 章君） 議長受託の御挨拶を申し上げたいと思いません。

議員各位の御配慮を賜りまして、引き続き議長職を拝命いたしました。改めて、身の引き締まる思いであります。二元代表制の議会の長として、その役割をしっかりと果たしてまいりたいと思えます。

今後ともですね、議員各位、そして理事者各位に御協力をお願いいたします。御挨拶とお礼にかえさせていただきます。まことに

ありがとうございました。

○副議長（小倉初男君） 以上で私の職務は終わりました。議員各位の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

永田章議長、議長席にお着き願います。

○議長（永田 章君） 議事の都合により、ここですばらく休憩をいたします。

理事者の皆さんは理事者控室で休憩をお願いいたします。再開はブザー等でお知らせをいたします。

休憩に入ります。

午前十時五十九分休憩

午前十一時六分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

△日程追加

○議長（永田 章君） ただいま副議長、小倉初男君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加して追加日程第二九とし、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思えますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

△副議長の辞職の件

○議長（永田 章君） それでは、追加日程第二九、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第一百七条の規定により、小倉初男君の退席を求めます。

「二番 小倉初男君退席」

○議長（永田 章君） お諮りいたします。

小倉初男君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、小倉初男君の副議長の辞職を許可することに決しました。

小倉初男君の着席を求めます。

「二番 小倉初男君着席」

△日程追加

○議長（永田 章君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加して追加日程第三〇とし、日

程の順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

△副議長の選挙

○議長（永田 章君） それでは、追加日程第三〇、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの出席議員数は十六名であります。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。事務局長が議席番号と氏名を呼びますの

で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いいたします。

〔議会事務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 下川 和博 議員
- 二番 小倉 初男 議員
- 三番 竹下 秀樹 議員
- 四番 永田 章 議員
- 五番 木原 幸四 議員
- 六番 川村 孝則 議員
- 七番 和田 香穂里 議員
- 八番 河本 幸男 議員
- 九番 鮫島 市憲 議員
- 一〇番 中野 周 議員
- 一一番 田添 辰郎 議員
- 一二番 生田 直弘 議員
- 一三番 橋口 好文 議員
- 一四番 長野 広美 議員
- 一五番 渡辺 道大 議員
- 一六番 橋口 美幸 議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、竹下秀樹君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数十六票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十六票

無効投票ゼロ票

有効投票中

小倉初男君八票

長野広美さん八票

以上のとおりであります。

小倉初男君の得票と長野広美さんの得票が同数であり、その得票数は法定得票数四票を超えております。

よって、地方自治法第百十八条の規定により準用する公職選挙法第九十五条の規定によって、当選者はくじで定めることになりました。

くじの準備をさせますので、しばらく休憩いたします。
議会運営委員会は委員会の開催をお願いいたします。

午前十一時十六分休憩

午前十一時二十三分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

引き続き、副議長の選挙を議題といたします。

それでは、くじの手続について申し上げます。

くじ棒の番号は一番及び二番といたします。

まず、くじを引く順番をくじで決めますが、引く順番は議席番号順といたします。そのくじの結果に基づいて、当選人を決めるくじを引いていただくことにいたします。

なお、順序を決めるくじについては一番を引いたほうが先に当選人を定めるくじを引き、また、当選人を定めるくじについては一番を引いた方を当選といたします。

以上、御了承をお願いいたします。

ここで、抽せん棒の確認をいたしますので、しばらくお待ちいただきます。

〔抽せん棒点検〕

○議長（永田 章君） それでは、小倉初男君、長野広美君の登壇をお願いいたします。

〔二番 小倉初男君登壇〕

〔一四番 長野広美さん登壇〕

先ほどの開票立会人二名、下川和博君と竹下君、お願いいたします。

〔抽せん〕

○議長（永田 章君） ただいまのくじの結果、小倉初男君が先にくじを引くことになりました。

以上です。

〔抽せん〕

○議長（永田 章君） くじの結果を報告いたします。

小倉初男君が当選のくじを引かれました。

よって、小倉初男君が副議長に当選をされました。

本席から、会議規則第三十二条第二項の規定により、小倉初男君に副議長当選の告知をいたします。

それでは、副議長当選承諾の挨拶をお願いいたします。

〔二番 小倉初男君登壇〕

○二番（小倉初男君） ただいま副議長に当選をさせていただきました小倉初男でございます。

その責任の重さを改めて痛感し、身の引き締まる思いがいたします。よりよい西之表市、住みやすい市民生活の実現に向けて、また、議会の活性化を進めるとともに、議長の補佐役として副議長の職務に頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

△各常任委員会委員の選任

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、各常任委員会委員の選任を行います。

各常任委員会の構成は、委員会条例第二条の規定により、総務文教委員会八名、産業厚生委員会八名で、同条例第三条第一項の規定により、任期は二年であります。

各常任委員会委員は、同条例第八条第一項の規定により、議長が指名をいたします。

総務文教委員会委員に下川和博君、永田章君、木原幸四君、川村孝則君、和田香穂里さん、河本幸男君、田添辰郎君、渡辺道大君、以上であります。

産業厚生委員会に小倉初男君、竹下秀樹君、鮫島市憲君、中野周君、生田直弘君、橋口好文君、長野広美さん、橋口美幸さん、以上のとおり指名をいたします。

ここで、委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

各常任委員会は直ちに委員会を開き、正副委員長互選をお願いいたします。

各常任委員会の会議が終了次第、再開いたします。理事者の皆さんは理事者控室で待機をお願いします。再開はブザー等でお知らせをいたします。

休憩に入ります。

午前十一時三十一分休憩

午前十一時四十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、議案審議を続行いたします。

△各常任委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、各常任委員会正副委員長の互選結果を報告いたします。

総務文教委員会委員長、河本幸男君、同副委員長、和田香穂里さん、産業厚生委員会委員長、生田直弘君、同副委員長、竹下秀樹君、以上のとおり決定いたしました。よろしくお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行いたします。

△議会運営委員会委員の選任

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第四条第二項の規定により七名で、任期は同条第三項の規定により二年であります。

議会運営委員会委員は、同条例第八条第一項の規定により、議長が指名をいたします。

議会運営委員会委員に下川和博君、木原幸四君、川村孝則君、河本幸男君、田添辰郎君、生田直弘君、橋口美幸さん、以上のとおりであります。

以上、指名をいたします。

ここで、委員会開催のため、しばらく休憩をいたします。

議会運営委員会は直ちに委員会を開き、正副委員長の互選をお願いをいたします。

議会運営委員会の会議が終了次第、再開をいたします。理事者の皆さん方は理事者控室で待機をお願いをいたします。再開はブザー等でお知らせをいたします。

休憩に入ります。

午後一時一分休憩

午後一時十七分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

△議会運営委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議会運営委員会正副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長は下川和博君、同副委員長は木原幸四君、以上のとおり決定いたしました。よろしくお願いいたします。

△特別委員会の設置及び構成

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、特別委員会の設置及び構成についてお諮りいたします。

初めに、島民の利便性確保を目的に航路、輸送手段の改善及び港湾、空港の整備を図るための調査研究を行うため、委員八名で構成する航路改善港湾整備特別委員会を設置したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次は、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練施設及び関連する自衛隊施設建設など、馬毛島を取り巻く諸問題について調査研究及び対応を行うため、議長を除く委員十五名で構成する馬毛島対策特別委員会を設置したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

△各特別委員会委員の選任

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、各特別委員会委員の選任を行います。

委員の選任は、委員会条例第八条第一項の規定により、議長が指名をいたします。

航路改善港湾整備特別委員会委員に小倉初男君、竹下秀樹君、木原幸四君、鮫島市憲君、生田直弘君、橋口好文君、長野広美さん、橋口美幸さん、以上であります。

ちよつと休憩します。

午後一時二十分休憩

午後一時二十分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

ただいまの特別委員会委員については、再度訂正をして読み上げたいと思います。

小倉初男君、竹下秀樹君、木原幸四君、鮫島市憲君、生田直弘君、橋口好文君、長野広美さん、渡辺道大君、以上であります。

次に、馬毛島対策特別委員会委員に下川和博君、小倉初男君、竹下秀樹君、木原幸四君、川村孝則君、和田香穂里さん、河本幸男君、鮫島市憲君、中野周君、田添辰郎君、生田直弘君、橋口好文君、長野広美さん、渡辺道大君、橋口美幸さん、以上であります。

ここで、委員会開催のため、しばらく休憩をいたします。

各特別委員会は直ちに委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

再開時間については庁内放送等でお知らせをいたします。しばらく休憩いたします。

午後一時二十一分休憩

午後二時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△各特別委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、各特別委員会正副委員長の互選結果を報告いたします。

航路改善港湾整備特別委員会委員長に渡辺道大君、同副委員長に橋口好文君、馬毛島対策特別委員会委員長に長野広美さん、同副委員長に鮫島市憲君、以上のとおり決定いたしました。よろしく願いをいたします。

△熊毛地区消防組合議会議員の選挙

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、熊毛地区消防組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は熊毛地区消防組規約第五条第三項の規定によるもので、

市議会選出議員は二名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。再度お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。が、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

熊毛地区消防組合議会の議員に河本幸男君、永田章君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました河本幸男君、永田章君を熊毛地区消防組合議会の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、両議員が熊毛地区消防組合議会議員に当選されました。本席から、会議規則第三十二条第二項の規定により、河本幸男君、

永田章君に熊毛地区消防組合議会議員当選を告知いたします。

両議員に当選承諾の挨拶をお願いいたします。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） ただいま熊毛地区消防組合議員に選出していただきました河本幸男です。

市議会を代表して、しっかり職務を全うしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 続きまして、私のほうからも御挨拶を申し上げます。

今回、熊毛地区消防組合の議会議員として選任をいただき、まことにありがとうございます。その役割をちゃんとしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

△種子島地区広域事務組合議会議員の選挙

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、種子島地区広域事務組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は種子島地区広域事務組合規約第六条第三項の規定によるもので、市議会選出議員は三名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
再度お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

種子島地区広域事務組合議会の議員に中野周君、長野広美さん、永田章君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました中野周君、長野広美さん、永田章君を種子島地区広域事務組合議会の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました三名の方々が種子島地区広域事務組合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第三十二条第二項の規定により、中野周君、長野広美さん、永田章君に種子島地区広域事務組合議会議員当選を告知いたします。

三名の方々に当選承諾の挨拶をお願いいたします。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） お疲れさまです。種子島地区広域事務組合議会議員に選任をいただきました中野周でございます。

過去二年間に引き続き、これからまた二年間、一部事務組合議会議員として誠心誠意、精いっぱい頑張っておりますので、よろしく御指導をお願いいたします。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 私も種子島地区広域事務組合議員に当選させていただきました。

種子島地区広域事務組合の管轄の一つの広域のごみ焼却場は新しく稼働して複数年を経過してまいりました。市民の大変重要なインフラの一つであります。市民目線で改めてしっかりと効率的に行えるよう、広域議会議員として職務を務めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 私はこちらから失礼をさせていただきます。

ただいま種子島地区広域事務組合議会議員に当選をさせていただきました。まことにありがとうございます。

引き続きですね、その議会の役割を果たしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

△種子島産婦人科医院組合議会議員の選挙

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、種子島産婦人科医院組

合議会議員の選挙を行います。

本選挙は種子島産婦人科医院組合規約第六条第三項の規定によるもので、市議会選出議員は二名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。再度お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

種子島産婦人科医院組合議会の議員に生田直弘君、永田章君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました生田直弘君、永田章君を種子島産婦人科医院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、両議員が種子島産婦人科医院組合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第三十二条第二項の規定により、生田直弘君、永田章君に種子島産婦人科医院組合議会議員当選を告知いたします。両議員に当選承諾の挨拶をお願いいたします。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） このたび種子島産婦人科医院組合議会議員に選任されました生田直弘です。

大変若輩者ではありますが、しっかり任期中の二年間を頑張りたいと思います。よろしく願っています。

○議長（永田 章君） こちらから失礼をいたします。

私も今回、種子島産婦人科議会議員として引き続き当選をさせていただきます。その役割を果たしてまいりたいと思います。どうかよろしく願っています。ありがとうございます。

△議案審議

○議長（永田 章君） 次は、平成三十年関係議案の審議を行います。

△議案第一号 西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任に

ついて

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一五、議案第一号、西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書一ページをお開きください。

議案第一号、西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

地方税法第四百二十三条第三項の規定により、固定資産評価審査委員会委員を選任したところから、議会の同意を求めるものであります。

住所、西之表市西之表七六八六番地一三。氏名、前田光範。昭和四十九年三月六日生まれ。履歴に關しましては二ページを「ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会議務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 下川 和博 議員
- 二番 小倉 初男 議員
- 三番 竹下 秀樹 議員
- 五番 木原 幸四 議員
- 六番 川村 孝則 議員
- 七番 和田 香穂里 議員
- 八番 河本 幸男 議員
- 九番 鮫島 市憲 議員
- 一〇番 中野 周 議員

一番 田添辰郎 議員

二番 生田直弘 議員

三番 橋口好文 議員

四番 長野広美 議員

五番 渡辺道大 議員

一六番 橋口美幸 議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

であります。

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第一号、西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任についてはこれに同意することに決しました。

△議案第二号 西之表市公平委員会委員の選任について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第二号、西之表市

公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書三ページをお開きください。

議案第二号、西之表市公平委員会委員の選任についてであります。

地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

住所、西之表市西之表一五五九〇番地六。氏名、鎌田哲郎。昭和二十七年五月十九日生まれ。履歴に關しましては四ページをごらんいただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

再度お諮りいたします。

本案は会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。
議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会議務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一 番 下 川 和 博 議 員
- 二 番 小 倉 初 男 議 員

- 三 番 竹 下 秀 樹 議 員
- 五 番 木 原 幸 四 議 員
- 六 番 川 村 孝 則 議 員
- 七 番 和 田 香 穂 里 議 員
- 八 番 河 本 幸 男 議 員
- 九 番 鮫 島 市 憲 議 員
- 一〇番 中 野 周 議 員
- 一 一 番 田 添 辰 郎 議 員
- 一 二 番 生 田 直 弘 議 員
- 一 三 番 橋 口 好 文 議 員
- 一 四 番 長 野 広 美 議 員
- 一 五 番 渡 辺 道 大 議 員
- 一 六 番 橋 口 美 幸 議 員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第二号、西之表市公平委員会委員の選任についてはこれに同意することに決しました。

△議案第三号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変

更について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第三号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔企画課長 神村弘二君〕

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

議案書五ページをお開きください。

議案第三号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてでございます。

平成二十八年度から平成三十二年度を対象にいたしました西之表市辺地に係る総合整備計画については、施設ごと、事業主体ごとに辺地対策事業債の予定額の範囲を超える変更を行う必要が生じた場合については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第三条第八項において準用いたします同条第一項の規定より議会の議決を求めるということにされているところでございます。

別添の総合整備計画書をごらんください。変更点について御説明をいたします。

一ページをごらんください。

上から三行目の括弧書きの中、辺地の人口がござりますが、直近の平成三十年十二月末現在の人口一万五千四百三十五人としてございます。

続きまして、中ほどより若干下になりますが、二番、公共的施設の整備を必要とする事業の（二）農道とあったものが、農道に「林道」というのを加えまして文言の整理を行ってございます。これは県の事業で林道整備の実施に伴う変更となります。

三ページをお開きください。

公共的施設の整備計画の施設名も同様の変更を行っております。

あわせて、今回、施設ごと、事業主体ごとの辺地対策事業債の予定額がこれまでの計画額を上回る部分が発生することが見込まれる部分につきまして変更を加えてございます。

なお、本計画書の上程に当たっては、県知事との協議を行うという事にされておりますけれども、これにつきましては一月二十五日に異議のない旨回答を得ておりますことを御報告をし、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 所管ではないのでお伺いしたいんですが、今回、今、課長のほうから説明いただきました三ページの事業計画が五カ年ですので、もう残すところ、この本辺地債の計画ではあと一年という、二〇一九年度二〇二〇年度、失礼しました、二年間ですかね。その中で、今回大きく変わったものについて御説明をお願いいたします。

○企画課長（神村弘二君） 御説明いたします。

大きな変更点ということですが、三ページのほうに表はありますけれども、主な変更点といたしまして、先ほど言いました林道の部分については林道保全事業、大田林道というのが県の事業の中で加わっているということです。

あと、そのほかにも道路の部分で市道鴨女町西之表港線、それから教育の部門では中学校プール整備事業など、全体で六件の事業が

追加をされております。

全体といたしましては、今御案内のとおり、二〇一六年から二〇二〇年度までの辺地対策事業債の計画になりますけれども、予定額は一億六千三百七十一万円増えまして、全体額で十二億七千五百四十万円となっております。以上です。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 同じ計画書の三ページの表なんですけれども、へき地集会所のところが数字が大きくなっておりますので、ここを具体的に御説明願いたいと思います。

○企画課長（神村弘二君） 今、御指摘の部分について、へき地集会所の部分になりますけれども、この部分については現和みどり保育園ですね、あそこの整備事業の部分が入っております。以上です。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

何か疑義がありますか。

○一四番（長野広美さん） へき地集会所の質問をされたのに、すみません。へき地集会所の予算書の部分だと思うんですが、事業費としては、保育所の部分に回答いただいたかと思うんですけど、違いますよね。現和みどり保育園の分はへき地集会所の部分に含まれるんですか。

○企画課長（神村弘二君） お答えをいたします。

すみません、へき地集会所の部分について私、今、保育所の部分を申し上げましたけど、保育所の分は保育所等整備交付金の部分でございます。

へき地集会所の部分については、中学校プール整備事業の部分が新たに二〇一九年度の計画書の設計、それから二〇二〇年度のプールの新設工事という部分で新たに入っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第四号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について

いて

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第四号、西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「企画課長 神村弘二君」

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

議案書の六ページをお願いします。

本案は、西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであ

ります。

過疎地域自立促進計画は、平成二十八年度から平成三十二年までの計画について策定をしておりますけれども、一部変更が生じたために過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項の規定において準用いたします同条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

議会の議決要件とされているものが事業名、施設名区分の追加又は中止、及び大幅な事業料の増減というふうにされているところで

別添お配りしております過疎地域自立促進計画書平成二十八（二〇一六）年度から二〇二〇年度までというのがございますが、この五八ページを開きいただきたいと思っております。

自立促進施策区分、六、教育の振興の事業計画が掲載をされてございますけれども、この二列目の欄が事業名（施設名）とあります。

今回、この欄について追加として、一番下段になりますけれども、（四）過疎地域自立促進特別事業が追加をされたことと、大幅な事業料の増減の部分としては、この五八ページから五九ページに掲載をされております自立促進施策区分、六の教育の振興に係る概算事業費が二割を超える変更となったことにより、議決を要することとなったものがございます。

その要因としては、小学校空調整備事業、中学校空調整備事業、あるいは中学校のトイレ改修及び学校給食費無償化事業等、十の事

業を追加したことによるものでございます。

計画書全体として、変更になった箇所についてはアンダーラインを引いてございます。

変更のほとんどは施策区分ごとに定められた事業計画の追加、修正となります。

追加となった事業について御説明をいたします。

まず、三八ページをお開きください。

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の施策区分となりますが、(一)市町村道道路の部分に鴨女町西之表港線道路舗装事業を、三九ページ、(六)電気通信等情報化のための施設、その他の情報化のための施設に、避難所Wi-Fi整備事業を追加しております。

四五ページをお開きください。

施策区分、三、生活環境の整備の事業名の列、最下段、(五)消防施設。四六ページをめぐっていただいて、水槽付消防ポンプ自動車更新事業、及び事業名の列の(八)その他に住宅環境整備事業を追加しております。

続いて、五〇ページをお開きください。

施策区分四、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(三)児童福祉施設保育所に保育所等整備交付金事業を追加しております。

五七ページをお開きください。

唯一文章の追加になります。教育の振興のその対策の中に、エと

して、過疎地域自立促進特別事業を追加をし、学校給食費無償化事業についての説明を追記してございます。これは本事業について過疎ソフトの適用を可能とするために新たに追記しようとするものでございます。

次の五八ページからは、施策区分、六、教育の振興の事業計画となりますけれども、(一)学校教育関連施設の中に小学校特別教室空調整備事業、小学校空調整備事業、小学校施設改修事業、中学校空調整備事業、小学校グラウンド整備事業、中学校プール整備事業、配食配送車更新事業、中学校トイレ改修事業の八事業を追加。

また、(三)集会施設、体育施設等に体育施設改修事業を追加するとともに、先ほど説明いたしました過疎ソフト分について、事業名に(四)過疎地域自立促進特別事業と、事業内容に学校給食費無償化事業を追加してございます。

なお、六七ページには過疎地域自立促進特別事業、今のいわゆる過疎ソフトの部分についての再掲がございますけれども、ここにもただいまの学校給食費無償化事業が追加をされてございます。

その他の変更は事業名の変更というふうになります。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第五号 平成三十年西之表市一般会計補正予算（第六号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第五号、平成三十年西之表市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

平成三十年度一般会計補正予算書をごらんください。

なお、財政係が作成いたしました詳細説明書も配付してございますので、参考にごらんいただきたいと思っております。

それでは、予算書条文をお開きください。

本案は、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第六号）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二億三千三百四十八万円を減額。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百三億三千三百七十三万円とするものであります。

五ページをお開きください。

第二表は繰越明許費補正についてであります。

繰越明許費補正は、追加十二件、総額二億八千万四千円でございます。

そのうち、一番目の農業費、自給飼料生産拡大事業は、事業実施

主体である県地域振興公社が入札を複数回行ったものの入札不成立となり、平成三十一年三月に再度入札を行う予定とされていることから、国、県及び事業参加者より年度内の事業執行を求められており、年度内に入札を行い、可能な限り早期着工を実現するために繰り越すものでございます。

一つ空けまして、特産品開発センター管理事業並びに下から二つ目の体育施設管理事業につきましては、十二月補正におきまして台風二十四号の被害による屋根修繕を計上させていただきましたが、全国的な資材不足のため、納品、施工に多くの日数を要することから繰り越すものでございます。

また、中ほどの社会資本整備総合交付金事業の鴨女町西之表港線や中学校の空調設備整備事業は、国の補正によるものでございます。

そのほか七事業、上から二つ目の漁港以下、橋梁、道路、港湾、災害等は全て建設課関連の事業であり、天候不良や受益者等との交渉に不測の日数を要したことなどから年度内完成が困難と見込まれ、翌年度に繰り越そうとするものでございます。

六ページをお開きください。

第三表は地方債補正についてであります。

地方債補正は、変更五件で、辺地対策事業、過疎対策事業、自然災害防止事業、緊急防災・減災事業、災害復旧債で、事業の確定及びそれに伴う調整によるもので、合計七億五千五百五十二万円。補正前と比べますと、三千百十万円の限度額の減額となります。

続いて、事項別明細書の歳出から主なものについて御説明いたします。三月補正でございますので、多くは実績又は実績見込みに伴う補正となっております。

まず、一四ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費は、項全体で九千八百八十五万五千円、減額補正でございます。

主なものについて御説明いたします。

十目財産管理費に千五十五万九千円を追加しております。主なものは、二十五節積立金で、今回の予算調整により財政調整基金に一億四千六百八十三万三千円を増額。また、西之表市ふるさと応援寄附金の見込みを下方修正したことにより一億三千五百万円の減額などとしています。

なお、積立金については、別途お配りしております三月補正予算資料の五ページに現段階での状況をお示してございますので、参考にさせていただきたいと思えます。

三月補正段階で財政調整基金の状況は十七億五千九百八十一万四千円となる見込みであります。

十二目企画費は、一千五百三十七万二千円の減額となっております。

一五ページをお開きください。

主なものは、十九節負担金補助及び交付金のうち、説明欄記載の負担金、有人国境離島法関連の交付金の航路・航空路運賃低廉化事業一千百八十万二千円の減額で、実績見込みに伴うものでございま

す。

同じページの最下段になります。二十三目地域振興費は、全体で八千八百九十万円の減額となっております。主なものは、まず十二節役務費ですが、先ほどのふるさと応援寄附金の見込みを下方修正したことに伴い、ふるさと納税代理納付システムなどの利用料等を減額したことによる一千三百十八万二千円の減。さらに、その下段になります。十三節委託料で同じく先ほどの応援寄附金の見込みを下方修正したことに伴い、寄附に対する返礼品発送業務の見込みも減となったことなどにより、委託料を七千二百二十六万二千円減額しようとするものであります。

続いて、一七ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費は、項全体として一千三百八十八万二千円の減額となっております。

主なものを御説明いたします。

九目障害者福祉費が一千七百九万五千円の減額となっております。要因といたしましては、二十節扶助費で説明欄に記載のとおり、各種給付事業や支援などの減額によるもので、特に居宅介護や就労継続支援などの利用者の減少等により減額をされております。

一八ページをごらんください。

三款民生費、三項生活保護費は、項全体で八千六百四十二万六千円の減額となっております。主なものは、二目扶助費で保護対象者の減少により、二十節扶助費、説明欄に記載しておりますそれぞれの

扶助費の合計で八千六百五十二万四千円を減額しております。

一九ページをお開きください。

下段にあります六款農林水産業費、一項農業費は、項全体としては二千六百七十九万九千円の減額補正であります。主なものは、二〇ページ、三目農業振興費、十九節負担金補助及び交付金が鳥獣被害防止総合対策整備事業など事業実績に伴い五百三十五万五千円の減額となっております。これは国の補助予算枠の配当減に伴うものでございます。

同様に、十目農地費の十九節負担金補助及び交付金においても、事業費確定に伴い一千四百六十五万八千円を減額してございます。

二一ページをお開きください。

下段のほうになります。七款商工費、一項商工費、二目商工振興費、十七節公有財産購入費に株券購入費として一千万円の追加をしております。こちらは種子島公設卸売市場を運営している種子島中央青果株式会社に対し、市とJ Aが増資を行い、財政基盤の強化及び経営改善を図ろうとするものでございます。

二二ページをお開きください。

八款土木費、二項道路橋梁費は、全体として二千四百五十一万円の増額となっております。主なものは三目道路新設改良費で、国の第二次補正予算を活用し、市道鴨女西之表港線の舗装を行おうとするもので、今年度につきましては排水工事を行い、翌年度へ繰り越しを予定しております。こちらの部分で十五節工事請負費が三千万円

増額となっております。

その二つ下になります。同款、五項港湾費、二目港湾建設費、十九節負担金補助及び交付金は、国の交付金が減額されたことにより、それぞれの事業の合計で一千四百八十四万八千円の減額となっております。

続いて、歳入について御説明いたします。

九ページをお開きください。

九ページの最下段から一二ページ上段にかけて、国、県の補助金、負担金及び委託金の補正をお示ししてございます。一部、財源組替も含んでおりますが、いずれも歳出の実績に伴うものでございます。

一二ページをお開きください。

中段付近になります。十六款寄附金、一項寄附金、一目寄附金は、一億三千五百万円の減額であります。ふるさと応援寄附金で、歳出でも御説明いたしましたが見込みの下方修正により減額するものでございます。

一三ページをごらんください。

二十款市債、一項市債は、全体で三千百万円を減額しております。三目辺地債以下、それぞれ事業実績見込みに伴い事業費の変更及び調整を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終了いたします。

△予算特別委員会の設置及び構成

○議長（永田 章君） ここで、日程第二〇、予算特別委員会の設置及び構成についてお諮りいたします。

本案につきましては、十五人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第五号、平成三十二年西之表市一般会計補正予算（第六号）は、十五名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

△予算特別委員会委員の選任

○議長（永田 章君） 次に、日程第二一、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第八条第一項の規定により、議長が指名をいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員は、議長を除く全議

員十五名の諸君を指名いたします。

△予算特別委員会の正副委員長選出結果報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、予算特別委員会の正副委員長選出結果について御報告いたします。

予算特別委員会委員長は小倉初男君、同副委員長は河本幸男君、以上のとおりであります。よろしくお願いをいたします。

△議案第六号 平成三十二年西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、議案第六号、平成三十二年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十二年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）です。

補正予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百六十三万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億八千二百二十二万三千円とするものです。

補正の主なものについて歳出から御説明いたします。

予算書六ページをお開きください。

二款保険給付費、二項高額療養諸費、一目一般被保険者高額療養費五百九万六千円の追加は、十二月診療分までの実績に基づく決算見込みの推計による補正です。

五款保健事業費、二項、一目特定健康診査等事業費百七十七万七千円の減額は、七節賃金百三十二万九千円の減額がその主なもので、決算見込みによる補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

四款県支出金、一項県補助金、一目保険給付費等交付金三百八十三万三千円の追加は、一節普通交付金五百九万六千円の追加及び二節特別交付金百二十六万三千円の減額によるもので、普通交付金については歳出の保険給付費の増額補正に伴うもの、特別交付税については特定健康診査等負担金の実績見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第七号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、議案第七号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 森 真樹君」

○高齢者支援課長（森 真樹君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）でございます。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二千五百七十九万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億三千三十三万八千円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費十三万五千円の追加は、低所得者の保険料の軽減強化に対応するためのシステム改修費用で、全額国の補助によるものです。

八ページにかけましての二款保険給付費の減額及び増額は、給付見込みによる補正でございます。

同じく八ページ、三款地域支援事業費、一項介護予防生活支援サービス事業費九百三十八万一千円の減額は、主に介護予防事業の実

績見込み及び臨時雇用者賃金の減額によるものです。

九ページをごらんください。

同款、三項包括的支援事業任意事業費一千百十六万四千円の減額は、主に臨時雇用者賃金及びそれに伴う社会保険料の減額によるものです。

四款、一項基金積立金八百六十八万八千円の追加は、本補正予算の財源調整によるものです。

七款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、並びに三項繰出金につきましても、過年度分の介護給付費につきましても精算、返納するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款国庫支出金、二項国庫補助金、五目保険者機能強化推進交付金は、本年度から新たに設けられた制度で、市町村や都道府県による高齢者の自立支援、重度化防止等に対する取り組みに応じて交付される交付金で、本年度二百九十六万七千円の交付を受けることになったものです。

そのほか、三款国庫支出金から、六ページにかけましての七款繰入金まで、主に歳出の保険給付費及び地域支援事業費の補正に伴いまして再算定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第八号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二五、議案第八号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）です。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百四十五万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千四百二十三万六千円とするものです。

補正につきまして、歳出から御説明します。

六ページをお開きください。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金百四十五万五千円の減額は、保険基盤安定分担金の補正で、広域連合からの決定通知

に基づくものでございます。

次に、歳入について御説明します。

五ページをお開きください。

四款繰入金、一項一般会計繰入金、二目保険基盤安定繰入金百十四万五千円の減額は、歳出の保険基盤安定分担金の補正に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第九号 平成三十年西之表市水道事業会計補正予算

(第五号)

○議長（永田 章君） 次は、日程第二六、議案第九号、平成三十年西之表市水道事業会計補正予算(第五号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 上妻敏男君」

○水道課長（上妻敏男君） 平成三十年西之表市水道事業会計補正予算(第五号)について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は、収益的収入及び支出の補正です。収入の事業収益を六

百三十五万四千円増額して四億五千九百四十二万六千円に、支出の事業費を一千七十七万九千円減額して四億三千三百七十六万五千円に改めるものです。

内容につきましては、一一ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書です。

収入の一款事業収益、二項営業外収益六百三十五万四千円の増額は、五目消費税及び地方消費税還付金です。

支出の一款事業費一千七十七万九千円の減額は、一項営業費用、

一目原水及び浄水費に時間外勤務手当三十万円を計上し、二項営業外費用、二目消費税及び地方消費税一千百七十九千円が皆無となる

ものです。消費税及び地方消費税が還付となりますのは、前年度事業費の繰越額が大きく、支払う消費税が受け取る消費税を上回るこ

とによるものです。

一ページにお戻りください。

第三条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を三十万円増額して七千八百八十四万六千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、馬毛島対策特別委員会から議案第二七号、馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地売買交渉に反対する意見書の提出についての一件が提出されました。

この際、議案第二七号を追加上程し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ここで、しばらく資料配布のために休憩をいたします。そのままお待ちいただきたいと思います。

午後三時三十九分休憩

午後三時四十二分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第二七号 馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地

売買交渉に反対する意見書の提出について

○議長（永田 章君） 追加日程第三一、議案第二七号、馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地売買交渉に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「馬毛島対策特別委員長 長野広美さん登壇」

○馬毛島対策特別委員長（長野広美さん） 議案第二七号、馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地買収交渉に反対する意見書について、議案説明をいたします。

提案者、馬毛島対策特別委員会委員長、長野広美。

読み上げて、説明にかえさせていただきます。

馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地買収交渉に反対する意見書。

西之表市議会は、これまで幾度となく馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練及び自衛隊施設整備に反対の決議を行い、頭ごなしの政府の対応に抗議してきた。

そして、平成二十九年三月議会において、改選後、新たな議員構成の中でも、この件に関して改めて反対決議を行った。

そうした状況の中で、平成三十一年一月二十一日、原田防衛副大

臣を初めとする防衛省関係者が西之表市役所に来庁し、市長及び議会議長に対し、馬毛島における地権者と土地建物の売買条件についておおむね合意に至り、今後早期の売買契約を締結できるようにしたいとの報告がなされている。

あわせて、今後、馬毛島に関して物件調査、環境調査、気象調査及び測量調査等を行う旨の説明がなされた。

本市議会は、日米地位協定による弊害、騒音被害や落下物等、市民生活への悪影響などを理由に、これまで一貫して軍事施設整備に強く反対してきた。

自然豊かな種子島、美しい景観を眺望でき、農業と観光産業の振興を土台とした島の将来づくりを目指している本市においては、国と地権者だけで、地元の意向を無視した土地の売買交渉を看過することはできない。

馬毛島における問題は新たな段階に移ったと言わざるを得ない。よって、本市議会は国が米軍空母艦載機離着訓練及び自衛隊施設整備を前提とする地権者との馬毛島の土地売買交渉を進めることについて、改めて強く反対する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。
平成三十一年二月十九日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出者は内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣であります。

議員各位の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 議案第二七号、馬毛島への米軍空母艦載機離着訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地売買交渉に反対する意見書の提出について、反対の立場で討論いたします。

我が国は戦後一貫して平和国家としての道を歩んできています。

これは平和主義の理念のもと、先人たちの不断の努力によってなされ、遂げられてきたものです。

我が国政府の最も重大な責務は、我が国の平和と安全を維持し、国家の存立を全うするとともに、国民の生命・身体・財産、そして領土・領海・領空を守り抜くことにあります。これは我が国が独立

国家として第一義的に果たすべき責任であり、我が国が自らの主体的、自主的な努力によってかかる責任を果たしていくことが我が国の安全保障の根幹でもあります。

我が国の防衛力はこれを最終的に担保するものであり、平和国家である我が国の揺るぎない意思と能力を明確に示すものであります。そして、我が国の平和と安全が維持されることは我が国の繁栄の不可欠の前提でもあります。

現在、我が国を取り巻く安全保障環境は極めて速いスピードで変化し、国際社会のパワーバランスの変化は加速化、複雑化し、既存の秩序をめぐる不確実性は増大しています。

また、宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域の利用が急速に拡大し、陸海空という従来の物理的な領域における対応を重視してきた、これまでの我が国の国家の安全保障のあり方を根本から変えようとしていると言っても過言ではないと考えます。

そのような中にあっても平和国家として歩んでいく我が国は、激変する安全保障環境の中、我が国自身が国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空、そして主権独立は主体的、自主的な努力によって守る体制を抜本的に強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図っていく必要があるかとも考えます。

加えて、今やどの国も一国では自国の安全を守ることはできない環境でもあります。日米同盟や各国との安全保障協力の強化は我が国の安全保障にとって不可欠であり、我が国自身の努力なくしてこ

れを達成することはできないと考えます。

国際社会もまた、我が国が国力にふさわしい役割を果たしていくことを期待しているはずです。

我が国は四方を海に囲まれた長い海岸線を持ち、本土から離れた多くの島嶼及び広大な排他的経済水域を有しており、そこには守るべき国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び各種資源が広く存在しています。

また、海洋国家であり、資源や食料の多くを海外との貿易に依存する我が国にとって、法の支配、航行の自由等の基本的ルールに基づく、開かれ安定した海洋の秩序を強化し、海上交通及び航空交通の安全を確保することが平和と繁栄の基礎でもあります。

特に、我が国の必要とするエネルギーの八五％を占める中東ホルムズ海峡からの石油ルートがマラッカ、シンガポールを経由して南シナ海から南西諸島列線に沿っている海上交通、シーレーンの安全確保も喫緊の課題の一つだと考えます。

このような中であって、このたび馬毛島の売買交渉が仮契約に至ったことは大変喜ばしいことであり、この日を一日千秋の思いで待ちわびていた多くの市民にとってはこの上ない朗報だと歓迎しております。

何はともあれ、このたびの仮契約は二〇一一年のツー・プラス・ツーにおいての共同声明の履行に大きく前進し、同盟国との信頼関係が保たれたと同時に、今後、同盟国との間により強力な関係が構

築される礎となり得る快挙だと、高く評価すべきと考えます。

このまま特段のアクシデントが発生しない限り、三月末までには売買が成立し、島の引き渡しが実現され、いよいよ計画段階から実行段階へとステージは移行していくものと期待いたしております。

これまで以上に中央との連携をしっかりと保ちつつ、国防の強化はもとより、住民のニーズをくまなくみ上げ、多くの市民が待ちわびたこの千載一遇の大きなチャンスを最大限活用し、財政破綻を危惧していた本市の財政再建はもとより、人口減少、少子高齢化が進み限界状況を迎えつつある各業種の救世主と捉え、経済の波及効果をも最重要課題に位置づけ、官民一体となって種子島全体の恒久浮揚に努めるべきと考えます。

最後に、我が国を取り巻く安全保障環境は今や予断を許せぬ状況下にあることを肝に銘じていただきたいと存じます。

一つには、北方領土主権問題を含む日露関係。一つには、全く進展の兆しさえ見えない拉致問題に加えて、核やミサイルの恐怖を感じる日朝関係。一つには、竹島問題や慰安婦問題、徴用工訴訟問題、レーダー照射問題等々の日韓関係。一つには、尖閣諸島問題などを含む日中関係などなど、列記すると限りがございません。いずれの問題にしても等しく言えることは、既存の国際法や我が国の法律や常識、良識等の分野では到底解決されないような大変厳しい外交問題に発展していくのではなからうかと危惧する一人です。

馬毛島への自衛隊施設設置及びFCLP訓練移転の実行は、我が

国が独立国家としての第一義的な責任を果たすことであり、日米同盟のもとでの我が国の役割を十分に果たし、その抑止力と対処力を一層強化にしていく道であり、各国との安全保障協力を戦略的に進めていくための基礎でもあろうかと存じます。加えて、我が国を取り巻く安全保障問題の抑止力向上の一助となることを大きく期待している一人です。

いずれにしろ、専守防衛を基軸とする我が国にとっての馬毛島は、国際海峡である大隅海峡に面し、海洋国家としての我が国の海上交通の安全確保はもとより、重要な島嶼防衛上の戦略的位置にあり、国を守るという国防上の大きな役割を担う地理的位置にあることで

す。

これらの重要性を多くの市民に理解していただくためにも、国の説明責任は重要だと考えます。

同時に、騒音のため生活が脅かされると妄信してFCLP移転に反対する市民が大半を占めていることから、国はできるだけ早い段階で実際の戦闘機でデモフライトを実行し、訓練に伴う音、音量を多くの市民に体感していただき、賛否の判断にいただきたい。

そして、この重要な機会に、戦争のない平和な社会を構築するためにはどうすべきかを国民の一人として真剣に考える好機として捉えていただきたいと考えます。

馬毛島問題は我が国一国の安全保障問題にとどまらず、全世界の恒久平和に大きく貢献できる事業だと確信いたしております。

以上の理由に加え、念のため、外交問題、国防、安全保障に関する問題は国の専権事項であることを申し添えまして、反対討論いたします。議員各位の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） ここで、議長よりお願いを申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第二七号、馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地売買交渉に反対する意見書の提案について、賛成の立場から討論をいたします。

ただいま同僚議員のほうから大変長く、しっかりと国防についてのお話を伺いましたが、私はそれに対して、ここに日本国憲法の前文を読ませていただきたいと思います。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」。一部抜粋です。

また、憲法九条も読ませていただきたいと思います。

第九条、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

二、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」。

そしてまた、先ほど市長の施政方針にも、外交努力によってこそ平和と安心を守っていく、その努力が必要というお話がありました。

また、馬毛島に関して、仮契約に至ったというふうには先ほど同僚議員が話されましたが、これについてはさきの防衛副大臣の説明にも、仮契約に至っているというお答えはありませんでした。まだ決まっていないというふうには市長がその説明を求め、確認をしております。三月末までの土地の引き渡しという話も、そういったスケジュールもないというふうには確認をされております。

騒音が生活を壊すと妄信している市民がいるというお話もありましたが、既に厚木であったり、あるいは新田原であったり、いろいろなところで各種の訓練に際しての騒音について、もうこれ以上は我慢できないというふうには住民がいろいろな訴訟を起こしている、それは実例として各地にあります。決して妄信ではありません。

そういったところからも、この今回出されました意見書、馬毛島をめぐる状況が大きく変わっているこのときに出すことには非常に意義があるものと考え、賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 議案第二七号、馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地売買交渉に反対する意見書提出につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、二つの立場から討論をさせていただきたいと思えます。

一つ目は、議会人としてであります。私も市民の代表として議員として選出されております。そのような立場の議会人として、そして二つ目に、先ほど同僚議員のほうで国防、その問題、また東アジアの環境の問題も語る訴えていただきました。そのような立場から、この馬毛島の自衛隊施設及びFCLP訓練につきまして推進する立場から、この二点から賛成の討論をさせていただきますと思います。

こちらの意見書のほうにもございますように、平成二十九年三月議会におきまして、改選後、新たな議員構成の中でもこの件に関して改めて反対決議を行ったと書いております。改選後でございますから、その後、調査研究は各議員なされたかと思えます。

しかし、その平成二十九年三月議会において、少し失礼かもしれませんが、議員としてきっちり調査をした上での判断ができたのか

どうか。

各々議員の方は自分なりに判断されたんでしようが、私のほうも六年前に議員に再選させていただきました。市民の皆様の税金を使って、神奈川県厚木基地、そして山口県岩国基地、沖縄のほうの基地の視察調査のほうも行いました。また、最後の年には、小倉委員長、多分長野広美副委員長だったと思いますが、東京のほうにお伺いし、国防衛省の話もお聞きし、調査をしたことがございます。

平成二十九年三月議会といえは、馬毛島特別委員会は十五人で構成されております。そのうちの三分の一、五名の方がかわったわけでありまして。私も二年前に、今申し上げていることと全く同じことを訴えさせていただいたと思えます。まずは調査研究をして、それからでも遅くはないのではないかと、そのようなことを訴えたわけでありまして、それから二年間、どのような調査研究が行われたのでしょうか。

今、私の目の前にいらつしやいます十四名の同僚議員はどのような調査がなされたかを御存じかと思えます。二年前にもやった過ちを私は今回も犯したのではないかと、思うように思うわけでありまして。我々議員は、賛成反対を初めから掲げて、イデオロギーを掲げて活動する活動家ではございません。今を生きる市民のために、そして十年後、二十年後の市民のためにどうすればいいのか。

また、国防は国の専権事項でもございます。それに関して、西之表市議会の議員としてもそうでありますが、一日本国民としても、

市民の代表たる国民たる西之表市民の代表たる議員としても、考えていかなければならなかった、そのように思うわけであります。

そして今、この問題に關しましては国のほうと地権者のほうが調査し、そして契約にこぎつけようか、そういう段階でございます。

市長も、そのような中ではつきりと判断をしかねている状況でもございます。

私はやはり議会人としてきつちりと市民にかわってこの問題を調査研究し、そして対応していくべきだと思っております。

そのような意味で、前回二年前、そして今回、そして二年前も、そして六年前も同じように、唐突にこのような反対の決議が出されました。そのようなことを当然のように出される新人議員が入った。六年前は私も新人議員でございました。それで本当に議会人として言えるのか、考えていただければと思います。

そして、推進する立場から申し上げたいと思います。

これまで二十数回にわたって、議員再選していただいて馬毛島の問題、一般質問をさせていただきましたので長々とはいたしません、簡潔に申し上げます。

反対の理由の方は、毎日のように騒音がある、今は訂正されていると思いますが、騒音の問題、事故の問題、そして将来的に米軍基地になるのではないか。そして、米軍人がやってくることによって治安の悪化が生じるのではないか。そして、何よりも守らなければならぬ種子島、ふるさとの自然環境が破壊されるのではないか。

そのようなもろもろな反対理由があるかもしれません。

年末から当初におきまして、新聞報道、テレビ報道がございました。明らかになつたことは、この問題が、馬毛島の問題がFCLP訓練のみではないということであります。

六年半前から私のほうは説明を伺ってりましたが、馬毛島に自衛隊の施設をつくり、そして大規模災害時の自衛隊の拠点として使う。また、長期間にわたつた場合には屈強な自衛隊員といえども疲れ果て、精神的にも肉体的にもダメージを受けるわけで、そのような方たちの休養の場所にもなりはしないか。そして、元気になつて、また国民を災害から守るために出動していただくことになるのではないか、大規模災害時の拠点として。

そして二つ目に、南西諸島防衛のかなめ、訓練地として挙げられたわけであります。

そして、そのような施設としてできた馬毛島の滑走路を米軍におけるFCLP訓練の場所として、年に一回から二回貸してもらい、訓練を行うということになりました。

今回のテレビ報道、新聞報道で初めて、一般市民の皆さんは、このFCLP訓練が年に一回から二回で、そして我々に騒音被害の可能性を与える日数というのは十日間にすぎない。前後、準備のため、片づけの期間が必要でありますから、当然期間としては一カ月ぐらいになってまいります。

私もこの問題、どれくらいかかるのか調べてまいりました。国防

に関する事でございますから、なかなか情報がなかったわけですが、大分前に日本共産党のほうが国会のほうで質疑をしております。短ければ四日間、五日間。また、一週間、十日間、十日間以上かかることも、十二三日かかることもあったわけでありまして。そのときの訓練を行うパイロットの技量、それを戻すための訓練であり、また試験でもありますから、その時々で日数が変わっていくというのが現状であります。しかしながら、ありがたいことに、その日数は市民の皆様、御存じになりました。

そして、騒音の問題でございます。

神奈川県厚木基地、五名の方を除く十名の方と一緒に、私は厚木基地に調査に参りました。同じ騒音を、爆音を聞いております。ほぼ頭真上の騒音でありました。

神奈川県厚木基地、七十デシベル以上の騒音地帯。はつきり言って騒音ではございません。爆音でございます。その下に二十万人以上の人が暮らしているのではないか、そのように伝え聞いたところでもございます。頭の上を飛ぶからものすごい爆音がするわけでありまして。

これは、これまでも一般質問で申し上げましたように、馬毛島は西之表市から一番近いところでも十二キロ離れております。

また、神奈川県厚木基地、その場合は厚木基地から十二キロの半円を描きますと、新幹線の新横浜駅でございます。その場所で騒音の問題を聞いたことがあるのか。事故の話聞いたことがあるのか。

私は皆無に近いかと思っております。

また、隣の中種子町馬毛島特別委員会においては、我々の議会のように反対ということで調査はいたしておりません。やはり町民の皆さんに、町長より議員より、やはり町民の皆さんに正確な情報を与えた、提供した上で、その話も聞きながら自分たちの判断を下そうということ、山口県岩国基地、その滑走路から十二キロ離れた場所で音をはかっております。その結論は、十二キロ離れば騒音の問題はさほど生じないということでありました。

残念ながらこの音の測定は昼間行われております。FCLP訓練、NLP訓練、夜中の訓練も含まれるわけでありまして。昼間だけではなく、夜間、深夜に。調べたところでは、一時、二時ぐらいにも行われることもあるようでもございます。その場合は、風向きによっては多少の騒音が生じるかもしれない、それは思うわけですが、やはり基本的には、中種子町馬毛島特別委員会の報告のとおり、十二キロ離れば騒音の問題はさほど生じないと考えられております。それと今、六十機の空母艦載機が移設された岩国基地のほうはその騒音被害を縮減しようということで、滑走路の場所を一キロ沖合にしたというふうな話も聞いております。今ある滑走路を沖合に一キロ出して、騒音を低減したという話も聞いております。

そのようなことを考えれば、実際に皆様がおっしゃるような騒音の問題が発生するのかな。全く発生しないとは言えませんが、御心配するほどではないのではないかと、そんなふうにも思っております。

また、米軍基地になる云々、治安の悪化等ございます。

この辺はまた一般質問のほうで説明させていただきたいと思うわけですが、アメリカのほうはオバマ大統領のもとで世界の警察官をやめるとはつきり言いました。そのせいで中国の南シナ海の横暴はあつたわけでありますが、それでも方針は変わっておりません。

また、沖縄県辺野古の問題も普天間の問題のほうも、米軍基地縮小、またグアムへの撤退の流れの一環であることも市民の皆様御存じかと思えます。

そして、プラス面でございます。

先ほどから申し上げています大規模災害時の備え、そして南西諸島の防衛、そして日米同盟の強化、さらに我々身近な問題といたしましては、夜間におきましては鹿屋のほうからヘリのほうが飛んできて、病人の皆さんや事故を起こして大けがをされた方を搬送しております。これをどうしても、私は国防衛省に協力して馬毛島にそのような施設をつくっていただき、万が一何かがあつた場合には馬毛島の自衛隊員の皆さんがここにすぐ飛んできて、命を救っていただけばと思っておるわけであります。これまで救えなかつた命が救える可能性が大にあるということもお知りおきいただければと思います。

また、補助金の問題、再編交付金、基地交付金、また、自衛隊員が来ることによる税収増の問題もございます。このことによつて経

済の活性化を図る、その必要があるのではないのでしょうか。

そして、毎年二百名のように人口減少は続いております。十年間で二千名減ることになっていくわけであります。その人口減少の中、このままでもいいのかもしれませんが、私はやはり人が来ることはこの西之表市にとって重要な課題だと思っております。

そして、この自衛隊員の連れてくる家族の皆様、子供たちもいるわけであります。本来ならこの町の、西之表市の小学校、中学校で見られるはずだったかわいい笑顔も笑い声も、このままいけば隣の町で見られるというふうなことになりはしないか、そのような懸念を抱いております。

長くなりますので、また一般質問の機会を利用して申し上げます。せていただければと思います。

今申し上げます、今討論の場所で、本当にこの問題について賛成をする方がいらつしやるならば、反対の声ばかりではなく、どうすればここが、このふるさとが、子供たちが出ていくだけのふるさと西之表市から帰つてこれる西之表市にできる代替案があるのか、教えていただければと思っております。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地売買交渉に反対する意見書案についての賛成の立場から討論を行いたいと思ひます。

今の反対討論に對しまして、私も代替案を含めまして討論をいたしたいと思ひます。

それと調査研究、これまで行つてまいりました。私も調査の一端を今申し述べたいと思ひますが、厚木基地に調査に行つたときは、自衛隊の人たちに対して住民がもつと音を低くしてほしいという要求をしたときに、そこで自衛隊の人たちが言つたことは、「米軍がノーと言へばいたし方ないんですよ」、こういうことを住民の人が言つておりました。

これは本当に、日本がアメリカの属国になっている、安全保障条約のもとで本当に私たちの暮らしがどのように害されていつているか、こういう歴史が本当にかいま見える、今もそういう状況が続いていると思ひます。

私たち、この二年間調査研究を行つてまいりました。その中で、やはり自衛隊が出ず、防衛省が出ず情報が本当に真実のものなのか。これは一旦出したとしても、それは米軍にお伺いをしなきゃいけない、そういう情報だということを確認してまいりました。

そしてまた、安倍政権、二〇一五年、安全保障法制を強行いたしました。その後、戦争する国へと突き進んでおります。その証拠に、この直近で種子島でも米軍との合同訓練を初め、南西諸島、さらには九州、沖縄などの軍事化が急速に進められております。憲法九条の持つ専守防衛の概念を大きく投げ捨てております。

皆さん、先ほど専守防衛、このことを言いましたが、ステルス戦

闘機を買い、アメリカの兵器を爆買している、こういう状況が本当に専守防衛と言えるのでしょうか。

こういう根拠の一つ、安倍政権は沖縄で示された民意をどんどん無視して、強引な辺野古への土砂投入なども進めております。

しかし、市長も申されましたが、今、世界は平和の方向へと動いているんです。そういう中で、日本が後世に借金をしてまで兵器をかう、こういう状況を本当に私たちは議会人として訴えていかなければいけないと思ひます。

日本の政府が果たすべき役割は軍事拡大ではなく、平和の方向へ議論を進めるべきではないでしょうか。

安倍政権は中期防衛計画に二十七兆円という軍事費を使う計画をしております。兵器をかうための借金を私たちの子供や孫たちに残す、こういう政治を続けさせてはいけません。私たちが日々働いている税金、納めている税金は福祉と教育に使うべきです。そして、将来の子供たちのために、この豊かな種子島、馬毛島を残していく、そういうことが今、私たち議会人には求められているのではないのでしょうか。

今、地方のですね、地方の高齢化や人口減少が続いております。

これは各地域の市長のせいでもありません。議会のせいでもありません。これは国のせいです。一極集中をなくしていこう、こういうことを言いながら、地方にどんどん人が少なくなる、これは政治の力で変えられるものです。決して今までの市長、そして議会のせい

ではなく、政治がもつと地域で私たちが子育てをできる、そういう暮らしを守っていくべきではないでしょうか。

少子高齢化、子育て支援の充実こそ求められております。これ以上、日本に軍事基地は要りません。平和な道を模索する時代にこれ以上の基地は必要ありません。ましてや、馬毛島にそういう基地をつくることは断じて許されてはいけません。

私たちは議会でもたくさん議論をしてみました。これまでも、そしてこれからも、馬毛島、種子島には軍事基地は要らない。こういうことを市民と一緒に、皆さんと一緒に声を上げていきたい。そういう思いを訴えていきたいと思えます。

そういう立場から、意見書を出すべきということを主張して終わります。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「六番 川村孝則君登壇」

○六番（川村孝則君） 議案第二七号、馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地売買交渉に反対する意見書について、賛成の立場で討論を行いたいと思えます。

いろいろ、賛成の立場、反対の立場、いろんな御意見がございましたけれども、まずもって本案について私の考えは、二年前の反対

決議を踏まえて、今、国がこの馬毛島を、訓練を前提にして土地の売買交渉を進め、買おうとしている。そういう状況の中で、西之表市議会はどういう態度を、どういう姿勢を示すのか。そのことを私は喫緊に態度を示すべきだということで、今回、本案が提案されたことについて賛成するわけであります。

先ほど来いろいろありましたけれども、一つは、私は防衛は国の専権事項、それは確かにそうだと思います。ただそれが、地元の意向は尊重されないのか、国が決めたことであれば地元の自治体は言うことを聞けということになるのか。そこを十分に考えていただきたい。それは、先ほど市長も施政方針でも触れておりましたけれども、そのことが第一義的に国としては肝要なことではないかなと思えます。

以前、中曽根総理大臣時代にレーガン大統領からこのFCLP訓練について、日本でできないものかどうかというふうな相談があったようです。そうした中で、当時の中曽根総理大臣は国会答弁で、地元の理解と協力が必要だということを国会で答弁をしているわけであります。それは今の政権においても、引き続きそうした過去の国会議事録を尊重していただいて、地元に対しては対応していただきたいというふうに思います。

それから、馬毛島のこの訓練、防衛省が私たちに示した訓練の内容ですけれども、私は飛行経路について疑義を感じているところであります。

これは以前、防衛省に特別委員会がお話を伺いに行ったときに、この飛行経路は誰がつくったのか。これは防衛省が作成した飛行経路であります。したがって、米軍はかかわっていない、防衛省が考えた飛行経路。種子島は外しています。馬毛島の上空を飛ぶ、そうした飛行経路になっております。そしてまた、この風によって、普通飛行機というのは向かい風に飛び、向かい風に着陸するわけですから、風向きによってどのような飛行経路になるのか。そういったことも含めていくと、なかなか市民の方々が不安が払拭できないというのはそうしたところにもあるのかと思いますし、日米地位協定はいかようにも米軍の運用上の問題で変わる、回数も何回になるかわかりません。そうしたことが日本全国の基地のあるところ、沖縄も含めてですね、いろんなそうした状況が出てきているわけであります。

こうしたことも含めていくと、どうしても不安を払拭できないというのがですね、市民の皆さん方の率直な気持ちではないのかなと思います。

本市議会においては特別委員会も設置されております。当然、目的は情報収集が第一義的に掲げておりますし、当然それは議員皆さんがいろんな情報を収集して、市民の皆さん方に説明するのは当然でありますけれども、私たちはこの本市の、この馬毛島にかかわる訓練状況については、これまで過去に市長選挙が何回も行われてきている中で、この問題は大きな、重要なテーマとして選挙戦が戦わ

れ、そして、反対を掲げる市長が私は当選してきたと考えております。それは市民が、やはりどうしても基地交付金に頼らない、そういうまちづくりを市民の方々が選択をしたと。

そうした中で、それぞれの市長は自分たちのまちづくりを、市長の考える政策をもって、これまでまちづくりを進めてきたというふうに私は考えます。

これからも、八板市長にも、ぜひそうした立場で市政の運営に努めていただければと、また、この馬毛島問題についてもそうした対応をお願いしたいというふうに思います。

いずれにしても、この意見書の本旨は、二年前の決議を踏まえて、今動いているこの馬毛島の問題を西之表市議会として態度を示しましょうと、姿勢を示しましょうという趣旨の意見書でありますので、ぜひ意見書にそれぞれの議員の方々が賛同いただきたいというふうに思います。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす二十日は総務文教委員会、二十一日は産業厚生委員会、二十二日から二十四日までは休会です。

二十六日の休会を挟んで、二十五日と二十七日は予算特別委員会、二十八日は各委員会、三月一日は議会運営委員会です。

三月二日から四日は休会、五日は午前九時半から全員協議会、午前十時から本会議を開きます。

日程は議案等審議であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後四時三十一分散会

本
会
議
第
二
号
（
三
月
五
日
）

本会議第二号（三月五日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
 二番 小倉初男君
 三番 竹下秀樹君
 四番 永田章君
 五番 木原幸四君
 六番 川村孝則君
 七番 和田香穂里さん
 八番 河本幸男君
 九番 鮫島市憲君
 一〇番 中野周君
 一一番 田添辰郎君
 一二番 生田直弘君
 一三番 橋口好文君
 一四番 長野広美さん
 一五番 渡辺道大君
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十一年三月五日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第七	議案第九号 平成三十年西之表市水道事業会計補正予算（第五号）	日程第七	議案第九号 平成三十年西之表市水道事業会計補正予算（第五号）
日程第八	議案第一〇号 字の区域の変更について	日程第八	議案第一〇号 平成三十一年度西之表市一般会計予算
日程第九	議案第一一号 西之表市道路線の廃止について	日程第九	議案第一一号 平成三十一年度西之表市一般会計予算
日程第一〇	議案第一二号 西之表市道路線の認定について	日程第一〇	議案第一二号 平成三十一年度西之表市一般会計予算
日程第一一	議案第一三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	日程第一一	議案第一三号 平成三十一年度西之表市一般会計予算
日程第一二	議案第一四号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	日程第一二	議案第一四号 平成三十一年度西之表市一般会計予算
日程第一三	議案第一五号 専門職大学の制度化に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	日程第一三	議案第一五号 平成三十一年度西之表市一般会計予算
日程第一四	議案第一六号 西之表市防災情報システム設備設置条例の制定について	日程第一四	議案第一六号 平成三十一年度西之表市一般会計予算
日程第一五	議案第一七号 西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	日程第一五	議案第一七号 平成三十一年度西之表市一般会計予算
日程第一六	議案第一八号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	日程第一六	議案第一八号 平成三十一年度西之表市一般会計予算
日程第一七	議案第一九号 西之表市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	日程第一七	議案第一九号 平成三十一年度西之表市一般会計予算
日程第一八	議案第二〇号 平成三十一年度西之表市一般会計予算	日程第一八	議案第二〇号 平成三十一年度西之表市一般会計予算
日程第一九	議案第二一号 平成三十一年度西之表市国民健康保険	日程第一九	議案第二一号 平成三十一年度西之表市国民健康保険

特別会計予算

日程第二〇 議案第二二五号 平成三十一年度西之表市交通災害共済

事業特別会計予算

日程第二一 議案第二三三号 平成三十一年度西之表市地方卸売市場

特別会計予算

日程第二二 議案第二四四号 平成三十一年度西之表市介護保険特別

会計予算

日程第二三 議案第二五五号 平成三十一年度西之表市後期高齢者医

療保険特別会計予算

日程第二四 議案第二六六号 平成三十一年度西之表市水道事業会計

予算

日程第二五 議案第二八号 西之表市監査委員の選任について

△発言の申し出

○議長（永田 章君） ここで、八板市長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

本日、市議会本会議における審議の前に貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

嬉しいお知らせであります。去る二月二十八日、西之表市は二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を機に、

参加国との相互交流を図る自治体となるホストタウンにポルトガル共和国を相手国として、登録をされました。

今後は、サーフィン等を通じたさまざまな交流事業に取り組み、これまでの歴史的な関係をさらに発展させてまいりたいと考えております。

これまでの議員各位の御理解と御協力に深く感謝を申し上げ、御報告といたします。ありがとうございました。

△議案審議

○議長（永田 章君） これより議案審議を行います。

△議案第三号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第三号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第三号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、審査の結果を報告いたします。

本案は、平成二十八年度から三十二年度を対象とした辺地に係る

公共的施設の総合整備計画に一部変更を生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第三条、第八項において準用する同条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

変更の主なものは、計画書冒頭の人口を直近の人口に変更しています。

公共的施設の整備を必要とする事情においては、(二)の見出し並びに本文に「・林道」を加え、文言の整理を行っております。

これは、県の単独事業で大田林道を整備するとの説明を受けました。公共的施設の整備計画については、施設名及び事業名の変動に伴い、施設名の追加や事業費等の変更を行っているとの説明を受けました。

本計画を変更することにより、財政的に有利な起債である辺地債を活用することが可能となります。また、この計画に掲載されていない事業については、辺地債の活用ができないとのことでした。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

なお、審査の過程において、以下の点で意見の一致を見ましたので、報告します。

この辺地に係る公共的施設の総合整備計画に掲載のない事業であっても、辺地債の活用が可能な事業もあるのではないか。調査研究をさらに加え、一般財源の有効活用を図るよう要望します。

以上で報告終わります。

○議長（永田 章君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更につ

いて

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第四号、西之表市過

疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 河本幸男君登壇」

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第四号、西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市過疎地域自立促進計画に一部変更を生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項において準用する同条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

過疎地域自立促進計画の議会の議決を要する変更については、事業の追加又は中止の場合と、事業計画の自立促進施設区分の概算事業費合計額がおおむね二割を超える変更であつて、なおかつ計画本文の修正を伴うものとなっております。

事業の追加については、七、教育振興において、(二)その対策の中に、エ、過疎地域自立促進特別事業、事業内容として、学校給食費無償化事業を追加しています。また、概算事業費が二割を超える場合については、教育振興に係る概算事業費が三八・四％増となり、二割を超えるとの説明を受けました。

あわせて、各施策中の事業計画において、事業名変更や事業内容の追加を行っております。

追加の内容は、交通通信体系整備では、鴨女町西之表港線道路舗装事業、避難所Wi-Fi整備事業。生活環境事業では、水槽付消防ポンプ自動車更新事業、住宅環境整備事業。高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、保育所等整備交付金事業。教育振興では、小学校特別教室空調整備事業、小学校空調整備事業、中学校プール

整備事業、給食配送車更新事業等、十の事業内容が追加されております。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

なお、審査の過程において、以下の点で意見の一致を見ましたので、報告します。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画同様に、過疎地域自立促進計画においても、この計画書に掲載のない事業であっても過疎債の活用が可能な事業があるのではないかと。調査研究をさらに加え、一般財源の有効活用を図るよう要望します。

以上で報告終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第六号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第五号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第五号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第六号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二億三千三百四十八万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百三億三千三百七十三万円とするものです。

繰越明許費補正は、追加十二件であります。

農林水産業費の農業費の追加は、自給飼料生産拡大事業で、事業実施主体である県地域振興公社が入札を複数回行ったものの、不成立となり、平成三十一年三月に再度入札を行う予定です。年度内に入札を行い、可能な限り早期着工を実施するため、繰り越すものです。

農林水産業費の水産業費、土木費、災害復旧費の追加は、全て建設課関連事業で、天候不良や受益者等の交渉に不測の日数を要したことから年度内完成が困難と見込まれ、翌年度に繰り越そうとするものです。

教育費の中学校費の追加は、国の補正に伴い、種子島中学校空調整備事業を繰り越すものです。

地方債補正は、辺地対策事業、過疎対策事業、自然災害防止事業、緊急防災減災事業、災害復旧債の変更五件で、事業費の確定等に伴う調整によるもので、限度額の減額となります。

次に、歳入から説明いたします。

使用料及び手数料の教育手数料、鉄砲展示室使用料の増額は、観光等による入館者数の増加、衛生手数料の清掃手数料の増額は、一般廃棄物処理の実績見込みによるものです。

国、県の補助金負担金の補正は、いずれも歳出の実績見込みに伴うものです。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の見込み額の下方修正により減額するものです。

次に、歳出について説明します。

総務費財産管理費の積立金は、予算調整により財政調整基金を増額、ふるさと応援寄附金の下方修正により減額するものです。

なお、三月補正段階での財政調整基金は、十七億五千九百八十一万四千円となる見込みであります。

企画費の負担金の減額は、有人国境離島特別措置法関連の交付金の航路・航空路運賃低廉化事業の実績見込みに伴うものです。

地域振興費は、ふるさと応援寄附金の見込みを下方修正したことに伴い、寄附に対する返礼品の参加事業者記念品発送業務委託料が減額となっています。

民生費の障害者福祉費の扶助費の減額は、居宅介護や就労継続支援、放課後デイサービスなど、利用者の減少等によるものです。

生活保護費の扶助費の減額は、生活援助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助の保護対象者の減少によるものです。

農林水産業費の農業振興費は、鳥獣被害防止総合対策整備事業などの事業実績に伴い、国の補助予算枠の配当減に伴う減額となっています。

農地費の減額は、畑地帯総合整備、基幹水利施設ストックマネジメント事業等の事業費の確定に伴い減額するものです。

商工費の商工振興費の増額は、新規事業である種子島公設卸売市場経営安定化支援事業で、市とJAで種子島中央青果株式会社に対し増資を行い、財政基盤の強化及び経営改善を図ろうとするものです。

土木費の道路新設改良費の増額は、国の第二次補正予算を活用し、市道鴨女町西之表港線の舗装を行おうとするもので、今年度分については、排水工事を行い、翌年度へ繰り越すものです。

教育費の学校管理費の増額は、市内各小学校における学校管理費

及び教育振興費内において、事業費調整をするため補填するものです。

予備費の増額は、市営住宅火災に伴う解体、廃棄等により予備費充用を行ったため、予備費を補填するものです。

審査の過程において、種子島中央青果株式会社対しての増資について、経営状況に課題が多い中、今後の経営改善、事業拡大を図るのであれば、もう少し時間をかけて出資のあり方について検討すべきではないかとの反対意見もありましたが、農家や買受人の方々の市場継続に対する要望を最優先するべきとの賛成意見があり、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

本特別委員会は、議長を除く全議員十五人をもって構成する予算特別委員会でありましたので、質疑を省略いたします。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 議案第五号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第六号）の委員長報告に反対の討論をいたします。

今回の補正には、種子島中央青果株式会社に対し、種子島公設地方卸売市場への一千万円増資にする経費が計上されました。

この増資は、卸売市場の経営において、既に平成十五年から売掛金としておよそ二千万円が繰り越されて今日まで至り、本市とJAとがともに融資し、この債務を返済し、同時に収益性の立て直しを図るといふ提案です。

種子島公設地方卸売市場は、これまで種子島における農産物の供給を担う中心的な機能を担っており、今後も市場継続の方針を明確に示されたことは評価いたします。

しかし、このいわば自転車操業の状態は平成十五年以来、今日まで続いております。

今回の増資で示されました改善策とは、売掛金や旅荷の手数料の引き上げと、正規職員一名減などの人件費などを含めた経費圧縮などとなっております、取引量の拡大や取引手数料、収入の拡大を図る具体的な対策は示されなかったと受けとめます。

種子島公設地方卸売市場が大変厳しい経営を強いられているのは、大型店舗や小規模無人市場の増加、また消費者ニーズの変化など、取引量そのものが減少傾向にあり、社会情勢に起因するものです。

それだけに、今回市長自ら市場経営の継続と抜本的改革に向けた説明や決意が所信表明にも示されていなかったことは、まことに残念だと思えます。

したがって、今回の本市一般財源を使った提案内容は不十分であり、今後、いま一度市場支援対策の充実を十分に整えてからの再提案が望ましいと考え、委員長報告に反対の討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 議案第五号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第六号）について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

本案は、委員長報告のとおり本年度事業実績決算額を見込み、歳入歳出予算の総額からそれぞれ二億三千三百四十八万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百三億三千三百七十三万円に定めようとするものであります。

本案中、主に評価すべき事業の一つが生活保護費の減額補正であります。三款、三項、二目扶助費の八千六百五十二万四千円の減額補正は、適正な指導と審査を行いながら、保護対象者の社会的自立を促した結果、平成三十一年二月末現在、生活保護受給世帯数は百七十五世帯の百九十三人となり、前年同月比世帯数で三十一世帯、人数で四十二人も大幅に減少しているとのことです。

その結果、年度末見込みで、生活扶助が七百五十人、住宅扶助が二百五十人、医療扶助が三百二十人、介護扶助が四百人、それぞれ対象者が減少した結果の減額補正となり、必然的に一般財源も二百六十三万円の減額となる事業実績の成果であります。

同時に、三十一世帯四十二人のうち、制度を正しく理解していただき、社会的自立をなし遂げた方々の努力も大いに評価するべきと考えます。

同じく評価したい事業実績の一つに鉄砲館展示館使用料の増額補正があります。歳入の十二款、一項、七目教育使用料の百五十五万八千円の増額補正は、各種企画展等さまざまなイベントを開催して、島外からの観光客の増加につなげた結果に伴うものであり、一般財源の増額に寄与すると同時に、観光客の増加は直接的に民間への各種経済波及効果に大幅に貢献しているものと予測できます。

また、全庁的取組み実績について評価すべきは、財政調整基金における積立金の増額補正です。歳出二款、一項、十目の財産管理費の二十五節積立金一千八百八十三万三千円の増額補正は、ふるさと応援寄附基金の減額補正額が一億三千五百万円と多額に上ったにもかかわらず、一般財源を財源とするさまざまな事業が精査され、適正規模となった結果、財政調整基金がプラス一億四千六百八十三万三千円となったことによるものです。

このほかにも、有人国境離島法による航路・航空路運賃低廉化事業も減額補正ではありますが、利用者数は、前年同月対比で航路では人数で四千二百四十五人、率で六・二％の増となり、航空路では人数で二千三百二十二名、率で三四・四％の伸び率を示していることですので、特別措置法が順調に浸透しているあかしだと言えます。

加えて、新規事業で社会資本整備総合交付金事業で、国の第二次補正予算を活用しての市道鴨女町西之表港線の改良舗装工事等の取り組みなど評価できます。

一方、提案された審議事業の中に、今後地方公共団体のあるべき姿の一つとして慎重に議論を重ねなければならない重要課題の一つとして捉えていただきたく問題提起をさせていただきます。

それは、反対討論者も指摘し、また委員長報告でも取り上げていた歳出予算の七款、一項、二目の商工振興費、十七節公有財産購入費として種子島中央青果株式会社の株券購入に一千万円を計上していることです。

提案理由は、地方卸売市場を取り巻く状況は、近年の少子高齢化、市場外流通の拡大、消費者意識の変化等のため、取扱量と取扱額が減少傾向にあり、長期的な環境も厳しいと予想され、市場を運営する卸売事業者の種子島中央青果株式会社の経営は逼迫していることから、会社の財務基盤の強化と信用力の強化を図るために増資を行い、公設市場の円滑な開場を図り、農業及び商工業の振興発展に寄与することを目的に支援しようとするものです。

審査の過程で明らかになったことは、財政状況の悪化に伴い、平成十年のころより、旅荷と呼ばれる島外からの仕入れ商品の代金支払いが満額一〇〇％決済できなくなり、一部未払金として残るようになり、年度を重ねるたびにそれが膨れ上がり、その累積買掛金の残高が平成三十年八月期の決算結果二千二十九万円に上っているようです。

今回の増資は、この買掛金の整理を目的に、西之表市が一千万円、JAさんが一千万円、合計二千万円の増資ということでの提案であ

ります。

もちろん、買掛金ですので、一日も早く清算し、正常化して、信用力を強化すべきと考えます。

かといって、買掛金を整理したからと言って、公設市場を取り巻く状況には何の変化もなく、依然として人口減少、少子高齢化、市場外流通の拡大及び消費者の意識の変化等はこれまで以上の悪化が懸念され、会社の経営状況は依然としてその厳しさが続くものと予想されます。

いずれにいたしましても、この問題は、過去の経営陣も含めその責任、そして今後の経営陣全員の経営意識と経営手腕が大きく問われるべき重要な問題だと考えます。

市民の一部の声ではありますが、幾ら公設市場とは言え、法人格を持った会社の過去の買掛金の整理を市民の血税である公金をもって清算する手法は余りにも安易で無責任ではないかなど、このたびの支援事業の目的を懸念する声など多岐にわたって苦言が多いことも経営陣は真摯に受けとめ、肝に銘じて経営再建に臨んでいただきたいと存じます。

このたびの増資を機に、種子島中央青果株式会社の健全経営と財務基盤強化を強く要望いたします。

最後に、公設市場として、今後ますます地産地消の重要性並びに農業及び商工業の振興発展に寄与していただき、公設市場設立の初期の目的を遂行していただきますことに期待をいたしまして、委員

長報告に賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六号 平成三十三年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第六号、平成三十年

度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第六号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第

五号)について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百六十三万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億八千百二十二万三千円とするものです。

補正の主なものについて、歳入の県支出金の増額は、保険給付費の実績見込みによるものです。

次に、歳出について、保険給付費の一般被保険者高額療養費は、十二月までの実績に基づいた推計による増額で、保険事業費の特定健康診査等事業費は、臨時職員の賃金と社会保険料の減額に伴うものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(永田 章君) 全会一致であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七号 平成三十四年度西之表市介護保険特別会計補正予

算(第五号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第五、議案第七号、平成三十四年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第五号)を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長(小倉初男君) 本委員会が付託を受けました議案第七号、平成三十四年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第五号)について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二千五百七十九万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億三千三十六万八千円とするものです。

補正の主なものについて、歳入から説明いたします。

国庫支出金の国庫補助金、保険者機能強化推進交付金は、本年度から新たに設けられた制度で、市町村や道府県による高齢者の自立支援、重度化防止等に対する取組みに応じて交付される交付金で、二百九十六万七千円交付されるということです。

そのほか、国庫支出金から繰入金までについては、主に歳出の保険給付費及び地域支援事業の補正に伴い、再算定したものです。

次に、歳出について説明します。

一般管理費の補正は、低所得者の保険料の軽減強化に対処するためのシステム改修費用で、全額国の補助によるものです。

介護保険料については、所得区分に応じて九段階に分かれており、今回十月から保険料基準額に対する割合について、第一段階が〇・四五から〇・三に、第二段階が〇・七五から〇・五に、第三段階が〇・七五から〇・七に軽減されるということです。

保険給付費の減額及び増額は、給付見込みによる補正で、施設サービスのある老人保健施設において、長期施設入居者から短期入所に転換することで、利用者の在宅復帰を進める取組みが進められている関係で、施設サービスが減少した一方で、居宅介護サービスの短期入所療養介護が増加していることによるものです。

地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防事業の実績見込み及び臨時雇用者賃金の減額によるものです。

包括的支援事業任意事業費は、主に臨時雇用者賃金及び社会保険料の減額によるものです。

基金積立金は、本補正予算の財源調整によるもので、三月末現在で、昨年度末から五百六万一千円を増加し、六千三百三十一万五千円となる見込みです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第八号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○**予算特別委員長（小倉初男君）** 本委員会が付託を受けました議案第八号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百十四万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千四百二十三万六千円とするものです。

補正については、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の実績に伴い減額し、歳入についても、保険基盤安定繰入金を減額しています。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○**議長（永田 章君）** これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（永田 章君）** 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（永田 章君）** 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○**議長（永田 章君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△**議案第九号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第五号）**

○**議長（永田 章君）** 次は、日程第七、議案第九号、平成三十

年度西之表市水道事業会計補正予算（第五号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○**予算特別委員長（小倉初男君）** 本委員会が付託を受けました議案第九号、平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第五号）について、審査の結果を報告いたします。

収益的収入及び収入の補正は、収入の事業収益を六百三十五万四千円増額し、四億五千九百四十二万六千円に、支出の事業費を一千七十七万九千円減額し、四億三千三百七十六万五千円とするものです。

収入については、営業外収益の消費税及び地方消費税還付金の六百三十五万四千円増額によるものです。

支出については、事業費の営業費用の時間外勤務手当を三十万円増額し、営業外事業費の消費税及び地方消費税一千九百九千円が皆無となるものです。

消費税及び地方消費税が還付となるのは、前年度事業費の繰越額

が大きく支払う消費税が受け取る消費税を上回ることによるとのことです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を三十万円増額しています。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一〇号 字の区域の変更について

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第一〇号、字の区域

の変更についてを議題といたします。
議案説明を求めます。

「総務課長 大瀬浩一郎君」

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

議案書七ページをお開きください。

参考に配付してあります色付きの資料もございますので、そちらのほうもごらんいただきたいと思えます。

議案第一〇号、字の区域の変更についてであります。

地方自治法第二百六十条第一項の規定により、県が実施主体として現和地区で予定している県道西之表南種子線の道路改良事業に伴い、字を変更する区域が生じることにより、議会の議決を求めるものであります。

別紙としてお配りしております参考資料のほうをごらんいただきたいと思えます。

左のほうが県道道路改良前の状態でございます。右のほうが道路区域を拡幅した改良工事後の図であります。

具体的な場所についてでございますけれども、田之脇港の港から庄司浦に向かうところの県道の海沿いの場所でありまして、庄司浦の集落に入る手前のところの海岸べたの県道部分でございます。

右側の茶色で色付きの部分が海浜地域から道路に変わる部分で、上の小さい三角の茶色の部分がありますけれども、この部分が字中原の対象土地、下の縦長の茶色部分が字提方中原の対象土地でありま

す。

字中原については、五一八〇の一の区域に隣接する県道に接する海浜地域の一部、字提方中原については、五二〇五の四、五二〇六の三、五二〇八の三、五二〇七の三の区域に隣接する県道に接する海浜地域の一部への変更ということになります。

ちなみに、新たに生じる土地につきましては、登記をする際に法務局の登記官が地番を付するために、現在地番はございません。

以上で説明終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第一一号 西之表市道路線の廃止について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第一一号、西之表市

道路線廃止についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「建設課長 戸川信正君」

○建設課長（戸川信正君） 御説明いたします。

議案書八ページをお開きください。

議案第一一号、西之表市道路線の廃止についてであります。

道路法第十条第三項において準用する同法第八条第二項の規定に

より、市道の路線を次のように廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

提案理由は、道路台帳の電子化に伴い、市道路線について、路線番号、路線名称、等級、延長などの見直しをするため、馬毛島の三路線を除いた全ての路線を一旦廃止しようとするものであります。

路線名称については、別紙九ページから一四ページをらんください。

なお、廃止路線数については、三百三十七路線となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一〇番 中野 周君」

○一〇番（中野 周君） あの、所管ではありませんけれども、共通認識のつもりでお尋ねをいたしますが、この市道路線のこの今の提案の中で馬毛島の三路線を除いた理由を教えてください。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

今回、道路台帳のデジタル化においては、既成図数値化、いわば今ある道路台帳図面の数値化と、それから市道の一部について、高精度な三次元空間情報を取得する移動計測車両によるデータ計測を行い、道路台帳のデジタル化における補完資料として活用することとしておりますが、馬毛島についてはこの移動計測車両による計測ができないため、今回の道路台帳整備事業においては廃止・認定路線の対象からは外すこととなりました。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一二二号 西之表市道路線の認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第一二二号、西之表

市道路線の認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「建設課長 戸川信正君」

○建設課長（戸川信正君） 御説明いたします。

議案書一五ページをお開きください。

議案第一二二号、西之表市道路線の認定についてであります。

道路法第八条第二項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求めるものです。

提案理由は、道路台帳の電子化に伴い、市道路線について、路線番号、路線名称、等級、延長などの見直しをするため、馬毛島の三路線を除いた全ての路線を認定しようとするものであります。

路線名称等については、別紙一六から二二ページをごらんください。

路線番号の百番台が一級市道、二百番台が二級市道、三百番台以

上がその他市道となっております。

なお、認定路線数については、三百四十九路線となっております。

以上で説明終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一三三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第一三三号、西之表

市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「総務課長 大瀬浩一郎君」

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

議案書二三ページをお開きください。

議案第一三三号は、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

昨年の十二月議会におきまして、平成三十年人事院勧告等により、一般職の給与条例等の一部改正をし、特別給、いわゆるボーナスを

〇・〇五月分を追加支給したところです。平成三十年人事院勧告で

は、民間に準拠し、平成三十一年以降は六月及び十二月の特別給、いわゆるボーナスを均等に配分するように勧告がなされており、それぞれの市町村におきまして条例の改正が予定されてございます。

本市におきまして、特別職及び一般職において同様の処理を行い、特別給、いわゆるボーナスでございますけれども、六月と十二月で均等に配分すべく条例を改正しようとするもので、議案第一三号は、そのうち市長等、いわゆる市長、副市長、教育長に関する条例を改正しようとするものであります。

これによりまして、六月一・五五月、十二月一・七月であったものが、六月、十二月両方ともに一・六二五五分の均等配分となるものであります。年全体での合計額の三・二五月には変更はございません。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第一四号

西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第一四号、西之表

市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

議案書二四ページをお開きください。

議案第一四号は、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

先ほど、市長等の給与等に関する条例の一部改正でも説明いたしました。平成三十年人事院勧告では、民間の状況に鑑み、平成三十一年度以降は六月及び十二月の特別給、いわゆるボーナスを均等に配分するように勧告がなされており、それぞれの市町村において条例の改正が予定されております。

改正の内容について御説明いたします。

今回の改正は、職員、再任用職員及び一般の任期付職員の特別給、いわゆるボーナスの改定で、六月、十二月両方とも均等配分となるように改正しようというものであります。

職員の特別給、いわゆるボーナスにつきましては、期末手当と勤め手当の率の割合が高く、率が異なるために、条文中の数字が異なる

るといふこととなります。

第一条の改正文中、十五条の改正は、期末手当の改正であります。六月に支給する場合には、百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には、百分の百三十七・五とありますのは、いわゆる一般職の期末手当の改正で、六月、十二月均等に百分の百三十で支給しようとするものであります。

六月に支給する場合には、百分の百二・五、十二月に支給する場合には、百分の百十七・五とありますのは、いわゆる課長等の期末手当の改正で、六月、十二月均等に百分の百十で支給しようとするものであります。

十五条三項は、再任用職員の期末手当に関する改正で、職員と同様に百分の七十二・五が、いわゆる一般職、百分の六十二・五が課長職の再任用職員分であります。

ちなみに、現在再任用職員は二人ございますけれども、そのうち課長職の再任用の職員は存在はいたしません。

十六条第二項第一項の改正は、勤勉手当の改正で、期末手当と同様にいわゆる一般職については、百分の九十二・五に、課長職等については、百分の百十二・五に均等になるように配分しようとするものであります。

同項二号の改正は、再任用職員について同様の処理を行い、いわゆる一般職については百分の四十五に、課長職等については百分の五十五に均等になるように配分しようとするものであります。

第二条は、任期付職員の特別給、期末手当につきまして、第一条同様、六月期及び十二月分の支給割合が異なることから、均等配分しようとするものでございます。

ちなみに、現在任期付職員は存在いたしておりません。以上の措置を行うことによりまして、期末手当、勤勉手当合計で、職員については六月、十二月ともに二・二二五月、同様に再任用職員につきましては六月、十二月ともに一・一七五月、任期付職員につきましては六月、十二月ともに一・六七五月となり、均等配分となることとなります。

職員、再任用、任期付職員ともに年全体の支給率につきましては、改正前との変更はございません。

附則として、平成三十一年四月一日から施行するものとしております。

以上で説明終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第一五号 専門職大学の制度化に伴う関係条例の整理等

に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第一五号、専門職

大学の制度化に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長(大瀬浩一郎君) 議案書二六ページをお開きください。

議案第一五号、専門職大学の制度化に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてであります。

学校教育法の改正によりまして、平成三十一年四月から、新たな高等教育機関として実践的な職業教育を行う専門職大学の設置が可能となっております。

専門職大学の制度化に伴いまして、さまざまな専門職の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者が加えられる改正が多く、政令、省令で行われました。

これらの中には、市町村が条例で専門職の資格要件を定めるに当たり基準となるものが含まれております。

本市の条例におきましても、今回改正された政令、省令の資格要件を基準として、専門職の資格要件を定めているものがございまして、条例の一部を改正しようとするものでございます。

参考で配付しております新旧対照表もごらんいただければと思います。

まずは第一条において、西之表市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正を行っております。西之表市廃棄物の処理及び清掃

に関する条例第十一条において、一般廃棄物処理施設の技術管理者についての資格要件を定めておりますが、この資格要件は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において定められている技術管理者の資格要件を基準としており、今回この法律施行規則が改正されたことにあわせて、条例を改正するものであります。

十一条第六号及び第七号の改正は、技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を加えるものでございます。

次に、第二条におきまして、西之表市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正を行っております。

西之表市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第三条において、布設工事監督者の資格要件を第四条において水道技術管理者の資格要件を定めておりますが、この資格要件は、水道法施行令及び水道法施行規則において定められている資格要件を基準としており、今回政令、省令の改正がなされたことにあわせて、条例を改正しようとするものでございます。

第三条第三号の改正は、布設工事管理者の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を加えるものでございます。

第三条第六号の改正は、文言の整理を行うもの、第三条第八号の改正は、専門職大学の制度化による政令、省令の改正とは別に、水道法施行規則の改正が行われ、技術士法の規定による第二次試験の

うち、上下水道の選択科目が三科目から二科目に変更になったことによる改正でございます。

第四条第二号及び第四号の改正は、水道技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を加えるものでございます。

最後に、第三条において、西之表市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行っております。

西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第十條第三項におきまして、放課後児童支援員の資格要件を定めておりますが、この資格要件は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において定められている資格要件を基準としており、今回省令が改正されたことにあわせて条例を改正するものでございます。

第十條第三項の改正は、放課後児童支援員の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を加えるものでございます。

附則といたしまして、第一項は、この条例は平成三十一年四月一日から施行することを制定し、第二項は、西之表市布設工事監督者の配置基準及び資格基準に伴う水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、この条例の施行前に行われました技術士等の規定による試験において、選択科目として水道事業を選択した者は、選択科目として上水道及び工業用水を選択した者を見なすというふうな規定でございます。

以上、全て省令、政令の改正に伴うものでございまして、専門職

大学自体が平成三十一年の四月からの設置になりますので、現在のところ三校ほどしか予定がなされてないようでございます。その皆さんが卒業された後の話ですので、当分は影響のあることはないのだろうと考えてございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一二番 生田直弘君」

○一二番（生田直弘君） 専門職大学制度化に伴う関係条例の整理について伺います。

今回ですね、専門職大学の設立に伴うもので条例の改正なんですけれども、専門職短期大学というのでもあわせて設立の制度化が図られているんじゃないかと思うんですが、この専門職短期大学については、この条例等の改正についてどの部分で提供していくんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 専門職短期大学の部分につきまして影響のほうの規定によりましては出てこようかと考えられます。

実際上はですね、現在のところリハビリテーション関係とファッション関係で四年制大学が二つ、あとそれと動物看護職での専門職の部分で短期大学がそ一つの予定ということでございますので、実際上のさほどの予定はないのだろうと考えてございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 今の答弁の中で、今のところはというこ

となんですが、そうすると専門職短期大学の中で新たなその学科等が設置されて、そういった卒業等が見込まれる、そういったことの専門性を受けた上で修了されるような方がいた場合は、またその時点で新たに関係条例等の整理をされるということでもよろしいんですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 関係条例の整備につきましては、各省令、政令等の改正に伴うものがほとんどでございますので、そちらのほうとも整合性をとりながら、規定の整備をしていくことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 今後も関係の政令、省令に基づくものだという説明だったんですけれども、ここ本市において設立をする計画があつてのことなのかどうかをお伺いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 専門職大学につきましては、現在のところ本市での設立は、本市自体で設立する予定はございませんし、本市の区域内の中で設立されるという計画は聞いてはございません。以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（永田 章君） ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時十五分ごろより再開いたします。

午前十一時一分休憩

午前十一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第一六号 西之表市防災情報システム設備設置条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第一六号、西之表市防災情報システム設備設置条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「総務課長 大瀬浩一郎君」

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。議案書二八ページをお開きください。

議案第一六号、西之表市防災情報システムの設備設置条例の制定についてであります。

昨年度から整備を進めておりました現在のアナログ式防災行政無線にかわる新しい防災情報システム設備の設置に関して、条例を制定するものであります。

第一条には、災害時の住民への情報伝達や行政事務に関する広報を円滑にし、住民福祉増進のために設置する旨を定めております。

第二条には、防災情報システム設備の構成を別表のとおりと定めております。

第三条には、防災情報システム設備の管理条例に関し、市長が別に定めるとしております。

附則としまして、条例施行を平成三十一年四月一日からとし、あわせて西之表市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例は廃止することとしております。

以上で説明終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第一七号 西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第一七号、西之表

市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） それでは、議案第一七号、西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書の三二ページをごらんください。また、新旧対照表は一〇ページをごらんください。

このひとり親家庭医療費の助成に関する条例は、ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として制定されたものです。所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、条例が引用している語句に改正があったため、条例の改正を行うものです。

主な改正の内容は、条例で引用している所得税法の控除対象配偶者の語句が「同一生計配偶者」となり、法改正後の控除対象配偶者の定義は、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が一千万円以下を指すものとなりました。

このため、これまで条例が対象としていた範囲が変わらないようにするために、条例中の語句を改正するものです。

それでは、具体的に条文に基づいて御説明をいたします。

第三条は、対象者を規定しています。同条第四項は、同条第三項で規定する所得に応じて事業の対象とならないという規定について、災害を受けた方に適応しない旨を記載したもので、第四項中、控除対象配偶者を「同一生計配偶者」に改めるものです。

附則第一項で、条例の施行の日を、公布の日からとしています。

附則第二項は、経過措置として、改正後の規定は、平成三十一年八月一日以降に受けた医療費に係る助成について適用することが規定されておりあります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「七番 和田香穂里さん」

○七番（和田香穂里さん） お尋ねします。

控除対象配偶者、所得税法改正によってということ、同一生計配偶者に改める。法のほうでは、その控除対象の一千万円という、以下というのがあるようですけれども、この条例に関しては、これは全く関係ないということでしょうか。

○福祉事務所長（下川法男君） 法が改正された後は、定義の対象者が同一生計配偶者のうち、合計所得が一千万円以下となってしまうため、今対象としている方が変わらないように、「同一生計配偶者」という文字に置きかえるという改正でございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

ほか。

○七番（和田香穂里さん） 附則の二項に関して、平成三十一年八月一日以後にというのが、文言があるんですが、これは当然元号が改正されますので、元号をここは新しい元号に読み替えて、何とか元年という形で当然よろしいわけですよ。

○福祉事務所長（下川法男君） 平成三十一年五月一日以降の日付

については、新元号が制定される法律が制定された後、一斉に読み替え規定がされるものと思っておりますので、現状では平成三十一年八月一日という表記をさせていただいているところです。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第一八号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の三三ページをお開きください。新旧対照表については、一一ページになります。

議案第一八号、本案は、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成三十一年一月三十一日の国民健康保険運営協議会の答申を受け、国民健康保険制度の広域化に伴う鹿児島県への国民健康保険事

業費納付金各区分の納付必要額を補うため、条例の一部を改正しようとするものです。

加えて、今後、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することにより、後期高齢者支援金分を増加することが予想されるため、充足率の高い医療給付費分の所得割率、均等割額、平等割額をそれぞれ減額し、後期高齢者支援金分を同額増額することで、必要額を賄えるよう改正するもので、ほとんどの世帯で影響が出ない状況にあります。

主な内容といたしましては、第三条第一項は、被保険者に係る所得割額を定めています。医療給付費分の百分の八・二を百分の七・一に改めるものです。

次に、第五条は、被保険者に係る被保険者均等割額を定めています。医療給付費分の被保険者一人につき、二万二千五百円を二万五百円に改めるものです。

次に、第五条の二第一号は被保険者に係る世帯別平等割額を定めています。世帯別平等割額を二万一千円を一万九千円に改め、同条第二号中の特定世帯の一万五百円を九千五百円に改め、同条第三号中の特定継続世帯の一万五千七百五十円を一万四千二百五十円に改めるものです。

次に、第六条は、被保険者に係る後期高齢者支援金分等課税額の所得割額を定めています。百分の二・二を百分の三・二に改めるものです。

次に、第七条の二は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を定めています。被保険者一人につき六千五百円を八千五百円に改めるものです。

次に、第七条の三第一号は被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を定めています。第一号中の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯五千円を七千円に改め、同条第二号中の特定世帯の二千五百円を三千五百円に改め、同条第三号中の特定継続世帯三千七百五十円を五千二百五十円に改めるものです。

附則として、第一条の規定は、施行期日を平成三十一年四月一日とし、第二条として、適用区分を定めております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一九号 西之表市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第一九号、西之表

市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） 御説明いたします。

議案書三四ページをお開きください。

議案第一九号、西之表市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

道路占用料の額の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

西之表市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表については、新旧対照表一三ページから一九ページとともに参照をお願いいたします。

三八ページをお開きください。

附則として、この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

経過措置として、この条例による改正後の西之表市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔一四番 長野広美さん〕

○一四番（長野広美さん） 所管ではありませんけれども、根本的な質疑になります。

この改正のこのタイミングというのを、今回提案されている理由に説明を追加でお願いします。

○建設課長（戸川信正君） 道路占用料の算定に当たりましては、固定資産税の評価額や県の道路占用料の算定方法をもとに算出しております。

固定資産税の評価替え及び県の道路占用料の改定がおおむね三年ごとに行われており、昨年県の条例が改正をされ、三十九年度、三十九年度の二段階で引き下げられることや、前回の改定から七年を経過していることから、今回改正を実施しようとするものです。

近隣市町村で言いますと、中種子町が十二月、南種子町は今後見直し予定としております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第二〇号 平成三十一年度西之表市一般会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第二〇号、平成三十一年度西之表市一般会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

当初予算でございますので、多少お時間がかかりますこと御了承
いただきたいと思います。

また、お手元に財政係が作成いたしました詳細説明書も配付して
ございますので、参考にござらんただければと思います。

それでは、予算書条文をお開きください。

本案は、平成三十一年度西之表市一般会計予算であります。

第一条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百三億四千六
百万円と定めるものであります。

前年度の当初と比較いたしますと、一億四千四百万円、率にいた
しまして一・四％の増額予算となっております。

七ページをお開きください。

第二表、債務負担行為は一件であります。定住促進事業、住宅家
賃補助（二〇一九年度申請分）で、期間は二〇二〇年度から二〇二
二年度までの期間を設定してございます。限度額は五十三万円であ
ります。

八ページをお開きください。

第三表、地方債であります。起債の目的については、一番目の災
害援護資金貸付事業以下、全七件であります。限度額もそれぞれお
示しているとおりで、合計で七億八千九百八十七万七千円と定める
ものであります。

また条文に戻ってください。

第四条は、一時借入金の最高額を三十億円と定めるものでありま
す。

次に、明細書について歳出から御説明をいたしますが、款項目の
うち、前年度に比べまして目の増減の大きいもので、その差がおお
むね一千万円以上のものや特徴的なものを中心に御説明いたします。
最初に三九ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費は一億四千五百三
十七万四千円で、対前年度比九千五百六十二万二千円の減額です。

こちらについては、四〇ページをお開きください。

二十五節積立金で、説明欄の下から二段目、西之表市ふるさと応
援寄附基金について、寄附の目標額を昨年度の実績を踏まえまして、
一億五百五十六万九千円とし、昨年度より九千四百四十五万二千円
減額したことが主な要因でございます。

四二ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十六目電算管理費は一億三百九十
九万三千円で、対前年度比二千五百三十七万七千円増額となってお
ります。

こちらにつきましては、四三ページ中ほどをござらんください。

十九節負担金補助及び交付金、説明欄に記載しております今年度
実施するデジタルオルソ画像共同更新業務に係る負担金などで、こ
れは庁内で現在利用しております地図情報システムの基盤となる空
中写真の更新を他の自治体と共同で行おうとするもので、こちらが

主な要因となっております。

最下段のほうをごらんください。

二款総務費、一項総務管理費、十九目あつぽくらんど管理費は五千三百十九万九千円で、対前年度比二千五百五十五万六千円の増額です。

こちらについては、四四ページをお開きください。

多目的グラウンドのフェンスの取替えや、屋根つき競技場の整備などを行うために、十五節工事請負費二千二百万円、これが主なものでございます。

四五ページをごらんください。

二款総務費、一項総務管理費、二十三目地域振興費は二億三千四百九万二千円で、対前年度比四千九百九万九千円の減額です。

こちらは、ふるさと応援寄附金の見込みを下方修正したことに伴い、十二節役務費では、ふるさと納税代理納付システムなどの利用料等を減額、その下段の十三節委託料では、寄附に対する返礼品発送業務を減額したことが主な要因となっております。

四七ページをお開きください。

二款総務費、二項徴税費、一目税務総務費は七千三十七万二千円で、対前年度比一千五十一万三千円の減額です。

こちらの主な要因は、人件費の減額で、人員配置によるものがございます。

五七ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、六目介護保険事業費は三億九千二百五十四万円で、対前年度比二千三百一十万円の増額です。

こちらにつきましては、二十八節繰出金、説明欄の介護保険特別会計への繰出金を、前年度に比べまして二千三百二十六万三千円増額したことが主な要因でございます。

最下段をごらんください。

三款民生費、一項社会福祉費、七目後期高齢者医療費は三億四千九百九十六万三千円で、対前年度比一千五百九十九万五千円の増額です。

こちらにつきましては、めくっていただきました、五八ページ、十九節負担金補助及び交付金で、広域連合への負担金が前年度と比べまして一千五百七十六万二千円増えたことが主な要因となっております。

その下になります。

三款民生費、一項社会福祉費、八目障害者福祉費は六億六千三百三十一万三千円で、対前年度比一千九百三十四万八千円の増額です。

こちらは、五九ページ及び六〇ページに記載の二十節扶助費の増額によるもので、各種サービス利用の増加を見込んだことが主な要因となっております。

六〇ページをお開きください。最下段になります。

三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費は三億一千百三十三万八千円で、対前年度比一千二百七十七万七千円の減額です。

こちらにつきましては、六二ページをお開きください。

二十節扶助費の減額で、児童手当の支給対象者の減少によるものが主な要因となっております。

六二ページ中ほどをよろしく願います。

三款民生費、二項児童福祉費、三目児童措置費は六億五千五百四十四万一千円で、対前年度比三千三百八十四万一千円の増額です。

こちらは、二十節扶助費のうち、教育保育給付費を前年度と比べますと三千八百三十二万五千円増額したことが主な要因となっております。

六四ページをお開きください。

三款民生費、三項生活保護費、二目扶助費は四億二千七百八十三万八千円で、対前年度比六千七百六十三万九千円の減額です。

こちらは、前年度実績から保護対象者の減少を見込んでいることなどが主な要因となります。

六七ページをお開きください。

四款衛生費、一項保険衛生費、七目斎苑管理費は二千五百三十一万二千円で、対前年度比一千六百六十万円の増額です。

こちらは、十五節工事費の一千六百三十四万一千円で、斎苑の屋上防水工事や外壁塗装を行い、老朽化する施設の長寿命化を図るため、工事費を追加しているということが主な要因でございます。

六九ページをお開きください。最下段になります。

四款衛生費、二項清掃費、一目清掃総務費は四億六千七百七十七万

七千円で、対前年度比二千五百九十六万三千円の増額です。

こちらにつきましては、七〇ページをお開きください。

十九節の負担金補助及び交付金で、種子島地区広域事務組合負担金に四億五千二百六十四万六千円を計上してございます。通常の負担金に加え、今年度については、下石寺にあります種子島清掃センターの施設定期点検及び補修などを予定しており、これに関連した負担金が増えていることが主な要因となっております。

七一ページをごらんください。

四款衛生費、二項清掃費、四目し尿処理場費は八千六百六十六万二千円で、対前年度比一千五百五十七万四千円の増額です。

こちらは、今年度し尿処理施設西京苑における施設定期点検及び補修などを予定しており、これに係る十一節需用費のうち修繕料が増えていることが主な要因となっております。

七六ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、四目農業経営合理化対策事業費は四千二百八十八万三千円で、対前年度比一千七百四十万八千円の減額です。

こちらにつきましては、七七ページの十九節負担金補助及び交付金のうち農業次世代人材投資資金並びに機構集積協力金等の補助金の減額などが主な要因となっております。

その下をごらんください。

六款農林水産業費、一項農業費、五目畜産業費は一億二百七十四

万五千円で、対前年度比千九万三千円の減額です。

こちらについては、七八ページをお開きください。

十九節負担金補助及び交付金、上から二段目、自給飼料生産拡大事業負担金の減額、これが主な要因となっております。

七九ページをごらんください。最下段になります。

六款農林水産業費、一項農業費、十日農地費は七千二百九十八万九千円で、対前年度比二千九百六十五万円の増額です。

こちらにつきましては、八〇ページをお開きください。

十三節、委託料二千六十一万五千円で、安納地区から現和地区にかけて整備する基幹農道整備の事業採択に向け、県との協議を行うために、計画書の作成や土地所有者の戸籍調査などを行う新規事業、これが主な要因でございます。

八二ページをお開きください。

六款農林水産業費、二項林業費、五日林道管理費は一千八百八十一万八千円で、対前年度比一千四百九十七千円の増額です。

こちらは、十三節委託料六百五十万円の林道点検診断及び十五節工事請負費五百万円の新規事業である県単林道事業などが主な要因となっております。

八四ページをお開きください。

六款農林水産業費、三項水産業費、四目漁港建設費は四千七百七十四万一千円で、対前年度比一千八百五十六万円の増額です。

こちらは、十五節工事請負費四千七百万円で、老朽化した漁港施

設の補修、改良を行うため、前年度設計を終えた能野漁港の工事が実施されることが主な要因となっております。

八五ページをごらんください。

七款商工費、一項商工費、二目商工振興費は五千十八万七千円で、対前年度比二千五百五十五万一千円の増額です。

こちらは、新規事業であります港町再生支援事業とアンテナショップPR事業、昨年より拡充した港町再生検討推進事業などに係る経費などが主な要因となっております。

八六ページをお開きください。

七款商工費、一項商工費、四目観光費は五千二百二十八万五千円で、対前年度比一千五百二十七万七千円の減額です。

こちらは、前年度取り組みました映画作成誘致事業における負担金がなくなったことと、海水浴場のWiFiスポットの整備が完了したことが主な要因となっております。

八九ページをお開きください。

八款土木費、二項道路橋梁費、一目道路橋梁総務費は二千九百六十八万三千円で、対前年度比四千八百九十四万六千円の減額です。

こちらは、道路台帳整備事業が完了したことが主な要因となっております。

九一ページをお開きください。

八款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費は二億一千八十万六千円で、対前年度比一千五百六十二万八千円の減額です。

こちらは、市道上洲之崎線の改良事業が完了したことが主な要因となっております。

最下段になります。

八款土木費、三項都市計画費、一目都市計画総務費は三千四百二十七万五千円で、対前年度比二千七百一十二千円の増額です。

こちらについては、九二ページをお開きください。

十三節委託料になります。本市の都市計画マスタープランの見直し時期である二〇二三年度に向け、立地適正化計画の策定について準備するため、都市計画基礎調査及び都市計画基本図の作成を行うおとす委託料一千七百万円と、その他関連する経費が主な要因であります。

九二ページ、最下段をごらんください。

八款土木費、三項都市計画費、二目公園管理費は五百五十八万円で、対前年度比三千五百七十七万一千円の減額です。

こちらは、前年度十五節工事請負費で、あつぼくらんど施設改修工事の予算を計上してりましたが、これを二款総務費、一項総務管理費、十九目あつぼくらんど管理費に二千二百万円計上したこと。それと、公園維持管理に関する十三節委託料を、まちづくり公社の補助金に組み込んだことなどが主な要因でございます。

九五ページをお開きください。

八款土木費、五項港湾費、二目港湾建設費は六千万円で、対前年度比一千八百万円の減額です。

こちらは、十三節委託料で、前年度実施の浅川と大久保の港それぞれの長寿命化計画策定と、立山港防波堤補修工事の測量設計が完了したこと。十九節負担金補助及び交付金で、今年度実施の県営事業のうち二つの事業の負担金が減額されたことなどが主な要因となっております。

同じページの最下段になります。

九款消防費、一項消防費、一目常備消防費は三億四千二百六十六千円で、対前年度比七千五百三十七万二千円の増額です。

こちらについては、九六ページをお開きください。

十九節負担金補助及び交付金のうち、最下段にあります熊毛地区消防組合西之表消防署の水槽付消防ポンプ自動車の更新を行うため、負担する七千七百二十三万五千円が主な要因となっております。

九七ページをごらんください。

九款消防費、一項消防費、三目消防施設費は二千八百五十一万六千円で、対前年度比三千七百一十一万六千円の減額です。

こちらは、前年度実施した防火水槽の設置及び解体と、榕城分団の水槽付消防ポンプ車の購入が完了したこと。新年度で上西分団の消防車両の更新を行う事業との差額が主な要因となっております。その下になります。

九款消防費、一項消防費、四目災害対策費は七千五百五十四万四千円で、対前年度比三千五十四万円の増額です。

こちらにつきましましては、九八ページをお開きください。

十五節工事請負費では、旧防災行政無線施設の解体工事で増額をしておりますが、前年度実施した避難所へのWiFiスポット整備が完了したことによる減額との差額。そして、十三節委託料では、風力発電設備の保守点検や新防災行政無線のシステム運用保守料が増えております。が、十八節備品購入費で、戸別受信機の購入費が減少していることなどによる差額が主な要因でございます。

続きまして、下段になります。

十款教育費、一項教育総務費、二目事務局費は一億一千六百二十四万円で、対前年度比一千二百七十五万八千円の増額です。

こちらにつきましては、九九ページをあらんくください。

十三節委託料で、学校施設等の長寿命化計画策定が主な要因でございます。

一〇三ページをお開きください。

十款教育費、二項小学校費、一目学校管理費は一億五千八百九十四万六千円で、対前年度比五千五百二十二万三千円の増額です。

こちらについては、一〇四ページをお開きください。

市内各小学校の空調など施設整備や改修工事の実施計画に係る十三節委託料と、一〇五ページの十五節工事請負費で、各種整備工事の実施に伴う経費が主な要因でございます。

一〇六ページをお開きください。

十款教育費、三項中学校費、一目学校管理費は七千九百五十五万五千円で、対前年度比四千三百十六万三千円の減額です。

こちらは、中学校トイレ改修事業が完了したことによる十五節工事請負費の皆減が主な要因でございます。

一〇七ページをあらんくください。下段のほうになります。

十款教育費、四項社会教育費、一目社会教育総務費は四千三百九十五万九千円で、対前年度比一千五百五十六万六千円の増額です。

こちらにつきましては、一〇八ページになります。

十三節委託料で、社会教育施設の個別施設計画策定、いわゆる施設の長寿命化計画策定と、十五節工事請負費で、安納の青少年の解体工事などが主な要因となっております。

一一九ページをお開きください。

十二款公債費、一項公債費、一目元金は十一億五千四百五十万九千円で、対前年度比八千八百十八万七千円の増額です。

近年行いました普通建設事業の元金償還が始まったことなどが主な要因となっております。

その下になります。

十二款公債費、二項公債費、二目利子は六千五百二十万一千円で、対前年度比一千二百八十九万一千円の減額です。

こちらは、公債費の償還において、半年賦元利均等償還方式を採用しているため、償還額に占める利子分が割合として減少してくることなどが主な要因となっております。

次に、歳入について御説明いたします。

一三ページをお開きください。最下段になります。

六款地方消費税交付金、一項地方消費税交付金、一目地方消費税交付金は二億八千九百七十三万二千元で、対前年度比二千六百一十一万五千円の増額です。

こちらは、消費税の税率見直しにより増収を見込んでいるところでございます。

一四ページをごらんください。中ほどになります。

九款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税は四十一億一千七百四十万九千元で、対前年度比四千七百四十六万一千円の増額です。

こちらは、地方財政計画に基づき、増えると見込む額を計上してございます。

一七ページをお開きください。最下段になります。

十三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目民生費国庫負担金は十一億一千二百四十五万五千元で、対前年度比二千九百四十万四千円の減額です。

こちらにつきましては、一八ページをごらんください。

二節児童福祉負担金の説明欄、教育保育給付費が増えておりますが、その下の三節生活保護負担金が減っていることなどが主要因となっております。

一九ページをお開きください。

十三款国庫支出金、二項国庫補助金、三目教育費国庫補助金は一千二万二千元で、対前年度比一千二百九十三万一千円の減額です。

こちらは、前年度実施した中学校のトイレ改修事業が完了したことによる交付金の皆減が主要因でございます。

その下になります。

十三款国庫支出金、二項国庫補助金、四目商工費国庫補助金は二十七十六万二千元で、対前年度比一千九十四万七千円の増額です。

こちらは、説明欄記載の離島活性化交付金や地方創生推進交付金を活用した新規のアンテナショップPR事業並びに拡充している港町再生検討推進事業の実施が主要因でございます。

最下段のほうになります。

十三款国庫支出金、二項国庫補助金、七目農林水産業費国庫補助金は四千二百四十七万六千元で、対前年度比一千四百六十九万三千円の増額です。

こちらは、能野、安城、湊地区のそれぞれの漁港の長寿命化計画策定が完了したことによる減額と、能野漁港の改良工事実施による増額との差額が主要因となっております。

二〇ページをごらんください。

十四款県支出金、一項県負担金、一目民生費県負担金は三億九千八百四万五千元で、対前年度比一千四百四十一万三千円の増額です。

こちらは、一節社会福祉費負担金のうち、障害者自立支援給付事業や、二節児童福祉費負担金、教育保育給付費の増額が主要因となっております。

二二ページをお開きください。

十四款県支出金、二項県補助金、四目農林水産業費県補助金は一億九千七百四十五万四千円で、対前年度比二千三百三十八万六千円の減額です。

こちらは、二節農業費補助金のうち、農業次世代人材投資事業並びに機構集積協力金交付事業の交付金減額が主な要因でございます。

二四ページをお開きください。

十四款県支出金、三項委託金、一目総務費委託金は四千二百五十六万六千円で、対前年度比一千三百六十八万八千円の増額です。

こちらは、六節選挙費委託金で、四月に行われる県議会議員選挙並びに七月に行われる参議院議員選挙執行に伴う経費が主な要因でございます。

二七ページをお開きください。中段付近です。

十六款寄附金、一項寄附金、一目寄附金は一億六百五万一千円で、対前年度比九千三百九十五万円の減額です。

こちらにつきましては、先ほどから説明しておりますと応援寄附金の見込みについて、前年度実績により下方修正したことにより減額したことなどが主な要因となっております。

二八ページをごらんください。

十七款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は六億三千四十九万七千円で、対前年度比一億六千二百二十五万円の増額です。

こちらは、説明欄に記載のふるさと応援寄附基金を除く各基金から繰入額の増によるものが主な要因でございます。

二九ページをお開きください。

十九款諸収入、四項雑入、一目雑入は六千三百七十二万九千円で、対前年度比一千二百二十二万三千円の減額です。

こちらは、四節農林水産雑入で、畜産基盤再編総合整備事業の実施者負担金の皆減が主な要因となっております。

三一ページをお開きください。

二十款市債、一項市債、二目臨時財政対策債は二億二十万七千円で、対前年度比五千七百七十七万六千円の減額です。

こちらにつきましては、新年度の地方財政計画に基づき交付金が増えるの見込んでおりますが、そのことにより臨時財政対策債は減額を見込んだということが主な要因でございます。

その下になります。

三目辺地債は二億六千二百六十万円で、対前年度比四千二百百万円の増額。その下段の、四目過疎債は二億七千五百三十万円で、対前年度比七千六百七十万円のそれぞれ増額です。

こちらにつきましては、普通建設事業において、起債充当事業が増えたということが主な要因となります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 所管ではありますが、六四ページの生活保護費のことについてお伺いしたいと思います。

補正でもかなりの減額がされておりますが、全体的な予算の見積もりの中で意見をお伺いしたいと思います。

こういう減額がされておりますが、見込みが今生活保護制度については、制度が変更したということが大きな要因ではないかと思えますが、本市の状況の中で、市民の所得が向上したと判断したのかどうか。そういう根拠をお示してください。

○議長（永田 章君） ちよつとすみません。休憩します。

午前十一時五十五分休憩

午前十一時五十七分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明いたします。

当初予算の予算の計上につきましては、平成三十年度の補正予算でも説明を申し上げたとおり三十年度中に保護世帯のかんりの自立を中心とした廃止等がございました。それに伴いまして、現在の保護の世帯数、人員数をもとに年間の予算を算定をして、計上しているものでございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいと思います。

本案は、付託表のとおり予算特別委員会に付託いたします。

○議長（永田 章君） ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第二一号 平成三十一年度西之表市国民健康保険特別会

計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第二一号、平成三十一年度西之表市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十一年度西之表市国民健康保険特別会計予算です。予算書条文をごらんください。

第一条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億一千五百万円と定めるものです。

第二条は、地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金金の借入れの最高額を三億円と定めるものです。

次に、補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書一〇ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費には、健康保険課及び税務課の職員合わせて十人分の人件費や物件費のほかに電算処理委託料など、合わせて六千四百八十八千円を計上しております。

前年度と比較して六百九十四万円の減となっておりますが、これは人事異動や配置換え等により対象職員が変わったため、人件費が減少していることが主な要因です。

一一ページをごらんください。

一二ページにかけての二款保険給付費、一項療養諸費は、県が推計した普通交付金額を案分して求めた療養給付費及び療養費額を参考に、本市の過去三年の実績等によるそれぞれの医療費推計の額に、支払手数料の見込み額を加え、十三億四千二百四十四千円を計上しております。

前年度と比較すると一千六十万三千円減少しておりますが、これは退職被保険者等数の急激な減少、一般被保険者数の減少、医療費の推計において、一人当たり医療費の伸び率が近年小さくなってきていること等が主な要因です。

同款、二項高額療養諸費も同様に、県の推定した普通交付金額を案分して求めた高額療養費額を参考に、本市の事情を勘案して計上しており、対前年度比四百一十一万六千円減の二億二千二百二十四万一千円を計上しております。

減額の主な要因は、退職被保険者等数の減少、一般被保険者数の

減少、医療費推計において一人当たり医療費の伸び率が近年小さくなってきていること等でございます。

一三ページをごらんください。

同款、四項出産育児諸費、一目出産育児一時金は、過去五年間の実績から推計し、前年度に比べ四十二万円減の一千五十万円を計上しております。

三款国民健康保険事業費納付金は、市町村が都道府県に納める国民健康保険事業運営のための納付金で、一四ページにかけての一項医療費給付分として三億七千七百三十九万七千円、二項後期高齢者支援金等分として一億二千二百六十八万三千円、三項介護納付金分として四千九百九十六千円を計上しております。

一五ページにかけての五款、一項保健事業費、一目疾病予防費は、疾病の早期発見や、重症化予防のため訪問指導に係る経費や、人間ドック等施設利用補助金など合わせて一千二百六十九万五千円を計上しております。

同項、二目医療費適正化費は、レセプト点検、医療費分析など、医療費適正化に関する経費一千二百四十六万六千円を計上しております。

一六ページをお開きください。

同款、二項、一目特定健康診査等事業費は、四十歳から七十四歳までの保険加入者を対象とした特定健診及び特定保健指導に係る費用で、二千一万一千円を計上しております。

六款、一項基金積立金、一目準備積立金は、三千七十五万六千円を計上しております。

前年度より約二千八百万円増加しておりますが、これは前年度までは繰越金の見込み額の5%相当額を予算化することとしておりましたが、本年度から繰越金の見込み額の半額を予算化することとしたことによるものです。なお、後で歳入のほうでも出てまいります。資金不足になった際に備え、基金繰入金についてもあわせて予算化しております。

一七ページをご覧ください。

七款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、四目の次の行、償還金は、平成三十三年度までは、前年度分の療養給付費国庫負担金等の精算分を計上しておりますが、平成三十三年度制度改正により、廃目となっております。

公債費については、前年度までは一時借入金利子及び繰替運用利子を計上しておりましたが、本年度は廃款としております。

次に、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款、一項国民健康保険税は、過去三年の調定額、収納率、被保険者数の見込み等をもとに、前年度比二千二百一百万円増の三億九千九百七十二万一千円を計上しております。

七ページをご覧ください。

四款県支出金、一項県補助金、一目保険給付費等交付金、一節普

通交付金は、歳出の保険給付費のうち普通交付金を財源とするものの合計額十五億五千八百一十一万八千円を計上しております。二節特別交付金は、県の示す額及び過去の実績等から、五千七十八万四千円を計上しております。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金は、法定内の繰入金として二億二千三百七十七万七千円を計上しております。内訳については付記説明欄のとおり品目でございます。

八ページをお開きください。

同款、二項、基金繰入金、一目国民健康保険基金繰入金は、先ほど歳出のほうで説明したとおり資金不足になった際に備え予算化するもので、歳出の基金積立金の半額一千五百三十七万八千円を計上しております。

七款、一項繰越金、一目前年度繰越金は、平成三十年十一月末の予備執行残額を参考に五千九百十六万一千円を計上しております。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二二二号 平成三十一年度西之表市交通災害共済事業特

別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第二二二号、平成三十一年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 吉田孝一君〕

○市民生活課長（吉田孝一君） 御説明いたします。

本案は、議案第二二二号、平成三十一年度西之表市交通災害共済事業特別会計でございます。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百二十一万円とするものでございます。

歳入の主なものから御説明をいたします。

六ページをごらんください。

一款、一項、一目事業費に二百十五万五千円を計上してございます。

そのうち一節報酬及び九節旅費の費用弁償は、西之表市交通災害共済審査会に係るものでございます。四節共済費の社会保険料及び七節賃金は、共済加入業務のための臨時的雇用者に係るもので、月十五日雇用の三月分を見込んでございます。八節報償費は、共済掛金の取りまとめに係るものでございます。十一節需用費のうち印刷製本費は、圧着はがき作成に係る費用でございます。十九節負担金補助及び交付金は、共済見舞金を計上してございます。

二款、一項、一目基金積立金の一万九千円は、基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明をいたします。

五ページをお開きください。

一款、一項、一目共済会費収入は二百十九万円で、会費納入者加入者を七千三百人分を見込んでございます。

二款、一項、一目利子及び配当金の一万八千円は、交通災害共済基金の運用利息として計上してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二二三号 平成三十一年度西之表市地方卸売市場特別会

計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、議案第二二三号、平成三十一年度西之表市地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 議案第二二三号、平成三十一年度西之表市地方卸売市場特別会計予算について御説明いたします。

予算条書文をごらんください。

第一条は、西之表市地方卸売市場特別会計予算の歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ四十五万六千円とするものであります。

歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は、昨年度より四千円減の四十五万五千円を計上してございます。

九節旅費は、各種研修会等の参加の五万円、十一節需用費は、一般施設部品など消耗品費四万円、施設管理のための燃料費一万円、施設維持のための修繕料五万円、計十万円、十二節役務費は、浄化槽法定検査等手数料九千円、建物総合損害共済掛金の保険料七千円、計一万六千円、十三節委託料は、浄化槽維持管理で八万九千円、二十五節積立金は、地方卸売市場基金に十万円を積み立て、二十八節繰出金は、一般会計に十万円を繰り出すものでございます。

この結果、市場基金の平成三十一年度末現在の見込み額は、三百四十五万六千円となる見込みでございます。

五ページをお開きください。

続いて、歳入についてでございます。

一款使用料及び手数料、一項、一目使用料は、一節市場使用料で、面積割が三十五万五千円、売上高割が九万九千円で、前年より九千円の減額の四十五万四千円でございます。

以上で、平成三十一年度西之表市地方卸売市場特別会計予算の説

明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二四号 平成三十一年度西之表市介護保険特別会計予

算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、議案第二四号、平成三

十一年度西之表市介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 森 真樹君」

○高齢者支援課長（森 真樹君） 御説明いたします。

本案は、平成三十一年度西之表市介護保険特別会計予算でございます。まず。

予算条書文をごらんください。

第一条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千二百万円と定めるものでございます。

第二条は、地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金への借入れの最高額を五千万円と定めるものでございます。

それでは、予算の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書一〇ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は、職員九名分の人件費のほか物件費など六千六百九十八万二千元を計上しております。前年度と比較しまして、一千三百九十九万二千元増加しておりますが、主な要因は人件費の増によるものです。

一 一ページをあらんくください。

同款、三項介護認定審査会費、一目認定審査事務負担金三千六百八万三千元は、介護認定審査業務を種子島地区広域事務組合に委託するための負担金でございます。

一 一ページ下段から一二ページにかけて二款保険給付費、一項介護サービス等諸費は、前年度比九千四百二十六万八千円、五・七%増の十七億五千九百七十五万円を計上しております。

サービスの利用状況を勘案し、前年度と比較し施設介護サービス給付費を減じる一方で、居宅介護サービス給付費を増額しております。

一 三ページにかけましての同款、二項介護予防サービス等諸費は、前年度比二百七十七万七千円、一三・六%減の一千三百十五万九千円を計上しております。

一 三ページ下段から一四ページにかけて、同款、四項高額介護サービス等費は、前年度比六百七十四万二千元、一四・八%増の五千二百二十六万三千元を計上しております。三十年度の実績見込みを勘案し、増額計上してございます。

一 四ページ中段でございませう。

同款、五項特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策として負担上限を設けて、補足的に給付を行うもので、前年度比百万六千円、〇・九七%減の一億二百六十七万九千円を計上してございます。

一 四ページ下段から一五、一六ページにかけて、三款地域支援事業費、一項介護予防・生活支援サービス事業費は、対前年度比百五万九千円減の七千九百九万五千元を計上しております。

一 六ページをあらんくください。

同款、二項一般介護予防事業費には、いきいき遊湯クラブ推進事業や元気度アップ・ポイント事業、地域サロンの推進などに係る経費二千五百八千円を計上しております。うち元気度アップ・ポイント事業につきましては、高齢者の社会参加を促すために有効な事業であることから、商品券の交換限度額を引き上げて計上してございます。

一 七ページをあらんくください。

同款、三項包括的支援事業任意事業費、一目地域包括支援センター運営事業費には、職員二名分の人件費、センター臨時職員の賃金、物件費など合わせて三千四百七十五万四千円を計上しております。

前年度と比較して九百二十一万三千円増加しておりますが、主な要因は、人件費の増加によるものです。

一 八ページをお開きください。

同款、同項、二目任意事業費には、紙おむつの支給や家族介護手

当の支給を行う家族介護継続支援事業、通報システムの設置及び管理事業など、九百七十八万五千円を計上しております。対前年度五百十八万九千円の減となっておりますが、家族介護継続支援事業について、介護保険制度で一部補助対象外となったことによるもので、補助対象外分について一般会計で計上したことが主な要因でございます。

一九ページをお開きください。

最下段の四款、一項基金積立金、一目準備積立金は、三万円を計上しております。歳入に基金繰入れを一千二百八十六万三千円計上しておりますが、これにより三十一年度末残高は四千八百四十八万二千円になる見込みです。

次に、歳入について御説明いたします。

七ページをお開きください。

一款、一項介護保険料、一目第一号被保険者保険料は、前年度比百四十一万六千円減の三億四千七百二十五万円を計上しております。

三款国庫支出金から次ページの五款県支出金につきましては、歳出で見込んだ給付費等にそれぞれ交付率を乗じて歳入額を計上しております。

八ページをお開きください。

七款繰入金、一項一般会計繰入金、一目介護給付費繰入金、二目及び三目地域支援事業繰入金は、それぞれ交付率により算出した額を計上しております。

同款、同項、四目低所得者保険料軽減繰入金は、保険料第一段階の保険料率軽減分について、国からの補填に見合う額を計上しております。

同款、同項、五目その他一般会計繰入金は、法定内の繰入金分を計上しております。

同款、二項、一目基金繰入金は、本予算の財源調整のためのものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二五号 平成三十一年度西之表市後期高齢者医療保険
特別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、議案第二五号、平成三十一年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十一年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予

算です。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千四百万円と定めるものです。

予算の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は、職員二名分の人件費、物件費など合わせまして一千二百八十一万四千円を計上しております。

八ページをお開きください。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合からの通知により、保険基盤安定分担金及び保険料等負担金合わせて二億二千二十三万円を計上しております。

三款保健事業費、一項健康保持増進事業費、一目健康診査費には、長寿健診対象者の受診券郵送料や健診委託料、健診データ管理システムの委託料など五百六十六万二千円を計上しております。

九ページをごらんください。

四款諸支出金、二項、一目繰出金は、人間ドッグ等費用に係るもので、百万円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料、一目特別徴収保険料には八千

百二十五万四千円を、二目普通徴収保険料には、現年度分三千七百三十万八千円、滞納繰越分八十九万四千円、合わせて三千八百二十万二千円を計上しております。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金は、歳出一款総務費及び歳出三款保健事業費に係る人件費や物件費などを一般会計から繰り入れるもので、一千六百七十五万五千円を計上しております。

同項、二目保険基盤安定繰入金八千二百七十四万二千円は、低所得者に係る保険料軽減分で、歳出二款、一項、一目の後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分担金に対応するものでございます。

六ページをお開きください。

五款諸収入、四項、一目雑入は、健康診査補助金及び人間ドッグに係る交付金など合わせて四百六十八万八千円を計上しております。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二六号 平成三十一年度西之表市水道事業会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、議案第二六号、平成三

十一年度西之表市水道事業会計予算を議題といたします。
議案説明を求めます。

「水道課長 上妻敏男君」

○水道課長（上妻敏男君） 議案第二六号、平成三十一年度西之表市水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は、業務の予定量です。

簡易水道統合により給水区域が拡大することから、給水件数は前年度から三千八百四件、戸数にして三百五十戸ほどの増を見込み、十万三千六百二十件を予定しています。総配水量は百九十四万四千二百二十立方メートル、一日平均配水量は五千三百二十六立方メートルを予定し、主要な建設改良事業費は、前年度から四千九百六十三万八千円減の一億三千四百八十一万五千円を予定しております。

第三条は、収益的収入及び支出の予定額です。

収入の事業収益を四億八千五百七十九万九千円、支出の事業費を四億八千百三十三万八千円としております。

第四条は、資本的収入及び支出です。

収入合計を六千二百七十五万五千円、二ページをお開きください、支出の合計を二億九千六百四十九万円と予定しております。

不足する額につきましては、一ページにお戻りください、四条の括弧書き、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額二億三千三百七十八万五千円は、過年度分損益勘定留保資二億二千百七十八万

七千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千百九十九万八千円で補填するものとします。

第三条と第四条の内容の主なものについて御説明します。

一七ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書、収入の一款事業収益、一項営業収益、一目給水収益は四億二千二百三十三万円で、前年度から一千百六十二万六千円の増となります。

二項営業外収益、一八ページをお開きください、二目他会計補助金、一節一般会計補助金では、新たに経営戦略の策定に要する経費を含んでおります。

三目長期前受金戻入の増額の主なものは、補助金の戻し入れで、三千七百七十六万七千円を予定しております。

支出につきましては、一九ページ、一款事業費、一項営業費用、一目原水及び浄水費で、職員一名分の給料、手当等を減額し、四節賃金で、施設巡視員一名分を増額計上しております。

二〇ページ、十七節手数料及び二十一節動力費では、新設した施設の維持管理に係る費用を含んで計上しております。

二四ページをお開きください。

五目総係費では、二五ページ、十六節委託料で、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である経営戦略の策定業務費を計上しております。

二六ページ、六目減価償却費では、統合整備事業で取得した構築

物等の減価償却が始まり、増となっております。

二項営業外費用では、一目支払い利息が減となっております。

二目消費税及び地方消費税では、一千八百七十三万一千円の納付を予定しております。

二八ページをお開きください。資本的収入及び支出の執行計画書です。

収入の一款資本的収入、一項出資金は、統合簡易水道に要した前年度借り入れの企業債償還分が含まれ、増となっております。

二項負担金、一目工事負担金は、県営事業に伴う送配水管移設補償費です。

三項企業債及び四項補助金は、武部地区の継続事業として新たな水源確保のための施設整備に係るもので、国上、深川、能野地区の事業完了に伴い減となっております。

二九ページ、資本的支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目施設改良費では、五節工事請負費で、漏水事故率の高い送配水管の布設替えや県営事業に伴う配水管布設替え、継続事業の武部地区を予定しております。六節機械及び装置購入費では、ポンプ等機器の更新を予定しております。

二目営業設備費は、三節車両運搬具で、二トントラックの購入費を計上しております。

二項企業債償還金は、前年度借り入れ分の償還が加わり増額となっております。

二ページをお開きください。

第五条は、企業債について起債の目的、限度額、起債の方法等を定めております。

第六条、一時借入金につきましては、限度額を一億円と定めております。

第七条、予定支出の各項の経費の流用にきましては、営業費用と営業外費用の消費税及び地方消費税に限るとします。

第八条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費七千七十三万五千円と定めます。

第九条、一般会計から補助を受ける金額は一千四百八万五千円で

す。第十条、棚卸資産の購入限度額を三百四十八万八千円と定めます。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、市長から議案第二八号、西之表市監査委員の選任につ

いてが提出されました。この際、議案第二八号を追加上程し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第二八号 西之表市監査委員の選任について

○議長（永田 章君） 日程第二五、議案第二八号、西之表市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第一百七条の規定により、中野周君の退席を求めます。

「一〇番 中野 周君退席」

○議長（永田 章君） それでは、議案説明を求めます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

追加議案書一ページをお開きください。

議案第二八号、西之表市監査委員の選任についてであります。

地方自治法第九十六号第一項の規定により監査委員を選任したところから、議会の同意を求めるものであります。

住所、西之表市西之表一六五九二番地の二。氏名、中野周。昭和十八年一月三十日生まれ。履歴に關しましては、次のページをござ

んいただきますと思います。
以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十四名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会議務局長氏名点呼・各員投票〕

一番 下川 和博 議員

二番 小倉 初男 議員

三番 竹下 秀樹 議員

五番 木原 幸四 議員

六番 川村 孝則 議員

七番 和田 香穂里 議員

八番 河本 幸男 議員

九番 鮫島 市憲 議員

一番 田添 辰郎 議員

二番 生田 直弘 議員

三番 橋口 好文 議員

一四番 長野 広美 議員

一五番 渡辺 道大 議員

一六番 橋口 美幸 議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、

小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十四票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち

有効投票十三票

無効投票一票

有効投票中

賛成十二票

反対一票

であります。

よって、議案第二八号、西之表市監査委員の選任については、これに同意することに決しました。

ここで、中野周君の着席を求めます。

〔一〇番 中野 周君着席〕

○議長（永田 章君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす六日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後一時四十一分散会

本会議第三号（三月六日）

本会議第三号（三月六日）（水）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
 二番 小倉初男君
 三番 竹下秀樹君
 四番 永田章君
 五番 木原幸四君
 六番 川村孝則君
 七番 和田香穂里さん
 八番 河本幸男君
 九番 鮫島市憲君
 一〇番 中野周君
 一一番 田添辰郎君
 一二番 生田直弘君
 一三番 橋口好文君
 一四番 長野広美さん
 一五番 渡辺道大君
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十一年三月六日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第 一 一般質問

一〇番 中野 周 議員

一番 下川 和博 議員

一二番 生田 直弘 議員

九番 鮫島 市憲 議員

三番 竹下 秀樹 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、中野周君の発言を許可いたします。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） おはようございます。

一般質問通告書に従い、質問いたします。

本日最初の質問は、予防接種事業による過誤接種の撲滅に向けてを課題にいたしまして、質問させていただきます。

本市、平成二十九年度一般会計決算資料によりますと、予防接種事業は、平成六年十月の予防接種法改正により、集団接種方式から個別接種方式が原則となり、平成二十四年九月からポリオが不活化ワクチンに変更されたことにより個別接種となり、現在はBCGだけが集団接種として実施されているとのことです。平成二十九年度の接種者数は、定期A類疾病が集団接種で延べ百十一人、個別接種で延べ二千四百九十九人、合わせて二千六百十人がA類疾病の接種者数とのことです。

ちなみに、定期A類疾病の対象は、BCG、四種混合、二種混合、麻疹、風疹、日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローウイルス感染症、水痘、そして、B型肝炎の十種類で、B類疾病とは、御承知のとおり、季節性インフルエンザと高齢者の肺炎球菌感染症の二種類で、B類疾病の接種者数は、インフルエンザ接種者が二千三百五十人、成人用肺炎球菌接種者が百

八人となっているようです。

以上が本市平成二十九年度の予防接種事業の接種実績であります。これらを参考にしながら、順次質問いたします。

本来、予防接種事業は、伝染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び健康増進を目的に、国を挙げて取り組んでいる事業であります。しかし、本市の予防接種事業の実態は、一部ではあったとしても、過誤接種が後を絶たず、ワクチンの副作用等、健康被害を長年にわたって懸念させる結果となっておりますことを、関係者の一人として心痛の極みであります。これまでも過誤接種の生起のたびに、委員会を通じ、厳しすぎるほどの指摘を繰り返し繰り返し行っていること、所管課及び関係職員は十二分に認識していると思えます。しかしながら、一向に改善されない状況が繰り返されており、憤りすら覚える問題として捉えております。

昨年十一月十二日の過誤接種を最後に、今後二度とこのような間違いが発生しないことを念じつつ、今回はあえてこれまでの実態、実績をつぶさに公表することにより、これまで何も知らない市民の方々に對しても本市の実情を知っていただき、また、全ての関係者一同に注意喚起する目的で、一般質問の課題とさせていただきますました。

予防接種は、感染症を予防するために最も特異的かつ効果的な方法の一つで、我が国では一九九〇年以降、新しいワクチン導入が少

なく、海外では受けられるワクチンが国内では受けることができないといった、いわゆるワクチンギャップが問題になってきたのとですが、近年の予防接種法の改正により、二〇一三年四月、二〇一四年十月、二〇一六年十月に、複数のワクチンが定期接種に導入され、ワクチンギャップは解消されつつあるそうです。

一方で、小児における定期の予防接種は特に乳幼児期に集中しており、また、ワクチンの種類によって接種間隔や接種回数が異なっていることなどから、時に予防接種に関する間違い、誤った接種が生じる可能性があるとのことでした。

しかしながら、本市においては、間違いが生じる可能性どころか異常事態ともいえる頻度で、しかも信じがたい発生要因で過誤接種が頻発しております。平成二十年から平成三十年までのこの十年余りの中で過誤接種が繰り返し発生し、その発生件数は何と十四件にも上っております。

最初の質問は、平成二十年十一月二日に、日本脳炎ワクチンを接種のために来院した四歳の男の子に誤ってインフルエンザワクチンを接種してしまったという過誤接種から、平成三十年十一月十二日に、日本脳炎の二期分接種を一回の投与でよいものを間違えて二回も接種してしまったという過誤接種までの十四件、全ての事象を時系列に報告をいただき、あわせて健康状態についても報告を求めまして、以下は質問者席より質問いたします。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 答えいたします。

御質問の期間に起きました過誤接種は、平成二十年度に平成二十年十一月に一件、二十二年度が二十二年九月に一件、二十三年度が二十三年五月に一件、八月に一件、十月に二件、二十四年三月に一件の合計五件、二十四年度が二十五年二月に一件、二十五年度が二十五年八月に一件、二十六年度が二十六年五月に一件、二十七年度が二十七年八月に一件、二十八年三月に一件の合計二件、二十九年度が二十九年五月に一件、三十年度が三十年十一月に一件の、総計で十四件です。

内容につきましては、ワクチンの種類を誤ったものが四件、不必要な接種を行ったものが四件、接種の間隔を誤ったものが四件、ワクチンの量を誤ったものが一件、有効期限切れのワクチンを使用したものが一件です。

健康状態につきましては、いずれも接種後の副反応はなく、その後においても幸いにして異常が見られた方はおられません。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ただいま報告をいただいたとおりですね、平成二十年に一件、二十二年に一件、二十三年には年間に五件も発生して、二十五年に二件、それから、二十六年、二十七年、二十八年、二十九年、三十年まで毎年一件ずつ発生しているとの報告でした。本当に耳を疑うような事象が本市の予防接種事業の実績であり、実態なのです。

そしてまた、今、時系列に十四件の報告をいただきましたが、この十四件を過誤内容ごとに分類してみますと、一番多いのが摂取間隔の誤りとワクチンの誤りがともに四件ずつ、合わせて八件も発生しております。課長の説明の中にもありましたが、例えば、肺炎球菌の接種は生後一歳を過ぎてから接種することになっているにもかかわらず生後七カ月の子に接種したり、四種混合を水痘ワクチン接種後二十七日の間隔をあげなければならないとされているにもかかわらず二十一日まで接種したりしている、この接種感覚の誤りが四件です。加えて、にわかには信じがたい過誤内容、ワクチンの誤りがあります。具体的には、インフルエンザワクチンを接種しなければいけないところを日本脳炎のワクチンを接種してしまったり、反対に、日本脳炎ワクチンを接種する目的で来院したにもかかわらずインフルエンザワクチンを投与されたり、二種混合の接種を目的に来院した子供に間違えてMRワクチンを接種してしまったりなどのワクチンの誤りが四件も発生しております。次に多いのが、接種回数の間違いです。肺炎球菌で、接種開始が七カ月のため三回接種終了のところを四回目を接種したり、ポリオの接種で、二回の投与でいいところを三回投与したり、この接種回数の間違いが三件でした。このほかに、本当にこのような事象が生じたのか耳を疑うような過誤接種が二例も生起しています。その一例目、何と使用期限切れ、有効期限切れのMRワクチンを間違えて接種してしまった実例一件と、もう一件は、さっきも課長の説明でありました、接種量の間違

いです。具体的には、日本脳炎の接種は二歳児は〇・二五ミリリットルのところを、その二倍の〇・五ミリリットル接種してしまった実例が一件発生しています。

このように、これまでのこの十年間に生じたこの十四件の過誤内容と考えられる発生要因をひもといてみますと、全ての事象が、職員数が不足して忙し過ぎたがために生じたとか、また、高度な専門知識の欠如とか、高度な資格等が不足したために生じたとも到底考えられません。考えられることは、これらは全て、行政を初め、医療機関と予防接種事業にかかわる全ての関係者の単純な人為的ミスであり、不注意による確認不足のために生じたものと結論づけて過言ではないと考えます。なぜこのように不注意とも言える原因で、あつてはならない過誤接種が年平均一・四件も発生するのか理解できません。

そこで、次の質問は、本課題の解決策には関係性はないかもわかりませんが、念のために参考までにお尋ねをいたします。本市以外の県内の他の自治体でも、このように過誤接種が生起しているのでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

鹿児島県内全体での発生状況になりますけれども、平成二十年度が三十件、二十一年度が十八件、二十二年度が二十六件、二十三年度が三十九件、二十四年度が三十五件、二十五年度が五十七件、二十六年度が五十五件、二十七年目が三十八件、二十八年度が五十九

件、二十九年度が五十二件となっているようにございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） 非常にその、懸念するような頻度でもつてどの自治体でも発生するようですが、やっぱりこれらの事案はですね、あつてはならない事案なんですよ。ですから、他の自治体です。改善されたというような自治体があつたならば、全てを参考にしながら、今後、二度とこういような事故の再発防止に努めていただきたいと考えての質問でした。

本題に帰りますが、本市においては、先ほど説明したように、十年間の短期間のうちに同じような不注意もしくは確認不足による見られる事象が十四件も頻発していることは、紛れもない悲しい事実なんです。そこで、一連のこの不適切な事案を当局はどのように捉えているのか、お尋ねをいたします。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

いずれの事案も予防接種にかかわる関係者の確認不足が要因となつており、十分な確認が行われていれば防ぎ得た事案だというふうに思っております。本来起こつてはならないことで、十四件という件数は決して小さい数字ではないと認識しております。今後の発生防止に注力をしてまいらなければならないと思っております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） 答弁内容のようですね、あつてはならない事案が再度繰り返し発生するのは事実なんです。ですから、

肝に銘じてですね、今後、二度とこのようなことがないように、全力投球で携わっていただきたいと思えます。

我々議会サイドでも、過誤接種が生じたたびに報告を受け、詳細にわたる聞き取り調査等をいたしまして、再発防止に向けた指摘要望等も繰り返し行っていること、御承知のとおりであります。

最近、直近の指摘、要望は、平成二十八年度の決算特別委員会において、「過年度の予防接種、過誤内容等の申し送り、情報の共有が課内でしつかりとなされていない状況が見受けられるので、予防接種事業においては、直接市民の命にかかわるものであるからして、医療機関との連携、職員同士の連携が不可欠である。組織体制の強化を図るよう指摘する」との厳しい指摘をしております。これを受けて、健康増進係から平成二十九年度の決算特別委員会に提出された対応状況の報告書によりますと、「過年度に起きた予防接種過誤発生状況を踏まえ、現在、保健センターでは、職員周知のもと下記の取組みを行っております」ということで、「一番目に、医療機関から提出された接種実績報告書の確認の徹底、二番目、母子手帳の予防接種記録欄へ種別ごとに開始時期を記した附箋を添付、三番目、予診票に種別ごとの摂取間隔、時期を記載、四番目に、予防接種間隔早見表の配布、そして、五番目に、未接種の方には検診時に保健師及び担当者が個別に対応することにしており、また一方では、医療機関に対する再発防止の徹底として、厚生労働省発行の「予防接種における間違いを防ぐために」というリーフレット及び予防接種

実施における確認チェックリスト等を再度活用してもらい、病院内におけるチェック体制の強化を改めてお願いしているところです。

予防接種の過誤を防ぐには、従事者の一人一人の入念な確認作業が何よりも大切でありますので、医療機関と行政の双方のチェック機能の再確認とさらなる連携を強化し、過誤再発防止に努めてまいります」との報告をいただいております。

まさに完璧な再発防止の取組みだと高く評価したくなるような報告書の内容です。しかし、結果的には、このような立派な報告書を提出して間もない十一月十二日には、またしても過誤接種が発生している事実があるのです。これほどまでも繰り返し厳しく指摘し、そして、当局がもうそれを真摯に受けとめて、精いっぱい再発防止に努めているのは事実です。なぜ、どうしてこのようになっている事象が次から次へと頻発するのか理解できません。一片の非もない幼子が、大人たちの一瞬の油断の連鎖で過誤接種をされ、今後、長きにわたって副作用や健康障害の恐怖心などと戦っていかなければならぬリスクを考えると、おわびの言葉も見つかりません。本当に申しわけない気持ちでいっぱいあります。

そこで、今後、二度とこのような過誤接種を本市から発生させないためにも、対象児童を持つ保護者の皆様も含めて、行政、医療機関、そして関係者の皆様方、そして、全ての市民の皆様のためにも、本市の予防接種事業の実態、実績を紹介し、再発防止に向けて全市民で取り組んでいただくこと、くどいように恐縮ですが、質問を続

けていきます。

次の質問は、昨年十一月の十二日に、予診票再発行時の確認不足と、加えて、医師スタッフによる母子手帳等の確認不足のために生じたという日本脳炎の不必要な接種事象について、いま一度詳しい報告を求めます。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

十一月に発生しました過誤接種については、既に接種済みであったにもかかわらず不必要な接種を行ったものであります。概要について時系列で御説明したいと思います。

十月十九日、被接種者の保護者の方が保健センターに来所し、日本脳炎二期の予診票を紛失したとのことで再発行の申し出がありました。保護者の方がそのとき母子手帳を持参しておらず、その確認はできませんでしたが、予防接種管理システムの接種台帳を確認したところ当該接種の履歴の欄が空白であったことから、未接種であると判断し、予診票の再発行を行っております。

十一月十二日、被接種者と保護者が、予防接種を受けるために医療機関に行かれております。医療機関では予診票、母子手帳を確認後、接種を行っておりますが、接種後、接種済みの記録を母子手帳に記載する際に、既に被接種者が五月に当該接種を済ませていることが判明し、その旨保健センターに報告があったところです。保健センターでは当該報告を受け、予防接種台帳を再度詳細に調査しましたところ、これまでの接種の回数から今回の接種が不必要な接種

であったということが判明したところです。その後、保護者に連絡をとり、経緯の説明と謝罪を行い、被接種者の状態確認のため、訪問の許可を得まして訪問を行い、接種部位や全身の状態を確認し、異常のないことを確認した後、異常発生時の対応についての説明を行っております。

翌十一月十三日以降、予防接種専門機関への問合せを行いまして、問合せにより得ました情報の保護者への伝達、課内での発生事象の検証、保健所への報告、接種医療機関への確認の徹底の指導、そのほかの医療機関への注意喚起などを行ったところです。

続きまして、発生要因についてでございますが、一点目は、予診票を再発行する際に母子手帳の確認が行われず、接種台帳の確認のみで再発行をしてしまったこと。二点目は、五月十九日の接種が本来登録されるべき二期として登録されず、一期の一回目として登録されていたため、接種台帳上、二期の欄が空欄となっております。担当者が接種済みに気づけず再発行がなされたこと。三点目は、接種医療機関において、接種前の母子手帳の確認が十分でなく、接種済みに気づかず接種が行われたことです。

報告は以上でございますが、今回の事案は防げる機会が十分にあったにもかかわらず発生させてしまったことについては反省をし、今後の事務に生かしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ちょっとまた確認なんですけれども、今

の答弁の中の、この十月十九日の予診票の再発行の申し出があったとき母子手帳は所持していなかったと。その時点で、母子手帳には、平成三十年五月十九日に日本脳炎ワクチン二期分は接種済みと記載されてあったのかどうか、願います。

○健康保険課長（長野 望君） 十月十九日の再発行時点では母子手帳は持参されておりませんでした。接種の済みました三十年五月の接種については、母子手帳に接種済みとの記載があったところではありません。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） 母子手帳を所持していなかったがために確認ができなかったということと理解してよろしいんですかね。母子手帳には記載があったと。しかし、それを所持してなかったがために確認できずにこういうことになったと。そんなふうに理解してよろしいんですか。

○健康保険課長（長野 望君） その時点で母子手帳には記載がありました。十月十九日に母子手帳を持参されておりませんでしたので、母子手帳での確認ができなかったというところでございます。以上でございます。

○一〇番（中野 周君） この予防接種システム上に、本来は二期分として記載されるべきこの五月十九日接種分が一期初回の一回目として記載されて二期の欄は空白のままという間違いがあり、予防接種台帳の接種履歴が正しく表示されていなかったのも原因の一つ

とされておりますが、ここで疑問に思うことは、この間違いは入力時の人為的ミスだったのか、それとも、システムソフトそのものが正しく作動しない欠陥があったのか、教えてください。

○健康保険課長（長野 望君） 接種の入力につきましても、二期に登録されることを一期として登録されてしまったという事象でございますが、再度、そのシステム上を同じように重複するように日付をわざと間違えて入力したところ、システム上エラーが発生してそういう事象は発生することができませんでしたので、どのような状況が重なってそういうシステム上に間違った登録されたのかはまだ調査中のところもあります。人為的ではないとのふうに思っております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） 予防接種システム、この予防接種台帳で確認したが、日本脳炎二期の欄に接種履歴が入っていなかったことから未接種と判断して再発行したというような報告書の内容になっていますが、そこで、この報告書にある報告内容で理解しがたい点がございますので教えてください。

十月十九日、予防接種台帳を確認したところ、日本脳炎二期の欄に接種履歴がなかったことから未接種と判断して再発行したということ。十一月の十二日、予防接種台帳を確認したところ、今回が五回目の接種であることが判明したと報告があつて、十月十九日に確認した職員と十一月の十二日に確認した職員は同一職員だ

ったのかどうか。加えて、同一のパソコン上で確認したのかどうかも教えてください。

○健康保険課長（長野 望君） その一回目と二回目の確認した職員は同一でございます。確認内容でございますけども、二期の欄は確かに空欄になっておりましたが、その分が一期として登録されており、その重複になっておりましたので、データのには四件既に入力されていたと。で、日本脳炎については四回接種ですので、四件既に登録があったので五回目だと、不必要な今回の接種だったというふうにわかったところでございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） この何の罪もない幼子たちがですね、この予防接種法に基づいて、公衆衛生の向上及び健康増進を目的に何の疑いも持たずに受診したはずなのに、結果的にはワクチンの副作用と健康障害のリスクを背負って生きていかなければならなくなつた事実をですね、我々関係者ももっともつと重く、もっと深刻に受けとめなければならぬと強く思います。

そこで、市長にお尋ねいたします。

これまでやるやりとりをしていますが、本市のこの予防接種事業の実態及び過誤接種についてどのように受けとめているのか、見解をお願いいたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

過誤接種につきましては、まず、接種を受けられた方、並びに保護者の方に多くの不安を与えることになりました。まず、そのことについておわびを申し上げたいと思います。

この過誤接種はあつてはならないことであるということは、もう、議員御指摘のとおりでございます。これのミスがなぜ起きたかということは、人為的なミスというのが大きいと思います。それとまた、システム上の問題もかかっているかもしれません。業務を行うに当たって、慎重かつ入念な確認作業が求められると思います。担当部署には再発防止についての対応を指示しております。また、体制強化についても努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

今、市長の答弁の中にも、システム上の問題等々について正常下になかというような答弁もありましたが、担当課長にお尋ねいたしますが、このシステム上の疑義はもう解決されてるんでしょうか。正常に作動していると自信を持って言えますか。

○健康保険課長（長野 望君） システム上の問題ですけども、先ほども答弁をしたところでございますけども、誤った情報をわざと起こさせようというような状況でテストを行ったところ、その事象が発生しなかった、エラーが起きてそういう入力はできなかったというところで、どのような条件が重なってそういうふうになったのかについてはまだ解明できてない点があります。

ただ、その後のシステム上の確認作業、入力後にそういう状況がないかシステムのチェックするとか、台帳を印刷するときにエラーがあればそういうメッセージがするとか、そういったところの改善は済ませているところでございます。それと、システムを過信せず、その母子手帳を必ず出してもらって確認を行うところを事務所内で徹底したところでございます。一部その発生事象についてどのような条件かというところがまだ確定できないところはありますが、人為的な作業とシステムの強化内容を合わせて今後の発生を防ぐというようなところに行っているとございます。

以上でございます。

○一番（中野 周君） ぜひよろしくお願いいたします。

ただいまこの市長見解も伺ったところですけれども、この過誤接種の怖さについて私なりの私見を述べさせていただきますと、定期予防接種のA類疾病の一つ、日本脳炎に限ってはですね、二〇一〇年までのワクチンには急性散在性脳脊髄炎という脊髄と脳の病気が起こる副作用があったために、予防接種を受ける割合が減少した時期もあったそうです。しかし、二〇一〇年に安全性の高い新しいワクチンが開発されたことによって、急性散在性脳脊髄炎の発症の心配はなくなったそうです。

このことからして、推測するにですね、日本脳炎ワクチンに限らず、全てのワクチンがそれぞれに予防効果は高いと思います。しかし、一方では、予防効果が高い分、それぞれに何かしらの副作用等

も懸念されるのではないかとことです。しかも、それらは厚生労働省が指導するマニュアルどおり正確に投与してもその可能性はあるということであり、ましてや誤った接種ではそのリスクは拡充するのではと危惧する一人です。本当に心配しています。

次に進みます。

今後の再発防止対策についての報告をお願いします。

○健康保険課長（長野 望君） お応えいたします。

まず一点目は、予診票の再発行手続についてでございます。これまで、母子手帳の確認ができない場合でも予防接種システムの接種台帳で未接種が確認できれば再発行を行い、即日交付を行ってまいりましたが、今回の事案を受け、母子手帳の確認のほうを原則とすることとし、再発行申請時に必ず母子手帳を提示してもらうことといたしましたところです。また、母子手帳の記載内容と接種台帳の履歴の突合を複数の職員で行うこととし、これに要する時間確保のため、即日の交付をやめ、後日郵送もしくは再度来庁の上の交付とすることに變更いたしました。

二点目は、先ほどの答弁とちよつとかぶりますが、予防接種管理システムについてでございます。発生後すぐに、システム管理者に、今回と同様のデータがないか、存在しないか調査を依頼し、存在したものについては修正作業を済ませているところでございます。また、システム自体についても、入力時の自動チェック機能についての疑義のある部分について強化を行い、疑義のある項目について

の警告のメッセージを表示する機能を追加するなど、チェック機能についてはシステムの強化を図ったところでございます。

三点目は、医療機関に対してでございます。接種医療機関に対して、接種前の母子手帳及び予診票のチェックの徹底、複数スタッフによる確認、再発防止に向けてのスタッフ間の情報共有等を指導いたしたところでございます。あわせて、他の医療機関についても注意喚起を行ったところでございます。

四点目は、予防接種事務の進め方についてです。今回の事案を受けまして、予診票の再発行手続については見直しを行いました。さらに改善できる点はないか定期的な協議を行うこととしまして、取り組める点については随時改善してまいります。また、医療機関に対しましては、定期的な注意喚起を行うこととしたところでございます。

以上でございます。

〇一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

確認をいたしますが、今、課長が説明したいろいろな点について、そのマニュアル化はしてるんでしょうか。

〇健康保険課長（長野 望君） 全ての事務についてマニュアル化がされているところではございませんが、逐次整備をしていくところでございます。

以上でございます。

〇一〇番（中野 周君） これまでもこの長きにわたってこの過誤

接種が繰り返されるということはですね、こういうものがこのマニュアル化されていないのも大きな要因だと私は思います。ぜひ検討いただきたいと思います。

次に進みます。

昨年の事象を最後にですね、二度と過誤接種は本市から生起しないよう、行政、医療機関関係者はもちろんのこととして、保護者も含め、市民総ぐるみで再発防止に取り組むべきと提言いたします。

そこでもう一つ確認をおきたいことは、これまで心ならずも生起してしまったこの過誤接種をされた方々へ、行政としての今後の対応についてお尋ねをいたします。過誤接種の方々への今後の対応策について、どのような方向性を持っているのか教えてください。

〇健康保険課長（長野 望君） お応えいたします。

過誤接種が発生した場合、予防接種の専門機関等に助言を求めた上で、被接種者に対しては接種後の注意すべき事項や経過観察が必要な期間、急変時には医療機関を受診することなどをこれまでもお伝えしているところです。経過期間については、保健センターから定期的に訪問や電話による状況確認も行ってきたところでございます。期間経過後についても、心配ごと等があれば保健センターで相談に応じられることをお伝えした上で、検診や健康教室など、機会を捉えた状況確認を続けていくことと思っております。被接種者が不安を感じぬよう、それぞれの方に合わせたフォローが必要だと思っております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） 確認をいたしますが、マニュアル化はしているでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） 経過観察期間までについてはある程度ありますが、その後のことについてマニュアル等についての記載はないところでございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） 最後にお願いでございますけれども、行政として、この、無責任だと感じさせないようにですね、かといってまた、対応を間違えると不安をおおるような結果になる可能性もあるのかという非常に難しい問題かと思しますので、慎重に丁寧に対応していただきますようお願いを申し上げます、次の質問に移ります。

次は、九七式艦上攻撃機について質問をいたします。

個人的には国上喜志鹿崎灯台沖に水没している艦上攻撃機に関するいろいろの問題については、平成二十八年法律第十二号、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に照らしてみても、国の責任のもとに一日も早く着手し、一日も早く解決していただきたい重要課題ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

同時に、国は、戦没者の遺骨収集のみならず、戦争の悲惨さを後世に語り継ぎ平和のとうとさを発信していくシンボルとしても、または、我が国の航空機産業の足跡をひもどく貴重な資料としてなど、

多角的見地からして非常に意義深い事象であるにもかかわらず、国は関心も薄く、対応も遅く、加えて、ほとんどの市民がこれらのことを知り得ていない現状もあると考え、広報の意味と多くの市民がもっともつと関心を深めていただきたいとの願望も含めまして、まず、早急に解決していただきたい問題として捉え、質問いたします。

この飛行機は、種子島ダイビングセンターSea Mailの林さんを中心にした我々数人のダイビングの仲間が、これまで地元国上の漁師さんたちの証言をもとに何年にもわたって捜索を続けた結果、やっと二〇一五年の秋に、国上の喜志鹿崎灯台の沖合約三百メートル、水深約二十メートルの海底に裏返しの状態の水没している機体を発見し、以来、独自に潜水調査を繰り返して行い、その都度の水中写真等を、防衛省を初め関係機関や三菱重工など関係団体等に送付し、各種情報や確認調査等の協力をいただきながら機体の特定に努めた結果、水没している機体は、引き込み足や折り畳み主翼などの特徴からして、タイヤを初め、発見されたその他のパーツのサイズや形状が一致することなどから、中島飛行機製作の九七式艦上攻撃機に間違いのないとの特定に至ったところであります。

これまで長年にわたって民間の有志グループが声をかけ合い、ボランティアで、英霊を一日も早く、一刻でも早く探し出し、ふるさとへ、そして、待ち望んでいる家族の身元にお連れしたい一心で根気強く調査を進めてきた結果、中島飛行機製作の九七式艦上飛行機であるとの機体の特定には至ったものの、残念ながら機番等が判明

しないがために、いまだに所属部隊等も不明のままであり、それらを理由に防衛省を初め国の協力、支援もいただけず、今日に至っております。

もちろん、民間グループでは機影、機体を発見してから三年余り、仕事の合間を縫っては搜索活動を続け、国を動かせるような機体番号とか、何かを探し出すために努力をしているところです。しかし、何分にも水没しているこの海域は、岬の突端に位置するために常に波も高く、特別に潮の流れも速過ぎる海域のために、天候上の兼ね合いもあり、スキューバダイビングでは年間の中で初夏の限られた期間だけが搜索できる期間となったり、また、一回のダイビング時間、作業時間も非常に短く限定されたりして、大変厳しい環境での搜索活動です。このために、この機体が墜落したものなのか、それとも、不時着したものなのかなど、何の由来もわかっていませんし、加えて、搭乗者がいまだに機体の内部で眠っているのか、それとも何らかの理由で行方不明になったのかすら確認できない状況が続いております。

このような状況下にあつて、おかげさまで昨年の三月のころより、本市行政当局も精力的に協力体制へ参画をいただき、最終的には国に働きかけをいただき、結果、厚生労働省職員が来島し、聞き取り調査や現地視察等重ねた結果、今後の搜索の設計及び調査費用の見積もりを依頼したと聞いております。

そこでお尋ねいたしますが、提出した遺骨収集に関する見積書等、

一連の経緯と現状についての報告をお願いします。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。

議員御質問の見積書についてでございますが、昨年十二月ごろ、戦没者遺骨収集を所管する厚生労働省が、御遺骨の有無の確認及び収集を行う事業の参考のために地元業者に見積もりを依頼したというふうな伺っております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） その後の経緯について、もうちょっと詳しく教えてください。

○福祉事務所長（下川法男君） 提出後についてでございますが、事業の実施等について、まだ厚生労働省のほうからは連絡が来てないところでございます。

○一〇番（中野 周君） 今のこの国会で議論がされてると思うんですが、その結果がまだ届いてないというふうなことです。この九七式の所見を見ますと、この後、三年後に開発されたこの零戦よりも一回り大きな機体で、特徴は、密閉式風防などを採用して、乗員は操縦士、偵察員、電信員の三名が搭乗員となっているようです。特に力説したいこと、申し上げたいことは、この飛行機には緊急時の脱出装置、パラシュート等が装備されていないということがわかりました。これらのことからして、高い確率で英霊は機体の中で今でも眠ったままではないかと推測できます。よって、平成二十八

年法律第十二号で、国の示す戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の目的に示すように、一日も早く、一刻でも早く、慰霊の誠をささげることができるよう努力を重ねていただきますことを切に願う一人です。

次に進みます。

この九七式艦上攻撃機は、引き込み足やエンジン、可変ピッチプロペラから操縦装置など当時の先端技術を採用し、日本海軍初の全金属性の低翼単葉機として採用され、それまでの九六式艦上攻撃機に比べて時速が百キロも改善され向上したとされており、昭和十三年から約千二百五十機製造されているようです。この九七式艦上攻撃機は真珠湾攻撃の主力機として活用され、百四十三機出撃、参戦したという記述もあります。しかし、残念ながら、今現在、日本国内には保存、提示されている機体は一機も存在しないとのことです。このような現状から鑑みたとき、この機体は戦史的な意味合い、また、我が国の航空機産業の足跡を振り返るための大変貴重な資料となり得ると考え、ぜひとも引き揚げるべきと強く提言、要望いたします。

そこで確認をいたしますが、市長は厚生労働省の遺骨収集確認関連作業の後、この機体を引き揚げるお考えがあるのか、国に引き揚げるよう働きかけるお考えはないものか、率直な見解をお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

厚生労働省による今回の九七式艦上攻撃機の調査は、議員御指摘のように、座席が三人ございますので、三人の搭乗員の方々の遺骨の有無の確認及び、もしあった場合はその収集というのが最大の目的で最優先になると思われれます。機体の取扱いについてはその次の課題になると思われれます。

以上を踏まえた上での答えとなりますけれども、当該機体は、現在、国内には一機も現存していない大変貴重な機体であります。真珠湾のハワイには一機、復元したものがあろうですけれども、そういう事情から、できることならば引き揚げたいと考えております。ただ、引き揚げのためには引き揚げの費用、それから、保存処理、さらに保管場所の確保に加えまして、その後の管理や周辺も含めた利活用の方法についての検討が必要だと思えます。現在、日本軍の戦闘機等については国有財産となっておりませんが、引き渡しは可能とのことです。関係機関と協議をしながら可能性について検討を進めてまいりたいと考えております。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

この九七式艦上攻撃機はこの真珠湾攻撃の主力機で、爆弾もしくは魚雷を搭載して出撃したとのことですけれども、真珠湾攻撃の前に、日本海軍は、浅い真珠湾の地形に似たこの鹿児島湾で事前に訓練をしたとの記述もあるようです。また、終戦近くは鹿児島県の串良飛行場などにも配備をされ、特攻機として沖縄戦線にも運用されたという記述もあります。

このため、喜志鹿崎沖に水没しているこの九七式はどうしても引き揚げていただき、機体の番号や搭乗員の遺品等で機体の製作年月や配置部隊等が判明されるはずですから、おのずから最終飛行の年月日、最終飛行の目的等、詳細にわたり解明できると考えます。その結果、訓練中の事故だったのか、特攻機だったのかなど特定するに当たって、より正確な調査のためにも機体を引き揚げる必要があるのかと考えます。

いずれにいたしましても、一番大切なことは、戦争の犠牲となった搭乗員のことです。繰り返しになりますが、今後ともに厚生労働省とも相談を重ねながら、一日も早く慰霊がとり行われることを願う一人です。そして、一連のこの遺骨収集作業後、完結的には速やかにその次のステップとして機体の引き揚げ及び展示活動に御尽力をいただきたいと思えます。

無残な姿であろう機体を展示してですね、戦争の犠牲となった搭乗員の英霊の慰霊塔を建立することによって、全世界に向けて、そして、全ての人類に向けて、今後、二度とこの地球上にあのようなむごく無残な戦争が生起しないよう、そしてまた、絶対に生起させないよう、まさに戦争のない恒久平和を希求するシンボルとして、祈念館等をつくり、平和の尊さと真の恒久平和のメッセージとしてこの種子島の地から発信することも、今、種子島で生きる我々に課せられた大切な使命でもあると考えます。

市長は、機体を引き揚げ、祈念館をつくり、その機体を恒久平和

を希求するシンボルとして末永く展示するお考えはないのか、再度お尋ねいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員のお話のように、この九七式艦上攻撃機がなぜあの場所にあるのか、それは墜落だったのか、あるいは不時着だったのか、そういう物語というのは非常に、今、御指摘の平和を考える上で、戦争を考える上で重要な資料になると思えます。

機体は、あその場所に置かれてから七十年以上水没しておりますために、損失部分が多くなっております。管理、展示するとなればそれに耐え得る状態に修復する必要があります。また、保存や利活用のあり方に付随して、屋体や周辺設備の整備も必要となってまいります。旧日本軍機を水中から引き揚げ展示をしている平和祈念館等は国内に幾つかございますので、その事例や事業にかかる経費等について、利用可能な補助金等、情報収集をしているところでもあります。現段階ではまだ祈念館の設置について明確な方向性をお示しできませんけれども、機体は西之表市に残された戦争を語る遺物、言わば戦争遺産として大変貴重なものでありますので、今後も引き続き市民にとって有用な利活用を検討してまいります。

もう一つ申し上げたいのは、この大隅海峡、喜志鹿崎沖の海域についてでありますけれども、この海域の上空を特攻機が、戦中に何百機という飛行機が飛んで南下してまいりました。また、この大隅海峡を戦艦大和が通過して、種子島の真西の海上で撃沈されて沈ん

でおります。そのほかにも戦艦、兵員を乗せた輸送艦がこの東シナ海で沈められ、その兵隊たちが馬毛島やあるいはこの周辺の、種子島も含めて遺体が流れ着いたというようなことも伝えられております。そういう地域でありますので、そういう私たちのこの種子島周辺、あるいはこの海域で見つかったこの機体というものは大事に考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

ぜひですね、機体を引き揚げて、祈念館をつくっていただき、その機体を恒久平和を希求するシンボルとして末永く展示していただけるよう尽力をいただきたいとお願いいたします。

最後になります。

九七式艦上攻撃機に関するいろいろなこの問題提起と問題完結が、戦争のない平和な社会を構築するためにはどうあるべきかを真剣に考える原点になり、この種子島の地、国上喜志鹿崎灯台から恒久平和と平和の大切さ、命の尊さを、一触即発の状況も懸念される混沌とした全世界に向けて発信できたらとの思いでこの課題を取り上げてみました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で中野周君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時十五分ごろより再開いたします。

午前十時五十九分休憩

午前十一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、下川和博君の発言を許可いたします。

〔一番 下川和博君登壇〕

○一番（下川和博君） 皆さん、お疲れさまです。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

先月ですけれども、農政連の西之表支部の役員の皆様方と意見交換をさせていただきました。その中で出された意見の中で、特にさとうきびについてと畜産センターについて、質問を今回させていただきます。

まず、大きな題が農政についてということでありますので、本市の現在の作物の生育状況、また、畜産の状況等について説明をいただきたいと思えます。

以下については質問者席から質問いたします。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 作物の生産状況や畜産の状況につきましてであります。

まず、現在、収穫中の作物について御説明いたします。

さとうきびにつきましては、御承知のとおり、台風の被害等によ

りまして、二月末現在の生産数量は十アール当たりの収量、前年比一〇四・二%の五千三十キログラム、生産量は前年比九八・五%の二万八千七百七十二トンを見込みまして、新光糖業等の集荷の進捗率につきましては、六三・九七%、甘しょ糖度は前年比一一・七%の十二・三八度、ともに三月五日現在の実績と伺っております。また、早掘りバレイショにつきましては、植えつけ後の天候にも恵まれまして、集荷量は、面積減少にもよりますけれども、前年実績比九八・五%の二千百六十トンを四月まで計画をしていると伺っております。また、豆類につきましても生育は良好でありまして、四百二・四トンの販売計画に対し、現在までの出荷量は百六十六・六トンと、進捗率四一・四%であります。畜産につきましては、二月競りで島内六百七十七頭、前回比百二十八頭の増が上場されまして、平均価格は雌で六十四万二千三百三十七円、前回比四万一千九百八十五円の減でございます。去勢につきましては、七十九万七十五円、前回比一万四千三百四十二円の減と、前回の一月競りよりも下げとなっている状況でございます。平均個体重量の低いものが上場であったことが下げた原因ではなからうかと考えてるところでございます。

以上でございます。

○一番（下川和博君） ありがとうございます。

私の持つる資料が一月の競りだったんですけども、二月はやっぱりさらに下がったという、今、報告でありましたけれども、それ

でよろしいですね。

○農林水産課長（園田博己君） 一月に比べても下げております。

○一番（下川和博君） ちよつと私の資料が二月なので、今の課長のお話とはちよつと違うんですけども、二月の資料ではですね、さとうきびの反収の修正がありまして、五千百八十キロというふうな報告でしたが、今回は五千三十キロにまた下方修正をされておるようです。さとうきび、非常に厳しい状況でありまして、今年も昨年よりかほんの少しよいような状態だということなんですけれども、さとうきびについてこれからちよつと質問をさせていただきたいと思えます。

大変厳しいという状況ですけれども、平成三十一年、三十二年産のさとうきびについて、これからのさとうきびについてですね、本市としてはどのような、現在の面積の状況とか、夏、秋、春への作付状況等について、まずは説明をいただきたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） 平成三十一年、三十二年産のさとうきびの秋、春の作付状況についてでございます。

二月末現在ではございますが、新植予定を含めまして、秋植えで三十二・五ヘクタール、五十八戸、春植えにつきましては百五十一・一七ヘクタール、三百五戸で、新植面積、予定ではございますが、百八十三・六ヘクタールを見込んでおります。

以上でございます。

○一番（下川和博君） 確認ですけれども、今の数字は実際の数字

ですか。上がってきてる。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明申したとおりでございます。各種補助事業等の申込み面積並びに二月二十日以降推進をかけた今までの現在の集計の数字でございます。

○一番（下川和博君） さとうきびについては今年は二百ヘクタールを目標に新植をやっておったんですけれども、実際は百八十三・六ヘクタールということでありまして。いよいよ本番に入ってきたんですけれども、まず、皆さん方、お手元に配付をされております資料をごらんいただきたいと思うんですが、三枚あるうかと思えますが、まず、この西之表市のことについては、最近の「市政の窓」に、班の回覧で配られておった資料でございます。春植え新植に対して一万二千二百六十六円、十アール当たり、これは国の基金事業であります。市としてはこの補助金、そしてまた、下のほうにありますけれども、植えつけマルチ作業、土壌改良等については、これは個人負担が幾らかちゅうのは書いてないんですけど、確認ですけれども、この下の、植えつけマルチ作業、土壌改良については補助をちよつと教えていただければありがたいですけれども。

○農林水産課長（園田博己君） 植えつけマルチ作業につきましては、ちよつと待ってください、資料で、補助率につきましては三分の二の補助額でございます。それから、土層改良作業につきましては三分の二の補助率でございます。単価については資料を持っていますので、後ほど説明申し上げます。

○一番（下川和博君） 三分の二ということであるそうです。それと、あと二枚ありますけれども、皆様お手元にあります、まず、中種子町の、これは春植えについての中種子町のものなんですが、春植え推進に対して、オーギの増反に御協力をお願いしますと、さとうきび新植への助成が二万四千二百六十六円ということであります。下の方にありますけれども、町単独で一万二千元、国の補助とは別にする。で、中種子町の役場のほうに聞きましたところが、四百町歩を目標に春植え、やっているとということ、四千八百万円の町単独の予算をつけたということでもあります。

すいません。もう一枚を見ていただきたいんですけども、これは南種子町です。「標記の件につきまして、三十一年度の種子島のさとうきび栽培面積は大幅な減少が予測されることから、増産推進運動を行う運びとなりました」と。「三十一年度につきましては、既に基金事業で国の助成の案内が来てるかと思いますが、三月末に本実施でございますので、これを機にさらなる面積増加を御協力ください」ということで、国からの基金としては一万二千二百六十六円、これは一市二町同額であります。また、町単独として一万二千六百円、十アール当たりの補助があります。南種子町は百四十町歩を目標にしておりますけれども、予算的には一千六八十万円を町単独で予算をつけているということでもあります。

私ども、この紙を見たときに、正直びっくりをしたところでありまして、本市としてもいろんな助成はしていただいているんですけど

ども、今回、振興会のほうでも増反の推進活動というのは二回にわたってやりました。一回目が一月だったんですが、そのときには二町歩、二ヘクタールぐらいしか増えませんでした。二回目を二月の二十日過ぎから三日間ほどやりましたけれども、約八町歩ぐらいしか増えなかったと。合計で十町歩ぐらいしか増反運動では増えていないのが現状でした。で、目標は三十町歩ということで目標にあっただんですけれども、結局は二十町歩足りなかったと。オーギという作物の性格からして、さとうきびは最初植えてから三年間は大体残しますんで、三年期まではやりますけれども、今年二十ヘクタール足りないということになると、三年間ずっと二十ヘクタール不足になっていくわけで、また来年はもし増反、同じような二百町歩を目標にすれば、来年は二百二十町歩を新植の目標に持つてこないといけないと。非常に厳しいような、増反については厳しい状態が続いていくんだろうなと思うのですけれども、ここで、すいません、市長の施政方針をちよつと読ませていただきたいと思えます。

「とりわけ農業は」、一ページです、「島の基幹産業であります代表作物のさとうきびについてですが、途中までは順調な生育が見られ、今期こそと期待をしたところでしたが、秋の台風二十四号により広範囲な塩害等により、昨年に引き続き厳しい結果が見込まれています。市としましては、広域的な連携も図りながら、民間と協力し、国に救済を訴え、新たな増産推進緊急支援事業や機械のリース事業等に取り組むこととなっております」と。「また、県やJA、

製糖会社なども連携して支援の拡充に努めてまいります」というふうにも市長が述べております。また、さとうきびについてはですね、「生産量の不安定なさとうきびは反収向上の取組みは、作業受託組織の育成など持続可能な生産体制整備を推進し、生産回復を目指します。また、最後になりますけれども、今年度より取り組んでおります市単独の遊休農地解消対策支援事業助成金制度についても、引き続き事業を実施し、本市の基幹作物であるさとうきびの増反や担い手の規模拡大につなげることで農家の経営の安定化を図ってまいります」というふうなことが、施政方針で市長、述べられておるわけですけれども、私が今日、ぜひ市長にお願いしたいことは、他の町の状況も紹介をしましたけれども、本市がこれまでのさとうきびの増反に対して、本市の取組みとして、今までの取組みを説明をしていたいただきたいのと、これからこの新植等について、市長、どのようにお考えであるのかをお聞きをしたいんですけれども、よろしいですかね。

○農林水産課長（園田博己君） まず、さとうきびの増反に対する本市の取組み状況でございます。平成三十一年、三十二年産につきましては、工場の洗浄期間である二月二十日から三日間、振興会、JA、新光糖業と連携しまして、農家への夜間訪問を実施したところでございます。内容につきましては、先ほどから議員も御指摘があったように、春植えのお願い、あと、さとうきびの現状を訴えるとともに、各種補助事業等の説明を行いました、三日間で約九・五

ヘクターの申込み実績となつてゐる状況でございます。また、春植え用の苗が不足していることを受けまして、JAを初め関係機関による種苗の刈り取り作業を二月二十六日から行いまして、随時生産者に配布をしてゐるという状況でございます。

また、さとうきびの振興、あと、製糖工場の今後につきましても、このまま不作状況が続きますと、生産農家の経営が悪化するだけではなくて、作付面積が減少し、地域経済を支えている糖業会社の撤退というのも想定されまして、地域経済の衰退につながつてしまう危機感を感じてゐるところでございます。

今後もきび、甘しょ振興会、また、関係機関と連携をすることも、増反に向けた呼びかけ、また、新植の作業委託等に対する助成等を行いながら増反対策を図りまして、農家はもとより地域経済の発展等々に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

施政方針を引用していただいて、まことにありがとうございます。繰り返しになりますけれども、農家、とりわけこのさとうきび農家の皆さんが、生産者の皆さんが日々苦勞をなされ、大変な不安と危機意識を持たれてゐるというふうに考えております。

先ほど議員のほうから資料をいただきましたけれども、このチラシは春植えに限つたものでございますが、その中種子町と比べると

何か西之表市が何か余りやつてないというような御指摘のようにも聞こえますけれども、このほかに、昨年十二月補正で議会の御理解も得まして、経営支援という形で、春植えだけでなく、その生産者の経営規模に見合った形で反当五千七百円というような補助の、経営支援という形でのこともしておりますので、そう遜色のない農家への支援であるというふうにも思っております。

ただ、現状でいいかといいますとそうは考えておりませんので、今後、将来を見据えながら営農を続けていこうとする生産者がやる気の出るような施策を、行政、それから議会、農協も含めて、関係機関がともに手を携え、種子島の農業を守り、後世に伝えていかなければならないと考えております。生産向上を図るために、所得向上を図るために、規模拡大や反収、品質の向上の取組みを支援して、生産者の経営安定に努めてまいりたいと思ひます。

春植えのこともございますけれども、今、研究機関で開発中の新種の普及というものも近い将来起きてまいります。それにつなぐための支援というものは新年度以降もですね、単年度、新年度一年ということではなく複数年にわたつて、その新種の普及につなげていくための支援策というものはですね、年度途中になるかもしれないが、状況を見ながらまた御提案をしたいと考えております。

○一番（下川和博君） 今、市長のほうから五千七百円の反当たりの話が出ましたけれども、私も、今、六反ぐらいさとうきびをつくつてますけれども、実際にいろいろ、私の理解が足りないのかもしれない

れません。確かに五千七百円一反歩当たり、農家の皆さんにやっていただいたことは本当に評価をいたします。ありがたいと思います。

ただですね、これについては、昨年、今、出荷をしてるさとうきびの面積に対してやってるわけです。一つは台風の見舞金という形でやっている面もあるかと思えます。確かに、そのことを、お金を新植等に使っていたくちゅうのも大事だと思うんですけども、ただ、今、皆さん方にお渡しをしておりますこの、これだけの違いを見たときですね、私、正直びっくりしました。ある方が農作業のときに言われたんですけども、同じ種子島で農業をしていて、同じさとうきびをつくって、これだけ違うのかと。町で。一市二町で。確かに五千七百円という数字はありがたい話だと思うんですけども、私はそれを聞いたときに答えることができません。やはりどうしても、これは西之表の農家の皆さん方には、こういう機会を通じて、ぜひ市長にも決断をしていただきたいというふうに思いがあったわけです。

今、途中になるかもしれませんが、支援策を考えていると言っていたいたんですが、ぜひこれに、同等なのが一番いいんですけれども、この中種子町、南種子町に合わせたようなぜひ支援をしていただければ、もう本当にありがたいと思うんですが。今回の議会ではできませんから、次の六月でも補正ですね、するといふふうな形を、今、言っていたいて。ですから、もうちょっと増反に頑張ってもらえないかということをお願いしたいんですよ。

なぜかといいますと、ちょっと専門的になりますけど、さとうきびというのは春植えは意外と先の穂だけとって、一本で一本になりますけども、あれでやると一反の畑は一反しかできないんです。だけど、根からとっていくと、大体一本に七本ぐらい種が出来ますから、一畝で一反になるんです。植えるときは。一反すれば一町歩できるんです。ですから、今、例えば、一町歩植えようかなという方が一反切って、今、五トンですから、新光糖業に出しても十万です。五トンは。だけど一町歩、これを中種子町、南種子町のような補助をすれば二十四万円入ってくるわけです。だから、こういうときにそういうのを使ってぜひ増反に頑張っていただけないかということをもう一回、どうですか市長、お願いできませんか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

六月議会にぜひということでありませけれども、作業上ですね、なかなか難しいのかなという予想がございます。いずれにしても、さとうきび農家がやる気を持つてできるような施策は、今後考えてまいりたいと思います。

○一番（下川和博君） もう少し歯切れのいい答えをいただければなど思ったんですが、六月とは言わずとも九月の議会でもいいんですけれども、とにかくこの三月中に、農家の皆さんに、こういうふうなことを具体的なことをするからぜひもう一回ぎばって、あと二十町歩ぐらいどうかできないかと、そして二百町歩にもってきて、今年達成すれば三年間はそれでいくわけです。先ほども言いま

したけれども、今年達成できなかった分は来年、再来年とこう、必ずしわ寄せが来るわけですよ。三年の作物ですから。ですから、そういうところを踏まえて、ぜひしていただきたいなと思います。

そして、先ほど市長のほうから出ました、この新品種についてなんですが、新品種は今年の四月になります。そうすると、さとうきびというのは試験場で作ります。それが原原種の苗として特定の農家に配られます。一年かかります。今年つくって一年、来年の三月に特定の農家に配られます。その農家さんがつくったのが、まだ一般の農家には行きません。もう一つ段階の原種という形でさらに苗を増やしていただきます。今で三年です。一般の農家に来るのは四年目です。それがお金になるのが一年後ですから、五年目にやると新品種のお金になってくるわけです。新種は、結果では、大体今の農林八号の一・五倍ぐらいの収量もあるということですので、本当に期待をされる品種だと思っておりますので、ですから、そこまでのつなぎをどうにか今の現状で持つていくためには、あと三年間、この二百町歩という目標に対してそこを維持しないと、必ず四年目、五年目にはしわ寄せが必ず来るんですよ。今年も達成できなかった分は必ず来るんです。

だから、そういうところをわかっていただいて、ぜひ六月、九月、どっちにしてもいいですけども、市長も言われました、農家がやる気を持てるようなことをぜひ市長の政策として、市長としてやっていただきたいんですけども。またさつきと違うところがあれば

ですけども、なければ特にいいですけども、意気込みを聞かせていただければと思います。ないですか。一言お願いします。

○市長（八板俊輔君） この春植えの増産については、本当に職員がですね、生産者の皆さんと、リーダーの方と一緒にやってやりましたけれども、今の時期でそれはもう間に合わない。間に合わないという変ですけども、ちよつと時期を、少し落ち着いた形で腰を据えて取り組もうと、そういうことでありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。私ども、決して手を緩めるわけはございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○一番（下川和博君） 今回は非常に厳しいけれども、次の秋植えからは本腰を入れてやっていただくということだと思います。その確約をお願いします。

○市長（八板俊輔君） 秋植えということではなくてですね、何と申しますか、生産者の規模もいろいろございますので、今のその大規模の農家だけでなく小規模のところも合わせて、その経営が、全体が、生産者の皆さんがですね、行き届くような方策を考えたいと考えております。

○一番（下川和博君） どこか歯切れが悪くて納得できないところもありますけれども、やるちゅうのは間違いないでしょうけれども、本当、市長、お願いしますよ。農家は本当に、今年二十足らんと、何回も言いますけど、これが三年間二十ヘクター足りなくなるわ

け。だから、そのしわ寄せは必ず来るんです。だから、そういうところをやってほしいと思うんですけど。

それはいろんなことがあります。職員の皆さん方も夜も回って、増反運動にもやってくれています。いろんな補助もいただいています。

もう世間では、さとうきびばかりこれだけ補助を出していいのかわからないということも言われています。だけど、さとうきびというのは新光糖業という会社があって、物流の問題もあって、いろんなところに波及していくもう一つの産業だと思えます。種子島では、ものすごく大きな。だからこれを絶やさないように、次になりますけれども、すいません、製糖工場がですね、片方もやっぱり、このような状態が続いていくと本当に撤退の可能性も出てくるんだよというふうな話をされます。だから、そういうふうなことになるって、しょうと種子島全体の産業が本場にだめになってしまいますんで、ぜひお願いをしたいと思うんですが。

製糖工場の今後ということでありませうけれども、これはもう、行政のほうは製糖工場の今後についてどのような考えを持っているのか、少し説明をいただければと思いますけれども。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほど御答弁したとおりでございます。新光糖業がこのままの状況でいきますと撤退するということもおそれございます。また、そういう感じでも議員の御指摘のとおりでございます。基幹作物であるさとうきびにつきましては、地域経済に影響をかなりの影響を及ぼすというのは認識しております。

ので、そういう危機感を抱いておりますので、先ほどの議員の御指摘を踏まえながら、さとうきびの振興を図りながら、工場が安定生産ができるような生産量確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○一番（下川和博君） 安定に操業ができるためには、やはりまずは増反だろうと思うんです。さっきから言ってますけれども、本当に同じことの繰り返しですが、やはり最終的には市長の判断でぜひお願いをしていただきたいと思えます。

それでは、最後の質問になりますけれども、もういいですよ。畜産センターの現状と今後どのような対策を考えているかということなんですが、これについても、今、夏場がものすごく暑い日が続いたりして、あそこで共進会等をやっていると、牛がもう大変、熱中症になったりとかいうふうな話も聞いております。私も実際行ってみましたけれども、鉄でできて牛をつなぐやつと、まだ木でできてるところもあって、木のところがやっぱりぐらついてます。ですから、それと、倉庫ももう古い倉庫になってますんで、あそここのまた場所も、今、物流センターができて大型が通ったりして非常に危ないような、通行にも危ないような状態もありますんで、やはり抜本的に道も広げながら、向こうで各校区の競りも、共進会なんかもできるようなそういうふうな施設にどうにかしてこう改修、改築、新築になるかもしれないんですけど、対策をとっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 市の畜産センターについての現状と今後の対策についてでございます。

当センターは昭和五十二年に整備されまして、畜産共進会、家畜の登録検査等に利用しております。建設から四十年以上が経過し、施設の老朽化が進み、これまで維持補修等を行い、共進会の会場としての機能が確保できるよう努めてまいったところでございます。施設建設の要望もありますが、畜産共進会のあり方も含めまして、現施設の長寿命化、また、他施設の機能移転、全面的な新設等について総合的に検討しまして、財政状況も踏まえながら結論を出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一番（下川和博君） 早急にできるようなところからまず始めていただきたいと思うんですが、抜本的にはもう本当に、予算も多額にかかるところもあるかと思いますが、この熱中症対策といえますか、それと、牛をつなぐようなところは、やろうと思えばすぐできるところもあるかと思えますんで、そういうところについては早急に対応していただければありがたいかと思えます。

最後になりますけれども、今回はこのさとうきびのことについて質問させていただきましたけれども、先ほど言いましたけれども、やはり同じ種子島でさとうきびをつくっていて、いろんなところで差があるというのをおかしいと。やっぱりそれなりに同等ぐらいのやっぱり対応をしていただきたいというのは私の正直な、今回質問

したところでした。なかなかそこらを引き出すことは難しかったとこもありましたけれども、ぜひ市長には農家が、そして、このさとうきびがずっと続いていけるような基幹作物であるようにしていただきたいと思えますんで、最後に一言、またお願いします。

○市長（八板俊輔君） 認定農業者であります議員の御指摘でもございますので、私も真摯に受けとめたいと考えております。さとうきびにつきましては、やはり増反といえますか、減り続けておりますので、その維持ないしは増反ということについては精力を尽くして取り組んでいきたいと思えます。やはり生産者が高齢化しておりますので、その方の担い手のこともありますが、増反、面積の維持、そして増反に向けて今後とも努力してまいりたいと考えております。

○一番（下川和博君） ありがとうございます。

やはり、今、現状維持が難しい状態ですから、増反まではいかないんです。維持をすることにどうすればいいかというところをぜひお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 以上で下川和博君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、生田直弘君の発言を許可いたします。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） こんにちは。生田直弘です。よろしくお願いたします。

それでは、通告に従って質問を始めさせていただきます。

一つ目は、特定健診受診率の目標日本一と、国民健康保険財政の健全化等についてであります。

本件については、国民健康保険制度の変更に伴う財政懸念の観点より、平成二十九年第三回定例会から指摘、要望、提案している事案であります。平成三十年第二回定例会の私からの一般質問において、特定健診受診率の目標に日本一を掲げる旨の提案をしましたところ、本定例会における市長の施政方針の中で次のような表明がありました。該当部分を読み上げさせていただきます。「特に、国民健康保険事業で行っている特定健診については、受診率が伸び悩んでいることから、取組みの強化が必要です。地域、社会、学域などあらゆるネットワークを介し、受診行動につながるよう働きかけ、医療機関や大学など専門機関とも連携しながら取り組み、受診率日本一を目指します」、こう述べられています。

高い目標に挑戦すると決めた市長並びに市行政当局の強い思いに

勇気が湧きました。加えて、明るいまちづくりに向けた若い世代からの提言に耳を傾けて、そして、その考えを受け入れ、行動していただくことに感謝を申し上げます。

一方、目標は日本一ですから競争は激しく、そう簡単に達成するものではないと思われます。しかし、これまで当市が刻んできた歴史を深く考察すると、西之表市においては個々の市民がこれまで「結」の文化を育んできたすばらしい実績があることから、目指す価値は十分あると考えます。そして、この点については、ほかの都市部の自治体と異なり、離島という一見ハンディと見られる、便利ではない地域であるからこそ人々が支え合って生きてきた、この町の市民が既に当然のように持っている強みを、今回の高い目標達成に向けた資源や力として生かしていけば、目標に届くと思えます。そうすれば、目標達成によって得られるボーナスのような形で受け取れる特別交付金を初め、金銭的かつ社会的恩恵を必ず我々のもとに手繰り寄せることができ、そして、皆の力で獲得した恩恵をともに分かち合うことができるものと考えます。

今回、市長の方針が出た以上、市行政当局は当然であります、直接的な恩恵を受ける市民も一丸となってその達成のために邁進する必要がありますかと思えます。そのためには、具体的に現状の把握とゴールまでの距離を認識しなければ、具体的な行動に結びついていきませんので、以下、順を追って伺っていきます。

まず一つ目。現状について。次の二点に関する具体的な説明を求

めます。

ア、現在までの過去数年間の当市の特定健診受診率の推移。

イ、特定健診受診率日本一になるための受診率の絶対水準であります。

以下は質問席からお尋ねします。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

まず、これまでの受診率の推移についてでございます。

平成二十五年度から平成二十九年度の五年間における特定健診受診率は三五・九％、三七・一％、三八・三％、三七・八％、三六・八％と推移してきています。平成二十年度から保険者に特定健診の実施が義務づけられまして、それ以降、微増ながら受診率は伸びてきておりましたが、平成二十七年度をピークに減少に転じてきてるところでございます。

次の質問は、日本一になるためにどれだけの受診率が必要かというような質問かと思えます。

現在のところ、全国の全ての国民健康保険者の受診率が一律公表されているわけではございませんので、確かなことは言えないところでございますが、鹿児島県内での過去五年間での最高値は七五・七％となっておりますのでございます。鹿児島県全体の受診率は全国平均よりも高く、上位のほうではございます。というようなことを考えますと、日本一には八〇％程度は最低でも必要ではないかと

推計できるところです。

なお、平成二十九年度の受診率については、今年度末に全ての全国の国民健康保険者の分が公表予定だと聞いておりますので、その時点では確かな数字が把握できるものというふうに思っております。以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明よくわかりました。ありがとうございます。

日本一の絶対水準、今、ある程度のところをですね、説明できるということは、この分野の日本一というのが大体どのあたりの自治体にあるのかというのは鹿児島県のことでも見えてくるわけですし、既に特定できているということが言えるのではないかと考えます。ぜひですね、うまくいってる自治体がどういう戦略をとってどういう方法によってそうした高い水準を達成できているのか、今後、分析や具体的な行動方法の検討に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

二つ目の（二）、日本一という目標に対して、ゴールまでの距離と現在検討している取組みの内容等についてであります。

当然、ゴールがあれば、現在地から到達点までの距離が出てきます。そして、その差を埋めるために何ができるのか、ゴールにたどり着くにはどういう方法が考えられるのかを明らかにしていくことで、より多くの関係者の行動の具体性が増してきます。要は、現在

の自分たちの位置とゴールまでの差、あるいは、ギャップが確認できれば、あとは一つずつ具体的に足りない部分をつぶしていけばよいのであります。

そこで、次の二点についてお尋ねします。

ア、具体的に何人から何人に受診者が増えればよいのか。

イ、目標達成のために検討している方法や手段は何か。

本件については、行政当局単体の行動だけでは当然達成できません。一人でも多くの市民の協力が不可欠ですので、市民がわかるように具体的な説明を求めます。

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

まず、その受診者の増加の必要数でございしますが、平成二十九年度の実績で申し上げますと、受診対象者が三千四百九十九人に対し、受診者は千二百八十七人でございました。先ほどの八〇%という数字を達成するためには約二千八百人の受診者が必要でございしますので、平成二十九年度実績からすれば約千五百人の増加が必要と見込まれます。

次に、現在の検討状況等についての質問でございします。

特定健診を受けてらっしゃらない方は、その理由について、健康だからとか医療機関を受診中だからといった正しくない情報や知識に基づくものが少なくございません。正しい知識、情報の普及啓発が必要だというふうに感じております。市長の施政方針の中にもありましたが、地域、職域、学域などあらゆるネットワークを介し、

受診行動につながるような働きかけを行っていく必要があるかと思っております。

まだ課内での検討の域を出ておらず、これから庁内の関係部署からの意見聴取等も必要などころではございますが、行政連絡員などの地域のキーパーソンからの受診勧奨や、農協、漁協、商工会などの団体を通じた組合員への啓発、それから、児童生徒を通じた親世代の働きかけ、そのほか各種イベントにおける広報などを現在のところは考えているところでございます。施政方針の中にありました、日本一というキーワードをうまく使って、受診行動へつながるような啓発ができればと思っております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 状況わかりました。

課内検討の状況であるという、まあ、日本一という目標を掲げたばかりですので、ちよつとそういう方向性ということなんですけれども、このイベントというのは具体的にどのようなイベントをしていけるんですか。

○健康保険課長（長野 望君） 市役所が主催の各種イベント、健康保険課が主体となっている以外のイベントもたくさんございます。例えば、市民体育祭とか、ほかにもいろいろイベントがあると思いますので、そういった機会を捉え、うまく日本一というキーワードを使った広報とかできないかというようなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 今、課内のそのイベントということですが、先日の市民フェアでもですね、そういったことで取組みをしていただいていると思うんですが、なかなか現状の取組みの中では伸びてこないという中で、その、ほかのイベントというのはどういうイベントを考えているんですかね。

○健康保険課長（長野 望君） 健康保険課所管外のイベントについては、今のところ庁内で出ているのは市民体育祭で何かできないかなというようなところを考えているところではございます。ただ、まだ課内での検討を出ている域ではございませんので、まず庁内の意思共有が必要かというふうに思っています。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ぜひ全体を巻き込みながらですね、しっかり推進お願いしたいと思います。

ほかの自治体もですね、財政健全化、ひいては国民健康保険税の引上げを安易にしないで済むような、特別交付金獲得に向けた競争というのは今後ますます激しくなると思われまますので、あくまでも現時点での現在値と目標までの距離ということと、検討している内容の方向性であるというふうに理解しました。

しかしながら、目標を掲げ、ゴールまでの距離が認知できている以上、何をどう推進していけるか、旗振り役である市行政当局の熱意とやり切る強い意志と、周辺への巻き込み力が鍵となりますので、

しっかりとした企画推進を要望いたします。本件については、市民の生活改善に直結する事案でありますから、今後も引き続き進捗をフォローしていきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の三番目の質問に移ります。
本件の効果についてであります。

特定健診受診率日本一という高い目標を掲げることで得られる幾つかの効果を、これまでの定例会で次の四点ほど挙げました。一つ、先ほどから述べております特別交付金獲得による財政の改善。二つ、研究機関との連携による地域医療を残していくための医療派遣の実現。三、特定健診受診率向上による予防医療の充実と市民の健康寿命の伸び。四、市民への広報のわかりやすさ及び市民全体の意識向上であります。

そこで、通告書のアの部分でお尋ねします。

今、幾つか述べました効果の一つである、地域医療を残していくことにつなげていくためにも、町外医療機関や研究機関との連携や医師派遣等について提案してまいりました。そこで、現在のこの部分における取組みや検討状況の具体的な説明をお聞かせください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

医療機関との連携については、国民健康保険で行っている糖尿病重症化予防対策事業の中で、医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会に御協力がいただけることを、現在、確認しております。糖尿病と歯周病の強い関連性に着目した三師会の立場での治療と健康保険

課の保健指導を連携させ、取組みを進めることとしています。この間、特定健診における被保険者の状況把握が大事でありますので、三師会の先生方からも特定健診の受診勧奨を行ってくださることとなつていくところです。これまでも個別に医療機関へ出向き、受診勧奨の協力を行ってきましたが、糖尿病重症化予防に係る連携はこれまで以上に受診率向上が望めるのではないかとというふうな期待をしているところでございます。

また、鹿児島大学に心疾患病予防解析学講座が設置され、健康診断の実施により疾患、罹患を予知、予防する先制医学実現のための緊急地域として、種子島一市二町が選定されたところでございます。これにより、鹿児島大学医学部との連携と、これまで取り組んでおりました東京大学プラチナ社会総括寄附講座も含めたさらなる連携の上で、受診率の向上を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

〇一二番（生田直弘君） よくわかりました。

鹿児島大学のその研究の場としてこの種子島が選定されたというふうに理解したんですけども、そういう理解でよろしいんですか。

〇健康保険課長（長野 望君） そういう理解でよろしいかと思えます。

〇一二番（生田直弘君） よくわかりました。ありがとうございます。

早速、高い目標を掲げた効果が出てきていると大変うれしく思います。そして何より、市行政当局単独で完結する事業ではなく、第三者や団体が主な取組みや協力の主体となる事業において、今回は医療機関や大学と研究機関ですが、こうした目に見える形での成果があらわれているということは、不断の努力と具体的に高い目標を掲げる準備を整えてきたあかしであると評価されるべきものと考えます。引き続きしっかりお願いできればと思います。

私のこれまでの経験上、リーダーがなすべき重要な仕事の一つに目指すべき目標を掲げることがあります。そして、その目標というものは、ともにその目標を目指す構成メンバーや周囲の人々を十分に鼓舞できるものである必要があると考えます。人が大変だったり面倒だったり、あるいはつらい環境の中で歩き続けられるのは、達成すれば十分に報われる目標が見えるからであります。そして、その目標、すなわち到達点をわかりやすい形にして見せる、共有するのがリーダーの役割であると私は考えています。また、本件について成果を上げていくためには、市全域あるいは当該案件に係る島内外の関係機関を巻き込んだ取組みになるかと思われまます。

ついては、市長と副市長、お二人の市行政当局の経営者には、強いリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。施政方針でお伺いしておりますが、市長の決意を改めてお聞きできればと思いますが、もしあればお願いできますでしょうか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

特定健診の受診率日本一を目指すという目標を掲げたわけであり
ます。この目標は、直接的には、生田議員もおっしゃったように、
国民健康保険財政におけるプラス、特別交付金とかそういう国民健
康保険財政基盤を固めるということがございますが、先ほどの課長
の答弁にもありました、先制医療という考え方があります。これは、
例えば、認知症ですとか糖尿病など生活習慣病といったもの、病氣
を予防、予知することによって、まず重症化を防ぐということ、そ
して、それに伴って医療費が減少するということで、そして、健康
寿命を延ばすというふうな効果があるということでもあります。こう
いうことで、直接的には日本一という数字だけが目標ということでは
なくて、高齢化社会における地域医療の先進地となることを決意
するという意味合いがあると思います。それには、西之表市だけで
はなく一市二町、この種子島がその地域として、海で囲まれた特殊
な地域であります、ハンディもありますけれども、そのことが研
究対象として非常に有利であるということから、今回の、鹿児島大
学が講座を設置したということがその理由になっていると思います。
もうちょっと言いますと、福岡県で久山町というところがありま
すけれども、これは九州大学がそういう地域のモデル地区として取
り上げて、そこでの生活習慣病についての研究が非常に進んでおり
ます。それにまさるとも劣らない研究対象の地域となる可能性をこ
の種子島は秘めております。そういう意味で、この西之表市が一市

二町の先頭に立って、この地域医療の先端に行く場所として努力し
ていきたいと、そういう決意でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

大変強い決意をいただきまして、ありがとうございます。高齢化
社会先端地になることを決意する、一市二町の先頭に立つ行政の長
としての強い決意をお聞かせいただきましてありがとうございます。
市民も改めて勇気づけられたと思います。

これまでの答弁を踏まえまして、次のことを共有し、一つ要望し
たいと思います。

当市の基幹産業である農業に従事されておられる方々の多くは、
国民健康保険に加入している世帯が多く、当市の総農家人口の年齢
別統計では、全体に占める六十歳以上の方々の割合が、男性が五
七%、女性が六一%であります。したがって、こうした生産者であ
る農家の方々を初め、まだまだ元気に頑張って当市を支えていただ
きたい市民の、国民健康保険等に係る金銭的負担を増加させない努
力をし、励ましていくことは、政をする者として当然のことであり
ます。

そこで、この取組みの延長には、人口動態上、高齢者が増えてき
てる当市の実態を勘案しますと、二〇〇五年の介護保険法改正で創
設が打ち出されました地域包括ケアシステムの構築も重要になっ
てくるかと思われまます。今後は、発展的にこの点もあわせて、さら
なる町内外の綿密な横断的な連携の実践を要望します。ぜひともお願

いたします。

それでは、二番目のテーマの質問に移ります。

産業振興に資する訪日外国人旅行者の誘致、インバウンドについてであります。平成二十九年第四回、平成三十年第一回、第二回、第三回定例会における訪日外国人旅行者の誘致、インバウンドに係る一般質問と答弁を受けて、地域産業の振興推進の観点から、以下、通告書内の順番に従って、具体的な説明を求めます。

一つ目、(一)、現状の進捗についてお聞かせください。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○**経済観光課長（岩下栄一君）** お答えいたします。

訪日外国人旅行者の誘致につきましては、昨年の定例会一般質問でも数回、他の議員からの質問も含めまして回答しておりますので、今年度事業の進捗に絞って御説明をさせていただきます。

平成三十年第四回定例会におきまして回答しましたとおり、今年度、種子島滞在型観光促進事業の中で、外国人観光客滞在促進プロジェクト、モーション事業を実施しております。この事業では、アジア圏現地旅行会社、具体的には台湾、香港から三社ですけれども、を招いてのフアムトリップといわれる視察ツアーを実施したほか、外国人観光客のニーズ把握、分析、ユーチューブによる動画サイトなどSNSを活用した情報発信、種子島の食材や特産品を生かしたメニュー開発などを行い、外国人観光客に対する誘因、島内での滞在促進を図ることとしております。なお、このうち海外の旅行会社を招いて

の視察ツアーにつきましては、香港の旅行会社におきまして既に種子島の旅行商品を造成し、今年の二月から販売されておりますので、今後、インバウンドの増加を期待しているところでございます。

また、ハード面でございますと、浦田海水浴場、鉄浜海岸、能野海水浴場の三カ所におきまして、Wi-Fiスポットを今年二月までに設置されており、観光地等における環境の充実を図っているところでございます。

以上です。

○**一二番（生田直弘君）** 詳細、少し見えてきました。

昨年、平成三十年第一回の定例会では、アニメリズムやサイクルリズムをインバウンドにつなげられるよう事業を展開している、との旨の答弁がありました。その点についての具体的な進捗をお聞かせください。

○**経済観光課長（岩下栄一君）** 議員がおっしゃいましたサイクルリズム、アニメリズムを関連させたインバウンドの対策ですけれども、例えば、今回、アジア圏の現地の旅行会社、台湾、香港からの三社のほうを招いてのフアムトリップといわれる視察ツアーを行ったわけでございますけれども、この視察ツアーの中に、例えば、サイクルリズムで言いますと、実際にその旅行会社の方に西之表市街地から能野海水浴場までを実際に自転車で行った。ただ、このツアーの視察先、具体的に言うと北部観光地から東海岸、それから、中種子町のアニ

メの聖地といわれている店舗を回ったり、あと、それから宇宙センター、千座の岩屋等を回ったんですけども、その中に、先ほど言いました中種子町でアニメの聖地と言われているところの店舗等を回っておりますので、そういったところを絡めた形で、実際にその旅行商品の検討ができないかということも行っております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） きちっとインバウンドにつなげられているようによかったですと思います。旅行商品ができたということについてもですね、すばらしいことだと思います。

それではもう一つ、平成二十九年十二月議会及び昨年六月議会で提案要望しました、スマートフォンの位置情報をベースにしたビッグデータ解析等による情報通信技術を使った顧客動向の見える化、その調査に基づいた観光戦略の正確性と確実性の向上、並びにAR等を活用しました多言語化への対応、この、さきの定例会で確認しました内容について進捗、もしあればお聞かせいただけますか。

○経済観光課長（岩下栄一君） これにつきましては、まだ具体的なところのちよつと進捗についてはまだ答弁できないところなんですけど、ただ、今後の検討の一つといたしまして、実は二〇二五年にですね、東京大学の人工物工学研究センターの原准教授を交えて、ツアーリズムに関するセミナーを実施いたしました。この中で、原准教授が共同研究で使っておりますCTプランナーというようなソフトがございます。これはスマートフォンのアプリなんですけれども、

実際に観光地に出向いた、最近はその、個人の旅行者が多いんですが、そういった個人の旅行者を対象にいたしまして、実際にその観光の現地でのまち歩きプランというのをそのソフトの中でつくれることになっております。これが実際のアプリの中に三十一都市の観光プランというのが作成可能なんですけど、この三十一の中には種子島、西之表市も含まれております。ですので、そういったものを今後少し、観光と絡めた形で普及させていく中で、そこから得られる行動のデータ等も参考にしながら、具体的なところをまた進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 過去の部分について、最後一点、進捗を確認いたします。

昨年、平成三十年第二回の定例会で、「飛鳥Ⅱ」の三倍から四倍の十六万から二十五万トン級の大型客船が、訪日外国人一隻当たり四千人から五千人の旅行者を乗せ、二〇一八年より鹿児島港に寄港し、鹿児島に寄港した際には運営会社がかえプログラムを検討し、鹿児島島の離島クルーズも視野に入れている旨、共有しました。

そうした流れを捉えまして、地元観光関連産業への需要増加、あるいは当市の船舶給水増加の需要に伴う財政へのプラスの寄与等に向けた施策事業の展開というのを提案しましたが、そのあたりの検討について、もし進捗があればお聞かせいただけますか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 現在、鹿児島県のほうで、議員が

おっしゃるように、マリナーポート鹿児島の中に、県の港湾空港課のほうに問い合わせたところですね、今年の早ければ夏ごろを目途に、高速船等が離発着できる浮き桟橋の整備というのをすることになっていると伺っております。これができると、例えば、北埠頭までは十分、それから、指宿までですと三十分ほどで結ばれるということになっております。で、実際、そういった少し整備ができるんですが、あとは具体的にクルーズ船の旅行会社とか、あとは、そういった高速船を運行する会社等の協議の上で、具体的にそのクルーズ船から波及されるとこの周辺への誘客ということになってくるかと思うんですが、このほうにつきましては、実際、県の観光課のほうに問い合わせてみましたが、まだ県内の動きや県の方針がまだ、今、出てないということでございますので、まず、種子島一市だけではなくて、種子島、屋久島のところも含めた形でそういったところの情報共有を深めながら、実際の受入れ等につきまして、今後、可能性のほうを探ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 進捗状況よくわかりました。

いろいろ提案させていただきましたが、真摯に受け取っていただきまして、しっかり検討していただきましたありがとうございます。より、今、お聞きする中でもいろんな可能性がですね、出てきていくというのを感じられましたので、勇気づけられたところでした。

本件についてはですね、行政運営上の計画の最上位に位置する第

六次長期振興計画に、「地域資源を生かした魅力ある「なりわい」で、豊かな「まち」をつくる」という記載がございます。重要施策の中の対応の一つであります。つまり、地元産業に従事する方々が、その「なりわい」で豊かな「まち」をつくれるようにするための経済対策をしっかりと進めていかなければなりません。これは喫緊の課題であります。

したがって、構想や施策は速やかに、より一層の具体的かつ明確なものを打ち出していかなければ経済はよくなってきませんので、次の（二）以降でより明確にしていきたいと思っております。

（二）、これまでの定例会で共有しましたとおり、日本学会の開催で当市に來られました大政東京大学名誉教授からの助言等によると、成功している自治体の事例では、誘致したい対象国や地域を絞っております。当市では具体的にどの地域や国に狙い、ターゲットを定めて市場開拓を進めていくのかお聞かせください。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

ターゲットといたしましては、平成三十年第一回定例会において回答しましたとおり、鹿児島県に飛行機の直行便が就航しているアジアの国や地域、具体的には香港、台湾、上海、韓国などを中心といたしました。特に県内への入り込み客が多い台湾、香港につきましては重点的に取り組んでまいりたいと考えております。また、昨日三月五日の定例会冒頭でも御報告がありましたとおり、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会でポルトガルのホス

トタウンとして登録されましたので、この機会を活用し、ロングステイを好む欧州につきましても視野に入れた情報発信を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 今の答弁ですけれども、課長おっしゃったとおり、平成三十年第一回の定例会でこういう御答弁でした。

「鹿児島県に飛行機の直行便が就航している台湾、香港、上海、韓国を中心に」ということですね。で、あと、長期滞在が期待される欧州も視野に入れると。この欧州のところですから、こういう御答弁でしたが、ポルトガルに特定したわけではなく、欧州全域というような形での方向を踏襲して具体化を進めているという理解でよろしいんですか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 議員のおっしゃるとおり、ポルトガルを通じて欧州全体のほうに向けたところのプロモーションを行っていききたいというふうに思っております。

○一二番（生田直弘君） わかりました。

昨今ですね、地元経済の状況を勘案しますと、経済対策は無駄なく、そして、急がなければなりません。しっかりとした推進を速やかに実施してくださいませよう、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

長期振興計画上も外国人旅行者の誘致、いわゆるインバウンド対策に係る具体的な目標がはっきりと記載されてはおりません。よく

見えてこないであります。

そこでお尋ねします。インバウンド対策推進における具体的な目標は何かについて、お聞かせいただけますか。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

インバウンド対策推進における具体的な目標は何かということですが、インバウンド対策推進においても、外国人宿泊数を指標といたしまして、外国人観光客の増加を目標としております。具体的には、議員のおっしゃるとおり、長期振興計画の中には具体的な数値は盛り込まれておりませんが、平成二十八年度及び二十九年度の島内及び市内の外国人宿泊者数の伸びが二割から四割程度あることから、仮に、今後、三割程度の伸びを想定いたしますと、二年後の二〇二〇年度末までに、市内での年間宿泊客数が、昨年で言いますと約五百人レベルでございますけれども、これが千人を超えるというのが一つの目安として目標値になるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） わかりました。具体的な数字、出していただきまして大変助かります。

前段ですね、特定健診のテーマで申し上げましたとおり、行政当局が施策を通じて主体となる第三者との協力、協働により事業の実現化を図る場合、地域産業の振興については行政当局が経済活動の中心のかつ主体的な立場を能動的にとることは難しいわけであり、これは主体という意味なんですけれども、ですから、具体的

かつ明確な、今、申し上げていただいたような目標という提示がですね、その事業の主たる従事者にとって重要になってくるものであります。繰り返しになりますが、ぜひ関係当事者になる方々の意欲が増していくような、具体的かつ明確な明るい目標をですね、わかりやすい形にして共有し、推進していただきたく重ねてお願い申し上げます。

それでは次に、四番の質問に移ります。

(四)、訪日外国人旅行者の誘致ができていくかどうかの確認は、具体的に何で行うのか、説明を求めます。

○経済観光課長(岩下栄一君) お答えいたします。

訪日外国人旅行者の誘致ができていくかどうかの確認につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、独自で調査を行っております市内外国人宿泊者数と、それから、鹿児島県観光統計の島内外国人宿泊者数の動向で行っております。

以上です。

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。

計画があつて、実行に移してみても、検証して、修正をして、また次の行動に生かしていく。この検証の部分がですね、必要になってくるわけなんですけれども、うまくいかないことが生じた際、どの部分をどのように修正していけばよいのか、それがなければ調整することができません。そして、パッチワーク的な継ぎはぎ的な作業に時間を割かれてしまうことから、業務効率上も効果も低下して

いくということになってまいります。一定期間に効果を積み上げることができなくなってしまうわけであります。

今、御答弁いただきましたけれども、そのほかの部分の数値的なもの、具体的なものについても、アウトプットを前提にインプットを心がけていただきたい。つまり、出すべき結果、検証すべき事実を具体的に設定し、それを踏まえて逆算的に情報収集や調査、企画、推進、工程管理をしていけば、物事は一歩ずつ目標に近づくのであります。より具体的にですね、複数の確認項目を設定をお願いしたいと思っております。

昨年、自分たちでしっかりやるということで、行政評価システムを改定しております。本件は重点施策実行に該当しますので、こうした事業性の事業でありますから、インバウンドの具体的な内容の確認というのは、この行政当局のほうで作成する事務事業評価シートで確認できるという整理でよろしいですか。

○経済観光課長(岩下栄一君) 議員がおっしゃるとおり、行政評価のシートの中で具体的にその成果というものを示してまいりたいというふうに思っております。

○一二番(生田直弘君) わかりました。ぜひお願いします。

基本構想から長期振興計画、そして、これから実現していくための事務事業であり仕組みですので、自らのPDCAサイクルを担当部署においても経営感覚を持って取り組むことを指摘しまして、業務効率と効果を高めていくことを要望いたします。

それでは、次に移ります。

これまでの答弁を踏まえて、(五)、現在、検討している取組みの具体的な内容について、お聞かせください。

○経済観光課長(岩下栄一君) お答えいたします。

現在、検討している取組みにつきましては、本定例会において提案させていただいておりますが、主に三つの事業を予定しております。

一つ目は、継続事業になりますが、種子島滞在型観光促進事業の中で、外国人観光客滞在促進プロモーション事業として、外国人観光客の誘客に向けた旅行商品及び滞在プランの企画開発、効果的なプロモーションを行ってまいりたいと考えております。二つ目は、JETプログラム、外国青年招致事業ですけれども、これを活用いたしまして、今年の夏ごろにCIR、国際交流員を任用いたしました。受入体制の充実を図るとともに、国際交流活動のほうを促進してまいりたいというふうに思っております。三つ目は、オリンピックホストタウン交流事業といたしまして、ポルトガル共和国のホストタウンに登録されましたので、サーフィン競技を中心としたPR活動のほか、本市にゆかりのある方を招聘しての交流事業などを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一二番(生田直弘君) 概要よくわかりました。

もう少し具体的な内容をお答えいただきたいんですけども、現

在、検討しているこの三つですね、取組みにつきまして、今年度はいつまでに、誰が、どのようにして、どの程度まで進めていくのか、もし計画や予定がありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

○経済観光課長(岩下栄一君) すみません。先ほどの滞在型促進のプロモーション事業でございますけれども、実際に、先ほど香港の旅行会社のほうが一つ、種子島向けの旅行商品を造成したというお話でしたけれども、残り台湾の二つの会社のほうも三月までに商品の造成を行いまして、今年の五月、六月ぐらいまでに具体的にその募集をかけるということになっておりますので、少なくとも三社において海外からの具体的な種子島の商品化ができますので、そういったとこでのその後の誘客といえますか、そういったのが可能になってくるかと思えます。また、動画サイトにおきましても、ユーチューブの中で種子島をインバウンドを意識した新たに動画というのもできますので、これも年度内の作成ということですので、この効果というのはまた来年度以降、そういったところからの誘客につながっていくものかと思えます。

以上でございます。

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。

詳細、わかってる範囲ですね、お聞かせいただきましてありがとうございます。よりかなり具体的なところを聞かせていただきまして、とてもよかったですと思います。

繰り返しになりますが、地元産業の振興についての経済対策の推進については、慌てる必要はありませんが、急がなければなりません。外部環境の変化は激しく、早く進んでいることをいま一度再確認いただきまして、スピードの早い変化に適応していただけるように、業務の推進の仕方についても常に点検していただきまして、具体性と効率性を上げていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

それでは、最後の六番目の質問に移ります。

今年一月に、ここにおられる同僚議員三名の方々と一緒に、一般社団法人日本インバウンド連合会の中村理事長の話聞いてまいりました。同連合会の中村氏の話では、最近の訪日外国人旅行者の傾向と対策については、数年前に注目された、いわゆるアジア地域の外国人による爆買というようなものは少し落ちつき、これからインバウンドの活用を通じて地方創生を成功させるためには、インバウンドを単なる観光を目的とした訪日外国人の誘客を図る取組みだけを指すものとして捉えるのではなく、会議や研修、招待旅行、国際会議や学術会議、展示会などをあらかず言葉の英語表記の頭文字を略したMICE、マイスや、留学や移民、越境ECと呼ばれる、これは国境を越えた電子商取引のことになりますけれども、または、株式、不動産、事業投資等のビジネスや、友人、親族訪問などをあらかず言葉の英語表記の頭文字を略したVFRまでを含む概念であることを踏まえた上で戦略を立てる必要があるとのことでありました。

そこでお尋ねします。

ア、種子島島内だけでなく日本全体として人口減少が進む中、観光目的以外の広義の旅という視点やテーマも取り入れ、当市のインバウンド対策を今後展開していく必要があると考えますが、当局の見解をお聞かせください。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

MICE等につきましては、一般の観光旅行に比しまして参加者が多くだけでなく消費額が大きいことから、MICEの誘致に力を入れている国や地域が多く、日本でもインバウンドの振興策の一環といたしまして、国や自治体により誘致活動が盛んに行われております。

本市のインバウンド対策を考えたとき、現段階において受入体制的にMICEの誘致に取り組む状況までは至っていないと判断しておりますが、観光目的の来訪を中心に、以前実施いたしました留学生を活用したモニターツアーのように、国内の在日外国人に来ていただけるような取組みも必要だと考えております。

あわせて、現在、大学等との連携によりさまざまな研究活動が行われておりますけれども、先日は鹿児島大学を通じ、イタリアのフィレンツェ大学で建築を専攻されている教員及び学生が来島し、市街地の調査とあわせ、商店街の方々と街の景観等についてワークショップを行いました。このように、さまざまなつながりにより、学術的な側面からも地域課題の解決と結びついた新たな海外からの

人の流れを生み出す可能性もあるのではないかというふうを考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） わかりました。あらゆるですね、視点で、よりちよつと広義なところをですね、旅というところを捉えましてインバウンド対策を実施していただいているところ、非常にありがたいと思います。しつかり進めていただきたいと思います。

私から一つ提案があります。それは、狙いを定め、ターゲットとした対象国の人気ドラマや映画のロケ地に選ばれるための撮影誘致の仕掛けをし、ロケツーリズムを展開させることです。

この海外番組の撮影誘致によるロケツーリズムで成功しているある九州の自治体では、タイにターゲットを絞り、タイ国の有名俳優や女優が出演するテレビ番組のほとんどのシーンを同自治体で撮影し、このロケツーリズムを展開させました。その結果、タイの作品七本の誘致に成功し、ある過疎地にある神社は一躍ドラマの聖地になりました。さらに、撮影前から観光PRを想定し、協力関係を築き、撮影期間中にドラマのロケ地マップを作成し、ドラマや映画の公開と同時に観光パンフレットを配布し、観光誘致にもつなげています。そして、これまでタイ人の旅行者にとって周辺有名観光地の通過点でしかなかった同自治体は、ドラマや映画の影響で、これまで年間三百人程度、先ほどお聞きしました数字と大分近いんですけども、三百人程度であったタイからの観光客が、現在、五千人以

上に増加したそうです。

私は、種子島にある地域の魅力の幾つかは、都市部と違って、人情あふれる人の気質であり、豊かな自然であり、歴史や文化であると考えています。こうしたものは、なかなか言葉や理屈だけでは伝え切れないものがあります。

そうしたことから、先日撮影されたサーフィンの映画、「ライフ・オン・ザ・ロングボード 2nd Wave」や、昨今、種子島を舞台にして注目を浴びているアニメやゲーム、カブジヨ写真展などと同じように、この町のよさを、感性が豊かで発信力や専門性の高い方々に演出してもらう機会を増やすことが大切だと考えています。そして、豊かな感性で切り取り、編集され演出された情報を、国内にとどまらず海外に向けてきちんと戦略立って発信していくことができれば、人の往来がこの地域に増え、この町の新たな可能性がどんどん広がっていくものだと思っております。

こうした中、次の醸成を共有し、最後に一つ要望したいと思います。まず一つ、国の支援についてであります。観光庁は訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策旅行環境整備事業において、本年度予算を九十六・三億円計上しております。

加えて、二つ目、訪日外国人の動向です。お手元に配付しました資料のとおり、平成三十年十二月十九日に日本政府観光局が発表した報道によると、二〇一八年の訪日外国人旅行者数は十二月十八日

までの累計で三千一万人となり、史上初めて三千万人を超えました。その報道で示された統計では、二〇〇三年の訪日外国人旅行者は五百二十一万人でありましたが、二〇一三年には初の一千万人を突破し一千三十六万人となり、二〇一六年には二千万人を突破し二千四百四十万人となり、この二〇一八年には、先ほど共有しましたとおり、ついに三千万人を超え、推計約三千万人となった模様です。政府方針としても、今後も二〇二〇年には四千万人の目標に向けて進めていくということがあります。

つまり、これまで述べてきた最新の訪日外国人旅行者の動向は、地方創生、地方経済の活性化に資する大きな波になっております。そして、今後さらに大きな産業振興のチャンスとなって押し寄せてきているのであります。

自然のみがつくり出す波を巧みに自らの力に変えて乗りこなすサーフィンのメツカとして、今回、オリンピックのホストタウンに選ばれました八板市長の率いる西之表市ですから、この訪日外国人の旅行者によって、上げ潮にある日本経済の大きな波にも決して乗り遅れることなく、波をしっかりと捉えて地域産業の振興を図られますことを最後に強く要望しまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で生田直弘君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時十分ごろより

再開いたします。

午後一時五十四分休憩

午後二時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

〔九番 鮫島市憲君登壇〕

○九番（鮫島市憲君） 皆様、御苦労さまでございます。

爽やかな春の訪れとともに、今日は暦の上でも、陽気に誘われて全ての生き物が地中から地表へと出てくるといわれる二十四節気の啓蟄であります。山桜も咲き始め、一雨ごとに春になるその気配を感じる季節となりました。農村地域ではさとうきびの収穫や管理作業及び田植えの準備やからいも苗等の育苗作業等、最盛期を迎えており、一年の五穀豊穰を願い、活気が伝わってくるような昨今であります。

また、国内では、五月一日からは皇位継承に伴う新元号となりますが、大正は明治四十五年七月三十日から始まりました。昭和は正十五年十二月二十六日から、また、平成は昭和六十四年一月八日からそれぞれ始まっておりませんが、新元号は平成三十一年五月一日から新年度と同時期に施行されることになりました。

それでは、通告書に基づき、平成時代の最後の一般質問をさせて

いただきます。

二月から三月は、どこの各校区及び集落自治体でも、決算の準備や新年度の役員選出等、次年度に向けた取組みの最中であり、特に、毎年、若年層の少ない大字地域では人選に苦慮する時期でもあります。ほとんどの地区でも役員を決める際は、まず校区役員を優先し、その決定を見てから地域自治会の人選を行うことが通例となっており、

先ほど同僚議員からも意見がありましたが、どこでも校区及び自治会を支える若年層が少なくなる一方で、団塊の世代が七十歳前後となっており、自治会の運営を維持発展させるため、定年を七十五歳に引き上げたり、終身会員制に移行したり、既に終身会員制で対応している自治体も増えてきつつあります。このような中で、特に区長を選出することは難しく、後継者育成などの余裕はない状態があります。

そこで、行政が委嘱する、特に校区行政連絡員等の仮称報酬審議会の必要性と創設について、四点に絞って質問させていただきます。

まず、現在は、校区長の出席される各種の会議等、午前、午後と同日に開催するなどの配慮もなされているようですが、校区行政連絡員に係る年間を通した委託業務の件数をお示しく下さい。以下の質問は質問席から行います。

〔地域支援課長 松元明和君〕

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

御質問の、校区行政連絡員に係る年間を通した委任業務件数でございますが、こちらでは委任業務といえますよりも業務件数で答えをさせていただきます。

校区により取組みの頻度が異なりますので一概に同じ件数ではないということを御理解いただいた上、また、月ごとに発生する業務を類型でカウントした場合、現在把握している業務件数は九十八件と認識しているところでございます。

内訳の主なものを説明いたします。

校区行政連絡員の職務については、西之表市校区行政連絡員設置要綱により定まっております。七つありまして、一つ目が、西之表市地域活性化交付金に関する事、二つ目が、住民への行政事務情報伝達及び意向取りまとめに関する事、三つ目が、住民からの行政に関する相談、苦情、要望等の関係機関への取次ぎに関する事、四つ目が、住民の地域おこし及びまちづくりへの参加及び参画促進に関する事、五つ目が、担当する区域内の地域活性化相互の連絡調整に関する事、六つ目が、連絡員相互の連絡調整に関する事、七つ目が、その他市長が委嘱する事項となっております。

また、これ以外にも区長会で分担をして参画しているものがありまして、四十二の各種協議会、委員会のほうで委員として市政全般にわたり御協力いただいているところでございます。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） 大変行事等が多く、会議等も多いわけでご

ございますけれども、今、回答を伺いながら、なお改めて校区長さんの多忙な業務の数、件数に、やはり御苦労だという感を持っておるとここでございます。

次に、役員とこうなってきましたとですね、自営者にとつては、自分の仕事と役員としての仕事との調整も多くなります。当然のこととして、労働力の面からも、経営規模の調整等も余儀なくされることとなります。これらの課題解決には、地域の方々は、会費や拠出金等の値上げによる報酬の検討や地域活性化交付金の充当など考えられますが、課題も多くなかなか厳しい状況にあります。

そこで、当局は現在の報酬額について、これは区長さんの報酬額でよろしいかと思えます、どのように捉えているのか。また、改善する考えはないのか。見解をお聞きます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

校区行政連絡員の報酬についてでございますけれども、いわゆる区長さん、校区行政連絡員、それから、行政連絡員、集落長さんでありますけれども、その報酬は、西之表市報酬及び費用弁償等に関する規則により規定されており、平成二十三年四月の改定を最後に現在に至っております。

この報酬の改善についてですけれども、区長会からの御意見や今後の担い手の確保の観点から、平成三十一年度、新年度より増額をいたしたく予算計上をいたしておりますので、本議会にて御審議の

ほどよろしくお願いいたします。

詳細について必要あれば、担当課のほうからお答えをいたします。
○地域支援課長（松元明和君） 詳細の分のことにつきまして、説明をいたします。

平成三十年度における行政連絡員、それと、校区行政連絡員の報酬費用総額、予算計上額が四千四百十万六百元となっております。新年度予算のほうで計上させていただいてる額につきましては、総額で四千六百七十七万二千元、金額において二百六十六万六千円の増額、率で六%の増額となっております。平均値で申し上げますと、校区行政連絡員は一人当たり千四百七十二円ほど、行政連絡員につきましては一人当たり約二千八百円の増額を予定してるところでございます。

ただ、この分につきましては、各地域で積算根拠に基づいて計算をした際、全て金額のほうが相違がございます。校区行政連絡員につきましても、最大で四万九千二百七十月額報酬、最も少ないところで、複数校区あるんですが、三万三千八百七十円というふうな状況でございます。これは平成三十年度までの状況です。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） 非常に市の財政も厳しい中に、あえて私の質問もいかがかと戸惑いを感じながらも、現実には現実として捉えてですね、非常に厳しい各家庭の運営の中でも、非常にこの役員になるということは、非常に、拒んではいけない、地域は盛り上げたい気

持ちはあってもなかなか踏み込めない、そういったところも確かにあると思います。やはりこの、島での伝統といいますか、地域の伝統というものについては、やはり先輩たちが担ってきた役割を自らも果たさなければならぬという、これは道徳心は全ての方々がお持ちであります、何せそこにはわかるものはやはり家庭の経済環境というのも一つの要因ともなります。そういうことからして、やっぱり熱はありながらも、やっぱりこの、何とかこの、そういった支援もあっていたらきたいなというふうな気持ちから、あえて質問をするところがあります。

次に、校区や集落自治会の役員、これには自らの自治会運営とあわせて行政の公的な業務が委任されます。これに係る報酬等、庁内だけで決定をしているものなのか。さきの質問に対しての回答もあります、校区行政連絡員、校区長ですが、会とか自治会等のこの報酬等について、一般市民代表者ですね、そういったところのやっぱり意見も聞いたりしながら検討していくという、そのような審議会への創設は必要と考えるところであり、この辺についての御見解をお伺いします。

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

現在、校区行政連絡員等の報酬につきましては、西之表市報酬及び費用弁償等に関する規則に規定されております。報酬に係る審議会につきましては、西之表市特別職報酬等審議会がありますが、こちらは議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額につ

いて審議する市長の諮問機関でございます。

お尋ねの校区及び行政連絡員報酬等に係る審議会仮称の創設についてでございますが、当該報酬は行政連絡員の業務内容に応じまして時間単価を掛け合わせて積算する均等割月額に、校区行政連絡員においては集落数割、行政連絡員におきましては世帯数割をそれぞれ加算して算出しております。庁内の意思決定機関である経営会議というものがございしますが、そちらのほうで協議をした上で、区長のほうにこちらから提案をさせていただき、考え方をお聞きした上で決定をさせていただいているような状況でございます。議員がおっしゃる審議会の代替となるものと考えているところでございます。

しかしながら、行政と地域とのパイプ役という職務の重要性に鑑み、報酬額のあり方については区長会等との意見交換をさらにまた十分に重ねながら、その妥当性について今後も時世に応じて検討していく必要があるものと認識しているところでございます。

一つ補足でございますが、先ほどの時間単価を掛け合わせて、という話の中で、一つ一つの業務の時間帯、それから、回数、そういったものをつつこつ積み上げた中で積算根拠をつくっておりますので、その部分の妥当性というところに関しては、その業務のあり方自体の分のところを全て拾い上げていけば判断できるものというふうな認識の上で取り扱っているとでございます。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） 非常に、このようなやっぱり声が、校区長

さんたちからも、私たち、あの、議会報告会等をする中で交流をこ
う深めるわけですが、その中でやっぱりここを、区長がじかに、区
長さんが言われたというわけじゃなくて、やはりこの、そういつ
た会の持つていき方、人の集合をかける、招集する、そういつた会
への体制のつくり方、連絡、そういった等々やっぱり肌で感じると
きに、やはり一つの御苦労という、やっぱりこういった感謝の気持
ちに浸ることになります。そういう観点から、やっぱりこの審議会
等、独自の審議会等、やっぱりあってもいいんじゃないかなと、こ
のようにやっぱり思ったところから、このような質問をあえてさせ
ていただいたところであります。

次に、今後のこの行政経営の円滑な運営を図る観点からも、校区
行政のこの連絡員と行政連絡員、この制度というのは非常に不可欠
な、最も大切な、重要であります。そして、この、市としても県下
でもトップを行くような地域おこし協力隊事業の導入、これについ
ても、これは非常に高く評価していきたいと、このように思います
が、現実を目の当たりにして今後の方向づけを問うとどこであります
が、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

今後の行政運営に係るその、校区行政連絡員等の方向性というお
尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、さまざまな施策を実施していく中で、校区
行政連絡員及び行政連絡員との連携は必要不可欠であると認識して

おります。そのために、区長会との意見交換ですとか、それから、
各校区に配置する地域おこし協力隊、それから、集落支援員、その
活動を通して地域の声を把握することなど、各校区、各集落との連
携が図れるように引き続き取り組んでまいります。

また、昨年度も各全校区で実施いたしましたけれども、地域と市
長の語る会や地域への聞き取りなど、行政からも積極的に地域に出
向いて直接声を聞くことも実施しております。今後も引き続き実施
し、地域の実情把握に努めるようにしたいと考えております。

それから、これはあの、今後ということで、二〇二〇年度以降の
ことになりますけれども、二〇二〇年度から会計年度任用職員制度
が開始をされる予定になっております。この制度の適用がなされま
すと、副業が規制されるなどの制限が設けられます。このため、こ
の行政連絡員の報酬についても、新制度の適用を受けないような運
用を考えていかなければならないと思っております。

いずれにしましても、地域の市民の声を聞きながら、よりよい制
度を持つていきたいと考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 非常にありがとうございます。市長の前向

きな御意見、見解を伺って、本当、安心しているところであります。

冒頭で述べましたように、団塊の世代層が大きなウェートを占め
る現行にあります。各年代に沿って各々がやっぱりあしたを、そ
して、将来を目指して、地域おこしの役割というものについてお互

いに理解し、そして共有して、持ち寄り合って、これから先はお互いにそれを尊重し合いながら、行政、校区、自治会と、この郷土意識の高揚を図りながら、連携を強化して一体となって、これから先の地域に係る、行政に係るものを、時代に即応でき得る、こう、力のある社会を構築していきたいと、そのように私自身も思いますし、また、そうでなければならぬと思います。

市長のただいまの御答弁の中でも、非常にぬくもりのある、やはりかねてからそのようなまなざしで、思いで、やはりこうしていただいているということが非常に御理解でき、これから先も各関係者に、役員になれてる方々、これからもですね、そうした方々にもこういった意向を伝えながらも、ともにやっぱりこう歩いていきたい。これがやはり私たちに課せられた課題であろうと、このように思うところであります。

今日は非常に、この問題に一つに絞ってきましたのも、これからの一年間を通してやはりよりよい地域の運営、そして、校区の運営、それがひいては市の発展にもつながっていく、そして、幸せな市民の生活を保障できる環境を整えていくちゅうのは、当時の役員になる人たちの使命でもあります。そういうことからして、一層のやっぱり努力をやっぱりお願いしたいし、私どもとしてもですね、できるだけの全力を傾注しながら、微力ではありますがすけれども一生懸命支援、対応をしていきたいと思えます。

早くになりましたが、私の一般質問を以上で終わらせていただきます

す。

○議長（永田 章君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時四十五分ごろより再開いたします。

午後二時三十二分休憩

午後二時四十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、竹下秀樹君の発言を許可いたします。

〔三番 竹下秀樹君登壇〕

○三番（竹下秀樹君） お疲れさまです。本日最後の一般質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして質問をいたします。

まずは大きくくりで、ふるさと納税に係る件です。

先日、三月二日に地方税法改正案が衆議院を通過しまして、ふるさと納税に係る改正では、返礼品は地場産品に限定し、その調達価格は寄附額の三割以下とするとし、守らない自治体は制度から除外する、そういう内容でこの六月から実施されるということでありま

す。もちろん、本市においては、これまでも総務省からの通達を遵守

し取り組まれていきますので何の問題もないわけですが、ただ、これまで急なカーブを描いて増えてきた寄附金の伸び自体は鈍化しているように見受けられます。

そういう中、施政方針におきましては、新年度はその増額に向けて組みを強化していくというふうなことでありましたが、新年度どのように取り組んでいくのか、説明を求めたいと思います。

以下は質問者席より行います。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○**経済観光課長（岩下栄一君）** お答えいたします。

今後のふるさと納税増額に向けての取組みでございますけれども、業務を行う体制の強化と寄附者へのプロモーションの二つの側面から御説明をさせていただきます。

まず、体制の強化といたしましては、ふるさと納税支援に従事する地域おこし協力隊を一名雇用し、島外からの新たな視点で魅力的な返礼品の企画や情報発信などに取り組みます。また、特産品協会や返礼品事業者との連携により、関連商品も含め魅力ある特産品を開発し、人気商品の確保と高額寄附商品の充実を図りたいと思っております。返礼品として最も人気の高い安納いもの生いもにつきましては、各年度の収穫量や発送終了時期によって寄附額に大きく影響があることから、貯蔵技術のある事業者と協力し、年間発送ができる体制づくりについても構築を検討してまいります。

次に、寄附者へのプロモーションにつきましては、インターネット

トサイトのサービスプランを見直し、効果的な機能を充実するとともに、メールマガジンなど情報発信を強化することで寄附継続、拡大につなげていきたいと考えております。あわせて、さまざまなイベントや機会を利用してのPR活動や、先進自治体の取組みを参考にしながら、引き続き増額に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**三番（竹下秀樹君）** ありがとうございます。

先進地事例を見ましても、まず体制の強化ということがあるかと思えます。一定のコストをかけて体制を強化して、そして、寄附金増額に向けて取り組んでいくと、それが大体のその成功している自治体の事例というふうに理解しているところです。ぜひ、地域おこし協力隊の協力もいただきながら体制を強化して、増額に向けて取り組んでいただきたいと思います。

で、次の質問に入ります。

本市のホームページからも移行できます、ふるさと納税ポータルサイトの一つであるふるさとチョイスには、自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、その事業に共感した方から寄附を募る、いわゆるガバメントクラウドファンディングの仕組みがあるのは御承知のとおりであります。過去実績を見ますと、これまで四百四十を超える事業が目標金額を達成し、総額で四十六億円ほど寄附を集めているよう

す。

本市におきましても、ふるさと応援寄附金として、大きく八つのかくくりで使い道が指定でき、市の裁量でその枠組みの中から個別事業に落とし込んでいくわけですが、全国の寄附者の中には一定数、より具体的なプロジェクトで寄附先を選定される方もいるのも事実であります。もちろん、掲げる事業によりまして、さきの同僚議員の企業版ふるさと納税の一般質問に対しての課長答弁にありますように、計画どおり寄附を受けているところもあれば、当初見込みより寄附金が伸びず、事業規模の縮小を余儀なくされてるところももちろんあります。いずれにしろ、必要とされる事業の一部財源になる可能性があるのであれば、この仕組みの利用も検討する必要があるかと思えます。

また、本市におきましては、有人国境離島特別措置法における雇用拡充事業が事業拡大及び雇用促進に大きく寄与していますが、さきのふるさとチョイスの中には総務省による新制度、ふるさと起業支援プロジェクトを受けまして、起業資金を集める仕組みが構築されています。一定の審査は当然必要となるわけですが、業者にとっては財政負担はないですし、地域課題の解決に結びつく事業を立ち上げようとする起業家にとりましては、資金調達に当たったの選択肢を増やすことにもつながりますので、関係団体とも情報を共有しながら、そのニーズがありそうなら制度の活用に向けての広報も強化していく必要があるかと思えます。

長くなりましたけれども、言わんとするところは、本事業の推進に当たり、広い意味での市民の福祉向上につながる事業展開を図るための財源獲得、そして、返礼品となる地場産品の増加による産業振興、これを従来どおり柱としつつも、同時に、先ほどの提案も含め、いろいろな角度から多面的に制度の活用を検討すべきではないかということでありますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えします。

現在、議員がおっしゃるように、寄附を申し込む際において、地元産業の育成及び企業の支援に関する事業や学校教育の充実を図る事業など、大きく八つの項目に区分し、寄附金の使い道を指定することができ、各項目に応じて個別の市の事業の財源として充てられることとなっております。議員からの御提案の、本市の課題解決につながる、より具体的な事業名を挙げてのガバメントクラウドファンディングについては、これまで本市として取り組んではおりません。しかしながら、社会貢献をしたいという寄附者の思いと、自分の寄附が地域の課題解決に直接役に立っていることをさらにアピールすることで寄附の増額につながることも期待できますので、本市の課題を明確にし、対象となる事業も含め、検討してまいりたいというふうには思っております。

また、ふるさと納税を接点とした本市とのかかわりをさらに継続し関係人口につなげるため、実際に島へ来てもらい、事業者との交

流、町の体験を通じて継続的に本市を応援いただく西之表市のファンを増やす取組みにつきましても、あわせて検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

関係人口の関係の構築につきましては、また後ほど、また改めて質問させていただきたいと思えますけれども、今、御提案させていただきましたガバメントクラウドファンディングですけれども、これは一定の審査は必要となりますが、市単独ではなくても市中のNPO及びNPO法人等が公益に資する具体的な事業展開を推進するに当たり、行政の信用力を担保として寄附金を募ることができず意欲があっても財政面などから活動を縮小している団体があるのであれば、活動の活性化にも寄与できる可能性もあります。

施政方針の中では、あらゆる主体との協働、連携を推進し、持続可能な地域づくりに努めるということを述べられておりました。地域支援課とも情報共有しながら、必要に応じ制度利用の枠組みを広げていただければというふうに思うところであります。

次の質問です。

施政方針におきまして、有人国境離島特別措置法による雇用拡充事業に移住定住支援も絡めて進めていく旨の発言がありました。まさしくどう人口を増やしていくかは、本市に限らず地方においては

喫緊の課題であり、政府も地方創生交付金の中にわくわく地方生活実現政策パッケージ、いわゆる移住支援及び新規就業支援策を設け、都市部からの移住費用を軽減する取組みを始めようとするところであります。

同時に、このふるさと納税は、先ほどお話ありましたように、寄附者によっては返礼品というよりはその場所を応援したい気持ちがあり、潜在的な移住希望者の可能性があるという観点から、中長期的にはこの制度も、今後、移住、定住促進につなげていこうという取組みが各地で見受けられるところであります。その前段として、先ほど課長のほうからお話もされましたように、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、その地域やその住民と多様に係る関係人口を増やしていこうという切り口から、総務省でも関係人口創出事業の名称でモデル事業を展開し、その中の一つのパターンが、ふるさと納税の寄附者と継続的につながりを持つ機会を提供する事業を、平成三十年におきましては日本全国で八団体が取り組んでいるところであります。

先ほどの課長答弁と重複するかもしれませんが、改めて、本市におきましてその寄附のリピーターになつてもらう方策も含めて、今まで寄附をいただいた方々との継続的関係の構築ということをどのように位置付け、改めてどう取り組んでいくのか、先ほどの説明をより詳しく御説明いただければというふうに思います。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

先ほどの答弁と一部重複いたしますけれども、寄附をいただいた機会をさらに継続的なものにしていくため、例えば、先ほど申し上げましたメールマガジンとかそういった情報発信やきめ細かな対応のほか、関係性を深めるための取組み、これも、例えば、返礼品事業者との交流や、例えば、安納いもでございましたら安納いもの芋掘りの体験とかですね、そのようなさまざまな体験等の企画につきましても、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。さらに、このような取組みを継続して構築していく中で、寄附者との信頼性を向上いたしましたして、将来的には移住、定住したいという行動につながるような、そういった関係性というのも築きたいというふうに、関係課とも連携をしながら努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。よくわかりました。ふるさと納税の中の使途目的のくくりでは、拡大解釈した市外との交流の促進か、その他目標達成のために市長が必要とする事業かわかりませんが、その寄附金を財源として、一部旅費を補助して、寄附者に対して特定のテーマ、あるいは、先ほど課長が答弁された体験を掲げ公募し、モニターツアーなどを試みていくというのも本当に一つのいい方法かと思えますので、その実現に向けて御尽力をお願いしたいと思います。

では、次の質問です。

今年十月に消費税率が引き上げられます。現時点では、予定ではありませんけれども、国が発動するさまざまな需要喚起政策のパッケージを見ると、今回は確実に引き上げられると予想されます。

本市におきましてもさらなる消費の低迷が懸念されるところですが、本市独自の需要喚起策が検討されているのか、説明をお願いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

消費税及び地方消費税の引上げに伴う影響につきましては、政府においてもあらゆる施策を総動員し全力で対応することとしており、低所得者、子育て世代への支援、幼児教育の無償化や社会保障の充実、税制上の措置などとして約二兆円の規模の経済対策が、また、税制上の支援を入れますと約二・三兆円程度の措置が、今後、予定をされているとございます。

本市におきましても、国の動向を確認しながら、市民生活や地域経済に大きな影響が及ばないよう取り組んでまいりたいと考えております。現状では、国の支援制度を中心に、住民や事業者にしっかりと受益できるように、関係課や商工団体なども連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

市長は、その税率引上げ後の本市の消費動向をどのように見ておられるのか、お伺いをいたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

消費税の引上げ後の動向についての見通しというお尋ねでありま
す。

消費税が引き上げた後の個人消費の動向としましては、まずは増
税前の駆け込み消費、それから、増税後の反動による減というもの
が見込まれます。また、食品の値上げ等も続いており、増税による
税込み価格の上昇により体感物価の上昇感が高まって、節約志向と
いうものが強まることが考えられます。こうしたものを総体として、
消費の縮小ということが容易につながるということが容易に考えら
れるところであります。

このために、国においては、国全体への経済への影響である五・
二兆円の負担増に対して、幼児教育の無償化、それから、社会保障
の充実による支援として三・二兆円、プレミアム付き商品券等の新
たな対策として二・三兆円ほどの措置を行い、回復基調にある経済
への影響を及ぼさないように対応するとしております。

本市におきましても、関係機関と連携をとりながら、市民生活や
地域経済に向け大きな影響が及ばないように取り組んでまいりたい
と考えております。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

今、市長の見通しで御指摘があったように、二〇一四年四月の消
費増税前後には、大幅な駆け込みと、そして、その反動が生じ、そ

の後二年にかけて節約志向が高まり消費が低迷したところでありま
す。その反省を踏まえ、確かに今回は、消費者にとっては軽減税率
の導入や年金生活者向け給付金及び対象者を限定したプレミアムつ
き商品券などの福祉的政策もあり、大幅に所得支援策の拡充が図ら
れています。

一方で、事業者側は、ここ数年、送料や商品の値上げなど仕入れ
コストの大幅な上昇にあってもなかなか価格に反映できず、特に、
小規模事業者は経営のかじ取りに苦慮している現状があり、この増税
がさらなる経営環境の悪化につながるのを各種経済団体も懸念して
るところであります。

市として独自の消費需要喚起施策が検討されないのであれば、市
長はまたかと思われるかもしれませんが、商工業振興対策として、
消費税後にこれまで同様のプレミアムつき商品券の発券を御検討い
ただきたいと思えます。

確かに商品券の効果は一過性のものですけれども、競争力の低下
を懸念して税率引上げ分の価格転嫁ができず、さらなる利益率低下
に陥る可能性のある店舗などに対し、地元商店街に有利な構成にな
っていますこのプレミアムつき商品券が適正な価格転嫁への後押し
をする効果もありますし、何よりその増税直後の節約志向の高まり
による商店街離れの緩和にもつながるかと思えます。

今、この段階では市長も慎重な御発言になるかと思えますけれど
も、御見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） プレミアム商品券を市独自でやる考えがあるかという御指摘かと思えます。

今回の国の計画が、十月の消費税引上げ実施以降ということであります。そこで、その商品券を発行するという一方で、まだその内容について、方法について、まだ確定してないようなこともございます。国のその事業の動向を見ながら、本市の独自のものが必要かどうかについては改めて検討することになるかと思えます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。ぜひ重ねて検討をお願いしまして、次の質問に移ります。

消費税率引上げ後の負担軽減のために、キャッシュレス決済で利用者の五％のポイント還元が計画されていますけれども、本市におきましては現状では事業者側の環境整備が整っていませんので、必然的に消費者にも還元されない現状があります。

今後のインバウンド対策にもつながることですので、導入を希望する事業者側が低コストで導入できる、スマホ決済を含むキャッシュレス決済の手段を、関係団体と連携しながら情報を共有し、利用できることを増やしていくことが肝要かと思えますけれども、現在、その進捗に向けてどのように取り組まれているのか、説明をお伺いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

国は、消費税率引上げ後の二〇一九年十月から二〇二〇年六月の九カ月間に限り、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小、

小規模の小売店、サービス業者、飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗では五％、フランチャイズチェーン加盟店では二％を消費者に還元することとしております。

本市としましても、これまでクレジットカードなどキャッシュレス決済の導入促進を検討してまいりましたけれども、決済を行う端末機の導入やレジの入替え、決済に係る手数料等の経費負担が課題となっておりまして。しかし、今回対象となる事業者は、決済端末機の導入については負担がなく、期間中の決済手数料の一部も補助されることとなっております。また、スマートフォンを使用するQRコード決済は、決済端末も必要なく負担が余りかからないことから、事業者にとっては導入しやすい決済手段となります。

今後は、市内の消費喚起として、また、訪日外国人旅行者向けのインバウンド対策として、関係団体と連携し、本市でキャッシュレス決済を利用している事業者の把握を行うとともに、本制度の周知を図り、各事業所に適した決済手段の導入を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

去る二月二十七日、キャッシュレス決済のポイント還元に当たり、対象となる現時点での決済事業者十四社の内定を経済産業省が発表いたしました。そのうち、本市でも利便性のある決済事業者は、モバイル決済のPayPayを含む三、四社のように見受けられると

ころであります。

先ほど課長答弁にありましたように、今まで決済事業者への加盟店利用料が高く、また、現金化するまでのサイトが一カ月ほどかかるのがネックとなつて導入しなかつた店舗も多かったと思いますけれども、今回、御説明ありましたように、期間中でありませけれども、加盟店手数料の三分の一を国が補助しますし、事業所、事業者によつては手数料ゼロのところもあるところです。

導入に当たつての本当にハードルが大きく緩和されているところですので、時期を見て、事業者ごとの比較一覧も作成していただきながら、商工会とも共同でセミナーを開催し、促進を図っていただき、消費者側も事業者側も利する環境整備を努めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをします。

次の質問です。

今回の国の需要喚起策のパッケージの中に、マイナンバーに住民向けに自治体が発行するさまざまな自治体ポイントを管理する機能を持たせたマイキープラットフォームの枠組みを利用して、一定期間の措置ではありますが、カード保有者には国費で一万円ほどのプレミアムポイントを一律に付与し、消費活性化につなげようということも検討されています。国としては、マイナンバーカードの普及を図り、住民はカードを取得すればプレミアムポイントがもらえ、地元小売店で商品購入ができ、商店側のカード読み取り端末整備費用は公費で補助するというようなざっくりとしたスキームで、時期

としては、今回、国が発行するプレミアムポイントの期限が切れる来年四月以降のポイント付与というのが素案のようであります。

現時点でスキームが確定してゐるわけでありませぬのでお答えもちよつと困るかもしれませんが、担当課としては、その、国によるこの一連の地域経済の活性化にも寄与させるという形でのカード普及促進策についてどう把握されているのか、あるいは、今後の取り組みについては何か方向性をお持ちなのか、お伺いいたします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

地域経済活性化の議論の中で総務課のほうの答弁があつて大変恐縮なんですけれども、マイナンバーカードの所管自体を総務がいたしておりますので、マイキープラットフォームの協議会でも総務のほうで入つてございます。そういう意味で答弁をさせていただきます。

おっしゃいますように、マイキープラットフォーム協議会につきましては、行政の効率化等と地域経済の活性化ということが目的にされておりますけれども、背景にはマイナンバーカードの普及というものがございます。そういった意味では、本市は実は、日本の市の中で日本で二番目に普及率の高い市でありまして、そちらのほうはクリアはしておるんですけども、マイナンバーカードの活用、それとあわせてマイキーIDというのを活用しましての施策の組み立てというのは、実はできてございません。

マイキーIDを使いましてのマイキーナンバープラットフォーム協議会での議論の中では、活用の仕方がですね、大変難しゅうございまして、マイナンバーのマイナンバーの部分は全く使うことができません。税制と災害の関係と社会保障にしか使えませんので、マイナンバーカードの部分は扱えません。その関係で、IDのチップの中ですね、空き容量を使いまして、その中で図書館の利用ですとか行政の効率化、あるいは地域経済の活性化の、議員のおっしゃいますポイントの付与ということが出来ます。実際上は、それ以外のボランティア活動でも使うことができてまして、まだ福祉の分野ですとか地域活性化の分野でも活用できます。

そういったこともありまして、活用の仕方につきましては国のスキームがなかなか見えませんが、二〇二〇年からはなりますけども、そこが見えるころを狙いまして、運用の仕方についてしっかり検討してまいりたいと思います。

ふるさと納税のときもそうだったんですけども、仕組みをつくり始めるときにはなかなか見えないものが、でき上がってくると大変活用できる仕組みに化けるといってもございまして、そういうものも見ながら整理をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。よくわかりました。

国の方針の中で、先ほどお答えにもありましたように、行政事務の効率化であったりスリム化の観点からも、カードの普及促進を図

るのが本来の担当課の業務目的であったわけですけども、そこに自治体ポイントという概念が入ってきました。その活用によって地域への資金流入を図るといって、どっちかといえば経済観光課の担当部分があるわけです。なかなか難しい面もあるかと思えますけれども、先ではこの自治体ポイントの活用が、地域に資金の流入を図る上で一つのキーワードにもなる動きがあります。例えば、ふるさとチョイスを運営する会社が既にめいぶつチョイスというサイトを設け、消費者が保有するマイルなど、使わないポイントを自治体ポイントに変換しまして、自治体が掲示する特産品が購入できる仕組みもできつつあります。今回、本市が事業を始めます、まるごとチップのようなアンテナショップにおきまして、自治体ポイントを使い購入する人も今後増えていくことも予想されますので、庁内でもぜひ横断的に連携しながら、まずは調査研究を進めていただければというふうに思います。

次の質問です。

中小企業庁におきまして、軽減税率対応のレジ導入補助金を設けていますけれども、この補助制度を知らない対象事業者も見受けられます。中小企業庁からも各自治体に、対象事業者への周知努力を求めているのではないかと思いますけれども、今後のその対象事業者への広報などの取組みの現状の説明をお願いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施され、酒類を除く

食品表示法に規定されている飲食料品等の対象品目は八％に据え置かれるなど、複数の税率が導入されることとなります。中小企業、小規模事業者にとっては、複数税率に対応していないレジの導入や受発注システムの改修が必要となることから、経費の一部を国が補助する制度が既に実施されているところでございます。

国の関係省庁における特設サイトやパンフレット等による周知のほか、税務署や市商工会においても相談窓口の設置及び機会を捉えての広報、説明会を行っているというのですが、本市においても広報紙等に掲載するなど、関係機関と連携しながら、周知に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

現在、制度設定当初よりも補助率も三分の二から四分の三に引き上げられ、また、対象事業者も拡大しています。まだ申請受け付け終了まで時間があるんですけども、早目の準備が求められると思いますので、周知の強化をお願いしたいと思います。また、申請は事業者本人になりますので、手続に当たっての不明な点は、商工会とも役割分担をしながら相談を受けられる体制をとっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

次に、消防団への活動支援につきまして、質問をさせていただきます。

平成三十年第三回定例会におきまして、消防団で所有する消防自

動車に係る準中型免許の新設に伴う対応につきまして質問をさせていただきます、次の御答弁をいただいたところです。道路交通法の改正に伴い、平成二十九年三月十二日から車両総重量三・五トン以上七・五トン未満の自動車が新たに準中型自動車の対象となり、これに対応する免許として準中型免許が新設されたことにより、消防団運営上の課題として、今後、消防自動車を運転できる人数の減少により、災害時の消防団の迅速な機動力に支障が出る懸念があると。今後の対応として、他市の事例を参考にしながら、免許取得に対し助成制度を検討していくこととなりました。

質問の前に、その、今現在のその検討状況を担当課より説明をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

消防団の運営上の課題ということで、前の議会でも答弁させていただいておりますけども、消防団員の確保が難しいという状況の中で、普通免許で運転可能だった車両が運転できなくなりましたので、そういったものの要綱の検討をしております。予算のほうは当初予算のほうに予算要求させていただいておりますのでそこで御検討いただきたいと思いますけども、中身についての検討をしております。

実際、準中型免許の取得のほうを主眼で考えてございましたけども、實際上、現在のところ、今度、榕城分団で導入されます水槽付きの消防ポンプ自動車の場合、十一トン未満の中型免許以上ということになります。現在、免許を取得してらっしゃる方もいらっし

やいますので、そういったところでは大丈夫のようなんですけども、先々の団員の確保等、非常に難しい問題等もあるかと思imasので、實際上、要綱の中身についてですね、検討しているというふうな状況でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

今、御案内ありましたように、この三月、本市の中央分団である榕城分団に導入されます水槽付きポンプ車は、総重量十一トン未満の中型免許が必要であります。今、大多数の団員が所持しているのは旧普通免許に附属する中型八トン未満の限定免許で、当然、限定解除審査を受けなければ運転はできません。今、中型免許を持つてゐる団員はおおむね五十歳前後が多く、その若手、これから消防団を担っていく団員はほとんど持つてない。で、今、まだ現在、機関員も一人も持つてないのが現状であります。

その消防団の機動力を高めるため、運転できる団員の確保を図るという準中型免許取得への助成と同じ趣旨で、一定の条件を定めた上で、限定解除審査にかかる費用の一部も助成の対象として、ぜひ今回の要綱を整備していただきたいと思imas。

それはまた、その施政方針にあります、地域防災の核である消防団の活動を支援することにつながるかと思imasので、ぜひお願いしたいと思imasが、市長の御見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

消防団員の確保につきましては、大事な課題でございますので、

将来においても運営に支障が出ることがないように、必要な助成についてはその都度検討してまいりたいと思imas。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

この中型免許取得助成が必要なのは、唯一水槽付きポンプ車を所有する榕城分団だけでありまして、全分団が対象ではありません。榕城分団におきまして、毎年、二、三人ぐらいが取得できれば、団の機動力向上には十分結びつくと思imasので、その、大きな予算を必要とすることなく団の運営を、機能を助けることになるかと思imasので、ぜひこの要綱を設置する際にはこの一項目加えていただくように重ねてお願いを申し上げます。

次に、最後の質問となります。

今回、平成三十一年度の消防庁予算におきまして、消防団用資機材補助金が新設されました。体外式除細動器、いわゆるAEDも補助対象機材となっております。

以前より一般質問で申し上げますように、中心市街地には十分に配備されていますけれども、むしろ救急車到達に時間を要する校区はまだまだ配備が整っているとは言いがたい状況です。

ぜひ、今回新設された消防団用資機材補助金を活用し、市の負担なく各分団に配備を進めていただきました。本市の救命救急体制の環境整備を図っていただきたいと思imasけれども、市長の御見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

地方公共団体における消防団の災害対応能力の向上を図るため、来年度、国の予算で、消防団用資機材準備のための補助金が予定をされております。この補助金の対象設備にAED、自動体外式除細動器や油圧切断機、それから、チェーンソー、トランシーバー等がございます。大規模災害時に多数の負傷者等が発生した場合に、常備消防の対応が通常時より困難になることが予想されます。そのため、地域の消防団の災害対応能力はハード、ソフト面で強化をしていく必要があります。

今後、消防団との協議や予算面での調整もした上で、順次整備していきたいと考えております。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

あわせて、防災に資するWi・Fi環境の整備の推進という観点から、消防分団詰所も災害発生時の情報伝達手段の強化が望まれる公的な拠点という解釈もできますので、該当する国の支援事業を研究していただきまして、こちらも早目の環境整備をお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） ただいまの竹下秀樹君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす七日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後三時二十三分散会

本会議第四号（三月七日）

本会議第四号（三月七日）（木）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
 二番 小倉初男君
 三番 竹下秀樹君
 四番 永田章君
 五番 木原幸四君
 六番 川村孝則君
 七番 和田香穂里さん
 八番 河本幸男君
 九番 鮫島市憲君
 一〇番 中野周君
 一一番 田添辰郎君
 一二番 生田直弘君
 一三番 橋口好文君
 一四番 長野広美さん
 一五番 渡辺道大君
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十一年三月七日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第 一 一般質問

一五番 渡辺 道大 議員

一六番 橋口 美幸 議員

一三番 橋口 好文 議員

日程第 二 橋口好文君に対する懲罰動議

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、渡辺道大君の発言を許可いたします。

〔一五番 渡辺道大君登壇〕

○一五番（渡辺道大君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、馬毛島問題についてであります。

米軍空母艦載機の離着陸訓練の移転候補地となっております馬毛島を国と地権者との間で売買するという仮契約が結ばれ、三月までに馬毛島の引き渡しが生ずるのではないかと報道があります。

そして、去る一月二十一日には、原田防衛副大臣が馬毛島について買収金額等で大筋合意をした、さらに馬毛島の動植物の生息状況や希少など、移転後の施設整備に向けた現地調査を行うと本市を訪問しております。これには百名を超える住民が抗議する集会なども行っております。

さきの全員協議会でも、西之表市長、西之表市議会議長と原田防衛副大臣の会談記録なるものをいただきましたが、防衛副大臣からも、土地所有者との間でこれまで交渉をし、土地建物の売買条件についておおむね合意に至ったことから、現時点までに合意した内容を確認する文書を取り交わしたところとの発言があり、また今後、可能な限り早期に同者との間で売買契約を締結できるように引き続き協議を行い、早期に恒久的施設を整備していくよう取り組んでいくと述べております。

政府が大筋合意として検討をしている買収金額は百六十億円とも言われており、二〇一七年に防衛省が査定したとされる島の評価額四十五億円をはるかに超える金額とされております。この査定額とされる金額に対し三倍を超える買収金額に税金が投入されるというところに疑問を感じるところであります。

まず初めに、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転に向けた売買交渉、国と地権者との間で土地の売買交渉が進んでいるとありますが、この間の報道や一月二十一日に防衛省が本市に説明に来たことなどを含めてどのように捉えているか、お答えをいただきたいと思えます。

以下は質問者席より行います。

「企画課長 神村弘二君」

○企画課長（神村弘二君） 防衛省との事務上のやりとりとか確認については企画のほうでやらせていただいていますので、私のほうから一旦お答えをいたします。

国と地権者の土地売買交渉にかかわる御質問でございますけれども、御指摘のように、報道によっては国と地権者との売買交渉が決定したかのような印象がございました。このため、このことについてこちらのほうから防衛省のほうへ確認をさせていただきます。

確認した中身については、現時点までに合意した内容を確認する文書を取り交わしたということだということでございます。仮契約ではないというような表現をされております。

また、島の引き渡し時期についても、年度末への契約締結に向け現地調査を進めており、引き渡し時期についても未定の状態ということでもございました。

御承知のとおり、防衛省は土地の売買価格を決定するために調査を行っておりますけれども、現在は売買を進めていくための情報を集めているとの説明でございまして、まだ購入することが確定しているわけではないというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） やはりこの間の報道とか情報の事実についてというのにはまだ確認をされていないことですし、一月の二十一日の防衛副大臣の説明でも、報道されている買収金額等も何もまだ決まっていないと市長も確認をされているわけですよ。

共産党の国会議員団もですね、防衛省にその申し入れを行った際もやはり同じような答えで、何も決まっていないとのことでしたけれども、何もないところにこの仮契約や売買契約百六十億円などの話というものは出てこないというふうにして私も感じるところであります。

また、この馬毛島をですね、買収するに当たり、さまざまな問題も国会で追及されている事態で、内容についても、タストン・エアポート社は滑走路建設を目指して開発を着手しておりますけれども、県からの森林伐採届や林地開発の許可よりも大規模な伐採、整地、盛り土等をしてですね、森林法に違反をしているのではないかと

うふうにして言われておりますし、また総務省のですね、公害等調整委員会ですね、許可申請の範囲を超えて開発、伐採しているというふうにして認められるというふうにしてですね、事実の認定をしているというふうにしてありますし、国土交通省にですね、違法開発があれば原状回復かその土地の価格の減額で対応しているとの確認の後に、その違法な開発地を確認もせずに正常な取引ができるのかというふうなことももう追及をされているところでもあります。

違法開発の疑いがあるという指摘はですね、鹿児島県議会などでも相次いで、県は二〇一二年に二回の現地調査を実施しておりますし、それについて県の、その開発の違法性について再調査をするという必要があると認識も示しているところでもあります。現在までにその調査の実施ができておらず、その担当の方も、日程調整などさまざまな要因があり、引き続き日程は調整中とのことであり、調査が進んでいないという状況であります。

違法行為をしている可能性のある所有者から税金を使って島を購入入できるのかとの声もあつてですね、さまざま国会等とかでも追及されているところでもありますし、この間ですね、馬毛島の利活用については市長も具体的な方向を示してですね、昨年には夏休みを利用して市内の小学校五・六年生を対象に体験学習などにも取り組んできております。

その一方でですね、国と地権者が基地建設への方向に進んでいるのではないかと。それは、昨年十二月にですね、市長、市議会議長

宛てに立石建設株式会社代表取締役会長でもある立石氏から、議会では議員配付となつて審査というものもしておりますけれども、陳情書が出されております。

内容についても、最後の五番目に書かれております、ぜひ鹿児島県、西之表市、鹿児島県人、西之表市民の地元浮揚、就職、高齢化対策、商店街活性化等のお金が必要ですよ。米軍再編交付金を利用した収入源は必ず鹿児島島の宝の山の島となりますので、御理解、御協力を陳情する次第ですよというふうにしてあります。

全体的にもですね、馬毛島の活用を沖縄の基地負担軽減ともとれるような内容にもなっておりますし、このことからですね、地権者の思いとその活用方法、その交渉相手となっている国というふうにして考えますと、利用の方法はやはり軍事化、訓練施設になるのではないかと思います。

これまで市長はですね、利活用の計画や馬毛島への上陸について地権者に理解を求めながら取り組んでいくと、馬毛島にFCLPの施設はふさわしくないのではないかとというふうにして述べておりますけれども、国と地権者の動きと市長の示す馬毛島利活用計画の方向性がですね、どんどん離れていつているような感じを受けます。

そのことも踏まえてですね、市長の馬毛島利活用計画と国が進めている計画とは相反するというふうにして私は思いますけれども、市長の答弁を求めます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 渡辺議員の御質問にお答えをいたします。

本市と国の計画とが相反するのではないかと、こういうお尋ねかと思えます。

馬毛島は、本市にとりましても国にとりましても、大半がまだよ様の土地所有ということがあります。その上でのことではありまされども、馬毛島の活用については、FCLP以外のふさわしい活用法があると私は考えております。

ついでには、これまでそれを推進していくための利活用計画を策定して、これをベースにした活用を図ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

そういう意味では、私の考えと国の計画とは方向性が異なっているのかなというふうに思います。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 今市長、人様の土地というふうにしてあげましたけれども、実際にですね、防衛省の関係者が馬毛島を現地調査も行って三十名ほどがこの島のほうにも入っていったとされておりますし、調査については、さきにも述べましたように、三月末までに終わるといような方針で、島の現状把握のために、土地の測量とか動植物、海洋生物の生息状況も調べていくというふうにして計画を進めているところであります。

またですね、原田防衛副大臣がですね、述べております、新たに自衛隊施設を整備して、大規模災害等を含む各種事態に対応する際、

活動を支援するとともに、通常の訓練等のため使用され、あわせて米軍の空母艦載機離着陸の訓練施設、使用される施設として馬毛島を候補地として検討しているというふうにしておりますし、訓練基地の現実味というものがだんだん帯びてきているのではないかなというふうにして思いますし、それは市民の中にも心配する声があります。

二月の二十四日に行われました沖縄の県民投票なんですけれども、辺野古の沿岸部への埋め立てに対して、反対が七割を超えたというふうな結果もありますし、これは法的な拘束力がないにしても、一定の民意というものは反映されたのではないかとこの見方もされております。沖縄でもですね、基地建設あるいは基地に対しての考え方というのは、やはり私はもうそちらのほうにあるのではないかなと思います。

また、この市議会においてもですね、本定例会の開会に、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）施設及び自衛隊の施設整備を前提とした土地売買交渉に反対する決議というものが上がっております。

この意見書の中身についても、騒音被害や落下物等、市民の生活への悪影響などを理由にこれまで一貫して軍事施設整備に反対をしてきております。自然豊かな種子島、美しい景観を眺望でき、農業と観光産業の振興を土台とした島の将来づくりを目指している本市において、この地元の意向を無視したですね、国、地権者だけの

土地売買交渉に強く反対するというふうな決議になっております。

施政方針の中にもありますように、市民の生命、財産を守るという立場から、やはり議会と同じような明確な立場、足並みをそろえるべきではないかというふうにして思いますが、市長の考えをお答えいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 私は、馬毛島の問題につきましては、まず第一に、住民とともに、市民とともに考えていける環境づくりが大切だと考えております。

昨年の馬毛島での、子供たちを体験学習に連れていきました。それから、今回、鉄砲館におきましても、馬毛島の歴史文化、自然など島の独自の資源を知っていただく機会を設けてまいりました。

施政方針でも申し上げたとおり、地元市民の生命と財産を守り、市民生活の福祉の向上を目指していくためには、たとえ国策でありまして、必要があれば国に対して意見を述べていくことが地方自治体の長としての私の当然の責務であると考えております。

議会との連携ということでありますけれども、議会にいたしましても、議会及び市民との連携は大変重要であると認識をしております。

ただ、この私が就任しましてから二年ほどの間の経過という事情もございます。私は私の立場でしかるべき時期に市としての考えを述べ、少しずつその理解を求めていきたいと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 住民とやっぱり連携をしていく、議会とも連携をしていくというような答弁というふうにして受けとめました。

やはりさまざまな国際情勢をですね、理由に日本の国防の強化が進められておりますけれども、平和は軍事力強化より外交努力によって達成できると市長は確信していると、この施政方針の中でも述べております。やはりこれについてはですね、私も全面的に賛同するものであり、国に対してですね、この問題について西之表市の態度を示していただくことを求めて、次の質問に入りたいと思います。

次に、農業支援についてでありますけれども、昨日の一般質問においても答弁をいただきましたが、昨年同期は史上二番目に低い生産で、反収四千七百四十七キログラム、糖度についても十一・〇九度と、一トン当たりの価格がですね、一万八千六百二円というふうにしてなっておりますけれども、今期の状況については、昨日、五千三十キログラム、糖度についても十二・三八度でしたかね。この実績から、糖度帯別価格一覧表に照らすと二万二百七十六円というふうになるかと思えますけれども、やはり昨年において大変厳しいさとうきび生産になっているという状況はいただきましたので、この部分については割愛をさせていただきます。

そのような中で、やはりこのさとうきびはですね、本市の基幹作物、基幹産業として位置付けられておりますし、畜産や園芸などと組み合わせられた複合経営の中で重要な役割を担っていると認めている

というふうにして思いますし、また畜産農家からも話を伺うことができたんですけれども、餌が足りなかったり、バカスが回ってこないのではないかとというような不安の声もあり、いろいろなところで影響が出ている、やはり重要な作物だということもわかります。

市が、前にですね、実施したさとうきび生産者に対してのアンケート調査においても、およそ三〇%がですね、減反ややめるといふうにして答えており、理由としても、高齢化や利益が出ないというのの答えがその中でも七五%というふうになってきているようです。

昨日もありましたけれども、製糖工場も、この直近の三年間でですね、経営が一番厳しい状況にあつて、やはりこのままでは撤退せざるを得ないのではないかとというふうな話も伺っておりますし、製糖工場やさとうきびの関連産業、昨日もありましたけれども、重要な産業として、そこで働く人たちの雇用を守るといふ立場でも取り組んでいくことが今後求められていくかというふうにして思われます。

これまでですね、本市においては、基金を活用した支援策、種苗代の助成や肥料などの資材代の助成を行っているようですけれども、今後においてもですね、さとうきび生産が続けられる支援、作付面積を増やせる支援をどのように考えているか、お答えをいただきます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） さとうきびの支援についてでございます。

先日の下川議員と同様であります。このまま不作の状況が続きますと、農家の経営が悪化するだけでなく、作付面積が減少し、地域経済を支えている糖業会社の撤退等が想定され、地域経済の衰退につながるという危機感を感じております。

今後、市きび・甘しょ生産振興会、関係機関と連携をするとともに、広報を活用しまして増反に向けた呼びかけと新植作業委託に対する助成など、面積維持並びに拡大についての対策について取り組み、安定的な生産量確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 昨年ですね、平成三十年度の十二月補正の予算においては、台風などによる自然災害でさとうきび生産の不作が続いていることで生産コストの上昇によって経営を逼迫させているということから、その他の産地との生産コストを是正するために、さとうきび生産者経営安定化支援緊急対策事業として、十アール当たり五千七百円の補助金が出ております。

昨日、先輩議員からも資料というものを提供されて、中種子町、南種子町の補助については大変驚いたところでもありますけれども、私が伺った農家、確かに一部かもしれませんけれども、補助については本当に助かるというふうにして言っておりますし、またさとうきびづくりを頑張ってみようかなというふうな声も聞くところであ

ります。

さらにですね、新聞にも掲載されておりました新品種のKY一三八〇ですかね、一つの株からたくさん茎が出て、農林八号よりも五割ほど収量が増すと。株出しでの収量も多く、二回以上収穫が可能で、機械使用時も欠株が少ないと。さとうきび生産の一つの起爆剤になればとも期待をされておりますし、さとうきび農家からは、どうなるかわからないけれども、それまで頑張ってみようという声も聞かれております。

さとうきび生産についてですね、いろんな支援、状況の変化というものも見られる中で、一つ紹介をさせていただきたいんですけれども、伊関地域ですね、集落営農組合、百笑一喜ですね、百に笑うの一つに喜ぶと書いて百笑一喜についてですけど、昨年十二月二十二日に創立総会を行って、任意団体としてあるようです。耕作放棄地をなくしたいと、地元の農業を守ろうと強い思いを持った役員、組合員で構成されておりまして、基幹作物のさとうきび管理作業を中心に公社の再受託の作業を中心に始めたようであります。

私も総会資料をいただきましたけれども、担当課のほうにも届いているか、あるいは目を通されているかと思われまますけれども、今、さとうきびづくりをやめようと考えている農家をですね、一軒でも二軒でも踏みとどめて、種苗供給から植えつけ、管理、収穫までの作業効率を高めて農家の増収増益を図り、行く行くは独自の一貫作業料金を設定して農家の手取りを上げる工夫を行っていききたいとい

うふうにして考えているようです。

この一連の動きにはですね、集落営農組合のこれからの努力というものもやはり十分必要だというふうにして思いますし、その一面ですね、そういった体制づくりをしていく上でも、やはり何らかの行政の支援が必要ではないかなというふうにして思うところあります。

伊関地域はですね、作付面積が増えたというふうな実績も伺っておりますし、またこのほかにもですね、事業計画として甘しょ部門、畜産部門等あるようですけれども、幅広く見た中でですね、施政方針の中にもありますように、多様な担い手育成事業を進めるとあります。

これから広がってほしいと期待するこの集落営農やそのほか独自で行っている農家への担い手育成の具体的な対策をお答えいただきたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） 多様な担い手育成の具体的な対策についてでございます。

本市において、担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、農業所得が三百六十万円以上の農業者、また農業へ参入した企業、先ほど議員のお示しをしました集落内の農作業の受委託組織や機械の共同利用組織などを想定しているところでございます。

農業農村の高齢化によりまして農家戸数は急激に減少しておりまして、農地の減少や集落機能の維持が困難となっております、担い手を

育成していく中で、農地の確保として中間管理事業を活用しました農地集積・集約化の促進をし、あわせて農業労働力の確保として営農体の運営を支援いたしております。

また、それぞれの担い手の経営の安定化を図るために、認定農業者については、農業機械の導入、施設等整備に対して市で支援をしております。

また、新規就農者につきましては、農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付とあと新規就農定着促進事業を支援しまして、経営の早期安定化を図っております。

農作業受委託等組織につきましては、地域農業の衰退を防ぐために、農業機械の導入の支援また法人化への推進を図っております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） いろんな兼ね合いとかも出てきたり、困難な部分というところもやはり出てくるかと思われまじけれども、そこら辺はですね、協議をして少しずつクリアをしていっていただきたいなというふうにして思います。

ここで、ちょっと少し話は変わるんですけども、雪ですね、豪雪地帯の長野県の栄村、そこで除雪作業を担っているのが農家だそうですね。高齢者の屋根の雪おろしをする助け合いがあり、雪おろし隊なる村の補助事業もあるようです。

豪雪地帯とこの温暖の種子島との環境、やはり違うんですね。

も、各地で農村に住んでいて農業をなりわいに行っている農家が担っている役割というものはやはり農業生産だけではなくて、地域において力を発揮しているのではないかといいふうに思っています。それは消防団活動であったり、町内会、お祭り、そして寺や神社の守り手とかですね、高齢者の独居世帯の見回り、災害時の救援や復旧などなど、地域を支えるコミュニティづくりに農家の役割というものもあるのではないかといいふうに思っています。

将来ですね、地域の農業の維持発展を見据えた施策の展開ということですね、集落営農との話し合いというものを今後設けていただきたいなと思えますし、支援については、先ほども述べたように、柔軟な対応を求めたいと思います。

各地でもそういった取組みというものが広がっていくように力を発揮していただきたいというふうにして思いますが、市長に、この担い手の育成のことについてどのようなことを考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） さとうきびが種子島の、西之表市の基幹産業で、その維持存続については最大限の努力をしたいところであります。

担い手の育成というところではありますが、先ほど来出ているさとうきびの作付面積の減少について、増反という言葉掲げておりまじけれども、実際には減少に増反が追いついていかない状況というのが数年続いております。そのためにも、中間管理事業のこともあ

りますが、担い手、特に議員御指摘の百笑一喜を代表とする新しい、力強い、そういう方々の育成支援というものも強力に進めていかなければならないと考えております。

課長答弁と重なることぐらしか申し上げられませんか、今後ともいずれにしても、さとうきびは本市の重要な作物であり、今後ともその地位は揺るぎないものとして考えておりますので、今後とも行政としても精いっぱい支援をしていきたいと思えます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね、担い手育成の具体的な方向でですね、いろいろな支援を進めていただきたいなというふうにして思っております。

次の質問に入りたいと思います。

次に、道路の整備についてでありますけれども、市街地の市道、県道、国道ですね、それと大字の道路なんですけれども、車で通行しておりますけれども、やはりところどころですね、中央線や外側線が消えていて、危険と感ずることがあります。また、夜間走行にも影響があるかと思われまますけれども。

さらに、波打つ道路ですね、でこぼこ道路ですけれども、種子島高校からプラッセだいわまで下っていく道路というのはやはりスピードもつきまますし、高校生などのバイク通行には大変危険だというふうにして感じます。これについては、産業厚生委員会でも現地調査も行って、部分的ではありますけれども、改修工事がされてお

ますけれども、早期に全体的な改修というものも求められます。

車道ですね、中央線や外側線が消えていて、走行の安全性が保たれていないというふうにして感じますし、またこの波打つ道路ですね、町なか、大字地域、そして下り坂等での危険というものを感ずります。その現状についてですね、どのように感じているか、お答えをいただきたいと思えます。

「建設課長 戸川信正君」

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

まず、中央線や外側線につきましては、毎年度、交通安全施設整備事業の予算を確保しており、これまで現場を調査しリストアップを行った上で、年次的に改善措置を行っている現状であります。

また、波打つ道路につきましても、毎年度、道路・橋梁維持事業での予算を確保しており、同様に、現場を調査しリストアップを行っており、危険度の高いと判断した現場より年次補修工事を行っている現状であります。

道路については安全確保が必要ですので、今後も予算確保に努め、年次的に補修工事を確実に行っていくことで車両通行の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） やはり担当課としても、車道の中央線、外側線の整備とか、でこぼこ道路は危険と感ずるのでその道路の整備というものは早目に進めていくべきだというふうにして考えていると

認識をいたします。

実際ですね、やはり市街地、大字地域を走行していきまされども、中央線、外側線については、消えているところは町なかでも一部見られますし、洲之崎から美浜団地へ向かう道路にも見られます。特にですね、その道路については道幅も狭くて大変危険と感じるところもありますし、町なかと大字地域というのは全体的に見ていろいろ判断をしていただきたいなというふうにして思います。

県道や国道についてはですね、やはり熊毛支庁に要請をしていただいて、中央線、外側線の復元というものを求めます。

最近ではですね、新しい型の車というものは、中央線とか外側線を認識して、近づくお知らせしてくれる機能がついているようでありまされ。そのような安全走行がついているのに、中央線、外側線が消えていたら、全くその機能の意味がないというふうにして思います。

また、でこぼこ道路についてもですね、朝日が丘団地前の道路、鴨女町の道路などにも大変多く見られておりますし、過去の答弁では、原因としては、断定はできないけれども、三十数年前の塗装工事で、路盤工に高炉スラグ、碎石を使用している路線が盛り上がりつつある傾向にあると。その碎石は、施工後数年たつと、半セメント化してかたくなる性質がある、で、寒暖の差による侵食を繰り返して表面のアスファルトを隆起させているのではないかと推測しているというふうな答弁もあります。また、続いてですね、このような現象が生じたことにより、数年前からこの碎石を使用していない

というふうな答弁もあります。

もしですね、原因がそうであつて、さらに今現在使用をしていないものであればですね、全面舗装工事をして直すべきだというふうにして、その安全面からですね、やはり思うわけであります。

そのような中でも、平成二十六年度は三路線の十三カ所の段差の補修工事を行つて、平成二十七年には八路線三十三カ所の補修工事を行い、徐々に解消に努めているところであるというふうにして思ひますし、さらに平成二十七年三月末の調査では、十五路線百四カ所を把握しているとのことでありまされけれども、現状、まだまだ各地ではそういったでこぼこ道路が見られるようなところでありまされ。

市民はもちろんのことですね、観光客や道を知らない方がですね、やはり安全に通行できるように、道路の補修、改修をするべきではないかなというふうにして思ひますけれども、今後の対応についてお答えをいただきたいと思ひます。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

昭和四十年代から昭和五十年代のいわゆる高度成長期のインフラ整備により、多くの道路改良や舗装工事を実施してまいりました。現在は、その当時整備された道路の耐用年数が過ぎ老朽化が進行しており、補修が必要な道路が数多くあることは把握しております。

通年の限られた予算ではありますが、毎年、三路線から五路線の補修工事を実施しておりますので、今後も予算確保に努め、優先順

位を決定し、補修工事を確実に進めていきたいと思っております。

また、改良工事につきましては、現在、社会資本総合整備事業により三路線四地区を計画し事業を行っており、平成三十一年度も新規事業を予定しております。

今後も、継続事業の早期完成を図りながら、新規事業を積極的に要望していき、より安全に通行できるように道路整備を行うべく計画立案してまいりたいと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 昨年はですね、その道路の舗装工事や改修工事に六百五十万円と増額したり、歩道整備等の交通安全対策費を三百五十万円に増額するという予算措置を行っております。

それは財源の見直しとして年末には予算化されましたけれども、通年より減額されましたプレミアムつき商品券や住宅リフォーム助成への予算化への見送りですね、そういった予算配分をしたというふうな説明も受けております。

そのような措置がとられた中ですね、道路の補修、改修について、安全の面から、市長もですね、今後どのように対応するか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 市内の道路の整備が遅れていたり、あるいは耐用期間が過ぎて老朽化しているところについては、先ほど課長が述べたとおり、順次、年次的に改善してまいりたいということがあります。

そしてまた、これも答弁済みのことではありますけれども、例えば、市道の新規事業として社会資本整備総合交付金等を利用して、例えば、種子島高校から松島、市街地においてくる道路が長く計画はされながら進んでおりませんでしたけれども、これも順次やっております。

いずれにしても、市民の移動の安全を図るための道路の整備というものは非常に重要だと考えておりますので、今後とも、予算獲得への要望活動も、国への要望活動も続けながら整備を図ってまいりたいと思えます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 市街地の整備を先にしていくというような具体的な計画等も必要なのかなというふうにして思われますし、ぜひですね、安全に向けて取り組んでいただきますよう求めてですね、次の質問に入りたいと思えます。

最後の質問になります。市営住宅の管理についての御質問をいたします。

平成三十年三月に策定いたしました西之表市公営住宅等長寿命化計画は、第一章の計画策定の背景と目的から長寿命化に関する基本方針、点検の実施方針、計画修繕、建替事業の実施方針など、十章におけるものというふうになっております。

このような計画はあるものの、突発的なことで起きる危険な箇所、特に施設本体や配水管、電気などの基幹設備の修理修繕は、入居者

の生活に支障を来すということから速やかに対応すると、これまで同様の管理運営を進めるものというふうにして認識をいたします。

しかし、市が管理している住宅ですけれども、およそ四百三十三戸全てにおいて管理が行き届いているとは言いがたいというふうにして思いますし、それだけの予算措置というのも大変困難なものと思います。

そのような現状からですね、市営住宅の管理あるいは運営について、公営住宅等長寿命化計画に沿って進めていくのか、お答えをいただきたいと思います。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

本市は、平成三十年三月に西之表市公営住宅等長寿命化計画を策定いたしました。

この計画の目的は、既存の公営住宅等の適切なストックマネジメントを行うべく、定期的な点検、点検結果に基づく修繕、改善や公営住宅に対する将来的な需要見通しを踏まえた各団地のあり方を考慮した上で、効率的、効果的な団地別、住宅棟別の事業の手法を選定します。

また、長寿命化のための修繕、改善などの事業実施予定表を作成するとともに、予防保全的な管理や改善を実践することにより、既存住宅の長寿命化やコストの縮減を図りながら、建替事業により老朽化した既存の公営住宅の集約を実施することにより、管理の効率化や住環境の向上を図るものです。

本市は、この計画に基づいて市営住宅の管理を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 施政方針の中にもありますように、昨年より五カ年計画で桜が丘団地の外壁塗装、給水管の改修工事というものにも取り組まれております。

これまで桜が丘市営団地については、同時期に建てられた県営団地と見比べても古く見えるというふうなやりとりも行いましたし、このことについても、市長がですね、建物の見た目からも違いがわかるし、県と市とでは財源の違いがあるというふうにして感じると答えていて、建物全体の改修工事が遅れている中で、なるべく早く取り組みたいというふうにして答えて、今、一号棟のほうがですね、きれいになっているような状況でもあって、大変入居者の方も喜ばれておりますし、今後、二号棟、三号棟も同様の改修工事を進めていくと思われ、入居者も大変期待もされているところであります。

その一方でですね、若宮団地なんですけれども、二〇一一年ごろに外壁の塗装工事が行われたかと思われましてけれども、八年ほど経過しておりますけれども、ドアとかガスの扉がですね、さびついていて修繕がされていないように見えていて、入居者からも「ずっとこんな感じですよ」というふうな声もあります。

桜が丘団地はですね、外壁塗装工事が行われると同時にドアやガスの扉もきれいに修繕されておりますけれども、若宮団地はですね、

外壁工事だけという点ではですね、入居者も本当に残念に感じているということをお伺いしております。

そこです、若宮団地とか美浜団地のドアの修繕、また内装のですね、整備等は今後どのような計画になっているか、お答えをいただきたいと思います。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

本市が管理する公営住宅の多くは、耐用年数の二分の一を経過しており、老朽化が進行し、修繕費用がかかるようになってきております。

現在の対応状況といたしましては、小規模な修繕については、入居者からの修理の連絡があり次第、衛生、安全に重点を置き対応しております。

また、大きな修繕につきましては、本市の長寿命化計画の計画修繕・改善事業の実施予定一覧表に基づき改善を実施していくこととしております。

若宮団地や美浜団地の修繕については、この計画に基づき、若宮団地一・二号棟は二〇二三年度に計画修繕、二〇二四年度に屋上防水を、若宮団地三号棟は二〇二五年度に計画修繕、二〇二六年度に屋上防水の実施を予定しております。美浜団地は二〇二四年度に計画修繕の実施を予定しております。

今後、可能な限り入居者が安全で快適に生活できるよう対応してまいります。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） この長寿命化計画の中にですね、本市においては高齢者の入居率というものが全国や県に比べても高いというふうにして書かれておりますし、内装などについてもバリアフリー化はないというふうにして書かれています。つまり、高齢者がやはり住みやすい管理というものが不可欠なのではないかというふうにして思っています。

建物の老朽化が進んでいて、平成三十一年度の当初予算に係るこの公表資料からも、市営住宅や学校施設などの公共施設の整備計画、修繕に力を入れているというふうな予算の見方ができますし、また建物の老朽化が進む中で、年々修繕費が増えてきていて、大規模な修繕というものはその限られた予算の中で優先すべきものから修繕をしていて、軽微な修繕については入居者からの連絡を受けて対応していると、当時の答弁もあって、先ほども担当の課長からもありました。

確かにですね、長期的な修繕については専門性というものも要します、長寿命化計画に沿って進めていくものだというふうにして思われますけれども、市の公有財産として守っていく、あるいはその計画どおりに進めていくためには、そのシステムづくりとですね、十分な予算の確保が絶対的に必要ではないかなというふうにして思っています。

適正な管理ができるように、しっかりとした予算を確保すべきだ

というふうにして思いますけれども、そのことについてどのようなお考えをお持ちしているか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 市営住宅の維持管理についてのお尋ねであります。

建物の内外装それから設備等の経年劣化に応じて適時適切な修繕を計画的に実施していくことが必要なことは言うまでもありません。これを確実に実施するために、長寿命化計画における施設の点検結果等の内容を踏まえ、修繕・改善事業の実施予定をつくり、その一覽に沿った予算確保を図ってまいりたいと思えます。

というのが基本とすることでありませけれども、時代の要請に従って、先ほどの例えばバリアフリーとかいうようなことがその計画の中に織り込めるようであれば、財政の面とも相談しながらですね、検討はすべきではあるかと思えます。

ただ、それがなかなか思うようにいかないところがあるところでありまして、そういう要望があることは真摯に受けとめて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 平成二十九年度におかれましては年間四千万円の住宅費として計上されていて、その中で市営住宅の修繕費予算が約一千万円と。これは毎年このぐらいで推移しているのではないかなというふうにして思われますし、それと事業費の借入金返済一億一千二百万円と合わせて一億五千四百万円が全体の支出

となっております。

その一方で、家賃収入が九千万円で、残りの六千四百万円を一般財源から賄っている状況で、大変財政的にも厳しいことがうかがえます。

本市ではですね、家賃収入に対して修繕費のかかる費用というものが一割ほどで、県内の自治体と比べても、確かに低いというふうにしては言えませんけれども、やはりそこについてはですね、最大限努力をしていただき、高齢者が住みやすいような市営住宅の管理を進めていく、そういった予算の確保を求めて、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時ごろより再開いたします。

午前十時五十一分休憩

午前十一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） おはようございます。

質問の通告書に従いまして、日本共産党議員団を代表いたしましたし質問をいたしたいと思えます。

まず、国の軍事拡大政策と馬毛島問題についてをしたいと思えます。

安倍政権は、二〇一五年、多くの国民が反対する中でも、強引な国会運営で安保法制を強行採決いたしました。いわゆる戦争法の強行採決です。

それ以来、憲法上、専守防衛を任務とされていると明記されている自衛隊の役割を大きく逸脱して、武器を持って地球の裏側まで米軍と一緒に戦闘地域で米軍の指揮のもとに活動することを可能といたしました。もはや憲法に定められている専守防衛の自衛隊とは全く質の違う自衛隊になったと言っても過言ではありません。自衛隊は大きく変質しているということを冒頭に指摘したいと思えます。

さらにまた、安倍政権は、憲法にこの自衛隊を書き込むことを狙っております。安倍政権の狙いどおりに自衛隊を憲法に書き込んでしまったら、軍拡が際限なく進み、戦争の放棄を誓った憲法九条が役割を果たせなくなりそうです。今こそ平和憲法を守り、暮らしに憲法を生かすことを訴えていきたいと思えます。そのために私たちは憲法を合わせなければいけません。

さて、昨年十月、種子島でも、戦争に参加できる自衛隊の変質を裏づけるように、日本では初めて、演習場でもなく施設でもない民間地を使って日米合同演習が行われました。

この訓練には、昨年発足したばかりの日本版海兵隊と呼ばれる水陸機動団が参加しています。私たちの島の宝であるウミガメが上がつてくるきれいな長浜海岸を使い、中種子空港跡地でヘリコプターや水陸両用戦車を使って、住民無視で米軍との強引な訓練が行われました。これは、今、沖縄県辺野古の新基地建設を民意を無視して土砂投入をやめないことと根本的に全く変わらないことではないでしょうか。

皆さん、このような危険きわまりない安倍政権の軍事拡大のもとで、今、馬毛島へのFCLPの訓練施設建設が計画されております。防衛省の馬毛島環境調査を含め、今、ボーリング調査まで入ったという情報もあります。私たちは、住民の平和と暮らしを恒久的に守るために、馬毛島へのFCLPの恒久的な訓練施設の計画を許すわけにはいきません。

さらに、日米地位協定のもとで、二〇一七年は七回も今の種子島空港が使用されていることもわかっております。この場合、米軍には使用許可を求める義務はなく、使用直前に一方的に伝えられるのみというのが通例で、事前連絡すらなく、低空飛行訓練については、安全の目的であれば容認するというとんでもないことになっております。日米地位協定のもとで日本の国民の安心・安全な暮らしは保障されておりません。これは、沖縄だけの問題ではなく、日本全体の問題です。

そのような中で、市長も施政方針で述べられておりますが、日本

の安全は平和的に解決するのが最善の策だと私も思います。馬毛島に米軍のための新しい訓練施設は必要ありません。

元外務省国際情報局長孫崎享氏もこのようなことを述べています。基地の推進派は、平和的な手段では平和は確保できない、軍事には軍事をと言いますが、私は、むしろ軍事力で平和は確保できない、平和的な手段でこそ日本の安全を確保するのが現実的なんだと、こういうことを述べております。

このように、今、世界の流れは平和へと進む流れです。日本も、平和的な外交交渉へと大きくかじを切るチャンスではないでしょうか。

今狙われている馬毛島へのFCLPの訓練施設建設計画は、硫黄島の滑走路の劣化がひどいので、早くかわりの訓練基地を差し出せと米軍が要求しているからだ、米軍が岩国から千四百キロメートルの硫黄島より馬毛島のほうは四百キロメートルと距離が近いから米軍が急いでいると政権側は言っております。

ここで、市長に伺いますが、馬毛島へのFCLPの訓練基地建設とセットで自衛隊の官舎も種子島に建設すると言われていることについての認識をお伺いしたいと思います。

あとの質問は質問者席より伺います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 橋口議員の御質問にお答えをいたします。自衛隊の官舎建設計画、FCLPに絡んでとの御質問であります。

が、御質問の自衛隊の官舎建設計画につきましては私は承知をしております。恐縮ですが、議員の、御承知であれば、お示しをしていただければ、ありがたいと思います。

○一六番（橋口美幸さん） 情報なんですけれども、やはりこれは種子島に自衛隊官舎をつくるという政権側の構想があるということをお聞きいたしました。

そういうことで、言うならば、やはり西之表市なのか、中種子町なのか、南種子町なのかということも具体的に入ってきましたが、でも、FCLPとの関連施設じゃないかというふうに、今、状況的に判断ができるのではないかというふうに思います。

市民の皆さん、島民の皆さんは、自衛隊と馬毛島のFCLP建設とは全く無関係だというふうに感じておられて、そういう意味で、自衛隊官舎なら地域経済も発展するのでいいのではないかという議論もあります。

そのことを含めて市長の考えをお伺いしたいということです。もし仮にそういう情報があり、種子島に自衛隊官舎ができるという計画が示された場合、よその自治体のことだからということで看過せずに、種子島一市二町全体と一緒になってFCLPとセットの自衛隊施設官舎は許さないと、反対だということを表明していただけないかということなんです。

○議長（永田 章君） 橋口議員、ちょっと休憩します。

午前十一時八分休憩

午前十一時十八分開議

○議長（永田 章君） 一般質問を続行いたします。

○一六番（橋口美幸さん） 質問通告の自衛隊の官舎建設につきましては、後日、今の発言、質問を取り消しまして、六月の議会でもう一回、再度取り上げたいと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

議会運営上、大変失礼をいたしました。

続きまして、米国の兵器を大量に購入している問題と馬毛島問題との関連性についてお伺いしたいと思います。

今、国が非常に大きな兵器を買うという、米国の兵器を大量に購入している問題です。安倍政権が米国製兵器の浪費的爆買いにのめり込んでいる、二〇一九年の予算案では、前年度を二千九百一十億円も増えて七千十三億円というふうになっています。これは米国側の都合で価格や納期が決められる対外有償軍事援助（FMS）契約に基づく武器購入だというふうに言われています。

特に、私たちが馬毛島問題で関係があると言われているのは、F35 Bステルス戦闘機、ここに、馬毛島に仮に訓練施設ができれば、そこでもF35ステルス戦闘機を使うというふうに計画されているという文書もあります。

そういう意味で、今、馬毛島へのFCILP訓練、この兵器の爆買いが進んでいる問題と、新たに国が、先ほども議論がされましたけ

れども、違法な伐採、そして今市長も今の土地が個人の土地だというふうには言われましたけれども、国がそういう新設、新しい基地を建設する、こういうことについての国の兵器の爆買い、一般的に爆買いというふうに新聞紙上でも言われておりますが、その状況と私たちの馬毛島に新基地がまた新たにつくられる、そういう国の予算の使い方について、地元の首長としてはどういってお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

防衛省が米国から購入している戦闘機等と馬毛島との関連についての御質問と思います。

今回購入した、された、されるんでしょうか、戦闘機が馬毛島において訓練する可能性についてですけども、基地建設そのものが現段階では決定をしていないと承知しております。その施設の規模、配置、訓練内容などもまだ明確な計画が示されておりません。

そういう事情で、私のほうで今お答えする、申し上げることはないと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 今、このような軍備拡大と馬毛島の問題というのは決して切って切り離せない問題だというふうに私たちは危機感を持ってこの馬毛島問題を受けとめないといけないというふうに思います。

それから、次に進みますけれども、この馬毛島へのFCILP訓練移転、市民はどのように受けとめているかということをお伺いした

いと思います。

市長の公約は、馬毛島軍事施設絶対反対というふうにあります。再三、市長は馬毛島が軍事施設には似合わないと言ってもいいと思います。

防衛省による馬毛島の調査がですね、今、進んでいます。これは明らかにもう米軍施設建設をつくるための環境調査であり、地権者への買収行為だと思いますが、そういう状況の中で、市民が、市長の公約もあわせ、どのような思いで見ているか、そういうことをぜひ市長は反対を、公約としてですね、馬毛島米軍施設建設に反対をする、こういうことを公約をしているわけですから、その公約と市民の期待をどのように市長は受け取っているか、このことをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島へのFCLP訓練移転の問題について、市民の皆様の間で多様な意見があることを承知しております。

そういう中で、就任以前から、国から明確な情報も示されていない中で、賛成の方々には自衛隊施設に起因する経済効果ですとか国防論、対しまして、反対される方は馬毛島の環境保全とか平和的思考、住民生活の安心・安全の確保の議論に分かれています。

御承知のとおり、私は、一貫して馬毛島はFCLP以外のふさわしい活用法が、活用法があると申し上げております。

その上で、昨年度は、馬毛島活用計画を策定し、夏には小学生を

対象にした体験学習を実施いたしました。また、先ごろは、馬毛島企画展というものを開いて、市民に馬毛島を深く知っていただく取り組みを重ねております。

いずれの事業も、馬毛島の特異な自然環境ですとか、それから歴史文化的な側面、後世に残すべき貴重な財産として広く市民に知っていただくことを目的としております。

馬毛島と種子島の密接なかわり合いを学ぶことで、馬毛島の問題についても身近な問題として住民の間で議論がなされ、最良の判断をこれからしていくことを期待しております。そういう方向で私も行動してまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 今、誰の目にも明らかにですね、馬毛島が軍事施設の建設に向かっているということは認識できると思います。

そういう中で、市長が、先ほどの答弁でも、そしてまた施政方針でも述べられておりますように、先ほどの答弁ではですね、市民と議会と連携をしていくことが大事なんだ、理解を求めていくということの答弁でしたので、大変住民を励ます答弁ではなかったかと思えます。そういう意味で、市長の姿勢、役割というのは本当に大事だと思います。

馬毛島の企画展も私も見に行きましたけれども、本当に住民がそういう、あの島に米軍施設は似合わない、必要ないということを担当に思っていたかというふうに思いましたので、改めてこ

の馬毛島へのFCLP基地建設、絶対、市民と一緒にですね、議会も合わせてつくらせない、こういうことを求めていると思います。

それにまた、馬毛島問題ですね、四番に移りますけれども、これも交付金が幾らかということ、私たち、平成二十八年の馬毛島特別委員会で防衛省と懇談をしてまいりました。

そういう中で、防衛省の基地交付金というのが文書として残されてはおりますけれども、でも、世間一般的にはですね、交付金がもらえるからもういいのではないか、こういうことをちまたでは言われております。

そういう中でですね、交付金が住民の生活を豊かにすると考えるか、また税の負担も交付金で軽くなると考えるかという質問項目を出しておりますが、こういう交付金に限って私が防衛省の答弁を短くまとめておりますけれども、交付金はですね、総務省が所管する基地交付金は固定資産税の代替的性格のもので、防衛省が所管する再編交付金として九条交付金ということ、この交付金がありますけれども、一定の基準があり、現時点では答えるのは難しいと防衛省は答えております。

そういう中で、市民と一緒にですね、そういう交付金に頼らない行政を運営していく、そういう方向性をぜひ示していただきたいというふうに思います、そういう市民の状況について、市長が今の交付金に対する考え方を示しただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

交付金、いわゆる交付金についてのお尋ねでございます。一般的に、防衛施設周辺等において、状況に応じて基地交付金等の交付金が交付されることとなっております。お尋ねのこの交付金や税の負担については、現段階では推測をいたしかねる状況にあります。

いずれにしても、私といたしましては、長期振興計画に示す各種施策を効果的に展開していくことが重要であると考えております。基地に由来する交付金への依存については、今のところ考えておりません。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

やはり市民の皆さんにですね、基地交付金に頼らない市政運営が一番大事だということをぜひ訴えていきたい、私たちもそういう観点から訴えていきたいというふうに思います。

基地交付金に頼らない、具体的に、私たちは、やはり種子島は農林水産業そして観光政策が一番の地域発展のかなめだと私は思っておりますが、特にこの点について、農林漁業そして観光政策、どのような政策でこの地域発展をして、市民の皆さんにね、支持を得て、もらえるのかということ、これを改めて強調したいと思えます。その点でぜひ答弁をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） すみません、もう一度、質問の趣旨をお願いします。

○一六番（橋口美幸さん） 基地に、交付金に、これは五番になり
ますけれども、交付金に頼らずに、地域の発展、活性化を進めてい
くことが重要だというふうに考えております。農林水産業や観光政
策について、どのような具体策があるのかをお示しくください。

○市長（八板俊輔君） 失礼いたしました。

お答えをいたします。

議員御承知のとおり、本市におきましては、平成三十年度より
「人・自然・文化―島の宝が育つまち」を市の将来像としまして、
第六次長期振興計画をスタートさせております。

西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点プロジェクトと
しまして、成果や評価の情報を市民と共有しながら、常に改善して
いく体制を構築してきたところでございます。

特に、第五次長期振興計画の振り返りの中でも市民の満足度が低
かった仕事の分野におきましては、地域の資源を生かした魅力ある
なりわいで豊かなまちをつくる、これを方針として取組みを進めて
おります。

具体的には、所管課のほうからお答えをいたします。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） まず、農林漁業施策についてで
ございます。

本市の農林水産業を取り巻く環境は、従事者の減少、高齢化の進
行、自由貿易の進展、先行きの予測しづらい市況等、将来が見通せ

ない状況でございます。

この状況を踏まえ、第六次長期振興計画及び総合戦略において、
農林水産業の収益向上や競争力強化のための基盤整備事業、また流
通加工販売対策の整備によります産地づくり事業、各種補助事業を
活用しました多様な担い手育成事業を関係機関、団体と一体となっ
て推進いたしました。将来の地域農林水産業の維持発展を見据えた
施策展開を図りたいと考えております。

以上でございます。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 観光の施策につきましては、第六
次長期振興計画に基づきまして、観光施設の整備、観光誘致活動の
推進、交流事業の推進、文化歴史資源を活用した観光の推進を図っ
てまいりたいと考えております。

具体的には、県と連携した北部観光地域の整備のほか、島内一市
二町及び種子島観光協会と連携した種子島滞在型観光促進に引き続
き取り組んでまいりたいと考えております。

また、先日報告させていただいたとおり、二〇二〇年東京オリ
ピックのポルトガルホストタウンとして登録されましたので、これ
に関する交流事業や、さらには今年の夏までに本市が映画の舞台と
なりました「ライフ・オン・ザ・ロングボード 2nd Wave」

が公開されますので、このようなさまざまな事業と連動させながら
交流人口の拡大を図り、観光施策においても総合的な事業効果を高

めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん）　ありがとうございます。

農業振興の面についてもですね、昨日からの同僚議員の質問の中でも、さとうきびの問題でも農家を戸別訪問して対話をしてきたということも報告を受けました。このことが、農家さんとの戸別訪問をどういうふうに事業展開に生かせるかということも大変重要なことだと思えますので、ぜひおいおいですね、どういふ農家の皆さんからの要望があったのか、それを実現させるために地域の発展に寄与していただきたいというふうに思います。

また、観光政策においてもですね、港の観光地の整備、そういうことも含めまして、リピーターを増やしていく、こういう観光政策によつて、本当に島が自然なまま、そして第一次産業を発展させていく、交付金に頼らなくてもいい、推測される交付金の話が話題になることがないような地域づくりをしていきたい、私たち議会もそういうことに努力をしながら、皆さんと一緒に地域づくりに向けて頑張っていきたいと思えます。

それとですね、こういう農林漁業、今、交付金のことが本当にちまたで大きな話題になっていて、生活が苦しいから、税金が高いから、そういう方向でいいんじゃないかというような話題についてですが、やはり基地を受け入れたら最後だと。二度ともとに戻らないばかりか、騒音被害、事件、落下物の事故などの危険にさらされて、

それでも何の保障もない、これが今の沖縄の状況を見ても明らかではないでしょうか。

沖縄では、事故の後でもですね、保育園、小学校の真上を縦横無尽に米機が、米軍が我が物顔で、飛行コースもあつてないがごとくに、日本の空を思うままに飛び回っております。

これ以上、馬毛島にまた新しい基地をつくる、こういう新基地は要りません。

国の交付金で暮らしに豊かになった地域はどこにもないと思えます。これは、誘致をしている人たちも一番知っていることではないかと私は思っております。税の負担も軽くなりません。

行政、このような情報をですね、本当に住民に正しい情報を知らせ、子供や孫に受け継ぐのは軍事基地になる種子島、馬毛島ではなく、今を生きている私たちは自然豊かな種子島、馬毛島を子々孫々まで守り伝えていく義務がある、そのために私たち議会や市長が果たす役割は本当に大きくて、今、鉄砲館であるような、ああいう馬毛島を本当にもう写真でしか見れない、そういう状況ではあります。が、今のままで残していく、こういうことにぜひ一緒に力を出していきたいというふうに思います。

そして、この項目の最後の質問になるんですが、また市長にお伺いをいたします。

馬毛島を恒久的な基地にすると、ツー・プラス・ツーで明記されたまんです。この明記を削除をする、こういうことをしてこそ初

めて市長が求めている、私たちが求めている、馬毛島をもとの形に戻し、そして青々とした馬毛島をつくっていく、そういうことのほうが大事じゃないかなと思います。そのことのためには、やはりツー・プラス・ツーからの明記を削除をさせる、こういう運動を市民と一緒にしていくことも必要不可欠だと思いますが、この点について市長はどのようなお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

ツー・プラス・ツーの扱いに対する考えというお尋ねであります。馬毛島につきましては、市民それぞれの、市民の間でそれぞれのいろいろな考え方がございます。そういう中で、地に足のついた施策の展開が市政発展に大きな力を生み出すと考えております。

さきの防衛大臣や県知事のコメントにもございましたけれども、地元の意向が最も大切であると述べられております。私もそのような考えのもとに、西之表市民の生命と財産を守る立場から、国に対して意見を述べる必要がある時期が来ると考えているところであります。

現段階においては、そうした手法で、白紙撤回ということをおっしゃいましたけれども、その方向と同じ方向を志しているということでございます。

○一六番（橋口美幸さん） 市長の力強い、地元の意向が一番大切なんだ、そういうことを本当に力強く今受け取らせていただきました。

手法は違いますが、方向は同じ、そういうことを目指すんだということがこの施政方針の中でもあらわれていると思いますので、ぜひこの市長の姿勢をですね、後押しするということで私たちは市民と一緒に頑張っていきたいと思えます。

では、次の質問に移りたいと思います。税の徴収状況について。

「もう一つある」と呼ぶ者あり」

○一六番（橋口美幸さん） すみません。（七）、あ、そうでした。すみません。二〇ページ。（七）日米地位協定に関する認識と馬毛島問題についてをお伺いしたいと思います。すみません。

この地位協定の問題なんですけれども、やはりこの地位協定というのは、先ほども沖縄の問題でも言いましたが、昨年の七月には、全国知事会でやっとこれを見直すべきだというふうに決定をいたしました。

そういう全国知事会がこの地位協定を見直すべきだというふうに決めたのはですね、四項目あります。米軍による低空飛行訓練については、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前提供を行う、そして二番目には、地位協定を抜本的に見直して、事件や事故について、自治体の職員が、迅速かつ円滑な立ち入りの保障を明記すること、三点目に、米軍人などによる事件、事故に対して、具体的かつ実効的な防止策を取り組み進めること、航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるようにすること、四点目に、施設ごとに必要性や使用状況を点検した上で、

基地の整理、縮小、返還を積極的に促進することという四項目で、平成三十年七月二十七日、全国知事会から出ております。

そういうことについて、この自治体、市長会でもですね、ぜひ提案を市長にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

日米地位協定に関するお尋ねでございます。

日米地位協定に関する認識ということでありますけれども、この問題につきましては、全国市長会でも、過去に同様、見直しを求め趣旨の決議をいたしております。

米軍基地問題を語るときに、国民の生命、財産と人権を守る立場から申し上げますと、日米地位協定の抜本的見直しということは大変重要な課題であると認識しております。

協定の中身について、米国と軍事上の同盟関係にある諸国と比較いたしますと、日本の地位協定に対する対応は同等とは言えず、少し遅れているのではないかとというふうに考えております。そのような意味からも、見直しの必要性を感じております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ一緒に進めていきたい、この地位協定の問題は、本当に日々私たちの生活に関連することになっていくと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

では、次の質問に移りたいと思います。

税の滞納状況について質問をいたします。

この税の滞納状況、非常に徴収がですね、厳しくて、差し押さえ件数が非常に、状況が、預貯金などの差し押さえの実態とかですね、非常に国が差し押さえを強行をしている、これも安倍政権になってからだと思えますけれども、暮らしはほとんど変わっていない、むしろ給料も上がらない、年金も下がっている、こういう状況の中で、非常に国民健康保険税も含めてですね、大変な市民の負担があると思います。この滞納状況についてお伺いしたいと思います。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

平成三十年十二月末現在の市税全般、市民税、固定資産税、軽自動車税等の徴収率について御説明いたします。

現年度課税分が七八・一五%、前年同期比で〇・五ポイント減、金額で約一千三百万円の減、滞納繰越分が一七・三七%、対前年比一ポイント増、金額で約百万円の増、現年度分、過年度分を合わせると、全体で七五・四五%、対前年度比〇・五ポイント減、金額で約一千二百万円の減となっております。

また、国民健康保険税につきましては、現年度課税分が六五・九七%、対前年比同率、滞納繰越分が二五・九一%、対前年度比一ポイント増であり、全体で五九・四一%、対前年度比〇・一ポイント増となっております。

一方、収入未済額におきましては、市税全般の現年度課税分が三

億二百二十一万七千円、対前年度比、金額で五百六万八千円の増、国民健康保険税の現年度課税分が一億四千二十万二千円、対前年度比、金額で一千四百二十一万六千円の減となっております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 今状況を説明していただきましたけれども、全体的に収納状況が低くなっているというのがわかるのではないかと思います。

そういう中で、差し押さえ件数なんですけれども、平成二十八年、平成二十九年、平成三十年の差し押さえ件数が減ってきております。そういう意味では、やはり住民が苦しい中でも納入をしてきているのではないかと、分析ができるわけでございます。

全国的にはですね、二〇〇六年が九万五千二百二十八件差し押さえがあったのが二〇一六年には三十三万六千四百三十六件と、差し押さえ件数が増えております。

そういう預貯金などの実態も、ここでは少なからず平成三十年度は二百二十二件、平成二十八年度は四百二十三件という変化はあるんですけども、二百二十二件の差し押さえをするに当たって、それまでの経過をお示しく下さい。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

差し押さえに至るまでの経緯について御説明いたします。

平成二十九年度の市税全般の現年度分の収納率については九八・七七%であります。ほとんどの方が納税義務の大原則である納期内

納付を行っておりますが、納付が厳しく、納期限を過ぎてしまった場合は、二十日以内に督促状を發します。地方税法第三百三十一条においては、督促状を發した日から十日を経過した時点で差し押さへの要件を満たすことになります。

次に、財産調査を行うこととなりますが、すぐに滞納処分を行うのではなく、市広報誌「おさめーるだより」等や防災無線等により、納め忘れがないか等の注意喚起を行い、電話催促や納税相談の機会を設け、特に、納税相談に来庁された場合は、時間をかけて現状把握に努めております。

しかしながら、納付の約束や分納誓約が履行されない場合には、法律にのっとり差し押さえを執行することとなりますが、納税意識の高揚や市民の納税に対する御理解、御協力を引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 一つ一つ、平成三十年でいえば二百二十二件、この方たちがどのような状況だったのかをつぶさに調べていくわけにはいきませんが、やはり一通の電話、一通の督促状で差し押さえをするということがあってはいけないと思います。

よもやそういうことにはなっていないと思いますが、私、そういう意味で、三番の納税緩和措置、これが適用される配慮があったのだろうかということを伺いたいと思います。

国税通則法第四十六条、地方税法第十五条には納税の猶予、そし

て国税法第五十一条、地方税法第十五条の五には換価の猶予、これは商売をしている人たちのことだと思えます。それから、ウとしまして滞納処分の停止、国税徴収法第五十三条第一項、地方税法第十五条の七にありますように、滞納をしている人たちは、一定の手続は踏む必要がありますけれども、窓口での相談が、応じるようになっております。

こういうことを、本当に払いたくても税金を払えない良識的な市民ですね、お金があっても払わない、そういう悪い悪徳な方と思われる人には滞納処分とかしてもいい、徴収は当然だとは思いますが、本当にその気持ちがあっても生活をしていく上で税金を払えない市民はたくさんいらっしゃると思います。

この二百二十二人がどういう状況だったかということも含めてですね、滞納処分の停止、これは国税徴収法第五十三条第一項、地方税法第十五条の七にありますけれども、滞納者について該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができるとあります。滞納処分を執行することができる財産がないとき、二番、滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、三番目に、その所在及び滞納処分の執行等を行うことができる財産がともに不明であるときという項目があります。

私は、特に預貯金の差し押さえをする場合ですね、例えば、その人が十万円の給料がやっと入ったばかりのときに四万円、五万円

の差し押さえをする、こういうことが現実にあっているのではないかとこのふうには思います。

預貯金の差し押さえをするときには、やはりその人が一カ月家賃を払い、食物を食べ、そして物を着る、衣食住を保障する金額がちゃんと確認されているかどうか、このことについて担当課の対応をお伺いしたいと思います。

○ 税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったようにですね、納税緩和措置ということにつきましてはですね、地方税法第十五条において徴収猶予の要件とかですね、西之表市税条例等におきましてそれぞれ徴収猶予とか職権による換価の猶予とかそういったのはありますけど、預金についてはですね、財産に当たりますけど、給与の部分についてはですね、その人が生活に必要な部分についてはですね、ちゃんと配慮した額で、そういった形で差し押さえとかそういったのをやっておりますので。

それとですね、今、徴収職員におきましてはですね、病気や多額の負債等で支払いが困難な場合とかですね、先ほど議員がおっしゃったように、減免や執行停止、免除等を念頭に置いてですね、その要件を説明し、必要な資料を提示させております。

また、状況に応じてですね、生活保護とかですね、多重債務相談の対応とかですね、または破産の申立ての手続等の紹介等をですね、行いながらですね、ケース・バイ・ケースで滞納者とのですね、相

談を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（永田 章君） 橋口議員、ちょっとしばらくお待ちください。

ここで、議長からお願いを申し上げます。間もなく正午となりますが、このまま一般質問を続行いたします。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。ぜひこの滞納の措置、法的なものをですね、市民にも知らせていただきたい、そうすると、もっと窓口に相談にいらつしやる市民が多くいらつしやるんじゃないかなというふうに思います。

窓口の担当職員の皆さんもですね、大変徴収というのは厳しい業務で、努力をされておると思います。そういう意味でもですね、市民が気軽に窓口相談に来られるような相談窓口の対応をしていただきたいと思います。

野洲市という市がありますけれども、そこでは、本当にチラシをつくってですね、ここは本当極端な市だと思えますけど、滞納している市民に対して、よろこそ滞納していただきました、どうぞ窓口相談においでくださいというような取組みもしております。

ぜひそういう他自治体の教訓も取り入れて、市民に対して少しでも分納ができるということになれば、市民の市税の徴収も少しは上向いていく相乗効果があるのではないかとこのように思っています。この提案をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

す。

続きまして国民健康保険税の問題についてであります。減免制度の導入をぜひお願いしたいということです。

この国民健康保険の制度については、二〇一八年度から県は自治体が独自で努力していた一般財源からの繰入れをやめさせて、被保険者への負担をさせる、それしかないのではないかとこの県単位化の制度へと移行をさせました。

県が運営主体となったことで何が変わったのか、この変化によって負担が増えた世帯の割合、減額となった世帯の割合、それはどのような状況なのかをお伺いしたいと思います。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。制度の改定に伴う現状について御説明いたします。

平成三十年度の国民健康保険制度改革に關しましては、大きなトランプルもなく、おおむね順調に事業運営できております。

本年度の制度改革により国民健康保険税関連で変化したことは、まず、市町村は県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付するために、県が示した標準保険料率等を参考にし、必要な国民健康保険料率等を決定し、賦課徴収を行うこととなったことです。

また、県の国民健康保険運営方針により、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率等の算定に当たり、当分の間、医療費水準や所得水準を反映し、賦課方式の統一や決算補填目的の法定外繰入れを解消することなどが定められました。

なお、賦課方式においては、全市町村が平成三十五年度を目標として、所得割、資産割、均等割、平等割の四方式から資産割を除く三方式に統一することが明記されておりましたので、本市では今年度から三方式に変更したところです。

資産割を廃止した影響といたしましては、一人当たりの調定額が減少しております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 今報告を受けましたけれども、やはり法定外の繰入れをしない、これが自治体の国民健康保険の加入者に対する大きな変化ではないかというふうに思います。

今後、法定外繰入れをしない上で、今後、税負担が高くなるという見込みがないのかどうか、今回はそれほど影響がなかったというふうに報告されましたが、今後、税負担の見通し、どのように見通されるのかということをお伺いしたいと思います。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

国民健康保険税はですね、所得に応じて影響しますので、全体ですね、所得がどうなるかというところもまた影響する部分もあるんですね、また県としてもですね、今後、高齢化の進行に伴い医療費の増加が見込まれることから、これに耐え得る財政基盤の確立を図るため、国民健康保険に対する財政支援の充実、強化について国に要望していますということもありますので、そういったことも含めてですね、今の段階でどうなるかちょっとわからないような状況

ですけれど、上がるか上がらないかについては、今のところちょっとわからないような状況でございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） わからないという状況ではありましたが、国民健康保険の加入者というのは、本当に、御存じのとおり、年金をもらっている人たちそして非正規の皆さんもしくは仕事がない人たちが加入する国民健康保険の制度です。

そういう中で、これから、今まで法定外繰入れをしながら私たち西之表市自治体の国民健康保険も続いてきたのではないかと、そういうこともあります。

しかし、今回ですね、市長が日本一の健診率を目指す、こういうことも含めて、本当に市民の健康を守り、そして安心した国民健康保険制度をつくっていく、これは自治体の努力もあると、一つは大きな要因はあると思います。

県単位になって鹿児島市のような大きな市と一緒に保険運営をしていく、これは今後が大変な状況になるんじゃないかなというふうに私は予測しているところなんですけれども、ますます払いたくても払えない国民健康保険税となるのではないかと、そういうふうに思いますが、ここで、市長にですね、前回は均等割を制度として負担軽減をさせていただきたいというふうにお願いをしているところですが、引き続きこのことについて市長に政策提言をしたいと思えます。

子育て支援策が求められている、そういう中の一つの案として、十八歳未満の子供の均等割ですね、今、本市は二万二千五百円だったと思いますが、均等割を第三子から半額にするとか、そういう施策をぜひお願いしたいと思います。

ちなみに、鹿屋市がですね、二〇一九年度から、国民健康保険の均等割二万二千九百円なんですけど、この額を第三子から免除をするため、予算一千万円を計上しております。

そしてまた、宮崎市も、四大家族で課税所得二百五十万円です。二万九千三百円の国民健康保険税となるんですけども、これを四十五万二千八百円に、七万六千五百円という、一家庭二百五十万円の所得課税ですけど、七万六千五百円の軽減措置を決めております。ぜひ本市でもそういう均等割の軽減策を検討できないか、このことを市長にお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

均等割の減免制度についてのお尋ねでございます。

国民健康保険の均等割は、収入の有無に関係なく、世帯員の人数に応じて一律課税をされております。このため、子供が多い世帯の場合は、保険税の負担が重くなる傾向にあります。

しかし、子育て支援は、本来、社会全体で取り組む必要があります。現行の健康保険制度では、減免した財源は他の国民健康保険被保険者あるいは市民全体で負わなければなりません。税は公平であることが求められますので、議員御提案の減免制度の創設については広

く議論を行い、他の被保険者あるいは市民全体の理解を得る必要があると思っております。

そうしたことから、子育て支援としての均等割の減免制度を本市独自で導入することには慎重でなければならぬと考えております。このことについては、全国市長会におきまして、国民健康保険制度等に関する提言の中で、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険を軽減する支援制度を創設することを盛り込んで国に働きかけをしておりますので、この点も御理解をいただきたいと思っております。

○一六番（橋口美幸さん） 本市の場合ですね、生まれたばかり、均等割というのはそうなんですけど、五人子供さんがいる世帯は五人分、一人の人は一人分、三人の人は三人分、一人二万二千五百円がかかるというのが均等割です。昔の人頭税だというふうに批判をされておりますけれども、生まれたばかりのゼロ歳児にも同じ金額がかかる、これこそ本当に不公平な税制じゃないかというふうに思われます。市長が全ての人から公平に税をとるのが公平性だというふうにおっしゃいましたけれども、やはりゼロ歳児にもかかる均等割、これこそ本当に公平と言えるんだろうかというふうに私は思います。

全国知事会・市長会でも、今国の平成三十年からの県単位化になる前でも、国に対して一兆円の負担を求めています。全国知事会でも市長会でもですね、国に対して、県の運営をする前に、一兆円

の国庫負担を増やすべきではないか、こういうことを訴えておりますが、それが三千四百億円というふうに抑えられております。

本市でもですね、そういう国に、知事会や市長会でも国に対して一兆円の負担を求めながら、第三子からの均等割を減免する施策をぜひとっていただきたいと改めて私は求めますけれども、三月の財政調整基金の活用をすることができないかということを提案します。

今、十七億五千九百八十一万四千円の財政調整基金があります。

市民が本当に子育て支援としてですね、生活困窮があり、子供を、少子化対策の中で、この種子島で、西之表市で子育てをしていただきたい、若い人たちを呼び込みたい、こういう政策をしている今この基金を活用するべきではないかと思えます。

そして、今、二〇一九年一月末時点ですね、国民健康保険税を滞納している世帯に対して、資格証が五十二世帯、短期証が百二十三世帯に発行されております。それぞれ何世帯が子育て中かはデータは出せないということではございますが、少なくとも半額にする減免制度の創設を求めていきたいと思えます。

市長の公約にまた戻りますけれども、二番目に、医療、福祉の充実、三番目に、子育てを楽しく優しくというふうに公約にもあります。公約の実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

これは全国的な声ですけどね、生活困窮で病院に行けない世帯、そして払えない生活等を体験してみてもどうかというふうに悲痛な

訴えも寄せられております。こういう悲痛な声も、私たち市民の中にもね、いらつしやるんじゃないかというふうに思います。

せめて均等割を減免措置をしていただきたい、このように思いますが、財政調整基金を使つての減免制度、市長にもう一回お答えをいただきたいと思えます。

○議長（永田 章君） これ、通告に入っていませんが、市長、答えますか。大丈夫ですか。

○市長（八板俊輔君） はい。お答えをいたします。

繰り返しになりますけれども、この問題につきましては、個別に市町村が財源の問題を抱えながら導入するのではなく、医療保険全体の課題として国で議論するものだと考えております。

子育て支援につきましては、別途、市独自の施策を考えて実行しているところでありまして、議員御指摘の基金の取り崩し等については今のところ考えておりません。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ前向きに検討をしていただければと思えます。

では、次の質問に移りたいと思えます。

次に、鴨女町住宅の問題についてであります。

鴨女町住宅が、まず、建設問題に入る前にですね、今回、大規模な火災の教訓についてお伺いしたいと思います。

これまでこのような住宅密集地での火災が起こったことがありませんか。それから、その中で教訓となることがなかったか

どうか。住民の皆さんは大変な不安と恐怖があつて、不幸にも犠牲者も出してしまいました。御冥福をお祈り申し上げたいと思います。これまでの火災についてお伺いしたいと思います。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 住宅密集地の大規模火災についてですけれども、最近の例ではそういった例はございませんが、歴史的に見ますと、西町とか東町とかで過去あつた例はあるようです。

教訓的にはですね、糸魚川市で住宅密集地の大規模火災というのがあります、そのときに、常備消防はずっとそういう計画は持つておりましたが、非常備のほうでもやっぱり備えが大事だということ、そのときには水利が足りなくてコンクリートミキサ車で水を運んだそうなんですけれども、そういったところの検討とかも非常備のほうではしておりました。

あと、今回の火災の当日はですね、実際、総務課のほうで出勤することは、火災のときには非常備のほうはないんですけども、今回は出ました。で、今回の場合は、避難所の開設と、それと市民会館にあります非常物資の運搬を鴨女町の児童館まで行いまして、総務の人間でやりました。で、そのときに市長がいらっしやいまして、指示もありましたので、福祉事務所の職員と建設課の住宅の管理の職員全員集まりまして、その中で共同でいろんな作業をやったところであります。

質問のところでは教訓とかございますけれども、やはりそのように事

前の備えとですね、何かあつたときの、みんなでまとまってやるというようなのが大切かなというのを感じました。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

そういうよその土地での教訓だとか今回の教訓を踏まえて、このような火災が起これないとも限らないので、ぜひ起こった場合の対応については、今回の教訓を糧に生かしていただきたいというふうに思います。

それでは、鴨女町住宅の建設についてお伺いしたいと思います。住宅の耐用年数について、そしてまた四番、住宅建設までの計画についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。すみません。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

まず、入居戸数についてお知らせします。城之浜A団地の管理戸数は、木造平屋建て三棟三戸、うち入居戸数三戸です。簡易耐火平屋十一棟六十二戸、うち入居戸数四十九戸、政策空き家十三戸となっております。

三番目の耐用年数に応じた建替計画につきましては、平成三十年三月に策定した西之表市公営住宅等長寿命化計画また第六次長期振興計画に基づき、二〇二二年に基本構想、基本計画を策定し、二〇二三年に一期工事の実施設計を行い、二〇二四年より順次住宅の建

設、移転、解体、実施計画を繰り返し、二〇二八年に完成する計画にしております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

この住宅建設の年次の計画は今教えていただきましたけれども、この戸数についてとか、それから入居者数の世帯数、例えばひとり暮らしの人のための住宅が何軒必要だとか、それから今入っている人たちの家賃の幾らまで払えるだとか、そういう住民アンケートをいつの時点でどのように実施するのか、また住民説明会はどのように開催するか、こういう計画があるかどうかをお伺いしたいと思います。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

戸数と世帯人数に合わせた住居の計画につきましては、公営住宅等長寿寿命化計画の建替事業の基本方針の中で、少子・人口減少社会を迎え、今後、公営住宅に対する需要の動向も変化することから、高齢者へ配慮した住戸設計を行うこととなっており、具体的には基本構想、基本計画の中で検討してまいります。

イの低所得者が入居できる家賃の設定につきましては、公営住宅は公営住宅法において、国又は地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活に足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

そして、その家賃の決定につきましては、同法第十六条におきまして、入居者からの収入の申告に基づき、入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他事項に応じ、近傍同種いわゆる民間の家賃以下で定めることになっております。

このことから、公営住宅の家賃は、民間の家賃よりも安い家賃であることに加え、収入に応じた適正な家賃となっていることとなります。

しかし、新築の場合、建設から六十数年を経過している現在の住宅の家賃からすると、相当高額な家賃となりますけれども、建替えの場合は、傾斜家賃制度がありますので、その制度を活用しまして急激に負担が増えないよう対応する予定にしております。

具体的な減額は、六分の五、六分の四、六分の三、六分の二、六分の一と、六年で本来の家賃となることとなります。

この住民アンケートの実施につきましては、建替えの方向性を検討するために、まず平成三十一年度の実施をしまして、基本構想時に実施することを計画しております。

エの住民説明会はいつの時期に実施するかにつきましては、基本構想、基本計画の実施年度の前年の実施を計画しております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございました。

ぜひこの鴨女町の建替住宅については、今現状住んでいる人たちの意見、考え、希望を取り入れた建設計画を進めていただきたいと思います。

思います。課題がたくさんある中で、住宅建設、大きな課題ではあります。ぜひ住民アンケートをもとにした形で建設を進めていただきたいというふうにお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 橋口議員にお願いを申し上げますが、せっかくですね、多岐にわたる質問の件数を上げておりますけれども、時間が足りませんでしたね。

○一六番（橋口美幸さん） すみません。

○議長（永田 章君） 今後ですね、要点を絞って、ひとつ質問をしていただければありがたいと思います。

○一六番（橋口美幸さん） 次回に回させていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時二十分ごろより再開いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） こんにちは。

一般質問をいたします。

本市農業の基幹作物であるさとうきびの将来についてお尋ねしたいと思います。

平成三十年・平成三十一年期のさとうきび作は、昨年九月末まで近年にない順調な生育をいたしておりましたが、九月三十日上陸通過した台風二十四号により市内広範囲に塩害をもたらしました。これにより、平均反収も五トン三十キログラムと下方修正されております。また、糖度も平均十二・三八度でございます。

糖度においては今後の上昇も期待したいと思いますが、昨年について今期も栽培状況は不作となっております。西之表市のさとうきび栽培農家にとっては、今年も非常に厳しい農家経済が続くと予想されます。

さとうきび栽培面積は毎年減少を続けておりますが、本年の栽培面積は何ヘクタールでございましょうか。

また、土地利用型の作物として、そして経済波及効果四倍の作物として、どうしても種子島からこのさとうきびは将来も守っていかねければならない作物でございます。面積の維持確保と反収引上策についても説明を求めます。

以下は質問者席より行います。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） さとうきびの栽培面積についてま

ずは御説明いたします。

平成三十年・三十一年期のさとうきびの栽培面積につきましては五百七十二ヘクタールでございます。

あと、今後の栽培面積の維持と反収引上策についてでございます。

先日、先ほどの答弁と同様な答弁になるうかと思えますけれども、このまま栽培面積が減少しますと、農家経営が悪化することだけでなく、地域経済を支える糖業会社の撤退等も想定されまして、地域経済の衰退につながってしまう危機感を感じているところでございます。

栽培面積の減少につきましては、高齢者と、あと一ヘクタールから三ヘクタールの階層の生産者の面積減少が要因であろうと考えております。

したがって、経営継続に向けた栽培管理作業の負担の軽減、所得を左右する反収向上に向けた取組みが重要であると考えております。

今後、市きび・甘しよ生産振興会、各関係機関と連携をしまして、適期適切に管理作業等を実施する受託組織体制の整備、それを後押しする新植作業委託料金の助成などに取り組み、安定的な生産量確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 昨日も同僚議員からこの問題については同類の質問がなされ、答弁もあるわけですが、私はですね、

やっぱり今、市、国を挙げていろんな補助事業で支援をしておるあれがありますが、面積が伸びない、減っていく、この根底にあるのは、そういう問題、補助とかそういうのよりも、やっぱりこの三番目の質問になります、甘味資源作物交付金が安いと。農家からも、これではやっぱり幾らやっても残らないという声が届いております。昨年九月議会で、さとうきびの交付金について、私質問させていたいただきましたが、八板市長はその中で、答弁で、交付金の制度自体が古いものだから、昨今の生産費が時代の実態に合わなくなってきたと感じている、生産者が意欲を持って取り組めるよう再生産可能な水準の確保が必要であると考えているとの答弁がなされております。要するに、再生産可能な水準の確保です。

また、私は、市長、農家の声としてですね、さとうきびをつくっても、経費を引けばほとんど残らない、だから減反したり廃作したりしていくのだということを農家から伺っております。

最近ですね、ある校区の法人の社長さんです。初めてさとうきび栽培を二・五ヘクタール始めたそうです。その社長さんいわく、「橋口議員、どう計算しても、どこから計算しても、十アール当たり二万円か三万円しか残らん。これではね、会社が、行政が増反、増反せいと言うても、なかなか法人として経営を回していくには難しいところがある」と、そういうことを法人の社長さんは私に訴えられております。

八板市長、そういうことですね、私は去年もお願いしたんです

が、やっぱり実態に合わなくなっていると市長はわかっているわけですから、やっぱり実態に合うように交付金の引上げを求めるべきじゃないかと思えます。

もちろん八板市長あなた一人でやれということじゃないですよ。中種子町長、南種子町長、ひいては奄美大島、沖縄ですよ。甘味資源ですから、北海道もあるわけですよ、砂糖大根がですね。全国的な首長と連帯して農林水産省、国に要求すべきだと私は思います。価格引上げをですね。

去年も何百円上がったと言いますが、あんなのじゃ、一トン当たり何百円、二、三百円じゃなかったですか。あんなのでですね、ジュース一本買うて飲んだらもうないですよ。

ですから、農家が求めているのは、大幅な交付金の引上げでございませう。

八板市長、昔のことわざにもありますが、一本の矢は折れても、三本の矢は折れないということわざがありますよ。ですから、中種子町、南種子町の町長にも呼びかけて国に要請すべきじゃないですか。

西之表市のきび作の農家のために、また冒頭でも述べましたが、さとうきびは経済波及効果は四倍強あるわけですから、きび作農家が潤えば、西之表市商店街も潤うことになるじゃないですか。どうですか、八板市長。ぜひよろしく願いたいと思えますが。

また、八板市長さんは、市長選のときも、新しい風を吹かせようと

言われております。ぜひですね、今、新しい風はいつ吹かせるんですか。今でしょ。よろしく願います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

さとうきびの将来について、私も危惧をしておる一人でございます。

議員も御指摘のように、十二月議会でも答弁いたしましたけれども、種子島の一市二町の生産者の皆さんと、それから行政、議会、JA（農協）とも一緒になって、また県選出の県会議員と、農林水産省それから財務省に対しまして要請活動を去る十一月十三日だったと思えますけれども、実施をいたしました。

こうした生産者を中心とする声によって先般の種子島の実情を訴えることができましたし、先般の甘味資源作物交付金につきましては、昨年の十二月三十日からトン当たり二百十円アップと、わずかではございますけれども、引き上げることができたと考えております。

今後とも、やはり生産者と行政一緒になって国に対しての要望は続けていきたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） 今の答弁ですな、市長、今回、二、三百円上がったと、上げてもらったと、交付金を、言われますが、今さっきも言ったように、問題にならないのですよ、二、三百円では。

今後要請するときは、もう目ん玉が飛び出るような価格を要求し

ていただきたいと思えます。農家の声として、今、一万六千数百円ですけど、交付金は、これをもう一万円上げるぐらいのことをやらんと、オーギをつくる人はおらんようになる、農家はそう言っているんですよ。本当に種子島、西之表市の経済を考えれば、農家の声をそのまま伝えるべきじゃないでしょうか。大幅な交付金の引上げを要請していただきたいと思えますが、できますか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員の意気込みを伝えるべく、一生懸命頑張りたいと思えます。

○一三番（橋口好文君） よろしくお願ひします。

次の質問でございます。

昨年も給食センターの問題を取り上げましたが、なかなかですね、私も議員になってからこの問題はずっと取り上げておるわけでございますが、地元産野菜の供給率ですよ、給食センターに対する。地産地消ですけど、これがなかなか推進が図られていないと。

また、あれ、去年の九月議会ですか、私が質問したとき、教育委員会総務課長さんは、農林水産課、関係機関との連携をとって進めて考えていきたいという答弁がなされております。

どういうふうな連携をとったんでしょうか。また、その連携をもとったのならば、その連携によって成果はどう上がっているんでしょうか、お答えください。

○農林水産課長（園田博己君） 給食センターの地産地消についてでございます。

まず、協議連携についてでございます。

協議連携につきましては、農林水産課と給食センターの協議、今後の計画協議でとどまったところもございまして、実績といえますか、給食センターにおける種子島産の野菜の割合は一八%となっております。横ばいの状況でございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） この一八%の数字を課長はどう受けとめておられますか。高いと受けとめておられます、低いと受けとめておられますか。

○農林水産課長（園田博己君） 高い低いという前にですね、公設市場等の実績を見ましても、種子島産につきましては四二%ほど取扱いがございまして、最低でも、最低と言いますか、目標値として、できれば給食センターの四二%の地元産の野菜を取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） ではですね、現状はどうなんですか。伸びているんですか、どうですか。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほど言いましたように、現状につきましては一八%と、微減でございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 微減ということは、成果が出ていないということでしょう。出ていない原因は、出なかった原因はどっかに

あるはずですが、その原因を答えてください。

○農林水産課長（園田博己君） 学校給食の地元食材につきまして、卸売市場の業者の取組みとか、生産者組織による納入等も検討されたところでございます。

その中で、我々も、行政、農林水産課としても、それに一緒になって進めていこうというところではございましたけども、卸売市場条例の制限、また組織内になっての合意に至らなかったというところも原因になっているところでございます。

また、現在、給食センターと農林水産課におきましては、給食を通しての地産地消の推進に向け、さらに協議を重ねてまいりたいと考えております。

重要なことは、需要と供給のバランスが、どうとるかでございますので、給食センターが求める年間の需要計画に基づいた作付体系の作成でありますとか、また給食費の値上げにならないような単価設定、さらには公設市場の関係もございまして、利活用も視野に入れた供給組織の育成など、課題解決に向けて総合的に検討しまして、平成三十一年度内の結論を出してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 給食センターが、作付体制とか今課長は述べられましたけど、実際、農林水産課は、西之表市の野菜生産農家と直接話し合いをしてですよ、給食センターに野菜をおさめられる

ようなシステムを構築するための会議とかそういうことをやったんですか。

○農林水産課長（園田博己君） 基本的には、生産組織が納入を検討されるというところまではお聞きしておりました。その中で、生産組織に、こちらから一緒になってという声かけはしたところですけど、会議の開催までは至っていないところがあります。

そういうのも踏まえて、先ほどの答弁ではございますが、一番はつくっていただくところ、それからそれを使用するところの調整が一番重要だろうと考えております。

ですから、先ほども言いますように、生産者側のいわゆる単価の問題、それから給食センターでの購入の単価の問題、そういう総合的な検討を進めて、平成三十一年度内の結論を出してまいりたいというところでございます。

○一三番（橋口好文君） よくわかりました。

第五次の長期振興計画にも地産地消の推進というのはうたわれておったわけですが、現在に至るまで、担当課としてはほとんど仕事をしていたなかったと、これからやるということに理解してよろしいですか。

○農林水産課長（園田博己君） 今後も、地産地消については推進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） どうかひとつです、西之表市の小学校、

中学校の子供たちが地元の農家がつくった食材をおいしく食べていただくように、ぜひ担当課には今後頑張っていたきたいと、そのように思うわけです。

要するに、地元でとれた物を地元で消費、地産地消ですよ。やっぱり地元で生まれたお金は地元で回すと、そういうことが一番大事なんですよ。それはもう八板市長も言われなくてもよくわかっていると思いますが。入るを量りて出するを制すつちゅう言葉がありますが、やっぱりですね、自給率を上げんことには、西之表市から父兄が払った給食費のお金が島外に出してしまうと。こういう状態では、西之表市はいつまでたつても貧乏になるばかりです。地元で生まれたお金は地元で回すということを肝に銘じて仕事に励んでいただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

次の質問をいたします。次は、有害鳥獣対策でお願いします。

まず、本年度の捕獲頭数は何頭だったでしょうか。お願いします。

○農林水産課長（園田博己君） 本年度の捕獲頭数でお願いします。

二月末現在で二千五百九頭でお願いします。

雄、雌の内訳については、雄が千百三頭、雌が千四百六頭でお願いします。

以上でお願いします。

○一三番（橋口好文君） 去年の西之表市のシカの生息頭数は、たしか五千四百頭だったと記憶しております。本年、二千五百九頭とっているわけですから、半数近くが捕獲されたと、あと二千数百頭

残っているということでございます。これはあくまでも平均値でございますが。

広域捕獲といまして、中種子町の猟友会と一緒にやることもあります。そういう場合、中種子町の猟友会が西之表市で捕獲したシカについては、こちらの捕獲頭数に当然カウントはされていないんじゃないでしょうか。どうですか。

○農林水産課長（園田博己君） その、先ほど申し上げました二千五百九頭のうち、広域捕獲で西之表市側でとった広域捕獲量は二十頭でございます。

○一三番（橋口好文君） ありがとうございます。

それですね、やっぱり農家からですね、今年も二千五百頭とっているんですが、なかなかシカが減っていないと、住吉の農家からも国上、伊関、古田の農家からもそういう声が届いておるわけですが、本年、捕獲目標頭数は何頭に設定するんですか。

○農林水産課長（園田博己君） 本年、平成三十一年度でよろしいでしょうか。

○一三番（橋口好文君） はい。

○農林水産課長（園田博己君） 平成三十一年度についても、昨年度、平成三十年と同様、二千五百頭でございます。平成三十年から平成三十二年の三カ年については二千五百頭という計画でございます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） よくわかりました。どうぞよろしくお願
いします。

次の質問です。

シカの捕獲をするのに、わな猟と銃器による捕獲の方法、二通り
の方法があるわけですが、最近、私も、今年明けてからで
すが、犬の首輪にGPSをつけて、それでシカの移動する方向がわ
かるあれがあるわけですが、そのGPSの台数が足りないという西
之表市の猟友会の会員から要望がありました。これを増やしてい
ただけないかという要望がありました。

やっぱりこれはですね、結構捕獲に効果的な道具でございます。
シカの出ている方向がわかるもんですから。手元で。だから、そこ
に待ち構えて鉄砲で撃つというやり方ですが、私もたまたま家の近
くの畑にわなをかけていたんですが、その畑で、中種子町の猟友会
の方です。私に説明して「どっかこの辺に出てくるはずや」と言っ
たら、言い終わらんうちに右側から出てきて、すぐ、三十メートル
ぐらい距離はあったんですが、一発でしとめました。首に当たって
いました。で、私も軽トラックで行って、見たら、まだ口をばっく
んばっくんさせていました。

そういうことですね、結構効果的な、効率のよいGPSですの
で、ぜひ、課長、台数を、犬、西之表市は四頭しかいないというこ
とですが、もう一台ぐらいは増やせるんじゃないかと思いますが、
どうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 議員が示します機器につきまして
は、ドッグナビという機器でございます。このドッグナビにつつま
しては、市の鳥獣対策協議会から猟銃を使用した有害駆除捕獲をさ
れる方に対しまして貸し出しを行っているところでございます。

平成二十七年に国庫事業を活用しまして、狩猟者用の端末、銃
を撃つほうですね、のほうに七台、それから犬用の端末四台を購
入し、貸し出しを行っている状況でございます。

配付を増やしてほしいというところではございますけれども、先ほ
ど議員が言うとおりでございまして、今、その猟犬、シカ用の猟犬
が四頭しかないというところで、四台を貸している状況ござい
ます。で、一台が今故障をしまして修理不能という状況ございま
すので、平成三十一年度にもまた国庫補助事業を活用しまして購入を
いたします。

また、増やしてほしいという御意見につきましては、使用する犬
の頭数が四頭で、それが増えていけば、また増やす必要があるか
と思いますが、今のところ、猟友会の要望、その頭数の把握もしな
がら、猟友会からの御意見も伺いながら、この増大といいますが、
増やすことについては検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 農家の作物被害を減らすためにも、ぜひ
ひとつよろしくお願いいたしておきます。

次の質問に入ります。

ジビエの有効活用についてでございますが、八板市長は、施政方針の中でも、引き続き情報収集に努めてまいりますと、このことを語られております。その進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） ジビエの有効活用についてでございます。

平成三十年度につきましては、民間の方で鳥獣食肉処理施設、いわゆる規模的にはですね、年間五十頭から百頭の処理で、自営の飲食業に活用するという施設を計画がされて、事業の承認がされたところでございます。

市といたしましても、安全なジビエの提供と消費者への安心の確保という観点から、国産ジビエの認証制度の取得に向けての研修並びに助言指導等を行ってきたところでございます。

将来的には、この施設がモデル的になって今後の波及効果が期待できるなというところもございました。しかし、計画がなかなか実施に至らないというところで、今現在、計画がとまっている状況でございます。

引き続きこのジビエに関しましては、処理施設の計画を注視しながら、円滑な事業実施に向けて、できるように助言、情報提供を努めてまいりますと考えております。

また、猟友会、市民、また企業の方々に、利活用に関心の方々に情報が提供できますように、ジビエ振興協会に加入しまして情報収集に努めてまいりますと考えているところでございます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 五十頭から百頭の規模と言われましたが、こういう施設は、衛生管理については、保健所の検査とか許可とかそういうのはもちろん要ると思いますが、どうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 食肉衛生についても、その事業者サイドと一緒に保健康所に向いてですね、説明とかそういう指導、一緒にやって取り組んだところでございます。

○一三番（橋口好文君） まだこの施設はできていないんですか。

○農林水産課長（園田博己君） 事業者の都合によりまして、建設を延期している状況でございます。

○一三番（橋口好文君） このジビエについては、予算、調査費としてたしか八十数万円かけて何カ所か調査しておるわけですが、八板市長は、国策であり、また観光資源としてもやっていくんだというのを答弁されておりますが、八十数万円かけて調査をしてですよ、その個人の小さな小規模の、五十頭から百頭ぐらいの規模のジビエ施設しかできないわけですか。

○農林水産課長（園田博己君） 平成二十九年度に施設検討をまいったところでございます。ジビエ施設については、処理施設のみで経営が回るという規模につきましては、千頭規模の施設じゃないと回らないという検討結果でございます。

今回は、個人並びに猟友会が提供できるジビエ、シカの肉の範囲内で、その肉を自分の、自営をします飲食店での利活用をするとい

うところでも何かいけるんだらうというところでもございましたので、まずはそういうところ、市民に対してジビエへの関心をいただくところとか、ジビエについて周知していただくためにも、こういう施設がうまく回れば、次のステップがつながるといって、情報の共有ですとか、それから国産ジビエの認証制度の取得に向けて指導、助言を行ったところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） この個人がやるという説明を今受けたわけですが、市として、この個人の施設に対して予算を投入して補助をする考えですか。

○農林水産課長（園田博己君） その補助事業につきましては、農林水産課サイドの事業ではございません。私もちょっと聞いたところでございますが、有人国境離島法の関係での補助事業でございまして、その施設をつくる、それと雇用を数名するという計画でございまして、その有人国境離島法の事業で取り組むと聞いておりました。以上でございます。

○一三番（橋口好文君） これはそもそも農林水産省の事業じゃないですか。農林水産省の。このジビエ事業というのは。農林水産課の予算するべきじゃないんですか、どうですか。

○農林水産課長（園田博己君） 農林水産省の事業もございまして。ですけども、農林水産省が示している事業については、採算ベース

が千五百頭とかいうベースでないと、なかなか採択されないというところもございました。

ですので、今回、西之表市でも、そういうベースの施設はちょっと厳しいところがございますので、まず個人的に有人国境離島法に基づく補助事業を活用して、なおかつ市でも回りはせんかなというようなところでございます。五十頭から百頭規模でのジビエの処理施設、なおかつそれを販売するんじゃないかと、その肉を活用して、自営の飲食店での活用を目指した施設ではございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 個人のジビエ施設をつくるために市民の大事な、大切な八十数万円の調査費を使ったわけですから、これは問題があると思います。

本来は、目的は、やっぱり大規模なジビエ施設をつくってやるという考えじゃなかったんですか。八板市長、どうですか。

○市長（八板俊輔君） ジビエの進展状況についてのお尋ねでございますけれども、そもその発端は、シカが種子島にたくさんおると、それを今のところ駆除して捨てているだけということがありましたので、有効活用はできないかというようことが発端でございました。

それとまた、農作物への被害が相当ございますので、その駆除とジビエの追求というところでやったわけでありまして、このジビエについては民間の活力を利用するということが前提でありま

すので、個人というふうにおっしゃいましたけれども、民間でそういうやる気のある方がいれば、その事業を後押ししよう。

今回の有人国境離島法の雇用拡充の補助金を使いましてやろうとしたわけですけども、当事者の都合によりまして、ちよつとどまつている状況にあります。

いずれにしても、方向性としては、民間の活力を生かして、この地場の特産品の創出に行政として援助していきたいということでありまして、引き続き情報収集に努めて努力していきたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） 私は前も申し上げましたが、要するに、生息頭数が減ってきているわけですよ、市の調査では。そしたら、もうシカがいなくなってくるような状況になったとき、こういう施設も運営が回らなくなるんじゃないかと、そこら辺は市長さんはどうお考えですか。

○市長（八板俊輔君） おっしゃるように、生息頭数との密接な関係がございますので、そういう状況も調査把握しながら進めていかなければならないと考えております。

○一三番（橋口好文君） もう一つ確認しますが、市長は、そのジビエ施設を恒久的にずっと運営ができるようにしていく考えなのかどうか、そこら辺を。

○議長（永田 章君） 八板市長、ちよつと、あの。

○一三番（橋口好文君） いや、私の言わんとするところは、市と

して、この有害鳥獣対策を毎年やっているわけですよ。シカ捕獲です。それから、市長の姿勢として、その生息頭数を限りなくゼロに近づけていくのか、そうすれば、この施設は立ち回らなくなるわけですから、シカがいなくなるということ。そこら辺はどう考えていますか。ちよつとことですよ。わかりますか。わかりませんか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

生息頭数とジビエの推進というか、運営については密接な関係がございますので、その情報を調査把握しながら推進、まだ始まつておりませんが、始められることになりましたら、その前からもそうですけども、生息頭数の把握というのはやはりしっかり把握していきたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） どうも市長の言うことは、私のビンタではうつつりません。

もう次の質問に入ります。

市有林の整備事業についてでございます。

まず、市有林の整備の目的と内容を伺いたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 市有林整備事業についてであります。

本事業の目的につきましては、市有林の適期間伐を実施することによりまして、森林の保全、育成を図ることを目的としております。事業内容につきましては、混み合った状態の木々の一部を切る間伐作業となります。また、間伐材を利用するため搬出を行います。

で、そのための作業路整備も含まれます。

事業実施については、管内林業事業体の業務委託としている状況でございます。

現在までの整備状況につきましては、平成二十八年年度から古田地区に実施しております、三年間で二十一ヘクタールの施業を行ったところでございます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） この間伐の対象面積、また予算は幾らですか。

○農林水産課長（園田博己君） その実績でございますか。

○一三番（橋口好文君） はい、はい。

○農林水産課長（園田博己君） 平成二十八年年度につきましては五・七七ヘクタールの三百七十四万七千六百円でございます。平成二十九年年度が七・六六ヘクタール、六百二十万円でございます。平成三十年年度が七・七一ヘクタールの六百七十六万八千八百円でございます。

なお、本年度の払い下げをしました材料につきましては、チップ用で六百七十五立米の八十七万四千八百円、また用材として百五十七・三五二立米の二十四万八千四百円、金額で百十二万三千二百円の払い下げとなっております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） この事業をするに当たりですね、この業

者は何社入っているんですか。また、この業者は公募を市はしているんですか。

○農林水産課長（園田博己君） 基本的にはですね、県知事から認定を受けて、森林整備事業など各種支援を受けることができる認定林業事業体のうち、本市に森林整備の指名業者をした今二者を委託先と決定したところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） この認定事業者ですか。あのですね、やっぱり西之表市民の中には、私もやりたい、こういうのをやりたいという市民もおるわけですよ。

ですから、市はですね、やっぱり広報等を通じて、こういうあれもありますから希望者は申し出てくださということもやるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） この市有林整備事業、本市がやる事業につきましては、認定林業事業者という認定を受ける必要はございませんけれども、森林整備の指名業者の指名をいただければ、申請をしていただければ参加はできます。

しかし、その事業だけでは林業として成り立たないので、できれば有利な補助ができる認定林業事業者の取得を目指してほしいなところもございます。

なお、今、森林整備で指名を行っている業者につきましては、市内三業者でございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） いや、だから、広報でやっぱりそういうのも流すべきじゃないかと私は言っているんですよ。どうですか。

○農林水産課長（園田博己君） これにつきましては、森林整備につきましては、それなりの機材等も必要でございますので、そういう組織については、こちらのほうもまだ整備する量がございまして、議員指摘のとおり、広報を図ってまいりたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） ひとつよろしくお願いします。

えつとですね、今、皆さんの手元にこの写真が配られていると思いますが、これは古田校区の西之表市有林の間伐状況でございます。えつと、二月でしたか、古田校区の区長さんと会いましてですね、私、区長さんから言われたんです。そして、古田校区の山林委員会というのがあるそうです。その山林委員会の方も、これはひどいとこの上の写真は、間伐した後の山林の状況でございます。そして、下の写真は、集材してもう積み出すばかりにした杉の木です。

課長は、先ほど、伐採の要領は、混み合った木を間伐していくんだということも申されました。この写真を見たらですね、ほとんど使い物にならない曲がった木とか成長の悪い木が全部残されているんですよ。それで、混み合った木は、混み合っつてもですね、間伐はされていないんですよ。

担当課は、こういうのを現地に行つて確認して、業者を指導すべきじゃないですか。現地に行つたんですか。

○農林水産課長（園田博己君） この事業につきましては委託事業でありますので、事業主体から完了報告を受けた後、書類検査並びに現地検査を行っているところです。

また、途中ででもですね、現場作業確認がありますので、施業中においても確認検査を実施しているところでございます。

また、我々の検査が終了しますと、その後、県の造林事業の補助金を活用しておりますので、県の検査も同様に実施を行っているところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 現地に行つて確認したわけですね。した結果、こういう状態じゃないですか。これで合格と言うんですか。問題なしとするんですか。

古田校区の校区民は怒っていますよ。どういうことをさせるんだと。市の財産じゃないかと。西之表市の先人が何十年前に植えた木が、よか木ばかりとられて、使い物にならない木は残されていると。これで税金投入してこういう仕事を市はさせるんですか。教えてください。

○議長（永田 章君） ちょっと待ってください。

ちよつと橋口議員、よろしいですか。

○一三番（橋口好文君） 何でしょうか。

○議長（永田 章君） ちょっと休憩します。

○一三番（橋口好文君） 何か問題がありますか。

○議長（永田 章君） いえ、質問のあり方がちょっと休憩します。

午後二時二分休憩

午後二時三分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○一三番（橋口好文君） ちょっと質問の仕方を変えてみます。

えっと、課長、この間伐の仕方ですよ、何か基準があるんですか。あったら教えてください。

○農林水産課長（園田博己君） 間伐の方法につきましては、先ほども言いましたところではございますけども、間伐については、木の混み具合や間伐率に応じて切る木を選木をしている、選んでおります。

また、太い木ばかりが混み合っている場合にも、太い木が一部切られることもございますし、また作業路を入れる箇所において太い木があった場合、作業路のところに太い木がある場合、また隣接する農地がございますので、その作物に、生育に支障を来す場合においても、太い木が切られる場合もございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 私を初めとしましてですね、林業に興味のある、また経験のある市民の中からは、やっぱりこういう間伐の

方法は、悪い木を切って、将来的においても商品性のない、そういう木を切っていくいい木を残すと、そういうのを均等にバランスよく間伐していくという、そういう私は認識を持っておりました。

できればそういうのが本当じゃないかと思うんですけど、課長、どうですか。

○農林水産課長（園田博己君） 地域の皆さんそれから議員の同様の御意見等もありますことですから、県の技術的な指導も受けながら、選木についても、残すべき、切るべき木について、より細かく林業事業主体に指示をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） どうぞやっぱり西之表市の先人が植えた財産でありますので、大事にしていきたいということを申し添えてこの質問は終わらせていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

都市公園の管理についてでございます。

平成十八年度に、何ですか、指定管理者制度が始まったわけですが、平成十八年度の業者との契約金額は幾らだったでしょうか。

また、今回は、もう指定管理者制度を廃止して市が直営でやるということですが、市がやった場合の予算は総額幾らでしょうか。

「建設課長 戸川信正君」

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

指定管理者制度を開始した平成十八年度の指定管理料は五百七十五万円で、まちづくり公社に業務を移管する平成三十一年度は、八款土木費、一項土木管理費、一目土木総務費、十九節負担金補助金の説明欄、補助金に計上されています八百二十三万円のうち六百六十九万四千円になっております。残りの百五十三万七千円は、街路中央線と都市公園以外の公園の補助金となっております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） ありがとうございます。

それと、そうしたらですね、指定管理者制度を始めた理由と、平成十八年に、今回廃止した理由を教えてください。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

まず、指定管理者制度なんですけれども、従来の管理委託制度では、市の出資団体、公共団体などに限定されておりましたけれども、管理者が法人その他の団体に拡大されております。公の施設の使用許可を設置者ではなく指定管理者が行うこととなっております。

目的につきましては、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを広く活用し、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図ることとしております。

それと、今回の管理をまちづくり公社に委託した経緯ですけれども、都市公園の管理につきましては、平成十八年度から指定管理者

制度の導入によりまして八カ所の公園管理を委託しております。

本年度、都市公園の管理については、指定管理者制度導入三期目の五年目と最終年度であり、更新に向け、本年度当初、現管理者への事前ヒアリングを行ったところ、現在の管理料では厳しい旨の回答を受け、それを踏まえた中で、次期選定に係る公共施設管理運営検討委員会を昨年八月に開催いたしております。

この結果といたしまして、都市公園については公募を行わないとしまして、その後、庁内協議の結果、まちづくり公社へ依頼することとなりました。

その理由としまして、都市公園の管理業務は、施設管理、清掃、植栽、遊具の点検といった一定の業務のみでありまして、あつぽらんど管理のような、施設の利用料金を指定管理者の収入とする収益的施設がなく、自主事業等、管理受託者の経営努力を発揮することが困難であることから、今回、都市公園における指定管理者制度を廃止することといたしました。

以上です。

○一三番（橋口好文君） その今の説明で、指定管理者、民間云々と言いましたが、効果的、効率的、そしてまた住民サービスを目的としてやったと言われますが、過去に、この始まって今年まで、そういう効果とか効率的そして住民サービスは十分できたとお考えですか、どうですか。

○建設課長（戸川信正君） 指定管理にしてよかったというのは

すね、指定管理者が建設業者つちゆうこともありまして大きな重機を持っておりまして、木を切るとか、剪定作業等には特に重機を用いることができた。それからあと、多分、業者さんは四月から八月ごろまではちよつと暇になるというか、仕事が余裕ができますので、その間は作業員を投入してできたということ、そういう仕事の一年間を通しての業務ができたというのが有利な点だったなと思います。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 課長、私はですね、どうもね、今の答弁は納得いかないんですよ。この指定管理、都市公園の管理についてもあつぽくらんどの管理についても、市民からもう相当苦情があつたことはあなたも御存じじゃないですか。

やっぱりですね、今回、まちづくり公社がやるということですから、今までのようなずんだれた管理じゃなくて、市民が、ああ、やっぱりまちづくり公社がやればできるんだと、きれいな花をいつも見れると、市民の心がうきうきするような、夢のある、希望の湧く公園管理を目指していただきたいと思います。これはぜひひとつよろしく願います。

次の質問に入ります。最後の質問です。

議長、いいですか。

○議長（永田 章君） どうぞ。

○一三番（橋口好文君） 馬毛島問題でございます。

馬毛島問題は、八板市長は、私、市民からよく電話が来たり、いろんな、市長に対する、この馬毛島に対する八板市長さんの姿勢に對するですね、苦情が私のところに来るんですよ。会えばですね、言うんですよ。

何かといったら、八板市長は、先ほどずっと同僚議員も馬毛島問題を取り上げましたが、どうもはっきりしないと。八板市長は、選挙のときはFCLP反対だと表明した。昨年ですね、八板市長は、この馬毛島問題についてはニュートラルだと、ニュートラルでいくということを発表されました。

そのことを聞いてですね、七十絡みの御婦人ですよ、私にですね、橋口さん、八板市長は、選挙前はニュートラルということは言わなかった。反対すると、FCLPには反対するようなことを私は聞いているんだと。だから、八板市長を支持したんだと。ニュートラルということは、賛成にギアが入る可能性もあるんじゃないですかと。どうなんでしょうかと。私は、八板候補が反対と言うから入れたんだと。何か今になれば八板市長にだまされたような気がしてならない。そういうことも言われます。

まだほかにもつと厳しい表現で私に言って、電話が来た数件のあれもありますが、もうそれは今回は八板市長の人格も尊重して申し上げませんが、要するにですね、八板市長、あなたね、やっぱりはつきりさせんといかんですよ。

一月二十一日、原田防衛副大臣と会談がありましたね。その会談

内容を一部紹介いたします。いいですか。八板市長は、いろいろ副大臣が説明した後ですけど、あなたが言っているんです。八板市長、「それでは、私のほうから、昨年末から今年にかけて、報道が、その馬毛島のことに関しまして、あたかもその訓練の移転が決定した、あるいは売買、買収交渉が成立したというような報道がなされております。その点でちょっと確認したいわけですが、買収交渉は成立したわけですか」。副大臣です。原田副大臣、「いや、まだそこはしておりません」。八板市長、「価格についてはどうですか」。原田副大臣、「まだそれも幾らかということはですね、発表するには至っておりません」。八板市長、「価格は決定していないということですね」。原田副大臣、「まだですね」。括弧して、田中次長、「交渉中でございます」、括弧です。「はい、交渉中です」。八板市長、「わかりました。本日は、私どもにこうやって副大臣おいでいただいて、議長さんもいらっしゃいますけど、今伺ったように、その買収交渉が途中であって、その過程において、その現地調査が必要だということ、そのための御説明だというふうに伺っております、今の説明もそういうところで、なおかつまだ買収については決定をしていないと、価格も決まっていないうことを確認いたしましたので、これまで我々の受けとめておったとおりだというふうに思いました。改めて感謝を申し上げます」とあなたは言われております。

八板市長、あなたは選挙のときは反対と言って、この副大臣も馬

毛島にFCLPをつくるため、また自衛隊の基地をつくるための調査に来ているつちゆうことはわかっただけですから、何が「改めて感謝申し上げます」ですか。相手が違うんじゃないですか。あなたが感謝するのは、市長選であなたに投票した有権者ですよ。防衛省の職員に感謝してどうするんですか。おかしいじゃないですか。違いますか。

あのですね、あなたは、三月二十日月曜日、南日本新聞の号外です。西之表市長に八板氏、FCLP反対、再選挙を制すると号外が入ってきました。あなたは、報道機関に対しても、反対と言ったんじゃないですか。

どうして反対と、防衛省あるいは国に対して、この米軍基地、FCLP基地、滑走路とかそういうのに明確に市民の代表として反対を突きつけないんですか。それが一番あなたに問われている問題だと思えますよ。そうでなければ、市民は納得しませんよ。答えてください。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島のFCLPの問題についてのお尋ねでございます。

幾つか質問が分かれているようですので、まず一つ目の、そのFCLPに対する態度のことでちょっと御説明をいたします。

私が就任しましてからすぐ防衛省にも行きました。地権者のところにも伺ったわけですが、そのときに防衛省に対しまして、私は防衛省の意図しているFCLPの計画よりも馬毛島にとってふさわし

利用の仕方があるということを申し上げました。そのことは現在に至るまで同じ立場で貫いているところであります。

これは推測ですけれども、防衛省としましては、国と市、市というのは市長ということになるかと思えますが、市長の間で、その考えに隔たりがあるとの認識を持っておられるのではないかと思っております。

あと、ニュートラルとかいうことがありましたけれども、これは一市三町のこの問題についての協議会がございましたけれども、その中には、例えば、南種子町、中種子町の議会が離脱をしております。そういう状況の中で、当初のツー・プラス・ツーの日米合意がはつきりした直後とは、この一市三町の自治体、議会の中でさまざまな考えの違いが出てきたというようなことの中で、この協議会の活動を続けていくためには、一つの自治体、構成員の考え方にまとまっていくということではなくて、それぞれの意見がいろいろありますけれども、その構成員のいろんな考えがありますけれども、協議会として行動するためには、どれにも偏らないニュートラルな立場で、私が会長でございましたので、その立場でニュートラルということを申し上げました。それは協議会の長として一市三町の集まりで行動するときという前提で申し上げたわけで、就任直後に防衛省に行った時点で申し上げた内容、その考え方については一切変わっておりません。

それからもう一つ、一月の二十一日に副大臣が来られたときに感

謝ということを申し上げました。それはどういう意味かということ、昨年末以来ですね、報道によりまして、このFCLPの施設の設定があたかも決まったような形で進んでいること、そういうことについて非常に懸念を持っているということですね。で、その中で、現地に来られると。副大臣が来て、私がこういふふうと考えているということをお認めしてくれたということですね。先ほど、橋口議員が会議録というか内容を読まれましたけれども、私が申し上げたことを、思っていることをそのとおりであるといふふうにご認めてくれたことについて改めて感謝、感謝という言葉を上上げたわけです。

付言しますと、そのときにですね、そのときは土地の調査、建物価格決定のための現地調査が必要だという、これができないと交渉が進まないというような事情があつて、防衛省から現地調査に行きたいということがあつて、その説明で来たわけですが、そのときには、二十一日に副大臣が一枚の資料を出して、書かれた中に環境調査とかいろいろございました。

これについては、私も事前に聞いておりませんでしたので、そのことについてはそのときには触れませんでしたけれども、会談が終わりましたから後に、事務方を通じて、これは聞いていないと、これは認めたということではないといふふうなことを申し上げて、ありていに言えば、抗議をしたところでもあります。

というところで、私の選挙当時それから現在に至るまで、その考え方については変わっておりません。

○一三番（橋口好文君） 市長の答弁は、いつも何かわかったよう
でわからんような、長いんですよ。もう少し、竹をぱつと割ったよ
うな、そういう答弁ができないですか。柳の木の枝のような答弁し
たつて、市民は納得できないんですよ。

私が言っているのは、市民が一番何を八板市長に、あなたに何を
求めているかというところ、やっぱり防衛省、国に対して反対だとい
うことを言葉として出さんから、市民は不安に思い、怒りが鬱積して
きているわけですから、ちゃんと歯にきぬ着せぬ物言いをしてくだ
さいよ。もしたら、あ、八板市長はやっぱり反対なんだと、防衛省
にもちゃんとやってくれたと、国にも言ってくれたと。そうしたら、
市民もある程度安心して、また八板市長を応援せんはいけんと、そ
ういうことになるんじゃないでしょうか。

沖繩を見てください。沖繩、辺野古を見てくださいよ。今は亡き
翁長知事は、病気で倒れましたが、あの知事は立派でしたよ。最期
の最期まで、自分の命を、あすとも知れぬ、あさつても知れぬ命
をです、投げ出しても反対を貫きました。テレビに出ました。

今の現職の知事さんも、住民投票までして埋め立て反対だとい
うことを、七割強の沖繩県民が反対の意思表示をしております。

それにもかかわらず、安倍内閣は、安倍総理は沖繩の民意を踏み
にじり、工事を続行しております。

ですから、沖繩県があんだけ二代にわたる知事さんが反対しても、
国はやるわけですよ。やっているわけです。八板市長、あなたも反

対せんことには、二十一日の、副大臣は帰りの飛行機中で、ああ、
西之表市の市長さんはよか市長やと。感謝しているということと言
われたと。反対をせんやつた。これはやりやすいと思つて帰つた
んじゃないかと私はそう感じております。

ですから、市民の思いは、あなたに防衛省、国に対して反対だ
ということをしつかりと言つてもらおうのが市民の気持ちだと思います。
もうこれ以上は申し上げません。どうかひとつよろしく願いま
す。南無阿弥陀仏、南無阿弥陀仏、南無阿弥陀仏、南無阿弥陀仏、
南無阿弥陀仏、南無阿弥陀仏。

これで質問を終わります。

○議長（永田 章君） 橋口議員、今の最後の部分については取り
消しをお願いいたします。

○一三番（橋口好文君） はい、取り消します。

○議長（永田 章君） 以上で橋口好文君の質問は終了いたしまし
た。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時四十分ごろよ
り再開いたします。

午後二時二十六分休憩

午後二時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議会運営委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

開催時間については、庁内放送等でお知らせをいたします。

休憩に入ります。

午後二時四十分休憩

午後四時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程追加

○議長（永田 章君） ただいま、下川和博議員外六名から、地方自治法第三百三十五条第二項の規定により、橋口好文君に対する懲罰の動議が出されました。

この動議を日程に追加し、追加日程第二として直ちに議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立により行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第二として直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第二として直ちに議題とすることに決しました。

△橋口好文君に対する懲罰動議

○議長（永田 章君） 追加日程第二、橋口好文君に対する懲罰の動議を議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、橋口好文君の退席を求めます。

〔一三番 橋口好文君退席〕

○議長（永田 章君） 提出者の説明を求めます。

〔一番 下川和博君〕

○一番（下川和博君） 議員橋口好文君に対する懲罰動議。

平成三十一年三月七日。

次の理由により、議員橋口好文君に懲罰を科されたいので、地方自治法第三百三十五条第二項及び会議規則第六十条第一項の規定により、動議を提出をいたします。

理由は、同議員の一般質問中に「南無阿弥陀仏」等の発言等があり、これらの行為及び発言は、議会の資質と品位、規律維持の点から、これらの発言、行為は重いものであります。

発議者下川和博、木原幸四、川村孝則、河本幸男、田添辰郎、生田直弘、橋口美幸。

以上であります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔七番 和田香穂里さん〕

○七番（和田香穂里さん） ただいま動議が発議されましたが、その橋口好文議員の言動に対してということであります。この言動に

対して、橋口好文議員の本人の真意であるとか、それを行ったことへの反省であるとか、そういったことについてはどのように確認をされているか、お伝えください。

○議長（永田 章君） えつとですね、これについては秘密会という形をとらせていただいておりますので、そこは委員長としては答弁は難しいと思います。

○七番（和田香穂里さん） 了解しました。

○議長（永田 章君） ということで、質疑を。和田香穂里議員、何かありますか。

○七番（和田香穂里さん） それでは、懲罰ということではあります、その形とかはどのように今後決定をされるのでしょうか。

○一番（下川和博君） 懲罰ということになりますと、この後、決定をされれば、懲罰委員会が開かれることになります。その中で、懲罰、いろいろありますけれども、審議をさせていただいて懲罰の決定をすることになると思います。

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

△懲罰特別委員会設置・委員選任

○議長（永田 章君） 懲罰特別委員会設置、委員選任についてお諮りいたします。

懲罰の議決については、会議規則第六十一条の規定により、委員会付託を省略することはできないこととされています。

よって、委員会条例第七条の規定により、委員七名で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思えます。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、七名の委員をもって構成する懲罰特別委員会に付託することを決しました。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第八条第一項の規定により、議長が指名したいと思えます。御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、下川和博議員、木原幸四議員、川村孝則議員、河本幸男議員、田添辰郎議員、生田直弘議員、橋口美幸議員、以上のとおり指名したいと思います。

直ちに懲罰特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いを申し上げます。

ここで、しばらく休憩いたします。

理事者、議員の皆さん方は、申しわけございませんが、そのまま着席でお願いをいたします。

午後四時五分休憩

午後四時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△懲罰特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（永田 章君） 懲罰特別委員会正副委員長の選任結果をお知らせいたします。

委員長に下川和博君、副委員長に木原幸四君、以上であります。よろしくお願いいたします。

ここで、橋口好文君の着席を求めます。

「二三番 橋口好文君着席」

○議長（永田 章君） ここで、委員会開催のため、しばらく休憩をいたします。再開につきましては、庁内放送等でお知らせをいたします。

休憩をいたします。

午後四時十七分休憩

午後五時十九分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△橋口好文君に対する懲罰の件

○議長（永田 章君） 日程第二、橋口好文君に対する懲罰の件を議題といたします。

橋口好文君の退席を求めます。

「二三番 橋口好文君退席」

○議長（永田 章君） 本件について、委員長の報告を求めます。

「懲罰特別委員長 下川和博君登壇」

○懲罰特別委員長（下川和博君） 懲罰特別委員会委員長報告。

本委員会は、本日の橋口好文議員の一般質問中に「南無阿弥陀仏」等の発言等があり、議会の資質と品位、規律維持の点から、これらの発言、行為は重いものであるとして動議が出され、本日、起立多数をもって橋口好文君に対する懲罰特別委員会として設置されたものであります。

審査において、本件が懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また懲罰を科すとするれば、地方自治法第百三十五条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて協議をいたしました。

その結果、本委員会は、懲罰事犯として懲罰を科すことについて、全会一致で懲罰を科すことに決定をいたしました。

また、懲罰の種類については、全会一致で、お手元に配付しております陳謝文により陳謝の懲罰を科すことに決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本会議第五号（三月八日）

本会議第五号（三月八日）（金）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
 二番 小倉初男君
 三番 竹下秀樹君
 四番 永田章君
 五番 木原幸四君
 六番 川村孝則君
 七番 和田香穂里さん
 八番 河本幸男君
 九番 鮫島市憲君
 一〇番 中野周君
 一一番 田添辰郎君
 一二番 生田直弘君
 一三番 橋口好文君
 一四番 長野広美さん
 一五番 渡辺道大君
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十一年三月八日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

日程第 一 一般質問

七番 和田香穂里 議員

一四番 長野 広美 議員

一一番 田添 辰郎 議員

六番 川村 孝則 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） おはようございます。和田香穂里です。

今年選挙から三年目、市長も私たち議員も任期の折り返し地点となりました。いま一度市長の選挙公約を改めて確認させていただき、その後、さきに表示された市長の施政方針を中心に、残りの任期をどのような姿勢で進んでいくのかを伺っていききたいと思います。では、通告書に沿って質問してまいります。

一番、（一）です。二回目の市長選挙の折の選挙公約、これは二回目の選挙はがきに赤字で書かれていたものですが、馬毛島軍事施設絶対反対、医療・福祉の充実、子育てを楽しく優しく、自然を生かし産業に、歴史豊かな港町の五項目で間違いないでしょうか。

以下は質問者席より行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 和田議員の御質問にお答えいたします。

今の選挙時の、二回やりましたので、二回目の選挙のときの選挙はがきということだと思います。あとちょっと、これだと思います。枚数が限られておりますので、私は手元にはないんですけども、ちよつと入手してまいりました。

それで、選挙公約というのが、議員おっしゃるように、赤い字で五項目書いてございます。読み上げます。馬毛島軍事施設絶対反対、

医療・福祉の充実、子育てを楽しく優しく、自然を生かし産業に、最後が歴史豊かな港町。

以上であります。

○七番（和田香穂里さん） 改めて市長の肉声でこの公約を伺ったことは非常に感慨深いものがあります。

また、このたびの施政方針では、馬毛島について、地元住民の生命・財産を守り、市民の幸福に資する利用を図るべき首長としては、今後国に対して市の意見・要望を明らかにしてまいりたいと述べられました。また、昨日は同僚議員の質問に対して、国策であっても必要であれば意見を述べるのが当然の責務とも答えられました。これらの力強い言葉は、先ほど確認させていただいた、市長も自ら述べてくださいました五つの公約の筆頭に掲げられた馬毛島軍事施設絶対反対を支える言葉だと思います。そして、「かけがえのない同胞（はらから）の島」というその言葉は、馬毛島を深く愛する市長ならではの表現だと、これも感慨深く聞かせていただきました。

であるからこそ、今改めて、（二）番になります。この公約における軍事施設が具体的に何を指すのか確認したいと思えます。これまでに何度か質問もいたしました。が、軍事施設の一般的な定義や防衛省が進めている計画の詳細ではなく、この公約において馬毛島軍事施設という言葉が市長がどういう意味で使ったのかをお答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

私が選挙時に掲げた軍事施設とはというお尋ねでございます。この軍事施設という意味は、選挙の当時の時点で馬毛島に構想されていたツー・プラス・ツーの日米合意に基づく米軍のFCLP訓練のための施設、すなわち自衛隊施設になるうかと思えますけれども、それを指しております。私は選挙期間中もその前も、そして就任後現在に至るまで、FCLP以外の活用法、ふさわしい活用法を実現したいというその考えは一貫しております。その考えは今も変わっておりません。

○七番（和田香穂里さん） そのとおりだと思います。実際私が以前に伺ったときは、軍事施設とはという一般的な定義のほうのお答えがちよっとメインだったと思うんですが、今日はっきり伺えてよかったです。

で、ちなみに、この施設に関しては、二〇一一年、当時の小川防衛副大臣が説明に来庁した際の資料文書に、自衛隊の拠点施設であり、あわせてFCLPの恒久的な施設と記載されています。ちなみに、市長が昨日承知していないと答弁された官舎についても、その資料には、部隊配備に伴い、所属隊員やその家族が居住するための宿舎を種子島に整備というふうに計画は示されておりました。

さて、馬毛島問題は、昨年六月に地権者が破産申立てを受けたとのニュースから、年末年始にかけての買収交渉が進んでいるという報道を経て、さきの防衛副大臣の来庁説明、そして防衛省の馬毛島調査開始と状況が大きく動いており、市民の関心は非常に高まっています。

います。

特に、防衛副大臣が来庁して市長に説明を行ったということは、その内容がどういったものであれ、防衛省が計画を進めるための大きな一歩であり、説明を聞いた上での市長の姿勢や発言は、市民、そしてマスコミの注目を集めました。米軍のFCLP移転や各種軍事関連施設の建設に反対している多くの市民は、長野前市長が、先ほど言った二〇一一年当時の小川防衛副大臣来庁の際に、説明は受けたが反対の意思に変わりはないとコメントされたように、八板市長の原田副大臣に対する毅然とした態度や言葉を期待して、百二十名の方が当日市役所前に集まりました。ところが、市長は買収や価格について決まっていなことを確認しただけでしたし、テレビや新聞で紹介された市長のコメントは、このままなし崩しに軍事施設建設に進んでいくのではないかとの不安を抱かせるものでありました。

しかしながら、市長の施政方針や昨日の答弁の言葉は市民の期待に確かに応えるもので、それが議会で述べられたということには大きな意味があったと思います。折しも沖縄県では県民投票で辺野古の基地建設に圧倒的多数の反対の民意が示され、玉城デニー知事を力強く支えています。これは亡くなられた翁長前知事を引き継いだ玉城知事の確固たる姿勢があつてこそだと思えます。西之表市においても、馬毛島に基地ができないように市長に頑張っていたかいた、市長を応援したい、支えたいと考えている市民の方々が大きい

らっしゃいます。その市民の思いに対して、さきの施政方針の言葉にさらにつけ加えたいこと、強調しておきたいことがあれば、ぜひ伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

さきの施政方針におきましては、地方自治体の長としての私の基本的な考え方を述べておきました。特に馬毛島問題につきましては、昨年の土地取引交渉の再開とでもいいますか、そういう事態がございました。それに関する報道から市民の間にさまざまな不安が、あるいは期待というものも混じっておつたと思えますが、広がっております。改めて地元市民の生命と財産を守り、市民生活の福祉の向上を目指していくためには、国に対してもしっかりと意見を述べていくことが私の市民に対する当然の責務と考えていることをあえて申し上げたところであります。

馬毛島問題にかかわらず、本市及び熊毛地域の課題の達成のためには、市民、そして市議会との連携を基本に、国、あるいは県への要望を今後とも要請活動を続けていく、展開してまいりたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 続けて力強い意志を示していただいたというふうに思います。

さて、これまで市長は交渉相手は地権者だと述べられてきました。確かに土地利用の交渉相手は地権者だと思えますが、軍事施設を計画し土地取得に動いている国、防衛省に対して、その利用方法に反対

の意思を訴えなければ、利活用という対案も意味がないのではないかと思います。

昨日、同僚議員の利活用計画と国が進める計画は相反するのではという質問に、市長は国とは方向性が異なっていると思うと答えられました。が、さきの防衛副大臣との会談においては、買収交渉が成立していないことと、価格についても決まっていないことを確認されただけでした。馬毛島軍事施設絶対反対の姿勢も示さず、現地調査を認めても施設計画を認めたわけではないという説明もせず、調査に対する要望も行わず、市長が一貫して訴えてこられた馬毛島の利活用についても語ることなく、よく意味のわからない感謝の言葉まで述べて会談を終えられました。

防衛副大臣のほうはですね、新たに自衛隊施設を整備し、途中略しますが、あわせて米軍の空母艦載機離着陸訓練の施設として馬毛島を候補地として検討しているとし、その計画の検討や米側との協議をより具体的に行うための調査だと明らかにした上で、地元の理解と協力をとその意図を明らかにしましたが、それでは、この会談は西之表市にとってはどういう意味があったのでしょうか。

そもそも市長は、(四)ですが、何のために防衛副大臣と会われたのですか。ア、防衛省からは内容や形式等についてどのような打診があったのか。イ、説明を受けるに当たって、事前に防衛省に対して何らかの条件をつけたのか。できれば関連して説明の内容について文書類の提示があったかもあわせてお答えください。

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

今の御質問の答える前にですね、ちよつと気になることがございました。昨日の質問の中で自衛隊官舎の問題が出てまいりまして、そのことについて私は承知してないということを書べました。それは、こういう事態というか、昨年末以来の新しい展開の中で出てきているというふうに質問で聞こえたもんですから、私は承知をしておりませんというふうにお答えをいたしました。この橋口議員の質問は、先に延ばされましたので答える機会がなかったんですけれども、その後の橋口議員の趣旨についての説明では、七年前の防衛省の。

○議長(永田 章君) 市長、ちよつと休憩します。

午前十時十四分休憩

午前十時十八分開議

○議長(永田 章君) 一般質問を続行いたします。

○市長(八板俊輔君) 先ほどの答弁を修正をいたします。

今、和田議員の質問の中で、自衛隊の官舎の問題について、私知らないという、承知してないというふうにお答えしたわけですが、そのことについてちよつとだけ申し上げておきますが、この件は昨年来の事態といえますか、報道以降の事態の中で官舎の問題が出てきたというふうなことであれば、私は承知してないというふうに思っております。で、ただ、この官舎の問題は、七年前の防衛省の説

明のときには資料として出ておりました。その件は承知しております。その点を付言しておきたいと思えます。

以下、今回の一月の防衛副大臣が種子島に來られたときのいきさつについては、副市長のほうから答弁をいたします。

〔副市長 中野哲男君〕

○副市長（中野哲男君） 防衛省からの内容や形式等についてどのような打診があったかという御質問でございます。事前の事務レベルの協議でございますので、私のほうで伺っております。

去る一月二十一日に防衛副大臣が本市へ來訪し、馬毛島に係る現地調査について説明がなされたところでございます。これに先立つ打診の段階での御質問であります。十日前の一月十一日に防衛省地方協力局及び九州防衛局から数名來られてお話を伺っております。

内容といたしましては、今回、馬毛島の土地売買交渉が詰めの段階にあり、防衛省としては、取引価格等を決定していくために、今月二十一日からの週から調査に入りたいと。このために、事前に地元に対して、今回の調査とこれまでの売買に係る経過等について説明をしたいと内容でございました。

こちらといたしましては、市長の意向等が確認の上お返事をする旨、いずれにせよ十三日から二十日までは出張中となりますので、それまでお会いすることはできないとの回答をしております。その後、申し出の説明内容であればお会いして説明を受けるとお伝えをし、事務レベルでの調整を進めた結果、十八日に日程の設定ができ

たため、マスコミ等にも公表を行ってきたところでございます。

それと、もう一点、事前に文書の提示はあったのかという御質問でございますけれども、このことについては一切お受けをしてございません。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） イのほうの事前に防衛省に対して何らかの条件をつけたのかということに関しては、申し出の内容であればという点がそれに当たると解釈してよろしいですか。

○副市長（中野哲男君） 今議員おっしゃったとおりでございます。
○七番（和田香穂里さん） それでは、ウです。これは市長にお答えいただきたいと思えます。副大臣との会談にはどういう意味があったと考えておられますか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

報道関係の馬毛島に係る報道が先行しており、一部報道では仮契約の締結であるとか年度内の引き渡しがもう定まっているといううな、あたかも馬毛島へのFCLP施設移転が決まったかのような、そういう印象を与える、報道のせいというよりも、そういう印象が広まったという感じがしております。市としてもこのような状況を確認する必要があり、また、馬毛島で予定されている調査内容についても情報を得る必要があるという判断から、お受けしたところがあります。

会談では副大臣のほうから、一月九日の地権者との合意事項の取

りまとめの話と予定している調査内容の説明がありました。私のほうからは、売買交渉は成立しているのか、あるいは、価格は決定しているのかについてお尋ねをしたところです。確認できた内容は、売買交渉の過程で現地調査が必要であり、そのために説明に来られたということ、それから、買収についても価格についても決まっていないということでありました。

また、今回の副大臣の説明の中に、土地の売買に係る調査以外と思われる調査が含まれていたことに関して、同日中に、これ会話終わった後ですけれども、防衛省に対し、それ以外の調査は認めたくではないということ、それから、このような崩壊的な説明会のあり方については遺憾の意を伝えました。わかりやすく申し上げます、抗議をしたところでもあります。

○七番（和田香穂里さん） 調査の件、私は今回の質問には入れてないんですが、確かに予定されているものとは違う調査が行われているようだということで、それに対してしっかりと抗議を行ってくださったということは非常に頼もしく思うところです。ただですね、この会談の後、国に対して反対の意思を示さないのかを問われて、言うべきときが来たら言うと言タビューに答えておられたと記憶しています。また、昨日の同僚議員の質問にも、しかるべき時期にとか、意見を言う時期が来ると答えられていました。しかし、防衛省がはっきりとした目的を持って馬毛島の調査に入った今こそが、その言うべきときではないでしょうか。いかがでしょう。

○市長（八板俊輔君） そのことを確かめるために、副大臣とお会いしたときに確認すべき点を申し上げて、その確認をしたところがあります。議員も御承知のとおり、私はこれまで市議会定例会や多くの場において、馬毛島の活用については一貫してFCLP以外のふさわしい使い方がないと主張してまいりました。その馬毛島活用計画も策定したところでもあります。先ほども申し上げたとおり、国の国防、防衛は国の専権事項であっても、市民の生命と財産を守る立場にありますことから、意見を申し述べたいと考えております。現在はまだ契約や設置も確定しているわけではないことから、時期を適切に判断していきたいと考えております。

重要なことは、やはり地権者の問題であります。この問題が難しいのは、地権者が今民間の企業とその関係者であるということと、それから、基地の設置を計画しているのは国であるということ、この二元といえますか、そのところが私の西之表市としての発言、行動の仕方に難しい、困難にしているところがございます。その辺はどうか御理解をいただきたいと思えます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、時期については非常に難しいということですが、施政方針に、今後国に対して市の意見・要望を明らかにしてまいりたいとあります。その明らかにしていく市の意見・要望とはどういうものと考えておられますか。

○市長（八板俊輔君） 繰り返し申し上げますけれども、私は馬毛島については一貫してFCLP以外のふさわしい活用方法があると考

えております。これから明らかにしていく要望とか意見については、今職員、庁内でいろいろと検討しております。さきの活用計画をさらに具体的に提案する作業を今庁内で鋭意やっているところであり、国の土地所有権を取得する、そのことが明確になる時点が来れば、そのときにはまた具体的にお示しをできるのではないかと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 土地の所有は誰であっても、計画をしているのは国であるというところは動かない事実で、その国に対して物を言っていくのが必要ではないかと私は考えるところですが、次の点、七番ですね。これまで馬毛島に関しては、正確な情報をタイムリーに市民に提供すると言ってこられました。この正確な情報をタイムリーに提供してこられたというふうに評価されているでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員も御承知のとおり、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会というものがございました。昨年二月に解散をしております。この地区レベルでの情報収集は、現在、当時と比べて難しい部分がございます。しかし、行政連絡員の会合や市長と語る会などさまざまな機会を通して、私の考え方や状況の説明を市民にお伝えする努力をしてまいりました。先日の副大臣との会談におきましては、現在の状況を確認するとともに、会談の模様を報道に公開することによりまして、情報の提供についても配慮してきたところであります。

馬毛島問題については、表面に見えない部分で土地取引の交渉が進められております。まだ買収も正式に決まっていない中で、関連する情報についてもなかなか入手が厳しいところではありますが、ただ、土地交渉再開のころより、市民の中には不安、あるいは期待もあるかと思いますが、そういうさまざまな思いが広がって、いろいろな意見が寄せられている状況にあります。馬毛島問題については、大きな政治問題であり、今後急速な展開も予想されますので、今度ともさらに議会と連携しながら積極的に情報収集を行い、市民に対してタイムリーに伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、八番のほうも同様なお答えの内容になるかというふうに理解してよろしいですか。市民の不安の払拭のために何をしてこられたかという点ですが。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

入手、知り得た範囲内で、できるだけ多くの機会を捉えて説明をしてきたと。そういうことでございます。

○七番（和田香穂里さん） 私は個人的にそれが十分であったというふうにはまだ感じられないんですが、されてきたということも確かだとは思いません。

そして、さまざまな考え方があり、賛成、反対を単純に分けられるものでもなく、全てを受け入れて一つにまとめることは不可能だと思えます。それは馬毛島の問題に限りません。どのような課題に

もいろいろな意見やさまざまな方向性がある中で、一つの方向性を示し、その方向性の根拠や実現への道筋を丁寧に説明し理解を求め、政治を進めていくのが首長の役割ではないかと思えます。その方向性を有権者に約束したものが公約であって、その実効性や進捗状況などは、任期中、常に問われ続けると思えます。馬毛島軍事施設絶対反対という公約も、常にその実現の形を問われ続けるのが当然であり、私も繰り返し形を変えて伺ってきましたし、今後も問い続けたいと思えます。

また、防衛省の動きについては、先ほど市長もおっしゃったように、仮契約を結んだとか、年度内に引き渡しだとか、買収額が百六十億円であるとか、さも決まったかのように報じられていますが、実際には、防衛副大臣の説明のとおり、買収自体も価格も決まっていない。買収費用の予算計上すらされていません。市長には、報道内容が既成事実ではないということをその都度市民に伝え、公約実現のその一側面としていただきたいと思えます。

しかしながら、馬毛島に自衛隊施設を建設し、米軍FCLPの恒久的な施設として使用するという目的のために、防衛省が地権者との買収交渉を進めている。これは動かしがたい事実です。その交渉が確実に進展していることは、先ほど市長も述べられた中にあった。地権者とのこうした内容を確認する文書交わしたというその発表でも明らかです。

この状況を踏まえ、今改めて議会の意思を示すべきと、当市議会

は今定例会の初日に、防衛省ほかに対してですね、馬毛島への米軍訓練及び自衛隊施設整備を前提とした土地売買交渉に反対する意見を賛成多数で可決しました。市長におかれては、この市議会の新たな決議を最大限尊重するとともに、施政方針で示された姿勢をより強く、よりはっきりと内外に発信し続ける責務があると思えます。これについて、今後の具体的な行動として今お示しいただけるものがあればお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） その前の質問はいいですか。八。

○七番（和田香穂里さん） 八、伺いました。

○市長（八板俊輔君） 八は、ああ、入ってる。さっきの入ってるんですね。

○七番（和田香穂里さん） はい。伺いました。

○市長（八板俊輔君） 失礼しました。

さきの市議会での意見書に関して具体的な行動があるかとの御質問でございます。

議会の意見書につきましては、最大限に尊重し、連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。具体的な行動についてということでありますけれども、これまでも国に対して、馬毛島については、繰り返しになりますが、FCLP以外のふさわしい使い方を検討していることを申し上げてきております。馬毛島に関して国に対して意見・要望を伝えることは、国がそれに答える対象になってから、この辺は御意見が異なると思えますけれども、そういうふう

に私は考えております。機会が到来すれば、さまざまな行動計画についても検討し、お示しをしたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 確かにその機会、時期ということについては、私と市長の意見はどうしても合わないようなんですが、ぜひいろいろな機会を捉えて、その辺ははっきりと示していただきたいと思います。

続いて、自衛隊演習についてのお考えと対応を伺ってまいります。施政方針では、さまざまな国際情勢を理由に日本の国防の強化が進められてきておりますが、平和は軍事力強化よりも外交努力によってこそ達成されると確信しておりますと述べられました。この見識には心から敬意を表したいと思えます。他国の脅威をあげつらい軍事力を強化するあり方は、軍拡競争につながり、他国との軍事的緊張を高め、平和から遠ざかる道だと思えます。民間交流による草の根外交も含め、ここは訪日中国観光客が非常に増えているというところにも関連すると思えますが、交流と対話を積み重ねる外交努力こそが今求められていると思えます。

さらに、馬毛島については、現在無人島となっているがゆえに、国の防衛計画及び国際安全保障体制の中に組み込まれようとしておりますとも述べられました。しかし、無人島である馬毛島だけではなく、人々が日々当たり前暮らしている種子島も、日米安保体制のもと、防衛力強化という名目の軍事力拡大の一環として、各種訓練に利用されています。

特に昨年は、恒例となっている鎮西演習に加え、発足したばかりの水陸機動団の演習、さらには、演習地以外の陸上では史上初の日米合同訓練まで行われました。これほどまでに軍事演習が活発に行われた年はありませんでしたが、今年からは昨年以上に頻繁かつ大規模に演習が行われることも予想されます。

また、今後は護衛艦「いずも」の事実上の空母化に伴い搭載されるステルス戦闘機 F 35 B の訓練など、専守防衛を大きく逸脱した敵基地攻撃能力のための訓練に種子島が利用されることも想定されます。ますますの軍事費拡大に私たちの税金が湯水のように使われることになり。これは、市長の示された軍事力強化よりも外交努力が平和を達成するという認識とは対極のあり方だと思えます。

昨年は本市でも軍事演習の一部である通信訓練が行われ、その計画文書には、訓練地の候補として浦田海水浴場やあっぱくらんどもども挙げられていました。今年も恐らく訓練・演習の申し入れが想定されます。

そこで、(一)です。昨年の十二月の一般質問では、鎮西につきましては、これまで種子島を含めて実施されておりまして、その訓練が西之表市にかかわることであれば、本市の許可が必要であれば、それについて判断をして適正な手続をした上で許可すると答えられました。その許可の基準をお示しくください。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 行政財産のほうの使用許可の基準の

お話かと思えます。その場合の行政財産と申しますのは、ほとんどの場合、施設ということになるかと思えますけども、ほとんどの場合が公の施設ということになるかと思えます。その場合には、公の施設にしましてはそれぞれ設置条例がございますので、設置条例に基づきましての基準ということになります。

しかしながら、自衛隊での利用ということになりますと、ほとんどの場合が目的外の利用ということになってしまいます。その場合には、地方自治法の二百三十八条の四の行政財産の目的外使用を認めています、そこで判断することになります。その場合、二百三十八条の四の解釈の中では、利用の許可に当たっては、その用途又は目的を妨げない範囲において許可をすることになりますので、当然その目的に沿ってるかどうか、そういったものをそれぞれの施設、用途を見ながら判断していくこととなります。したがって、一律に全ての施設につきましての一律な基準というのを設けるのはなかなか難しいというふうに考えてございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それは行政手続上の確かに基準で間違いないとは思いますが、市民が求めているのは演習や訓練の内容を見てとか行政手続上ではなく、広く長い視点で、首長としての政治的な判断のもとに、手続的な面での可否ではなく、自治権の行使としての演習等の許可に関する姿勢や基準をはっきり示すべきではないかということなのですが、その点、市長、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 自治権の行使の点からという御質問でございますけれども、一般的な法令の解釈では先ほどの課長答弁のおとりだと思えますけれども、自治権の行使の観点から、訓練の種別ですとか規模、場所など、内容によって市民の安心・安全のためにどうかという、そういう観点から適切に判断をしてみたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） できればその内容を申し入れがあつてからとかではなくてですね、軍事演習は絶対だめとか、そういった基準をぜひ持っていたきたいものと私は考えております。よろしくお願いします。

さて、その自衛隊演習の受入れ、市長のお言葉では許可ですが、これは自衛隊施設設置の前段階ではないかと憂慮する市民も少なくありません。自衛隊基地が安本法制のもとでの集団的自衛権行使を前提に米軍の各種訓練に使用されている現状は、当然御承知のことと思えます。つい先日、二月二十日、そして三月五日に海上自衛隊鹿屋航空基地において、米軍の空中給油機による夜間の慣熟飛行訓練が行われました。いわゆる日米合同訓練も場所、質、量を増強しています。自衛隊誘致に積極的な隣接自治体は、我が町には訓練受入れの実績があると、昨年の日米合同訓練受入れに際しても積極的にでした。

自衛隊施設がいつか米軍基地になるという懸念を一笑に付す誘致派の方もいるようですが、そもそも米軍基地にする必要はないんで

す。市長も見直しの必要を感じると昨日言われた日米地位協定の
もとで、米軍はいつでも自由に自衛隊基地を使用できるんです。い
ずれ米軍が来るという懸念は、馬毛島や隣接自治体、あるいは当市
においてもですが、自衛隊施設ができれば、これはあらがえない現
実となります。

この(二)になりますが、自衛隊演習の受入れは、自衛隊施設建
設、ひいては米軍の使用に確実につながるという懸念について、市
長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○市長(八板俊輔君) 日米間に安全保障条約、そして地位協定と
いうものがございます。その条文の中で、施設・区域の提供と返還、
それから施設・区域に関する合衆国の権利というものが記されてお
りまして、議員御指摘のような自衛隊施設と米軍との関係について
は規定がございます。しかし、訓練の受入れが直ちに自衛隊施設の
建設、あるいは米軍の使用というふうに結びついているわけではな
い。そういうふうに考えております。

○七番(和田香穂里さん) 確かに直ちにイコールではありません
が、その前段階になるのではないかとというふうには私お尋ねしたん
ですけれども、既に今年は二月二十日から二十四日までの五日間、中
種子町熊野海岸で陸上自衛隊第五使節団が水際障害敷設訓練という
海岸線に地雷原を築く訓練を行いました。この最終日、二月二十四
日には、中種子町の中央運動公園において自衛隊イベントが開催さ
れたとのこと。このイベントの目的、恐らく自衛隊への親近感

や活動への興味・関心・理解を深め、訓練の先にある施設建設、部
隊配備への布石を打つものではないかと私は考えるんですが、本市
に対して、このような自衛隊のイベント開催の打診が来た場合は、
市の施設の使用について許可するお考えがあるでしょうか。

○総務課長(大瀬浩一郎君) 一般的な答弁としましては、先
ほど申し上げましたような答弁ということになるかと思えますけ
ども、市長の御発言もありましたように、全体的なことも考慮しな
がら考えるということになると思えます。

イベントにしましては、実は、過去にもそういった申し出が来
たことがございまして、市の施設の中の使用を申し入れがあったわ
けなんですけども、そのときには一般の市民の通行等を考慮いたし
まして許可はいたしませんでした。そのときには自衛隊の車両の展
示と乗車ということだったんですけども、そういったことで許可は
いたしておりません。そういった状況もございまして、その時々
の状況に合わせて判断をするということになるかと思えます。
以上です。

○七番(和田香穂里さん) わかりました。一度その許可をしてい
ないという実績があるというのは非常に心強いと思えます。

馬毛島問題はもちろん、自衛隊演習、そして今や日米合同訓練さ
えも西之表市民の目の前の問題です。与那国に、宮古に、石垣に、
奄美にと自衛隊配備が着々と進む南西諸島防衛には、馬毛島、種子
島も組み込まれています。これは、たとえ具体的な地名が防衛大綱

や中期防衛整備計画に記載されていなくても、この三月の宮古島への陸上自衛隊配備と同様に、簡単に閣議決定されることもあり得ます。想定されるさまざまな状況に対して、軍事力強化よりも外交努力という見識のもと、地元住民の生命・財産を守る立場で、馬毛島問題にも自衛隊演習受入れにも毅然として対応される姿勢を今回のさまざまな答弁では示していただいたというふうに私は思っております。ぜひそれをさらにはつきりとした言葉、態度で示し続けていただきたいと思います。そして、今後の馬毛島問題や自衛隊関連については、先ほど市長もちよつと言っておられました、県との連絡・連携も非常に重要になると思いますので、しっかりと対応していただきたいと思えます。

次に、大きな三番です。施政方針のほうからお尋ねしてまいります。

四ページで雇用創出、交流人口拡大に触れています。ここに独自の企業誘致・起業支援、移住・定住支援も絡めて進めるとありますが、具体的にどのようなことを考えておられるのか、特に、この独自のという点を詳しくお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

御質問の点につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の四つの基本目標を置いております。その雇用創出、交流人口拡大への具体的な取組みを聞かれていますと、お尋ねであると理解しております。

この計画は、人口減少の構造的な課題の解決に当たって、仕事を呼び、また町に活力を取り戻すという好循環を生み出すことを目的としていると認識しております。あらゆる地域資源を活用し、市民とともに自律的で持続可能な地域社会を創生することが必要であると考えております。

この後の質問についても、具体的な取組みについては担当課長のほうから御答弁したいと思います。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

御質問中、独自の企業誘致・起業支援について御説明のほうさせていただきます。

企業誘致につきましては、総合戦略にICT（情報通信技術）の利活用による地域の活性化とありますように、本市が離島に位置するという特性や地域資源等も考慮し、離島でもコストがかからず地理的なハンディとならない業種として、光回線の高速通信網を活用した情報通信や情報処理サービスの誘致、例えば、企業のバックオフィスやサテライトオフィスなどを重点に進めてまいります。

現在、若い世代で首都圏等の就業者や求職者は、豊かな自然環境で働くことや自分らしいライフスタイルを求める人、地域を自ら興したいと考える人が多いことから、個人での起業家のためのシェアオフィスやサテライトオフィスの設置の受け皿となる環境整備の検討等を進め、本市の優位性を生かしたゆったりとした環境の

中で定住へ結びつけていきたいというふうを考えております。

また、宇宙センターを有する地理的特性を生かしまして、宇宙関連産業の誘致にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、五ページにある、地域を支えている方へのサポートと移住・定住を含めた新たな担い手づくりを推進とある、この具体的な取り組みの計画をお示しくください。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

地域を支えている方へのサポートにつきましては、自治会役員を初めまして、民生委員、それから消防団員などさまざまな担い手が存在し、各分野で取り組みを進めているところでございます。現在、その担い手も少なくなっている中、新たな担い手の確保が急がれており、地域を支えるという地域支援の分野では、各校区に配置する地域おこし協力隊、集落支援員を通しまして、新たな地域活動維持の地域活動組織の立ち上げ支援、それから、見えてきた課題への解決支援などを行ってまいります。また、チャレンジ交付金の増額と既存の交付金、補助金の充実を図ることで、地域を支えていくための支援をしてるところです。

さらに、新たな担い手を考えたとき、移住者の方が想定され、地域を支える協働者として捉えることができます。現在、鹿児島県の地域振興推進事業を活用しまして、介護職・医療職等への人材不足

を補うことも含め、首都圏の女性を対象とした移住・定住モニターツアーと就活ツアーの実施を予定してるところです。この事業を活用しまして、将来的には、介護や看護の経験のある移住者の方々が、地元の方々とも協力して地域の高齢者の見守り活動を行っていたらく仕組みづくりができないか検討してるところでございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 今のお答えで三番のほうのお答えもほぼ網羅されたと思いますので、三番のほうは割愛させていただきます。と思います。

次に、三番のウです。地域おこし協力隊制度導入による地域活性化の効果と今後の活用。もうこれまで地域おこし協力隊員の方々も地域の向上に力を尽くしてくださっていますが、今後どういう展開になっていくのか、どう考えているのかお聞かせください。

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

地域おこし協力隊制度導入による効果につきましては、その目的でもある過疎支援に対しまして、地域活動にかかわる担い手を確保するという点においてのまず効果、また、地域おこし協力隊それぞれの特長を生かした効果として、さまざまな活動主体に対するIT支援、高齢者見守り、伝統芸能の映像化による保存、イベント企画・実施、情報発信等、複数がございます。

また、その後の定住という観点では、今までの退任者十一名のうち三名が既に西之表市内に定住しております。また、今後、平成

三十年度末をもって退任する四名のうち二名は定住の意向を確認しております。そういったところで一定の効果がでていているものと考えてるところです。今後も任期切れを迎える隊員に市内に定住してもらえよう支援をしてまいります。

今後の地域おこし協力隊の活用については、従来、過疎支援として校区配置としてまいりました協力隊は、各校区の意向を確認した上で、引き続き協力隊を希望する校区については過疎支援として配置してまいります。それ以外の校区につきましては、順次集落支援員へと移行してまいります。あわせて、第六次長期振興計画に基づき、地域力の向上に向けて、市内全域を活動範囲とする移住・定住担当、地域資源活用担当、人材育成担当、それとふるさと納税の担当者、そういったところを協力隊を配置することとしております。このことにより、各校区配置の協力隊、集落支援員を通して出てきた課題に対して、校区域を超えて横断的に対応していく体制を整備していきたいというふうに考えてるところです。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） よくわかりました。

次に、四ページ及び一八ページの子育て支援について、ア、消費税引上げに伴う子育て世帯や低所得者世帯の支援を図るとありますが、どのような形の支援になるのか教えてください。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。

御質問の支援策について、市が実施主体となる国庫補助事業のプレミアムつき商品券の販売が挙げられます。これは消費税率一〇％への引上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としたもので、その実施に必要な経費については国が全額を補助するという内容です。

対象者の方は、二〇一九年度の住民税が非課税の方及び三歳未満の子どもが属する世帯の世帯主となっております。割引率は二〇％。額面が二万五千円の場合は二万円で購入をすることができます。購入限度額は、住民税非課税世帯の方が額面二万五千円まで、また、三歳未満の子どもが属する世帯の世帯主の方が額面二万五千円掛ける三歳未満の子どもの数というふうになっております。

実施時期については、税率が引上げが予定されている二〇一九年十月以降、翌年三月末までのうち、市が定める期間で商品券の利用が可能になることとなります。また、商品券の販売に当たっては、購入者の負担を考慮して分割販売も行うこととしております。

また、これまでの臨時福祉給付金の実績等を踏まえると、住民税非課税の方が約五千人程度、三歳未満の方が三百人程度と見込まれますけれども、対象要件に該当する方については、六月以降に個別にお知らせをする予定としております。

なお、事業の概要については示されているものの、詳細については国から示されつつある段階でございますので、当初予算について

は必要最低限度の事務費のみを計上しております。全体事業費については、事業内容が固まり次第、補正予算で対応はさせていただきますと考えております。

福祉事務所といたしましては、臨時福祉給付金を取り扱ってきたノウハウを生かしつつ、地域消費の喚起、下支え等の目的からも、商品券発行事業の実績、ノウハウを持つ関係課や関係機関と連携をして協力をいただきながら、制度の趣旨が生かされるように取り組んでまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） よくわかりました。

次に、イ、季節性インフルエンザ予防接種の接種費の一部助成、これはどういう形で行われるのか、財源も含めてお答えください。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

助成の対象者につきましては生後六月から高校生まで、接種回数、十三歳未満については二回まで、そのほかについては一回までを助成の対象とし、一回の接種につき千円を助成するものです。

なお、財源については一般財源で、当初予算に委託料として四百十二万二千円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） これもよくわかりました。

そして、子育て支援に関連してですね、昨年末、成育過程にある

者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律、いわゆる成育基本法が成立しました。この法律は妊娠期からの切れ目ない支援をうたっています。妊娠期というデリケートな期間を不安や心配なく心身ともに健康に過ごし、安心して出産に臨めることは、その後にく育児のためにもとても重要です。公立の産婦人科を有する種子島には、行政がその環境づくりを積極的に行う責任と、それが行える環境があると思います。この成育基本法による妊娠期からの切れ目ない支援という部分について、産婦人科を有するという環境も含めた上での支援のあり方をどう考えるかお聞かせください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

産婦人科医院と連携した子育て支援ということだろうと思います。現在、種子島産婦人科医院に妊産婦の健康診査を行ってらっしゃる、診査の結果を共有しながら、児の情報もいただきながら、対象者への支援を行っているところでございます。

また、一市二町及び西之表保健所で産婦人科医院との連絡会を定期的に開催しており、気になる産婦や児については随時情報交換を行うなどの体制をとっており、支援に生かされております。

なお、二〇二〇年度から産婦人科医院において日帰り型及び宿泊型の産後ケア事業を実施できないか、一市二町、西之表保健所及び産婦人科医院で現在検討を進めているところでございます。

成育基本法につきましては、昨年末に公布されまして、公布から

一年以内に施行されることとなっており、目的については今議員がおっしゃられたとおりでございます。今後、国においては成育医療等基本計画が定められ、また関係政令も公布されていくものと思えますので、国や他自治体の動きについて注視し、本市の子育て支援策に生かしていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 産後ケア事業が計画されているというのは非常にうれしいニュースであります。実際に妊産婦さん御本人たちの声をしっかりと聞いた上で、ぜひ進めていただきたいと思えます。

次に、六ページ及び一八ページの学校教育の充実についてです。ア、小規模校の強みとデメリットとありますが、それはどういったものと市長はお考えでしょうか。この部分は市長にお答えいただきたいんですけど。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） 小規模校の強みとデメリットとは何かという御質問でございます。

小規模校の強みとしては、一人一人の児童に目が届きやすく、個に応じた指導や補充指導をきめ細やかに行えるということがあります。また、複式の授業は一見非効率的に思われるかもしれませんが、そこで行われるガイド学習は、子どもたちが中心になって主体的に学び合う学習方法として、その意義が見直されているところであり

ます。実際に本市においても、諸調査における小規模校の学習到達度は大規模校と大差なく、むしろ上回っている学校もあります。

デメリットとしては、少人数の授業になることから、グループ学習や、さまざまな相手と意見を交換したり、多様な物の見方や考え方に触れたりする機会が限られるという危惧があります。これらの危惧への対応として、小規模校同士の集合学習や大規模校との交流学习を体験させるとともに、インターネットによるテレビ会議システムを利用した遠隔合同授業を試行的に実施しており、今後さらに拡充していくこととしております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 今のお答えの中にもあったと思うんですが、この教育現場でのICT活用の推進、これは具体的にどのようなものを考え、何を優先的に取り入れていく計画なのかお示してください。

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

ICT活用の具体策については先ほども少し触れましたが、もう少し詳しく申し上げますと、来年度、鹿児島大学からテレビ会議用の機器を借用し、それらを用いて全ての学校でテレビ会議による合同授業を実施することとしており、本市でも速やかにこれらの機器を購入して本格的に実施したいと考えております。また、タブレット型端末を活用して、多様な意見や情報を交換したり、表現活動や体育実技を写真や動画に記録するなどして、児童の主体的な学習を

促進してまいります。

優先度ということがあります。テレビ会議システムの導入とタブレット型端末の配備は早急に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○七番（和田香穂里さん） 小規模校の強みとデメリットということ、そしてICTの活用、何よりも子どもたちのそれがためになるという形で進めていただきたいと思います。

次に、一一ページの公共交通についてですが、昨年の十二月議会で市街地から大字への便を調整できないかということをお尋ねしました。市街地にも交通弱者が増えていくこと、その方々が畑仕事などのために日中の長い時間を大字地区で過ごせるように、そして、高齢者の免許返納や運転自粛等に対応して交通手段を確保するという点からも、公共交通の利便性のさらなる向上は期待されます。そのためにも利用者の維持・拡大も必要だと思います。

そこで、ア、どんがタクシーやわかさ姫の利便性の向上として具体的にどのようなことを考えておられるか、イ、利用者の維持・拡大についてはどういう取組みを計画しているかをお答えください。

「企画課長 神村弘二君」

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

これまで利便性の向上の取組みとしては、停留所の増設だとカーブの延伸、乗降箇所の追加などを行ってきております。また、最近では大字地域の住民要望をきっかけといたしまして、鉄砲まつり、

市民体育祭でのどんがタクシーの日曜特別運行の実施であるとか、平成三十年度は六十周年に当たりましたので、芸能フェスティバルでの運行も行ってきているところでございます。

また、商工会、まちづくり実行委員会等の協力をいただいて、バスベンチの更新・増設なども行っておりますけれども、このような部分については、交通事業者を初めまして、道路管理者、警察、国交省関係者、住民代表などが参加をいたします西之表地域公共交通活性化協議会におきまして、具体的な苦情とか要望を吸い上げ、検討を重ね、実施をしてきているところでございます。

今後の利便性の向上につきましても、基本的には、これまでのように利用者や住民から寄せられる要望等について丁寧な確認をしながら、関係法令に留意をして、費用対効果、全体のサービスの向上など相対的に検討を行いながら、利用者により身近な交通形態として持続・発展できるような取組みを進めてまいりたいというふうにご考えております。

当面四月から五月につきまして、皇位継承の関連で十連休が予定されてございます。運休の対象としては、四月の二十八日から五月の六日の九日間という形になるわけですが、中日に当たる五月の二日の運行につきまして、対応ができるような調整を進めているところでございます。

続きまして、利用者の維持・拡大についてでございます。

これまで維持・拡大については、公共交通を使ったことがない方、

あるいは、これから公共交通を使う可能性がある方を新規利用として獲得をすべく、先ほど申し上げました地域公共交通制度について周知・広報を行うことというふうにしておりまして、平成三十年度は、その取組みの一つとして、九月号に見開き二ページの特集記事を掲載をし、わかさ姫やどんがタクシーの仕組み、運賃割引制度などを紹介してきたところでございます。その効果といたしまして、八月まで、昨年と比べて五カ月の間に三月が昨年を下回るというような結果でございましたけれども、九月以降については、二月までの間、六月のうち五カ月が昨年を上回るというような状況で、わかさ姫は推移をしているというふうなところでございます。

そのほか、協議会の中で出されました運転免許の更新、自主返納の際にある講習会の機会を捉えまして、わかさ姫やどんがタクシーの利用を紹介することで交通手段に悩む人を減らす手助けができるのではないかとという意見をもとにして、利用予備軍と想定される方々と現行の本市地方公共交通をつなぐため、案内チラシの作成などを行ってまいりたいというふうに思っています。

今後とも制度の周知について積極的な広報を図ってまいりますとともに、先ほど議員からもございましたように、さまざまな見直し、制度の見直し、仕組みの見直しということも御提言をいただいておりますので、そこら辺も含めて検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 状況と今後についてよろしくお願いいたします。

そして、（七）のホストタウンの登録についてなんですが、五日の本会議冒頭で、市長からホストタウンの登録ができたということで報告がありまして、私の質問は登録前、これを知る前に作成しておりますので、申しわけありませんが、これは割愛させていただいて、中身をもう一度しっかりと私も勉強した上で、改めて質問させていただきますか。

次に、すみません、この防災・危機管理の充実に関して、災害時避難所施設設営マニュアルについて伺います。

先ごろ、鹿児島県の市町村では避難所指針未策定が四割あるという報道があつて、西之表市は策定済みとのことだったので、そのマニュアルを確認させていただきましたが、このマニュアルなんですが、非常に疑問点、問題点が多々ありまして、幾つかお尋ねしていきますが、まず、このマニュアル、どの程度の災害を想定しているのでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 災害時の避難所の施設の運営マニュアルでございますけれども、台風の被害で避難所を使うということが非常に多いございますので、どちらかといいますと、本当に実用的に台風のところに重点を置いてつくったマニュアルですので、結構短期間のものになってます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） そうですね。そのように読み取れませんでした。

そして、職員に対してだと思うんですが、軽食・飲み物等は各自持参することというふうにあるんですけど、これは必要経費として後日精算されるものなんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 通常の業務になりますので、精算はされません。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それと、避難対象の方に対しても、これ防災無線で実際に耳にもしているんですが、軽食・飲み物・毛布等は各自持参することとされています。災害弱者でもある高齢者や身体的に無理のきかない方にとっては、これは避難という選択を遠ざけかねない一文だと思うんですが、どういう理由によるものでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 防災行政無線での放送についての周知でございます。實際上、食料も、あと水も毛布も市のほうで準備はするんですけども、それ以上のものがあつたときのために、あえて持ってきていただくように周知をしております。

○七番（和田香穂里さん） さらに、トイレについてなんですが、トイレが施設内にならない場合は、早目に済ませるよう指導することと書かれていますね。トイレがない施設が避難所として指定されている現状があるのかどうかは確認してないんですが、これはどう

いう意図でこのように明記されているんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） これも台風被害を想定して現実的につくられたものでございますので、實際上、暴風雨時にですね、本当に残念な話なんですけども、外に出ないとトイレができないものがありますので、そういったところを想定してつくっております。以上です。

○七番（和田香穂里さん） 大変申しわけありません。時間がなくなってしまったんですが、このマニュアルについては非常に疑問点も多い上に、長期にわたる場合についてがほとんど記載されておりませんので、このあたりについては改めて質問をするとともに、提案もさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（永田 章君） 以上で終わります。

和田香穂里議員に申し上げますが、これまでも何度となく注意喚起をしてきたと思いますが、時間の配分、通告のあり方、いま一度考えていただきたいと思っております。

以上で和田香穂里さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時半ごろより再開いたします。

午前十一時十五分休憩

午前十一時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） おはようございます。

私は最初に馬毛島の問題から一般質問を行います。

昨今、馬毛島問題といえば防衛省による買収に関するニュースがほとんどですが、この防衛省による軍事施設建設の是非を問う前に問われるべきは違法開発行為であり、それに対する対応が放置されていることが深刻な問題だと考えております。この違法開発行為とは、西之表市においては二〇〇二年ごろから伐採届の範囲が広範囲に広がり続け、現時点では誰の目に見ても、天然更新はおろか滑走路に見立てた広大な裸地となっております。また、一ヘクタールを超える開発については都道府県知事の許可が必要であるのに、鹿児島県の一部には林地開発許可の手续がありますが、それに限定しているにすぎません。いずれにしても森林法に照らして、現在どのような状況下にあるのか、また、今後の対応について説明を求め、以下の質問は質問者席より行います。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 馬毛島の伐採届につきましてでございます。

伐採後の天然更新につきましては、現地確認ができてない、おり

ません。また、県においては、林地開発許可に基づく現地調査が必要であることから、再度の調査依頼を行っているようにございます。森林法の目的趣旨に沿いまして現地調査ができるよう、県とも連携協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） これまでに、この森林法に照らし、樹木の伐倒だけではなく、地形を変更する伐根等の工事であれば、林地開発の許可が必要であるというのは間違いありません。この点で、鹿児島県や監督官庁である林野庁との協議について、以前そのような問合せをされたという説明もありましたが、いつこのような件について協議がなされたのか、さかのぼって御説明いただけますか。

この協議がなされたことについて、記憶の範囲内で結構ですので、いつごろというのであれば、もしくは、この三年以内に県との協議がなされたかどうかについて御回答お願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 市といたしましたは、鹿児島県からの開発行為につきまして、意見書の中で平成二十、ちよっと待つてください。何年でしたっけ。平成二十二年の五月三十一日付の意見書の中で、たび重なる一貫性のない手続に疑問が抱かざるを得ないため、今後このようなこと、いわゆる林地開発後の調査が入れないというようなことがないよう徹底して指導していただきたいという意見を開発行為に対しまして県に申し入れてるところでございます。

す。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

平成二十二年の対応ということで御説明いただきましたが、西之表市に提出されましたこの伐採届は、二〇〇七年までの間に十二件、百七十ヘクタールとなっています。通常伐採届の場合は、五年以内の天然更新というのが一定の目安であるとふうに説明を受けております。それを考慮しても、二〇〇七年が最後としますと、それ以降既に十二年が経過しております。この現状について市長の見解を伺いたいと思います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

この森林法関係での開発行為に絡む現地調査ということにつきましては、本市といたしましても必要性を感じているところであります。その上で、毎年年度初めに、その要望については関係者、地権者ということになりますが、その要望を伝えているところでありますが、それが現実には実施されていないと、できていないという状況にあると思います。

○一四番（長野広美さん） 今の現状ではですね、法治国家であるとは言えないと思います。二月二十七日に衆議院予算委員会の中で、田村国會議員がですね、違法開発の実態について指摘しました。それに対して、それでも国は今後買収交渉を続けるというふうに防衛

副大臣は答弁されております。私たち西之表市のとるべき対応については、法律で定められている森林法にのっとり、まず、正しい法の施行を取り仕切るというのが地方行政のある姿ではないかと思えます。

そもそもですけども、現在のタストーン・エアポート社の前の馬毛島開発株式会社が初めて砕石工事の許可を求めた際に、西之表市として、これは西之表市としてです、漁協と事業者との間で公害等防止協定の締結をあっせんした経緯があります。今現状まで何ら具体的な対策はないとまでは言いませんけれども、現実、具体的な対応をなされていないというこの状況は矛盾していると私は思います。

公害等調整委員会の裁定委員会では、平成十七年以降の開発行為について、降雨に伴って想定を上回る量の土砂流出が生じたことがうかがわれると。これ皆さんも御承知のとおりだと思います。この報告の内容については、これ公の決定です。これまで適切な行政指導がなされなかった結果として、周辺海域への土砂の流出と、それに伴う漁業への影響が出ていると認識すべきではないかと思えます。市長は行政の長として、この森林法が適正に遵守されるよう、今後どのような対策が可能かしっかり検討していただきたいと思えますし、それを最大の努力する義務があると私は考えます。その点、市長、再度御見解を求めます。

○市長（八板俊輔君） 森林法関係の開発につきまして、大規模なものは県の所管になると思います。そのことはさておきまして、森

林が伐採された後の影響ということになりますと、議員御指摘の土砂の問題もござりますが、樹木が伐採されたことによる影響というもの、馬毛島には漁礁といいますが、そういう機能もあると思います。森林の葉っぱが腐葉土を養成し、それがまた海中に流れ込んで漁業資源を育てることになると思います。そういう意味で、森林がなくなったことは、漁業への影響は少なからずあるというふうに考えております。

したがって、可能であれば、この樹木の回復というものが漁業の影響を回復するには重要だと、そのように考えております。ただ、具体的な方策についてはまだあるわけではございませんけれども、必要性としてはそういうふうなことを考えております。

○一四番（長野広美さん） 市長の今の答弁はですね、いかに馬毛島が漁業の基地として豊かな環境をこれまでであったかということも含めて御説明いただいたかと思いますが、私がお伺いしなかったのは、今現状、先ほど課長から答弁がありましたように、平成二十二年にですね、既に今の現状に対して問題であると、県等に対してですね、意見書を出されているんですね。その後どのような対応がなされているかと伺ったところ、ほぼほぼ具体的には何も示されませんでした。この実態について、行政長としては速やかに、この森林法に照らしてですね、違法開発なのかどうか、その見きわめが必要であれば、しかるべき機関で県と、もしくは国とですね、しっかりと協議をするということが今こそ大事ではないかとお伺いしているんです

が、この点についてはどうですか。

○市長（八板俊輔君） 県との情報交換につきましては、今後とも続けていきたいと思っております。これまでも関係課、所管課と県の間では情報交換といいますが、はしておりますけれども、それが実際の活動といいますが、馬毛島に実際に渡島するということがなかなかこれまで困難でございましたので、そういうことができなかったというのが実情であると考えております。

○一四番（長野広美さん） すいません、繰り返しになりますけれども、そのような現状がですね、先ほど言いました二〇〇七年から既に十二年以上経過しているわけです。その経過しているこの時間の環境の中でどうあるべきかということを再度検討していただきたいと思っております。しっかりとですね。今現状では、例えば、ドローンですとか衛星写真ですとか、明らかに私たち誰もがですね、今馬毛島の中で、あそこに森林は更新されていないという状況を見ているわけです。それから、やはり具体的な対策、行動をするべきだと思います。よろしくお願いします。

次の質問はですね、先ほどの同僚議員の質問にもありましたが、防衛省から一月二十一日に防衛副大臣が来られてこの馬毛島調査について説明を受けられました。内容については、先ほどの同僚議員からの回答もわかりましたが、そのような説明について市長は十分に理解されたというふうにご検討いただけますか。あの説明の内容についてです。

○市長（八板俊輔君） 二十一日に副大臣が見えて、その会談の中で私の確かめたいことを申し上げ、それについての答えがあったということは、先ほど来述べたとおりでございます。

○一四番（長野広美さん） えーとですね、私は四つの項目について防衛省からの今回の調査の内容を伺いましたけれども、非常に雑駁とした内容でして、具体的な、例えば、環境影響調査ですとか、気象調査ですとか、全ての問題が、いわゆる土地の買収に向けて必要な情報だからという説明ではちよつとはかることができない、説明が不十分な訪問だったと私は受けとめます。なぜですね、環境影響調査等がですね、わずか一カ月足らずの間に十分にはかり得るのかもわかりませんし、今回ですね、特に伺いたかったのが、二月二十日から八基のボーリング調査を含む調査が行われていますね。この件について事前に説明があったのか、どのような説明がなされたのかについてお伺いしたいと思います。

「企画課長 神村弘二君」

○企画課長（神村弘二君） 事務レベルでの説明を受けてございませぬので、私のほうで御説明をさせていただきます。

今御指摘のように、ボーリング等の調査が行われるというような状況になつてゐるわけですが、その以前に建設課のほうに、地質調査を行いたいということで、器具を運搬するための台船の葉山港への寄港についての届け出について相談があったというようなことがありまして、その部分については直接の説明は受けてないということ

で、防衛省のほうから二月の十八日に来島されて説明があったというところでございます。

それによりますと、契約行為を行う前に、軟弱な地盤はないのか、滑走路などを建設するのに地盤として適しているのかなどの把握の必要があるということ、使える状況なのかどうかというのを確認しないと売買ができないというような話がありました。これまでの環境調査等についても、開発に支障はないのか等、購入するための必要な情報収集を行うためだということで説明をさせていただきます。

先ほど環境調査のことを議員申されましたけども、最初の段階での事前の説明では、環境調査については触れられておりませんでした。ただ、このときの説明の中で、環境調査とか、それからもう一つの測量、測量じゃないですね、気象調査等については、今回器具を設置を、気象調査は器具を設置をするということで、今年度の調査の部分については終了しているけど、新しい新年度については気象調査、海象調査については継続をしていきますというような話を聞いてございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 今課長が御説明いただいた三月末までのこの今回の調査についての説明と、それから、四月以降の調査のあり方についてはですね、正直言って今回初めて伺いましたが、これ当然関連するものではね。本来であれば、説明を求めるのであれ

ば、これは一貫してですね、今後も含めた調査の内容を私たちは求めるべきではないかというふうに感じます。これは今伺ったからですが。

そして、今回、建設課のほうに葉山港の利用についての届け出が提出されているということでした。簡単にその内容を御説明いただけますか。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

防衛省の馬毛島調査における漁港の利用につきましては、二月十日付けで防衛省から委託を受けた会社から、二月二十日から三月二十日まで、利用目的がボーリング調査に伴う資機材の搬入及び搬出のためとした起重機船、いわゆる台船ですけれども、これの葉山港の係留施設利用の届け出が出ております。この届け出は、漁港管理条例第八条第二項に基づいた、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停留もしくは係泊するための届け出です。漁協や周辺海域の漁業者、依頼地への配慮については、この届け出に対して地元漁業組合員の漁などに支障が出ないよう、種子島漁業協同組合の同意書を提出させております。今後、漁港使用の届け出等に対しても、種子島漁業協同組合の同意や漁業者への配慮について指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 今課長の答弁ですね、漁協からの同

意書ということでありましたが、葉山港は非常に古い、ある意味特異な港になっておりまして、港内にも今現在も漁業権が設定された港です。あわせて、荷揚げ場は、市が管轄する所管の市有地というのは非常に狭い範囲でして、その背後地には漕泊浦の共有入会地になっているという点は当然御存じだと思いますが、あの共有地を通過しなければ荷揚げは不可能でありまして、その点についても、当然防衛省が使用される場合はですね、行政としては、その点についても了解を得るようなという指導が望ましいと思えますが、この点についてはいかがですか。

○農林水産課長（園田博己君） 議員の御指摘のように、防衛省における調査設備の運搬等による台船等の係留は、当該漁協の規模から考えれば、利用する漁業者に対しては少なからず影響があると考えております。したがって、入会漁業を含め、漁業者の漁港利用など、漁業従事に必要なことについては一定の配慮が必要であると考えております。このようなことから、市といたしましては、防衛省から事前に何らかの情報提供があった場合には、漁協を通じて漁業への情報提供をまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） えとですね、入会の漁業権の問題と入会共有地の葉山の荷揚げ場として使われている背後地の所有権は、私は別の問題で、漕泊浦の、たまたま浦の形になりますけれども、これは共有地になります。この共有地の部分を使用しなければす

ね、実質的には荷揚げはできないわけで、そういった部分で漕泊浦にもしっかりと説明をするようにというのは、しかるべき対応だと思います。その点について、いま一度確認をしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほども同じ答弁になりますけども、入会漁業、いわゆる一定の地域の住民が一定の漁業に入って共同で行う事業等を行う場合については、一定の配慮が必要であると考えるところでございまして、それから、入会権で、いわゆる従来の集落民誰でもという考え方といいますか、現時点で所有権につきましては、当該地については明確にしづらいと考えられます。また、所有権でない市が本件に關しまして発言できる立場にないと判断されるので、今回は、私の農林水産課の答弁としましては、農業者、その他の者が漁港として利用できない状況は好ましくないという答弁でございます。

○一四番（長野広美さん） 今課長が答弁いただいた点は、まさにそのとおりだと思いますし、それに反対の議論では全くございませんで、少なくとも今回防衛省という国の機関と地元行政が窓口となつていふことについては、その関係する住民、市民に対していかなる影響がないかという部分は配慮すべきだと思いますので、今後検討していただきたいと思ひます。

この件について最後の質問になります。
市長が先ほど同僚議員の中で答弁されておりましたけれども、そもそも防衛省の馬毛島の調査については、明確に抗議するというよ

うな答弁を先ほどされていらつしやいました。私たちの議会での市長の対応については議事録をいただいておりますので、その文書の中には一言も今回の馬毛島の調査について抗議するというふうな表現はなされておりませんので、これ具体的にどのような抗議の内容だったのか、そしてまた、どのような手段で抗議されたのかについて、いま一度説明をお願いいたします。

○企画課長（神村弘二君） 抗議に至った流れについては、先ほど御説明を申し上げた中身の繰り返しということになりますけども、こちらのほうとしては、四つの調査の説明がされたわけですが、物件調査と言われる部分だけだというふうに当初受けとめをしてございました。その中に環境調査であるとか気象調査、あるいは測量調査という部分も含まれていたということ、こちら側の受けとめた事前の説明の予定とは違うということ、大変遺憾であるということ、こういうような崩壊的なやり方では問題だということ、申し入れを行ったということでございます。その中で、土地の売買に係る調査以外については認めたわけではない旨を通知をし、防衛省のほうからは配慮が足りなかったという返事をいただいているところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 今のやりとりについては、これは文書か何かでされているのかというのが一点と、それから、私たち市民に対しても、また議会に対しても、実質これまで何っていませんで

したので、本来であれば抗議をしたという趣旨についても、しっかりと説明責任があられたほうがいいと思いますので、その点について伺います。

○企画課長（神村弘二君） 申し入れというか抗議の形は、副市長のほうから電話で調達官のほうに申し入れをするという形でやっていただきました。

で、あと広報の部分、こういうふうに抗議をしましたという部分について公表すべきだということだと思いますけども、今回事務上の話ということで一応確認をさせていただいて、防衛省のほうから今後対処を考えたいと、丁寧な対応をしたいというような返事をいただきましたので、一応そういう形でおさめてございます。その広報の必要については、また検討させていただければというふうに思います。

○一四番（長野広美さん） これはですね、今御回答いただいた課長の説明ですと、抗議の内容は説明のあり方が不親切だったと。それに対して遺憾であるという内容ですね。私の受けとめでは、調査そのもののあり方について、四項目ですとか、それからボーリング調査も含めてですね、そのことについて抗議されたのかという部分の違いがあるかと思えますので、その点を明らかにしてください。

「副市長 中野哲男君」

○副市長（中野哲男君） お答えをいたします。

今課長のほうから説明があったとおりの内容でございますけれど

も、私とその副大臣の説明のときでございますけれども、ボーリング調査につきましても、当初の説明と異なると、信義に反するというところで抗議電話、あるいは、こちらに来ていただいて直接調達官のほうに抗議をしております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） えとですね、もともと防衛省の説明については、そのタイミングですとか、情報の公開の仕方ですとか、常日ごろとても不親切だと感じておりますので、その部分の抗議という部分は理解いたしますけれども、今後ですね、できるだけわかりやすく、やりとりについては市民に公開していただきたいと思えます。また加えて、今後、この馬毛島の調査のあり方については、先ほども申し上げましたとおり、私たちは三月末までとしか聞いておりませんが、今後継続的な調査といった部分は、考えれば想定されるわけですが、できるだけ正確な情報を公開するよう引き続き求めていただきたいと思います。

以上で。はい。

○議長（永田 章君） ここで、しばらく休憩をいたします。おおむね十三時ごろより長野広美さんの一般質問を続行いたします。休憩に入ります。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

○一四番（長野広美さん） それでは、またよろしく願います。

次の質問は、自衛官募集協力についてです。先ごろ安倍首相が国会で、地方自治体が自衛官募集に協力しなくなったという発言がありました。大変驚きました。私自身が知らなかったということを感じるのでありますが、改めて本市のこれまでの取扱いについて御説明お願いいたします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

自衛官の募集に関しましては、市役所のほうで募集の取組み、協力の取組みをしてございまして、「市政の窓」におきましての広報ですとか、あと自衛隊募集に関しましてポスターが送付されてきますので、そのポスターを庁内に掲示したりいたしております。で、場合によりましては、平成三十年度はそういうことはやらなかったんですけれども、場合によりましては看板を掲示することもございまして、種子島高校のそばのところの一つ看板が置いてあると思うんですけども、そういった事務を行っております。それ以外では、自衛隊の募集の事務に関する担当者会というのが開かれますので、そういったものへの参加、あと自衛隊家族会との情報交換、あるいは、こちらのほうの事務所との情報交換、そういったものを行っております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） それでは伺いますが、本市の自衛官の募集に係る部分で、適切な、高校卒業ですとか、中学卒業ですとか、そういった市民の情報を提供しているということはないんですね。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 募集に関しまして、市民のほうの情報を提供することがございます。実際上は自衛隊法の規定がございまして、自衛隊法の九十七条のところでは募集の事務を行うということになってございまして、それと自衛隊法の施行令の部分で、必要な報告又は資料の提供を求めることができるというふうな規定がございまして、全国的にそうなんですけれども、情報の提供を行ってございまして、

○一四番（長野広美さん） それでは、その情報の提供について細かく具体的な内容を説明してください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 情報の提供につきましては、自衛隊の事務所のほうから文書によりまして要請が来ますので、住民基本台帳上の情報を提供することになってございます。住民情報台帳上の情報でございますので、基本四情報と言われるものですね。そういったものを提供してございます。ただ、何でもかんでもということではございませんで、高校卒業する方々、あるいは大学を卒業する方々、そういった方々が対象になつてくるようございまして、そういった方々への情報提供の要請がございまして、情報の提供を行ってございます。

○一四番（長野広美さん） その四項目というのは、具体的には氏名、住所、年齢、生年月日等であったのかどうかということの確認と、あとそれから、情報の提供の方法について、過去からこれまでのようになされたのか御説明お願いします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 情報の中身でございますけども、今議員がおっしゃられた基本四情報でございます。で、情報の提供の仕方でございますけども、これまで毎年情報の提供が依頼ございましたが、一昨年までは住民基本台帳の閲覧ということをやっております。昨年度から名簿のほうの提供ということになってございまして、本年度も提供の要請は来ておりますけども、まだ事務処理中でございます。まだ検討の段階でございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 平成三十年には名簿を提供されたということがあります。これについては、まず、ある自治体にはですね、防衛副大臣から直接名簿の情報提供という協力要請があったというところも聞いております。本市にそのような要請があったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 通常の文書等でございますけども、防衛副大臣のほうから直接要請があったようなことはございません。

○一四番（長野広美さん） それでは、平成三十年にですね、この名簿の提供に至った部分について、なぜその年だけそうだったのかの説明をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 提供につきましては、これまで情報の提供は同様にやってきたようなのですけども、情報の提供について名簿での提供を求められましたので、それに基づきまして庁内に検討を加えまして、提供できるというふうな判断をしてございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） それでは、庁内で検討されたということですけども、これ平成三十年だけがそのような対応をされたということですので少し内容を伺いたいんですが、そもそもが情報公開に関しては市民の情報ですので、例えば、西之表市の情報公開、もしくは個人情報保護審議会がありますね。審査会ですね。この承認についてどのように検討されたのかというのが一点。それから、今回のこの名簿の提供については、市長も当然認識されて提供されたということなのか確認したいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 情報の提供につきましては、平成三十年だけやったわけではないと思います。当時私は在籍しておりますのでしたけども、毎年毎年同じような検討はしたんだと思いますけども。

あと、個人情報の提供につきましては、条例に基づきましてやってございまして、個人情報保護審査会の場合には、そういった活用も考えられますけども、通常個人情報に関しての疑義が生じたときになりますので、今のところ開催はいたしておりません。ただ、そ

ういったことも必要なのかなという議論は庁内ではいたしてございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） もう一点、市長はそれを承知してたかという件です。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

自衛隊募集に関するその名簿の提供についてでございますけれども、課長申し上げたとおり、平成二十九年度までは閲覧で対処した。それで、昨年度に名簿の提供が防衛省のほうからあったということ、それについての検討を庁内でしたところであり、それについて問題となるようなことがなかったということで、その提供という事になっております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えーとですね、確かに法的な部分ではいろいろな解釈が可能なので、決してそれが違法だとかいうものではないんですが、やはり慎重に扱うべき事項ではないかと思えます。例えば、私個人がですね、もしくは市民がですね、自分の情報を知らない間に提供されたという、そういった事態にもなりかねませんので、本来であれば、情報を提供しましたという情報公開の告知といった部分を実際に条例化している自治体もありますね。本市の状況はどのようになっていますか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 個人情報保護条例のところの八条の

部分の利用及び提供の制限のところの文章でございますけれども、七条におきまして本人通知の規定が定められてございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） そのような内容で、実際に滞りなく個人にも情報が提供されたことが伝えられたというふうなことですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 規定といたしましては個人情報保護条例の中の規定がございますけれども、今回の場合の情報の提供でございますけれども、八条の中で利用及び提供の制限という制限の項目がございますけれども、それ以外で提供できる場合という規定がございますして、国の機関、独立行政法人等の他の地方公共団体又は地方行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その所管する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて相当の理由のあるときという条項がございますので、これに基づいて提供はいたしております。

で、個人への通知はしてないわけなんですけれども、そちらのほうは個人情報保護条例の施行規則のほうに規定がございますして、八条の二の三の項目を使いまして、情報提供するときには通知をしなくてもよいということになってございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えーとですね、私は現在の制度上の問題といえますか、手続上に不備があったというわけではなく、少

なくとも自分個人の情報が知らない間に、公的な機関であれ、それはやはり公開されてあるんだといった部分については、しかるべき手段で市民にも伝えるべきだと、市民が知る権利がある内容だと思いますので、その部分については検討していただきたいと思えます。

また、もう一点、今回の手続のことで感じてる点はですね、地方自治体と国との関係です。あくまでも国と自治体は対等な立場でありますし、また、今回の手続の中で、例えば、中央の政治が地方に介入することになるという危機感もある意見も聞かれました。そういった部分で、この情報の提供の出し方についてはですね、出すというわけではありませんけれども、出した以上、やはり市民には適切に情報公開するべき内容ではないかと思えますので、今後は検討していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

鴨女町の市営住宅の建替問題についてです。

まずですね、同僚議員の質問もありましたけれども、改めて入居状況とか建物の現況について御説明お願いいたします。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

現在の城之浜A団地の管理戸数は、木造平屋三棟三戸、うち入居戸数三戸、簡易耐火平屋十一棟六十二戸、うち入居戸数四十九戸、政策空き家十三戸です。

鴨女町団地は昭和三十年から三十三年度に建設されたもので、

耐年数を超過しており、建物の老朽化や設備の不備等が見受けられます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 今御説明いただいたように、昭和三十年から三十三年、こちらの建物は耐用年数がそもそも三十年の設定に対し、既に経過年数としては六十年を超える状況になるという大変古い施設になっています。

それと同時に、こちらの鴨女町の住宅地にはですね、個人財産が建て増しの形で混在しているという状況になります。少し写真を準備しましたので見ていただきたいんですが、空き家になっている部分ですね、市の施設の中庭にせり出すような形で建物がつけ足されております。何件かありますけれども、これ空き家になっている部分だけ少し紹介したいと思います。これが突き出た部分の跡地なんです。そのほかにもこのようにですね、同じ面積ではなく、このつけ足し部分が結構ばらばらにある状態になっているかと思いますが、このような個人財産がつけ足されてる経過という部分がありましたら、説明お願いいたします。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

鴨女町城之浜A団地は、簡易耐火平屋建ての長屋住宅で、一戸当たりの規模は二Kの三十平米で、浴室がないつくりになっているため、入居者からの増築の要望があれば、模様替・増築承認申請書により浴室等の増築を原則十平米以下で認めてきたところでございま

す。この増築に当たっては、入居者が建築基準法にのっとり適正に建設し、管理するよう指導してきたところです。

安全性についてですけれども、鴨女町住宅が昭和三十年から三十三年に建設され、経過年数が六十年を超え、耐用年数の三十年を大幅に経過していることや、増築部分についても数十年経過してると考えられ、既存建築不適格住宅の状態では十分安全とは言えません。

この既存建築不適格住宅というのは、建物を建てた時点では法令の規定を満たして建てているのですけれども、その後、法令等の改正などにより既存不適格建物となってしまったものでございます。

この対策のため、長寿命化計画におきましては、鴨女町住宅を初め九団地百二十戸については改修での対応が困難なため廃止することとしまして、二〇二四年から鴨女町に九十三戸の集約建替えを実施する計画にいたしております。今後、適切な居住水準の確保、高齢者への対応など、この計画の前倒しができないかなど検討していきたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

えーとですね、実際管理者としては大変厳しい、望ましい環境にはないというふうに受けとめているんですが、問題は、今現在この状態で入居されていらっしゃる家族がですね、四十二人いらっしゃるんですね。少なくともこの城之浜の賃貸だけでですね。それ以外にも危険な状態だと言われている耐用年数を大幅に増えているところもあるわけですが、ちなみに、この城之浜に限定した場合でもです

ね、この危険な家屋に対して通常どのような管理行為をしてらっしゃるんですか。

○建設課長（戸川信正君） 通常の管理行為というのは、個人から修繕の依頼があったときとか、そういう確認はいたしております。年に数回程度は団地を回って見回りはいたしております。そして、平成三十年の三月に公営住宅等長寿命化計画をしましたけれども、

その際には全棟調査をしまして、写真も撮って調査をいたしております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） それでは、少なくともこの全体の調査をした結果ですね、全体の状況は把握されていて、どれぐらいの面積の個人の私有地、それから、もともとの市の管理すべきものであるかという区分も含めて把握されているというふうに受けとめますが、しかし、何せですね、不適格家屋という状況にあります。ここは現在も入居されてるんですが、例えば、耐震調査ですとか、それから、地震も、実は専門家がですね、いつ起きてもおかしくないというこの厳しい日本全体が警鐘されてる時代にあつて、そのような対策についてどのように検討されてらっしゃるんですか。

○建設課長（戸川信正君） 先ほど既存建築不適格住宅ということで説明しましたが、特に昭和五十六年の六月ですか、建築基準法が大幅に改正されました、それ以前に建てた建物については耐震基準を満たしていないという多分状況にあるんだと思います。です

から、その本体にしても増築部分にしても耐震性はないということ
で、この古い住宅に関しては改修もちよっと無理だという判断をい
たしておりますので、早急な建替えに向けての準備をしてるところで
ございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 昨日ですね、同僚議員の質問に課長
も答弁されていらつしやるように、公営住宅法ではですね、最低で
も安全・快適な生活環境を保障するというわけです。で、今現在も
この公営住宅、この鴨女町の城之浜の皆さんからも、少なくとも家
賃もいただいております。その中で耐震の状況も実際のところ保証
もできないというこの状況の中ですね、実は、この建替問題は長
年の課題でありながら、随分と先送りされてきた経緯があります。
いま一度その部分をしっかりと考えなきゃいけない時期に来てるん
ではないかなという意味で今回も質問しているんですが、そもそも
ですね、政策空き家としてこの住宅が危険だと認識されてからもう
何年たちますか。お答えいただけますか。

○建設課長（戸川信正君） はっきり何年かというのは言えません
けれども、十年以上になってると思います。

○一四番（長野広美さん） 実際、実は今現在、第六次の長期振興
計画ですけれども、第五次の時点でもう既に、ですから、おおよそ十
年ぐらいいですね、はこの建替問題は計画に上がっていながら何も進
まなかった状況になります。

また、先日ですね、亡くなられた方には御冥福をお祈りいたしま
すけれども、痛ましい死亡事故に至った火災も発生しました。課内
では、そのようなことも踏まえて、この建替問題ですとか、それか
ら危険家屋に対する対応についてどのように協議されたのか、説明
お願いいたします。

○建設課長（戸川信正君） 失礼しました。お答えいたします。

平成三十年十二月十日に発生した火災により、一棟六戸が全焼し
ました。警察の現場検証結果によりますと、火災原因は電気ストー
ブではないかとのことでございましたけれども、火災の発生の対応
につきましては、入居者四戸に連絡をとりまして、避難状況及び今
後の住宅の希望等、聞き取り調査を実施しております。その結果、
全員が転居先として鴨女町を希望したため、政策空き家にしていた
鴨女町B団地の木造平屋建て三戸と高浜団地の一戸、計四戸を確保
しまして、入居者と確認を行い、移転の了解が得られたため、年度
内に引っ越しができるよう改修に取りかかり、改修が終わった住宅
から順次入居しております。

先ほども申しましたけれども、長期振興計画の建替えについては
急ぐということで計画をしておりますが、この長寿命化計画に基づ
きまして、二〇二二年度に基本設計、二〇二三年度に実施設計、二
〇二四年度から建設工事を順次行っていく計画にいたしております。
以上です。

○一四番（長野広美さん） えーとですね、今課長の御説明いた

いた長期振興計画にのっとって行われた場合は、二〇二二年からあの計画が始まりますので、築六十年を既に経過し、六十三年を経過し、しかも、この二つの棟だけでですね、住んでおられる方たちが四十二名。この二棟だけでですね。実際この城之浜だけでも、もう少し大勢の方がいらっしやいますし、この建替集約予定計画の対象の人数は、今現在百三十九人いらっしやいます。で、具体的に城之浜のこの一番古い家屋に住んでおられる方たちが、今の計画でいくと築七十年を経過するような、そういう状況をよしとする計画ですか。市長に見解を求めます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

先ほど課長からの答弁もありましたように、この建設、建替えの計画につきましては、長期振興計画に乗っておりますけれども、その前倒しというものも可能な限り検討するというところで進めているところであります。その具体的などころにつきましては、本日ここで明らかにできないわけですが、先ほど課長答弁のように、前倒しも視野に入れて検討を進めてまいりたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） えーとですね、私はぜひここに在席の全管理職の皆さんに聞いていただきたい。国の機関や専門家がですね、地震発生がいつ起きてもおかしくないという、そういうことが計画される今日にあって、市民が日常生活を営む住居です。この危険な状態にあるというこの現実をですね、公務員の、特に管理職の

皆さんにはぜひ強く認識していただきたい。その上で、今市長が答弁していただいたように、これ行政としてですね、大変重要な課題だと考えますので、ぜひ具体的な検討を進めていただきますようにお願いいたします。

次の質問に移ります。

農林水産業の振興策ということ伺います。

第一次産業の担い手の数の現状、また、それぞれの支援方法の検証について伺いたいと思います。

西之表市にとってはですね、改めて言うまでもなく、農林水産業というのは基幹産業であります。しかし、いずれの分野でも担い手の数の減少、また高齢化というのは年々厳しくなっております。今回はそういう中で、とりわけ農業の分野について絞って伺いたいと思います。専業農家、兼業農家数、また年齢別の農家数等について情報があれば教えていただきたいと思っております。

○農林水産課長（園田博己君） 本市における専業及び兼業農家数及び年齢別の経営者数についてでございます。専業センサスのデータであります。専業農家六百八十五戸、兼業農家三百八十三戸、合計千六十八戸でございます。年代別にいきますと、二十代が一戸、三十代が十七戸、四十代が六十三戸、五十代が二百二十八戸、六十代が三百二十戸、七十代が三百七戸、八十代以上が百三十二戸という状況でございます。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

本市はですね、長期振興計画に基づいて農業振興といったものを体系的に展開しているわけですが、多様な担い手育成という大きな項目を掲げて施策を位置付けています。この対象となる農家についてお示しいただきたいと思えます。

またあわせて、失礼しました。あわせて、この方たちが、対象となる方たちは、今お答えいただいたような多様な、高齢者の方からいろいろ世帯がいらつしやるわけですけども、全農家数に占める割合というのはどれぐらいをターゲットと考えていらつしやるのか、その点についてもお示しただけなら。

○農林水産課長（園田博己君） 多様な担い手に位置付ける農家と、その農家における比率でございます。本市においては、担い手とは認定農業者、認定新規就農者、農業所得が三百六十万円以上の農業者、農業へ参入した法人、集落内の農作業受委託組織などを想定しております。現在二百六十五経営体でございます。農家数の二四・八%を占めております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

二四・八%。認定農業者ですとか農業所得三百六十万円以上となりますと、かなり規模が大きい農家が想像されます。平成二十七年の農業センサス、今課長が答弁していただいた内容と同じなんですが、男性の農家さんの場合ですね、全体数千三百十人に対し、三十歳以下は全体の一〇%、また七十歳以上は三三%ということになり

ます。さらに、この数字よりも、今日は高齢になられた農家さんは増えているというふうに考えるわけです。この実態にあつてですね、さらに小規模農家、例えば、有機農業を目指したい、もしくは高齢世帯の農業のあり方など農業支援のあり方については、実際のようなことを目標にして、もしくは具体的な目標ですとか取組みですとか考えておられるのか、御説明お願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 市にいたしましたは、現在、農業所得向上のために、認定農業者等への、担い手等への農地集積なり、基盤整備等を進めております。しかし、農村集落を考えた場合にですね、先ほど申し上げました多様な担い手、兼業の方もいらつしやいますし、高齢の方もいらつしやいます。そういう方々がそこで農業を持続的に生産できる部分については、引き続き生産を支持していただきたいと考えてるところでございます。

なお、今集落においてはですね、農地や農業施設等を守っていくには協働の力がないとできない部分もございます。また、過疎化によりまして人がいないというところも出てきた中で、今回、担い手、高齢者、小規模農家の方々、それと農地の貸し手を含めて、地域農業が持続的にいとまれるような組織が生まれたところでございます。

この組織がモデルとなつて地域へ波及することを期待したいところでございますので、今先ほど申しましたような多様な担い手と高齢化、小規模な農家たちが手をとつて地域農業を支えるような仕組み、また農作業受委託組織の整備について推進をしまいたいと考え

るところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

えーとですね、大変心強いお言葉をいただいたんですが、具体的なところでは、いわゆる地域を一つのモデル的な形で、相対的な、今私がお伺いしてるような相対的な視点で取り組んでみたいというふうにお答えになったかなと思うんですが、しかし、それでもですね、やはりきめ細かな対応と同時に、もうかる農業といった部分は当然考えなければいけないわけですね。

で、この地域の特性を生かした取組みの強化という部分をお伺いしたいんですが、当然地域性という部分では、さとうきびですとかさつまいもが筆頭に挙げられるわけですけども、種子島の農業というのは園芸作ですね、多様な作物がつけられるという自然環境があつて、これまでは大変園芸農業が大変盛んなった地域であります。この恵まれた自然環境で、それを生かしてですね、農業を取り組んでいこうというときにですね、大変気になる数字を見つけたんですが、それが、長期振興計画の中で示されている目標値にですね、園芸粗生産額を掲げておられます。これを見ますと、昨年末にですね、数字的には平成三十年度に指標とする粗生産額が、これは、一千、失礼しました、一億九千四百万円。

「「十九億円」と呼ぶ者あり」

失礼しました。十九億四千万円。失礼しました。十九億四千万円

の、二〇一九年は同じ十九億五千万円の見直しに対し、今回それを下方修正して十九億円にした上に、あわせて二一年度までの見直しとして、ゼロ成長、横ばいの生産規模というふうに掲げられています。これについて、なぜこのような下方修正になったのか御説明お願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 御質問については、長期振興計画における基本計画の基本事業、産地づくりの成果指標の見直しについてでございます。この成果指標につきましては、園芸粗生産額の過去五カ年の平均を採用しています。今回の第六次長期振興計画からは、その時々々の課題に柔軟かつ積極的に対応していくため、毎年度必要な見直しをすることとしておりまして、あわせて、行政評価の仕組みの中で、事中評価、年度途中の振り返りを導入しまして、精査、見直しを行ったところでございます。

今回、平成二十九年度の実績が出ましたので、それを踏まえまして修正を行ったところでございます。先ほどのデータではございませんけれども、農業・農村の高齢化が進展しまして、農家戸数が減少していく状況を想定しまして、現状維持を目標にしたところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） これトータルな数字ですので、現状維持というふうなのが言葉としてはふさわしいかもしれませんが、中身としてはですね、稼げる農家をこれから後継者を育成していく

ためにも支援していきたいと。そういう目標を掲げておられると思うんですが、このままでは、これ実態として実際に若い担い手が希望を持てるような目標値ということなんでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 数字の問題になるうかと思えますけども、先ほども農家戸数が減少していく。新規就農者についても我々も努力しながら、年間の戸数につきましては二、三戸という数字ではございますけども、どうしてもリタイアされる方が二桁ぐらいいリタイアしてきますので、農家戸数は必ず減少していくだろうと想定しております。分母が減っていく中で、この目標値は維持しておりますので、一戸当たりの生産額なりが確実に上がるというのを想定しまして、金額につきましては維持をとという設定をしたところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） そうした中でですね、それではですね、一戸当たりの生産額は拡大をするような目標を持っていきたいということなんですが、具体的に農産物の統計を見ますと、これまでに比べてさとうきびは減少するといえ、さとうきびと、それから安納いもを含めた青果芋ですね、ここが突出して生産高は増えているんですが、その一方で、細かな園芸作と言われているものは、じゃがいもにしろカボチャにしろですね、唯一スナップエンドウがほぼほぼ横ばいですか、そういった部分では、大変厳しい状況にあるかと思えます。

その中で、今現在、この産地づくり、多様な生産物をつくっていく支援体制といった部分はしっかりできてきているのか、もしくは今後さらに強化する必要があるのか、その懸念についての見解をお願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 園芸作物の振興策についてでございます。園芸作は中心に野菜価格等々が問題にされようかと思っておりますので、野菜価格安定制度であります国県の制度を活用しまして、販売価格の低迷したときに基金の範囲内の価格差補給、また、市単独の基金によります気象災害等における経費の補填、またあわせて、国庫の交付金を活用しまして海上輸送コストの支援を行っているという状況でございます。

また、ブランド品目である安納いもにつきましては、地理的表示制度の取得申請に向けて今協議を進めてるところでございます。また、本年度新規事業としましては、スナップエンドウ、あられ等の対策で品質が劣化しているという状況もございましたので、簡易的な資材であられを防除できる施設の購入助成を計画をしております。今後園芸作物の産地づくりの施策展開に努めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） ぜひですね、えてしてですね、農地の集積ですとか大規模化ですとか、そういった部分がつい多い多くなりがちですので、本市の自然環境の特性である多様な作物がつくれ、

それを生かした農業所得の向上といった部分、これまでそれが本市の特徴でしたので、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

最後の質問は、島外の出荷に向けた体制強化、もしくは支援の充実に ついてです。

市独自ですね、産地づくり、また流通体系を構築して、農家三世帯以上の規模を対象にした支援策といった部分がこれまで取り組まれておりました。これについての実績等、御説明をお願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 御指摘の事業につきましては、市場流通拡大促進事業と考えております。公設市場利用を踏まえて流通の多様化が進む中、新たに市場性の高い園芸品目等による生産拡大を図ろうとする組織に対しまして、資材、輸送費の支援をいたしたところでございます。

これまでの実績につきましては、金額ベースではございますけれども、平成二十六年で、補助金ベースです、十四万円、平成二十七年で三十四万五千円、平成二十八年で四十万五千円、平成二十九年で三十三万一千円、平成三十年で、今計画してる数字ですが、六十六万八千円でございます。

なお、品目につきましては、カボチャ、豆類、それからタマネギ、花卉と、あとバナナを取り組んだところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） えーとですね、これ補助金ベースですので、売り上げベースではありませんけれども、相対的には今後もっと伸びていっていただきたい市の特徴的な取組みになるかと思えます。流通の構造が離島であるがゆえにですね、なかなか市場と距離感がありますので、この取組みを今後も一層しっかりと現場のニーズにきめ細かく対応していただいて、取組みの強化をお願いしたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時五十分ごろより再開いたします。

午後一時三十九分休憩

午後一時五十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） よろしくお願いたします。通告書に従って一般質問させていただきます。

先ほど市民の方から、今回、一、農業振興・地元産業の育成と企

業誘致について、また二番目に馬毛島の自衛隊施設とFCLP訓練について一般質問させていただくわけでありますが、ぜひとも馬毛島の自衛隊施設とFCLP訓練について市長のはっきりした答弁を伺いたいという願いをされました。ですから、一番目の農業振興につきましては大分早くなるかもしれませんが、御承知おきのほうをよろしく願います。

まず、三月一日の種子島高校卒業式がありました、その席でうれしいお話をお伺いしました。虫歯の治療率、高校生までの医療費の無料化、二年以上にわたって市長のほうにお願いし、八板新市長におかれては、すぐさま実施に移ってくださいたわけであります。多分十月からだったかと思いますが、その成果もありまして、また学校側の努力もありまして、平成二十五年度虫歯治療率が一九・七％が、翌年、平成二十六年には三〇・四％、そして平成二十七年四三・八％、平成二十八年度四四・三％、平成二十九年度は五一・四％であったものが、平成三十年度は七二％になったということ、お喜びの聲がございました。また、ありがとうございますというふうにも市長のほうにも伝えていただくよう要請もされましたので、この席を使わせていただきまして市長のほうに御礼を申し上げます。本当にお母さん方、お父さん方、また子どもたちのほうも大変喜んでおります。新生活に向けて都会へ旅立つ子どもたちが多いわけですが、きつちりと虫歯の治療も行い、また心身ともに健康な状態で旅立ちが行えること、本当に喜ばしい限りであります。市長のほう

にも本当にありがとうございます。御礼申し上げます。

では、一番目の質問、農業振興・地元産業の育成と企業誘致についてであります。

市民が豊かになるためにはどうすればいいかという質問でございます。抽象的な質問でございますが、精神的な豊かさは人それぞれによつてはかれるものではございません。ですから、今回私が質問させていただくのは所得の関係でございます。

日本の場合は、長期的な二十年以上のデフレが続きまして、国民一人の所得が減っていく状況でございます。また、少子高齢化のもとで国民の所得が減っていくのは当然、また国内総生産（GDP）も下がっていくのが当然かというふうにも思われている現状があるわけですが、中国を初め、韓国、その他の先進国を含めた中でも、この二十年成長をしていない国は我が国一つでございます。

中国はもとより、インドはもとより、先進国でありますアメリカでさえも二・四％の成長を遂げているわけであります。そのような中で、我が国日本だけが横ばいというゼロ％の成長ということになっております。そのために所得のほうは減ってまいります。我々日本人、所得は減って、精神的にはどうかわかりませんが、豊かさは失われつつある。そのような次第でございます。

また、所得について一言申し上げますと、精神的な豊かさ、また食事の豊かさ、そういったものがございます。自然環境の豊かさもあるかもしれません。我々が家に帰って、お母さんから、また嫁の

ほうからおいしい食事をつくってもらう。レストランに行けば千円も二千円も払わなければならぬような食事が、ただで提供されるわけでありませぬ。このようなものは所得としてカウントされませぬ。GDPとしてもカウントされないわけでありませぬ。昔の社会に戻りますと、物々交換の場合ですと、GDPそもそもが発生しないわけでありませぬ。金銭的な価値のみに着眼するわけでありませぬが、一つの目安として、この所得のほうをどうやって増やしていくのか、今考えていただければと思っております。

市民が豊かになるためにはどうすればいいかということですが、西之表市の市民所得、ちよつと古い所得でございますが、一人当たり所得のほうは二百万二千円となっております。県のほうが二百三十八万九千円、国のほうが二百八十六万八千円というふうになっているわけでありませぬ。県下十九市中、西之表市のほうは下から三番目でございます。このような状況をどのように考えているのかお知らせいただければと思ひます。

また、この市民所得と同じ数字になるわけでありませぬが、市内総生産というものがござひます。国民総生産と同じようなことを考えればよろしいかと思ひます。GDPの場合は生産・所得・支出・分配がイコールになってまいります。ですから、市民の総生産、生産が多ければ、これとイコールして所得のほうも、市民の所得も増えていく。そのようになつていくわけでありませぬ。これで見ますと、市内総生産の中で第一次産業が占める割合が七%、そして第二次産

業が占める割合が一〇・九%、第三次産業が八一・一%になつております。いいか悪いか、十九市中十七番目ということですから、余りいい数字ではないかと思ひます。このような所得をこれからどうやって増やしていくにはどうすればいいのかをまず一番目に確認させていただければと思ひます。

以下の質問のほうは質問者席のほうから行ひます。よろしくお願ひします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市民の豊かさという点についての御質問であります。

議員御指摘のように、経済的な豊かさ、所得の向上ということを考えますときに、この種子島の離島という気候、それから風土といった自然環境、そして医療、また独自の歴史や文化、人とのつながりということの優位性を考えなければならぬと思ひます。心身の豊かさ、そして暮らしの豊かさを求めていくときに、今後とも産業振興とともに安心・安全な基盤整備、そして子育て支援というものも施策として推進していかねばならぬと考えております。

産業振興及び企業誘致については、担当課のほうよりお答えをいたします。

○一一番（田添辰郎君） まだその質問には行つてないです。三番目ですから。

○市長（八板俊輔君） すいません。

○一番(田添辰郎君) いえいえ。申しわけありません。説明の仕方が悪かったのかもしれませんが。

最後のほうに、先ほどの申し上げました第一次産業の割合、二四・四八%。これは就業してる方の割合ですね。それで、第二次産業が一・八三%、第三次産業が六一・五七%になります。第一次産業、農業のほうが二四・四八%。平成二十七年の資料ですのでちよつと古いんで申しわけありませんが、四分の一の方が農業に従事されているということになります。そして、第二次産業は一・八三%。そして、建設業のほうがこのうち八・〇%というふうになっております。第三次産業、卸小売業・飲食店が一二・六五%になっております。その他のサービス業は三六・五四%という数字になっているわけでありませぬ。

このような中で、市民の方が皆さん豊かになるにはどうすればいいのか、私自身いろいろこれまでも考えてきたわけでありませぬ。誰かが支出をすれば誰かの所得になってまいります。これはGDPも同じ関係でございます。この支出をする対象といたしましては、国の場合考えてみますと、一般の我々市民の消費ですね、これが一つあります。また、企業の投資というものがあります。先々の未来に向けて所得を増やすための企業の投資がございます。また、民間のほうが行います不動産に対する投資、これは長期的な投資と言つていいのか、住まいを確保するためのものがあります。そのようなものがあるわけでありませぬ、またほかにもいろいろあるわけでありませぬが、主に民

間の消費が六割以上を占めているのが日本の状況だと言われております。

先ほど申し上げましたように、誰かが支出すれば誰かの所得になるというふうに申し上げました。日本経済の場合も、西之表市の経済の場合も、誰かが支出をしてくれば、政府が支出をすれば、誰かの国民の所得になる。これがGDP三面等価の原則のもとで明らかかなことでもあります。市政の場合どうかは、ちよつとそのような研究が余りないのでわからないわけですが、大体は似通つたものになるかと思ひます。地方自治体、我々西之表市のほうが支出をすれば、市民の誰かの所得になるというのは当然のことであります。

昨日、橋口好文議員もおっしゃいましたが、地産地消のことでおつしやつておりました。地域内で物を回すこと、お金を回すこと、人を回すことで所得は増えていくんだ。その考え方は間違ひないと思ひます。しかしながら、このお金、所得の循環、物の循環をとめるのは、やはり問題点になるのが二つございます。

これは貯金でございます。貯金と借金の返済でございます。金の流れの場合考えますと、貯金する場合、銀行に預けてしまひます。循環している間は、各々の一人一人の所得を増やしていつて総所得を増やす効果があるわけなんです、銀行のほうに滞留したままでありますと、これはお金を生み出さない死に金になってしまひます。また、借金返済のほうも、利息という所得は生まれるかもしれませぬ。

んが、借金返済だけでは誰かの新たな所得は生まれまいということになります。ですから、常に所得を増やしていくGDP、地域内GDPを増やしていくためには、民間が支出をしない場合には地方自治体が、また国の場合は政府が支出を行って金を循環させていかなければならない。そのように私自身は考えるわけであります。

西之表市が使ったからといって無駄なお金になるわけではございません。誰かの市民の所得になるわけです。ですから、今回、西之表市のほうも、一番最後、この問題の最後にも質問させていただきますが、基金、必要な基金はあるんですが、貯金、そして会社においては最大になっております社内留保の問題もございませう。このような貯金関係は本当に経済発展のための阻害要因にしかならない。私自身はそう考えるわけでありませう。

そのようなこともありまして、一問目の質問させていただきたいと思ひます。農業振興とJAの役割についてでございます。農業振興、JAの役割。八板新市長になりましたから、また議会、特に議長の仕事もありまして、積極的にJAと協力をし合せて農家のためにお仕事をされていることは重々承知しております。これからもそれを継続していただきたいわけですが、確認をさせていただきたいと思ひます。農業振興、農家が豊かになるために、農協、JAの役割等はどうなのか、市長のほう、見解をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。
市政と農協。農協は今、屋久島・種子島をエリアとする大きな組

織となっておりますけれども、それとの連携については、農業振興を中心に、今後とも必要なものだと考えております。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） JAの役割についてでございます。JAの役割につきましては、平成三十年度に示されましたJA自己改革プランには、農業者の所得増大、農業生産の拡大に向けた取り組みを強化することが明記されております。市といたしましても、JAが地域の発展はもとより、地域生活、地域経済を支える社会基盤としても重要な役割を果たしていることから、農業協同組合法改正を踏まえ、地域の特性を最大限に發揮して、農業者の所得向上と地域の活性化につながるよう取り組んでいただきたいと考えております。

以上でございます。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

私のほう、今回JAの役割、本当に市長には感謝いたしております。積極的に農協のほうとも協力し、市民のために働かれています。思うわけでありませう。

農協のほうなんです、今、正組合員のほうは四千六百二十三人、準組合員数のほうは四千四百四十四人になっております。出資金のほう三十億円、貸出高百億円というふうになっているわけでありませうが、これは東京中央のほうでJA批判、農協批判というものはかなり以前から発生しております。

私も東京、また神奈川県の方にいました。ここでは本当に少ない農地の中で大きな農協が存在するというふうな状況もございました。そのような農協しか知らない国会議員の先生方が、神奈川県選出の議員の方であります。農協改革と言って、日本の農業を変え、農家を豊かにすると言いついて、農協の力を弱めている方向に向かっているのではないかと、日本農業を弱める方向に向かっているのではないかと、そのような思いがございまして、今回JAの役割について質問させていただいたわけでありまして。

都会の都市部の農協とは違ひまして、こういった過疎地、離島においての農協の役割は大なものがございます。一つは、大手のスーパーと直接交渉ができる。大規模農家なら別でございますが、西之表市の場合には本当に小規模の零細農家がほとんどでございます。そのような場合、大きな商社を相手にしてどのように商売を行っているのか。これは買ったたかれるのが当たり前であります。それに備えるためにも、やはり農家が協力をして農業協同組合、農協として動かなければ農家の所得は維持できない。そのようなにも思うわけがあります。

また、政治的な面であっても、今、一昨日から質問があります。さとうきび、でん粉、甘しよでございますが、これも国策作物とも言えるものでございます。沖縄、奄美、そして種子島、なかなか害虫、温暖な気候のおかげで害虫被害も多い。そのような中でもきつちりと離島の島民が暮らしていける何かないか。そのようなことがあつ

て、甘味作物として保護をされているわけでありまして。このことは本当にありがたいことであるわけでありまして。

反対の事例を一つ挙げますと、一般質問にも今日もございました。森林の問題がございます。東南アジアから輸入をして、日本の森林、林業は成り立たなくなりました。そのために山は荒れ果てている現状があるわけでありまして。そのような国際化の流れの中にあつても、日本の農業、特に我々の住む種子島のさとうきび、でん粉というのは守られてきたわけでありまして。このでん粉を、さとうきびを守つていかなければならない。その点が一点、農家を守るために必要、農協との連携が必要な理由でございます。

そして、自然災害に弱い農家でございます。天候によって農作物のできはどうなるかわかりません。所得がないときもでございます。市にもあつたように、本當にうるたえるしかないような時期もあるわけでございます。そのような中でも、唯一、これ今は少し変わりましたが、大手が入つてきて変わった現状はあるわけでありまして、天候に左右される農業をやる方にきつちりと融資をして、農業の指導をするという機関は、これまで農協しかなかつたわけでありまして。そのことを考えれば、本當に田舎である、過疎地である、離島である我々西之表市民、農協をもう少し、今まで以上に直視して、市長のほうはもう考えは同じだと思ふんですが、やはり一致協力した団体を、一致協力した動きをですね、これからも行つただけだと思つております。

それで、企業誘致と地元産業の育成について移らせていただきましたと思います。

企業誘致のほう、課長のほうにお伺いしたいわけですが、これまで私のほうは二十年前から企業誘致という言葉聞いております。成功事例余り見たことがないわけですが、五人以上の企業誘致が成功した事例があれば教えていただければと思っております。

あああ、いいですよ、いいですよ。はい。すみません。

○議長（永田 章君） 企業誘致、通告にないということ。

○一番（田添辰郎君） はい。企業誘致のほう、私が見た事例ではないわけです。議員になる前は、衣服の関係、ダーバンの関係であつたんですが、それも失敗して撤退したというような状況がございます。

ここ二十年は、最近ですね、バックオフィスという形で担当課長のほうも一生懸命やられています。そのことは一件成功事例がございまして、これが五人になるか六人になるかわからないという状況でございます。インターネットを使えばどこでも仕事はできるんだというところを課長さん自ら、所管、担当課職員全員で示してくれたらしい事例だと思っております。それ以外はなかなかないんですね。

少し自慢話になるかもしれませんが、あるとすれば、市長選の前、十月一日にできたんでしょかね、種子島海上保安署というものができました。これは議会のほう、航路改善港湾整備特別委員会のほ

うで八年以上誘致活動で動きました。そして、当時の長野力市長のほうも、ともに協力して誘致が成功したものでございます。我々が動いたから来てくれたということではないんですが、誘致の活動が少しでもきっかけになったのではないか、そのように思うわけでありまして。私が知る限りでは、海上保安庁、それぐらいかと思うわけでありまして。そして、今申し上げましたバックオフィス、それぐらいであります。

今、これまでも本当二十年、その前の三十年、四十年間も、西之表市は所得を増やす、働く場所を増やすために企業誘致に働こうということまで一生懸命動いてきたわけでありまして。二十年前には、私のほうは、工場誘致のほうは水がない種子島では、水が不足する種子島では初めから無理だろうというふうに思っておりましたが、ほかの先輩議員の方は、やはり企業誘致ということを熱心に訴えておりました。結果的にはなかなか難しいということでございます。

であるならば、インターネット時代でありますから可能性はあるわけでありまして。そのための投資もすべきであります。それ以上に考えなければならぬのは、今現存する企業、事業所を、島外資本であればどう撤退しないようにするのか、また、地元の資本であれば廃業しないようにするのか、そのことが重要ではないのかと思うわけでありまして。

こちらのほうに項目に書かせております。新光糖業、また、でん粉産業についてであります。同僚議員のほうが専門的なお話はさ

うきびについてお話ししていただきました。私のほうはなかなか専門外でわかりませんので、わかることだけを聞かせていただきます。

新光糖業のほうは、運送とかいろいろなことがございます。新光糖業の工場にも人がおります。パートさんも雇って使われているそうですね。それが大体百名ぐらいいはいるんではないかということになっております。また、ハーベスターを使って刈ったりとかする作業に、やはり二十名ぐらいの人数が必要ではないのかという人手がかかっているのではないかという説明も受けております。

でん粉産業におきましては、また季節のものでございますから、多いときは三班十八名ぐらいでやっている。そのほかにもパートさんを使っているということでもございました。今オフになった時期でございます。仕事がない時期でございますが、それでも五人からパートさんを含めたら八名、十名ぐらいで仕事を行ってるといいう現状でございます。

新光糖業、本当に同僚議員が申し上げましたように、厳しい状況でございます。百人の雇用をつくるのがどれだけ大変かというのは、我々西之表市の理事者の方も議員の方も存じているかと思えます。海上保安庁の二十名がなければ、二十年かかって五名やつと増えるかどうかでございます。新光糖業の百名、もう少しまだまだ考えていけば、広がりが大きいかと思います。同僚議員のお話では、四倍の経営効果があるという話でございましたが、この百人の雇用をどう生み出すのか。そして、ハーベスターの二十人、そして、でん粉

のほうの二十名ぐらいの人間、その人たちの雇用をカバーするものがあるのか。これははっきり言っていないと思います。この新光糖業、また、さとうきび産業、でん粉産業、さとうきび産業のほうは、御承知のとおり、畜産のほうにも影響してまいります。飼料の問題にもなつてまいります。そのようなことを考えると、幅広く影響を与えるのではないかと、そのように思うわけでありませう。

さとうきびのほうは、平成二十八年度の資料で申しわけございませんが、普通作物全体で総額で四十二億円ほどでございます。その中で、甘しよのほう、三億七千七百四十九万二千元ですか、そして、さとうきびのほうは八億九千三百八十七万七千元、そして、青果用甘しよ、これは安納いもが主だと思っておりますが、十五億円を超えております。そして、畜産部門のほうになりますと、牛乳とかそういうものも含めると、全て合すると二十九億円になるわけでありませう。西之表市の総生産は四百四十ぐらいでありましたから、その中で占める割合というのがわかるかと思えます。

どうしてもこのようなことを考えると、新たなもので金を生み出すというよりも、やはり手っ取り早い、言葉は失礼であります、今ある事業所、産業をいかに継続していくか、できれば伸ばしていくか、その努力は最大限行うべきことだと思っております。市長のほうはどのようにお考えでしょうか。課長でも構いません。

○農林水産課長（園田博己君） 製糖工場及びでん粉産業についてであります。

甘味資源であるさとうきび、でん粉用さつまいもは、台風常襲地の種子島にとって防災営農上重要な基幹作物であり、製糖工場やでん粉工場などの製造業者とともに、議員御指摘のように、地域経済に果たす役割は極めて重要と考えております。今後とも関係機関、団体と一体となって甘味資源作物の経営規模拡大、単収向上対策に取り組み、安定な操業のための安定的生産量確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇一 一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

続きまして、九州電力・九電工等の電力関係についてでございます。再生可能エネルギー発電促進賦課金というものが出ておりました。

私のほうも電気料を払うとき、千五百円から千六百円を払っているわけでありまして、電気料を通して払うわけでありまして、はっきり申し上げまして、税金とはいう名前はつけられませんが、見えない税金、再生エネルギーを普及させるための見えない税金と言ってもいいものかもしれません。

このために、九州電力のほう、昔と比べると大分小規模になってまいりました。経営の効率化を図っていくのは、企業としては収入を増やすため当然のことです。そのような中で、こういった九州電力・九電工関係、この関係で鴨女町のほうにございます事務所、西町のほうには発電所のほうがございます。

南種子町のほうにも発電所があるわけでありまして。その下請けとして、いろいろ電信柱の工事とかいろいろやるのに八社ほどあるそうです。全てを含めると、これがやはり百名ぐらいになるわけです。

西之表市、再生エネルギーをしようということでおっしゃっているわけですが、今現状で九州電力の、九州電力は九州管内の電力を賄っております。そして、離島のほうは離島を一まとめで考えておりますので、種子島西之表市だけの電気料金のプラス・マイナスどうなっているのかというのは数字は出てまいりません。しかしながら、離島のほう、大体考えてみますと、九州電力管内は全て電力金は同じわけでありまして、かかっているお金の半分ぐらいで提供するというふうな形になってます。逆に、利益を得るんではなく半分以上損をしながらも、西之表市、種子島に電力を提供しているということになってまいります。そのような状況の中でも、台風災害の多い西之表市でありますから、ある程度の要員は備えているわけです。また、下請けの会社の方も一生懸命頑張っている。これが百名ぐらいになるといってあります。

そして、再生エネルギーのほう、西之表市のほうでは、将来的に九州電力が撤退するんじゃないか、そのような話も噂で聞いたことがございます。そのようなこともあって、再生エネルギー力を入れようということなんですが、再生エネルギーのモデルケースになったのはドイツでございます。西ドイツの時代であります。

これをまねして菅直人政権のほうで賦課金というものをつくってまいりました。では、西ドイツどうなっているのか。原発も廃止しよう、石炭火力のほうもやめようということになってきたわけでありますが、現状では、再生エネルギー、バックアップ電源が必要、安定的な電力は供給できないということで、安定的な電力を得るために隣のフランスから原発でつくったエネルギーを買ってる状況がございます。

そのような状況を考えますと、私は、やはり九州電力、これを電力会社と捉えるのではなく、島外資本ではありますが、地元貢献するために、ここにおいて一生懸命働いてくれる地元企業として考えて、やはりまだまだ大切にしていって、感謝をする気持ちを持たなければならぬのではないかと、そのように思うわけですが、市長のほう、どうでしょうか。

「企画課長 神村弘二君」

○企画課長（神村弘二君） 電力関係について、私のほうで答弁をさせていただきます。

議員御指摘をいただきましたように、今、一般電力会社、九州電力といったような一般電力会社については、取り巻く環境が非常に厳しくなってきたという状況でございます。御承知のとおり、一九九三年以降、電気事業法の改正など段階的な規制緩和が行われまして、三年前の二〇一六年には、一般家庭向けの電力供給の自由化がスタートしたところでございます。また一方では、COP二十一

など地球温暖化に対する世界的な取組みも進みまして、化石燃料に依存する形態を脱して持続可能な社会の実現を目指す方向が示され、再生可能エネルギーの推進が図られてきているところでございます。

御案内いただきましたように、市におきましても島内循環社会を実現していく一環といたしまして、再生可能エネルギーの振興を図ってきており、現在は市においてバイオマス発電の可能性について検討を進めてきているところです。仮にこの事業が実施されるといふことになりましたと、家畜ふん尿処理の過程で発生する液肥の活用であるとか、酪農家や飲食店等からの処理料及び固定価格買い取り制度に基づく売電などが収入源となっていくと思います。しかし、御承知のとおり、売電については、九州電力側の火力発電機の抑制等を伴い、経営の圧迫にもつながる可能性がございます。このためにも、九州電力としては安定した電力供給を目的に、必要に応じ出力制御指示を発し、買い取りの制限が行われてるところでございます。また、小売りの部分は自由化をされておりますけれども、電力供給の新規参入の場合であっても、送電部門については九州電力側になっていくということになります。

市としましても、市の課題解決のためにバイオマスエネルギーの可能性について検討を進めてはおりますけれども、全てが再生可能エネルギーに転換される状況は想定をしてございません。全体の調整が必要になってくるというふうに思っております。九州電力の経営と両立する形で、エネルギー供給を部分的に分散するエネルギー

ミックスとして捉えているところでございます。

御指摘いただいたように、地元に対する九州電力の貢献というのは大変大きいものがあるというふうに思っておりますので、今後バイオマス発電事業を仮に進めていくという形になっても、九州電力との協力関係は不可欠というふうに考えておりますので、来期より分散型の検討会の中に九州電力のほうからも御参加をいただいて、意見交換ができればというふうに考えているところです。

以上です。

○ 一 一 番 (田添辰郎君) 再生エネルギーの中で、西之表市でやはり唯一可能性があるのはバイオマスかと思えます。先ほども申し上げました畜産のほう、また、さとうきび産業のほうにも大きく関連してまいります。バイオマスのほうは推進しても結構かと思えますが、太陽光、また風力というのは、今の制度では、西之表市は違いますが、日本全体の制度を見ますと、お金があつてやったほうがもうかるという仕組みでございます。そのような仕組みは到底うまくいくとは思えません。

また、発電電分離のほうも行われます。この影響というのは、地震大国である日本にとっては本当に危険性を増す話だと思えます。東日本大震災があったとき、やはり九州電力からも応援に行ったという事実もあるわけでありまして。全国いついかなるときに地震があるかわからない日本において、この電気事業者のほうを分割しているのか、一つ一つの規模を小さくして弱体化して本当にいい

のかということ、やはり考えていかなければならないと思えます。我々島に住む者、台風被害の常襲地でございますから、やはり国のほうにもエネルギー政策をそのような災害の観点から見ると要請して、やはり九州電力自体が安定経営ができるような協力を要請するような動きも必要ではないのかと、私はそう思うわけですが、市長のほうのお考えがあれば、よろしくお願いしたいと思います。

○ 市長 (八板俊輔君) 議員のお考えに全く同感であります。

○ 一 一 番 (田添辰郎君) ありがとうございます。なかなか東京の理屈と田舎の理屈は全く合わないところがございます。東京の方が小選挙区制度、この制度になりましたから、人口比例ということで憲法違反ということを言われて、本当に憲法違反なのか、平等という概念を勘違いしているのではないかと思うわけでありまして、田舎の国会議員の先生方は本当に少なくなってきたわけでありまして。そして、発言権も弱くなってきているわけでありまして。

このような時代だからこそ、今申し上げました新光糖業、でん粉産業、そのようなものを守るため、また九州電力を守るため、農業を守るためには、やはりJAとの連携が必要であります。今、国会議員が少なくなった今だからこそ、地元の県会、また国会議員の方に協力をいただいて、強力に国に物を言っていかなければならない時代になっているのではないかと、そのように思うわけでありまして。

また、最後に、この項目でございます。地元小規模事業所についてであります。西町、東町商店街と言われております。その中で、商工会のほうで確認させていただきました。今現状で商工会の正会員のほうが四百六十六あるようでございます。平成二十年には五百六ありました。平成十年には五百八十二ありました。それが今四百六十六になつてゐるわけです。また、建設業のほうも、建設組合の会員数、会員社数のほうは半減している現状でございます。このような状況をどうするのか。我々は、インバウンドという言葉もあります。インバウンドもはっきり言っているのかもしれないんですが、やはり目を足元に向けて、地元の企業をどうしようかというところに目を向けていかなければならないのではないか、そう思うわけです。

私自身、ヘビースモーカーであります。今年になつた予算書を見ました。市税の一割を占めるのがたばこ税というふうになつたわけです。大変情けない状況ではあるわけですが、このたばこの小売店のほうも六十店舗ぐらいたつたものが半減し、三十一店舗になつております。本日に店舗数が減つてきたわけです。そして、自民党時代の大規模小売店舗法の改正によりまして、大型店舗のほうはどこにも入れるようになりました。西之表市にも入っております。これも本当に仕事の働き場をつくるということではあります。これは民間企業であります。いつ撤退するかわからない。九州電力のように、きっちりと地方を守る

という使命を与えられたところではございません。そのようなことを考えますと、地元の商工会の会員である事業所の方、地元の小さな建設業の方、その方たちをいかに守るのか、そのことを今一生懸命考えなければならぬと思うわけです。

地産地消という言葉がありました。今、野菜も生協で買える時代であります。西之表市のほうも、生協のほう、大手二社のほうが入つてまいりました。そして、インターネットにおいては、アマゾンでも野菜が、ミルクが買える時代であります。そのような中で、我々は市民の皆さんに、職員の皆さんに、議員の皆さんに、地元で購入をしてくださいとお願いはできません。個人の選択の問題であります。やはり地元の小規模事業所を守つていくため、そのためには、我々は地元で買物しようということはまだまだアピールしていかなければならないのではないか、議員としても行政としてもアピールする必要があるのではないか、そのように思うわけです。

先ほど循環の話をしていました。地元内で回れば、それぞれの所得は増えていく。Aさんの所得もBさんの所得もCさんの所得も合算されて総所得になつてくるわけです。これが外から買うというところになると外の所得になつて、我々のほうからは消えていったお金、預金と同じように死に銭になつてしまふわけです。個人の消費としては正しい行為であるわけですが、西之表市民全体の経済行為としては間違いかと思います。その辺のアピール、

その辺の訴え方も必要であるかと思いますが、市長、どのようにお考えでしょうか。

「経済観光課長 岩下栄一君」

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、地元の商店街の利用につきましては大変重要だと思っております。これにつきましては、商工会や市の商店街振興組合とも連携をとりながら、少しでもそういった地元にお金を落とさせていただくような、そういった施策もあわせて進めていきたいと思っております。

また一方で、地元の小規模事業者に対する支援等でございますけれども、これも市の商工会と連携の上ですね、島の市場を求める販路開拓のほかに、事業経営、事業継承に係るセミナー等も毎年実施するところでございます。

さらには、大学との連携や、観光面におきましては、体験型観光・旅行の推進によって交流人口を増やしまして、外からの人を招き入れることで地域経済の活性化というのも図ってまいりたいというふうに思っております。

なお、補助事業であります特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の雇用機会拡充事業におきましては、創業や事業の拡大、また事業継承での活用というのも可能でございます。新たな民間による投資の促進とともに、あわせまして制度の周知を図りまして、そういった事業者等の支援というのも図ってまいりたいというふうに

考えております。

以上です。

○一番（田添辰郎君） （四）の無駄な基金を積み上げるのでは

なく、これ無駄な基金という失礼な言い方をしておりますが、ちょっと訂正させていただきます。無駄というのは失礼かと思っております。基金を積み上げるだけではなく、農業や公共事業等、市民所得増加に投資すべきと考えるが、西之表市の財政上どれほどの基金が必要かとあります。基金がどれくらい必要なのか。適正金額はどのようにふうに考えているのか。以前には、国民健康保険基金のほうでありますが、基金が多いということで、市民の皆さんに分配しないということ、国民健康保険加入者のほうに赤い薬箱を配った件がございました。それほど、基金を積み上げるんだったら税金を安くしてくれとか、仕事を出してくれとかいうお話があるかと思えます。その基金の問題、どう考えるかであります。

今、今日持っているのは当初予算に係る公表資料でございます。平成三十年度の分と平成三十一年度の分なんです。三十億円ほど基金のほうで積み上がってまいりました。西之表市の基金の中でも最も多くなったのではないかと、思うわけであります。今年の資料を見ますと、二十五億円ぐらい、五億円ぐらい減るわけです。私は市長の、この基金を積み崩したものが何に使われているのかは後ほど委員会のほうで確認させていただきますが、予算書を見させていただいたときに、小学校、中学校の冷房とか、そ

これは以前から言われていたんですが、なかなか財政的な問題でできなかった問題であります。それもやっていただけ。そして、種子島中学校のプール新設については、私は個人的にはベストではないと思っております。まだまだいい方法があると思うんですが、なかなかできない事業、教育に投資されるということでもいいと思うんですが、五億円使っている。それでも財政調整基金のほうは十五億円近くまだあるということでございます。

それで、お聞きいたします。市の財政のほうは百円規模でございます。そのような規模の中で財政調整基金というものがどれだけあれば適正なのか、その辺の数字を教えてくださいなと思います。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

本市において十の特定目的基金がございますが、ふるさと応援寄附基金以外の九つの基金積立てに対し、現在、目標というものは設定してございません。しかし、今後想定される財政需要といたしまして、市が保有する公共施設の老朽化対策、いわゆる長寿命化事業でございますが、これが増えてまいります。平成三十一年度においても、学校施設や社会教育施設などの長寿命化計画である個別計画を策定すべく予算を計上しておりますが、既に策定されているさまざまな公共施設の個別計画とあわせて、市全体でいつまでに幾らかかるのかというのを具体的に把握をしてまいりたいというふうに考えております。しかしながら、この基金積み上げが他の予算に影響

を与えてしまうおそれもあることから、他の予算とのバランスを図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

また、平成三十一年度当初予算におきまして、公共施設建設基金、減債基金、財政調整基金、ふるさと応援寄附基金、四つの特定目的基金より約六億三千万円を繰り入れて予算を編成してございます。公共施設建設基金は公共施設等の長寿命化計画策定や公共施設の解体などに、減債基金は近年行った大型普通建設事業による元金償還開始などに対応し、財政調整基金につきましては、不足する一般財源にそれぞれ対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 田添議員、時間二十八分です。

○一番（田添辰郎君） はい。ありがとうございます。

以前、基金どれくらいかわかんないです。一〇%ぐらいがいいのか。これは根拠がないですから言えないんですが、この基金をですね、基金のほうを、昔、水道会計のほうで利息が高いということで借換債というものをいたしました。この基金を使ったからといって、今の地方債発行のほう、利息の、かなり最低の価格になってますんで、借りかえすると言っても無駄であります。ですから、残すしかしようがないかとは思いますが、できれば先ほど申しましたように、社内留保も基金も同じと言ったら失礼なんです、考えられると思うんですが、やはりなかなか市民の所得を増やすという方向には向かないものであります。

できる限り、もう簡単に使えば、二、三年ももてば基金が十億円ないという状況にもすぐ追い込まれるわけですが、この貴重な基金のほうを市民所得が増える方向、今年度は本当に市長の采配のおかげで子どもたちの教育のために大分予算のほうを割かれるようでありますから、今度は子どもを育てる働く若い世代のほうの所得が増えるような方向に仕向けていただければと思っております。

関連いたしましたして、新光糖業のほうへの農業関連に対する補助のほうもございます。九州電力のほうには必要ありませんが、また地元との交流を、それを守るための補助。一過性かもしれませんが、今年度は残念ながら消費税は値上げするかもしれません。二十年続いたデフレが今後十年間続くことは、可能性が高くなったわけであります。そのためにも、この基金のほう、市民の所得を増やすためにも有効利用していただければと思っております。

では、続きまして、馬毛島の問題、短くなりましたが、させていただきます。

馬毛島への自衛隊施設とFCLP訓練についてでございます。

先ほど同僚議員から質問がございました。最近、港で自衛隊員、自衛隊車両のほうが見受けられたわけですが、どのようなことになっているのか御説明いただければと。わかっている部分で結構です。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

新聞報道等でございますけども、中種子町で行われました水際地雷の敷設装置が運搬車両として使われておりましたようで、見受けられましたものは、実は私も見たんですけども、天神町のところの空き地のところに車両が二台ほど、あとクレーン車があったと思えますが、あの車両がその地雷の敷設装置だと思えます。

以上です。

○一一番（田添辰郎君） 私のほうも産業会館の前で、同じ場所で見まして、あれ何やってんだろうなど。議会のほうには何も説明なかった。するもんでもないのかもしれませんが、びつくりしたわけであります。これまでは事前にどういう、ほとんどが鎮西二十とかそういう関係だったもんですから、いつぐらいには訓練があると聞いてたんですが、今回はいつの間にかやっていると状況でございますまして、それも片づけということもございました。

このような状況を見て、反対される方は、僕の前の議員の方は皆さん反対の立場で質問されておりましたが、残念だなという声もあるのも事実であります。これも、市長のほうも担当課長のほうも、そういう声も多分僕だけではなく聞かれると思うんです。鎮西二十一の場合は、今回は六十名規模だったみたいなんです、単に単発ではなく、そのような訓練が何回も複数回にわたるのではないかと、いうふう聞いております。そういうふうになりますと、五回やられますと六十人でも三百人ということになりますんで、その消費が中種子町はいいなという話に、いつものいいなという話になってく

るわけでありませぬ。そのようなことを、やはり市民の思いも酌んでいただければと思っております。

二番目の質問に移ります。

二番目の質問、こちら先ほど和田議員のほうが質問されましたので、省かせていただきます。

三番目のほう、施政方針で述べられた、平和は軍事力強化よりも外交努力によってこそ達成されると確信している。この言葉の真意は何なのか。また市民の生命・財産を守る立場とはどのような立場か。首長としての限界をどう考えるのか。国が馬毛島を購入したらどうするのかということがあります。

まずは、この平和は軍事力強化よりも外交努力によってこそ達成されると確信している。私は、西之表市長が外交努力のみではないと思うんですが、この真意がよくわかりません。少し説明していただければと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

施政方針の中での文言についてのお尋ねでございます。

平和達成についての文言は、この文かと思えます。平和は軍事力強化よりも外交努力によってこそ達成されると確信しているということですが、この文言どおりの意味合いでございます。

○一 番（田添辰郎君） また、同じように施政方針なんです、市民の生命・財産を守る立場、私は災害時、台風災害、市民を守る立場で首長がいらっしやると思えます。それ以上の大規模災害の場

合は、鹿児島県知事の権限も大きくなってくる。それ以上のものであれば、特にこれが対外のものであれば、国がその責任者と、総理大臣が責任者と思うわけでありますが、この市民の生命・財産を守る立場とはどこまでのことを言っているのか。意味がわからないので教えていただければと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

市民の生命・財産を守る立場とは、市民の生命・財産を脅かすものが生じた場合、あるいは、そのおそれがあった場合に、それに対処して行動すると。そういう意味合いでございます。

○一 番（田添辰郎君） 市民の生命・財産を脅かすということでございます。台風も地震も市民の財産を脅かします。今脅かす馬毛島に関して施政方針で述べられましたから、これは、我が国防衛省は我々市民を脅かす存在になるのか。それとも、FCLP訓練も行えることになっていきます。米軍の空母艦載機でありますから自衛隊、もしくは米軍が我々西之表市民の生命・財産を脅かす可能性があるということをおっしゃってるんですかね。お願いします。

○市長（八板俊輔君） ごく簡単に申し上げます。お願いのものが想定されるかと思えますけれども、そういうものにつながるのか、あるいは議員おっしゃるように、自然災害もございます。その他、この現代社会において、いろいろな意味で市民の生命・財産を脅かすものというのは、時代によってさまざまな形で我々の周辺に忍び寄ってくるわけでありますから、そういうものから首長として市民

市長がおっしゃるように、軍事力強化より外交努力によって達成される、平和がと。これは明らかに、我々の日本の歴史を見ても明らかに間違いではないかと思うわけであります。

韓国のほうは軍事力強化を進めております。中国のほうも七割ぐらい軍事力をアップしております。中国の場合は統計データが正確でありませんから、それは三倍、四倍と言われてます。数字で出てるだけでも日本の四倍の二十兆円あります。このような状況の中で、軍事力強化より外交努力。外交努力を实を結ばせるために、軍事力強化は残念ながら必要ではないかと思うんですが、市長のほう、どうでしょう。

○市長（八板俊輔君） 答えします。

軍事力といいますが、日本には軍事力があるのかどうかという問題もございませけれども、防衛力の増強ということを私は、増強といいますが、防衛力について否定しているわけではありません。それよりも外交的な努力によってこそという意味合いで申し上げるところであります。

○一一番（田添辰郎君） 次の質問に移らせていただきます。

前長野市長のもとに国から副大臣の方が来ていただきました説明をしたわけです。説明という形になってないわけですが、一応市長のほう手渡して、この資料のほうですね、手渡した。これは西之表市のホームページにも載っております。市民の皆さんもぜひ御確認いただければと思うわけであります。

市長のほうは反対という立場でございました。そのために、どのような考えなのかどうかということはわかりませんが、地元で反対運動を起こそうということで、どういうわけか熊毛を範囲にしていまいました。屋久島、南種子町、中種子町、西之表市で、反対のための協議会をつくって動いたわけであります。そして、そのような場合どうなるのか。今、今回状況の変化で、八板市長御存じのとおり、当初は議会のほうが離脱をして、今度は町自体が二町抜けてしまいました。そのような状況の中で、反対のための協議会は空中分解をしたわけであります。

当初、長野市政のもとでは一市三町あったわけですが、私が考えるに、地元というのはどうなんだろうと。私は西之表市議会議員として、馬毛島がどこにあるかといえば、行政区域は西之表市にあるわけですから、西之表市の馬毛島だと思っております。しかし、ホームページに参照していただければいいんですが、自衛隊のほうは、官舎のほうをつくるのに地元という言葉は入っていないかと思う思います。種子島につくるというふうに入っております。どう見ても、これは熊毛ではなく、西之表市ではなく、種子島なのではないか。そのようにも思えるわけであります。

そのような場合になりますと、市長さんを初め、首長だけではありませんと、一対二で反対が八板市長一人、また議長まで含めると、反対がうちの市長、議長二人、反対が他の四、二対四という形になるんじゃないかと思うんですが、そのようなときに、国のほうは本当

にこの国を守るため、責任ある立場でこの国家を守る。国家、主権、領土、国民でしたつけ。国を守るということは、国の主権を守るということであり、領土をきちつと守るということであり、そこに住む国民を守るということであります。その責任を唯一担っているのは国であります。国、政府であります。そのような責任感から、地元への理解は十分に得ることを努力しながらも、淡々と、今の東アジアの状況を見れば、馬毛島の開発のほうを進めていくしかないと思うわけであります。

仮定の話かとなりますが、そのような場合には、馬毛島に自衛隊施設はできて、反対である西之表市のほうは再編交付金、これは再編交付金のほうは米軍等再編交付金でありますから、協力するところにもらえるわけであります。西之表市は反対だからもらえない。中種子町・南種子町はもらえる。そのような事態になるのではないか。そのように思うわけでありますが、市長はこのようなことを考えたことがございますか。私は仮定の話だからといって、市民の代表であり、市民の未来を決める市長だからこそ、あらゆる可能性を検討した上で決断をし、方向性を示していかなければならない、そのように感じるわけでありますが、市長、二対四、一対二で地元の方のサインが得られたということになったら、やはり変わりませんか、反対は。

○議長（永田 章君） 田添議員、これは四、五、六まとめて答弁。
○一一番（田添辰郎君） まとめました。すいません。はい。

○議長（永田 章君） まとめていいですね。

○一一番（田添辰郎君） はい。まとめてやりました。はい。

○議長（永田 章君） はい。じゃあ、市長、四、五、六まとめて答弁をお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

この問題が熊毛地域の問題であるかというような御質問かと思いません。

議員も御承知のように、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会という四市町で構成していた組織がございましたけれども、それが昨年の二月に解散をしたようなわけでありましたけれども、馬毛島はもとより西之表市の行政区内にございます。西之表市と他の町を同列に置くように、議員のお話ですと、種子島三市町なのか、あるいは四市町を意識しておられるのが、少し私がちよつと受けとめがちよつとよくわかりませんが、いずれにしても、馬毛島は西之表市に存在しております。ですから、一義的には西之表市が、本市がまず第一にこの問題について判断をするということであります。それについては、特に種子島の二つの町、それから、同じ圏域の屋久島についても、やはり影響はございますので、その辺も考慮しながら判断をするということになるかと思えます。

○一一番（田添辰郎君） 本当にくれぐれも忘れていただきたくないわけですが、先ほど説明しましたように、前市長のもとで一市三町、熊毛ということになりました。国のほうは、それ以前か

ら文書のほうでは、そのようなことは、具体的なことは、地元がどこかというのは定義はしておりません。ですが、官舎の問題を見ますと、西之表市に比べると書いておりません。屋久島ともありません。種子島と書いてあるだけであります。種子島の西之表市か種子町か南種子町、それも書いてないわけであります。地元の理解を求めようと国がするならば、私は当然種子島を地元として考えるのではないか、そういうふうには思うわけであります。そして、長野力市長のもとでは、国、防衛省のほうには、私は地元だとは思わないうんですが、屋久島にまで行っているいろいろな説明をした経過もございます。

きちっと考えるならば、やはり私が申し上げたように、このままいけば、市長がですね、次の質問に移らせていただきますが、このまま反対ということになれば、反対ということではできない。しかしながら、国家・国民の生命・財産を守るのは、やはり対外的には国政府にあるわけであります。その大きな責務を果たすためには、沖縄の問題もございましたが、僕以外の議員の皆さんは沖縄に同情的であります。私も同情いたしますが、あそこもこの種子島の西之表市と同じように、なぜ沖縄に米軍がいなければならないのか、その辺をきつちりと県民の皆様に伝えられていたのかどうか分からないところがございます。そのようなものが反対、反対で活動を行って、反対が多ければいい。それが民主主義なのかと残念に思うんですが、そのようなものではないと思うんですね。きつちりと市民の皆

様に持っている情報を説明して、国の情報も伝える。国自らが情報提供を行えるように努力する。また、反対派の皆さんが市民の皆さんに情報提供を行うのも協力する。きつちりと市民の皆様に判断する材料を持っていただいて、考えていただく。それが民主主義ではないかと思えます。万機公論に決すべしという言葉もございます。日本らしくやるべきだと思っております。

そして、今市長のほうは利活用方法を考えるということでした。賛成でも反対でもないということでございます。第三の道を選択するというところで、このままでですね、現状が移って行って、国が売買契約を決めるのは三月末かどうかわかりません。こんなの相手がいるもんですから、新聞報道は三月末と言ってますけど、これが五月になるか年内になるか、はっきりわからないところでもあります。相手次第なんです。しかしながら、そういう新聞報道のとおり受け取ってみますと、その後も今のような状況で、市長は賛成でもなく反対でもなく、第三の道、FCLP以外の利活用方法を選択するというところでよろしいんですかね。確認です。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

これは六、七一緒ということではよろしいんですか。

○一一番（田添辰郎君） はい、そうです。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

第三の道という言葉われ方をされましたけど、この問題、馬毛島の問題で賛成か反対かという色分けをする議論には、私は一つ欠落し

ている部分があると考えております。それは、馬毛島はいかにあるべきか、どう利用したらいいのか、そういう観点が欠落しているのではないかと常々考えております。それには、馬毛島がいかなる島であるかを知ること、この原点に立ち返ることが今求められていると考えております。それが私たち西之表市民のとるべき道であろうと考えております。

〇一 一番（田添辰郎君） 市長のロマンチックな発想というのは、よく僕はわからないですね。榎本修市長の時代、国のほうが、西之表市さん、どうですかということであったわけですが、やっぱり南種子町のほうの牧場のほうが明治時代のほうにいろいろと放牧したりして、また、移住のこともあります。なかなか痩せた土地であった。これは開発のために追い出されたという表現をする方もいらつしやいます。住んでいた方たちの中でも、本当に厳しい自然環境の中で、川がないわけですから、それで、あの平地でありますから、きちつとした表土というものがあつたのかどうか。今は見る影もありません。農業をやるにも大変な土地だったわけです。それに価値があつたのか。思いは残ります。しかしながら、我々西之表市が判断してきたことは、残念ながら我々市民の力では馬毛島をいかんともしがたかつたという現実ではないでしょうか。

第三の道、ふさわしい活用方法を検討するとは随分と賢いような判断でございます。そうかなとも思うわけであります。しかしながら、多くの市民の皆さんには、単なる引き延ばしをしているのでは

ないかというふうには見えていないと。そのような意見も多いわけであります。また、市長の施政方針を考えましても、賛成、反対、結果的には反対であるわけであります。賛成、反対と言わないまでも、反対をしている。国の国民の生命・財産を守る、その尊い責務をないがしろに考えているのではないかと、私はそのように思うわけです。

市長、首長としての責任も当然ありますが、市長は市長としての立場で、県知事は県知事の立場で、国は国としての立場で、それぞれ抱える方たちが違いますから、思いは変わってくるわけでありますが、やはり市長は国に対して胸襟を開いて、本当にどうなのかということを開く、議論すべき時期に来ているのではないのでしょうか。もう既に始まるかもしれません。

市長は就任されてから馬毛島のことを調査・研究し、市民の皆様々に伝えていきますとおっしゃられました。しかしながら、昨日の答弁、今日の答弁を聞いても、余り調査・研究をされてるのかわかりません。国、防衛省の立場からいいますと、冒頭最初にツー・プラス・ツーのことで説明に来たときに、そのときの市長に説明し、議長に説明いたしましたから、国の説明はそこで一旦は終わっているわけであります。そして、国、議会、行政が反対、市民も反対だということでもありますから、国が一方的に説明に来るということは、お互いの信頼関係を壊すということで、国はなかなか、国、防衛省はできなかったわけであります。私はそのようなことを考えると、

市長、この機会でもありますから、国、防衛省の話も市民の皆様につきつちりと理解してもらい必要があるのではないかと、そのように思うわけでもあります。

市長の考えは市長の考えで結構ですが、今、市長も反対かどうかわからない、議会は反対という状況で、国、防衛省は市民の皆様から、防衛省は何考えてるんだ、説明会開いてくれという要望もいっぱい聞くわけがあります。しかし、それっていうことは、反対のところ賛成してくれるように説明行っていくのは、敵対行為をすることになるじゃないですか。日本国民も西之表市民も同じ日本国民です。その国民を守るためにきつちりと話し合って、国の防衛省の説明も市民の方にも聞いてもらうというのが重要かと思えます。

このままいけばですね、平和は軍事力強化より外交努力によってこそ達成される。確信は結構であります。一首長としての確信は結構であります。ですが、その立場にはございません。本来、国家、国民を守るのは政府の仕事であります。その責務を背負う政府、その仕事をないがしろにしてはならないと思います。ですから、またもう一度お願い申し上げます。市民の皆様に、国、防衛省の考え方、伝える手段を早急に考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で田添辰郎君の質問は終了いたしましたし

た。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十五時十五分ごろより再開いたします。

午後二時五十九分休憩

午後三時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、川村孝則君の発言を許可いたします。

〔六番 川村孝則君登壇〕

○六番（川村孝則君） 最後の一般質問者になりましたけれども、よろしく願いましたと思います。

通告順序に従い一般質問をいたします。

鴨女町の市営住宅についてであります。

同僚議員からも同様な質問がございましたけれども、なるべく重複は避けて質問いたします。

第六次長期振興計画には、老朽化した市営住宅の改修を行い、建替への検討を行います。また市民の住環境改善に努めますと、このようにうたわれております。実施計画では、平成三十三年度から取りかかるような計画、いわゆる計画策定等、平成三十三年度は二千万円の予算が計上されておりましたけれども、このように示されております。

鴨女町市営住宅の建替問題は、以前から一般質問にもたびたび取り上げられておりました。昭和の三十年代に建てられた古い市営住宅でありますので、建替えの時期については関心が寄せられていたと思います。本市においては、美浜、古園住宅は最近新しく建て替えられましたけれども、桜が丘団地や若宮団地は結構老朽化をしていると思います。そういう意味では、今年度もいろいろと予算化がされておりますけれども、維持修繕費等に多額の予算が計上されてるといふふうに考えております。

このような状況の中で、一番古い鴨女町市営住宅について建替えをどうするのかというふうに関心が寄せられていくのは当然のことだと思えますし、その点は当局も十分承知しているわけでありまして、第六次長期振興計画で一定計画を示したという点は理解をしながら、まず一点目に通告している現況を、入居戸数、空き家戸数、平成二十九年度修繕費等の総額、そして今後の計画、建設候補地等も含めてですね、伺いたいと思えます。

なお、担当課長にお願いですけれども、入居戸数については何人かの質問に対しての答弁がありましたけれども、ちょっと聞き取れなかったもんですから、できれば合計の戸数でですね、ゆっくりとこう答弁をお願いしたいというふうに思います。

以下の質問は質問者席より行います。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

現在、城之浜A団地の市営住宅の管理戸数、合計でいきますと、六十五戸であります。で、入居戸数五十一戸、政策空き家十三戸となっております。

あと、修繕料の件ですけれども、これは城之浜A団地、B団地とありまして、両方含めた部分で答えたいと思います。平成二十八年度が三十三万三千円、件数十七件です。平成二十九年度が二十九万九千四百三千円ですね。それから、平成三十年度が百四十三万一千円です。この平成三十年度のうち百万五千円につきましては、火災によって別の代替えの住宅を整備した部分でございます、その分を差し引きますと四十二万六千円ということになります。

あと、今後の計画ですけれども、平成三十年三月に策定しました西之表市公営住宅等長寿命命計画及び第六次長期振興計画に基づきまして、二〇二二年度に基本構想、基本計画を策定、二〇二三年度に一期工事の実設計を行い、二〇二四年度より順次住宅の建設、移転、解体、実施設計を繰り返しまして、二〇二八年度に最終の四期の工事ですけれども、に完成です。という計画にいたしております。

で、この建替えの戸数ですけれども、城之浜A団地ですけれども、焼失しました六戸の含めまして七十一戸あるんですけれども、これを九十三戸にする計画で、プラスの二十二戸という。このプラスする分は集約建替えということで、同様に古い住宅分をもう鴨女町に集約をするということですよ。

あと、建設予定地としましては、現在地の県道向かい側の旧市営住宅跡地前、今駐車場にしてるんですけども、旧市営住宅の跡地及び現在地での建替えの方向で検討をいたしております。以上です。

○六番（川村孝則君） 今担当課長から詳しくくるお伺いしましたけれども、建替時期については、先ほどの同僚議員の答弁でもありましたように、ある程度理解をしております。で、合計が二十二戸増やして九十三戸にするということで、確認ですけど、もう一度、そういうふう理解していいのか。それと、建替えの候補地は右向かいの旧の市営住宅跡地と現在地というふう理解していいか、その点もう一回確認でよろしくお願ひします。

○建設課長（戸川信正君） さつき言いましたけれども、七十一戸を一応九十三戸で二十二戸増やすんですけども、これにつきましましては集約建替えということで、修繕がきかない住宅がありますので、これは建て替えなければいけないというのが百二十戸あります。この百二十戸を九十三戸に集約をするということで、この鴨女町住宅についてはプラスなんですけれども、百二十戸から九十三戸ですのて二十七戸は全体的に減ることになっていきます。これは十年後を目指してあるんですけども、そういう計画にいたしております。

○六番（川村孝則君） 今担当課長からお伺いしましたけれども、建設をする候補地ですけども、現在の住宅地も解体をしながら、ま

た建て替えるというふうな形で今の説明では受けとめたんですが、私一つ、今後の話になりますけど、建設をする場合に、いわゆる昔の話でいえば、平成十三年災の災害もありましたし、で、今は南海トラフ地震の対策ということで、津波のそういうった対策もしなければならぬと。で、そういう意味では、鴨女町の住宅はまさにそういういったところを一番対策を講じていかなければならない、そういう場所ではないのかなというふうに思いますので、その点は当然今後住宅を建設する上では何らか考慮をしながら、そういうった住宅の建設については計画を組んでいくということは、当然そういうふうな形になるであろうというふうに考えるんですが、そういう面はどうにお考えでしょうか。

○建設課長（戸川信正君） 当然今お答えしました現在地で検討をいたしておると、方向で検討いたしてるといことですので、当然津波の際の危険性も考慮した上でですね、で、計画するのは当たり前のことです。そして、今年、一応アンケートも実施して、現在住んでる人とかの意見も伺いたいと思っておりますが、当然今度は火災があったわけですけども、その人たちにどこに移りたいかということ、若宮団地とか古園団地もあったんですけど、やっぱりこの地元がいいという声が多かったわけですね。そういうこともありますけれども、そういう鴨女町集落の意見とかも伺いながら、現在地がいいのか、それとも別のところに建て替えたほうがいいのかも含めてですね、こういう計画を実施するまでに検討してまいり

たいと思っております。

以上です。

○六番（川村孝則君） それでは、二点目に移ります。

長期振興計画を踏まえつつ、入居者の高齢化、住宅の老朽化等懸案事項もあり、建替時期も早めるべきでないかというふうな質問事項を挙げておりましたけれども、先ほど市長の答弁、同様な質問がありましたので、市長答弁でいくと、可能な限り前倒しをしても、可能な限りですね、そういった部分で検討していきたいというふうな答弁でありました。その点はその点で私も一定評価をしていきたいと思っております。いわゆる先ほども冒頭申し上げましたけれども、入居者がやはりどうしても高齢化が進んでおりますので、そういう部分では、一定やはり市民のこの住環境問題にかかわる問題でもありますから、スピードを上げながら協議・検討を進めていくべきではないのかなというふうに考えております。

そういう部分で、今この時点で前倒しをするという方向で計画を進めていく場合、一番重要な課題というか、幾つかの課題を解決しながら前倒しができるような、どのようにしたらそういうふうな前倒しができるような状況になるのかという部分においては、今何が一番課題として考えられるかという部分はどのようにお考えでしょうか。その点、お願いします。

○建設課長（戸川信正君） この建替時期の問題でありますけれども、この計画は、この時期にですね、普通建設事業が集中するとい

うこともありまして、本市の全体枠調整のために、長寿命化計画からすると一年遅れております。で、御存じのとおり、鴨女町住宅は建築後六十数年が経過しており、本体の老朽化や風呂やトイレの水洗化等、施設が十分ではございません。また、入居者の高齢化も進行していますので、できるだけ早く建替えを実施したいと思っておりますけれども、国の交付金事業を活用しての事業となりますので、国、県との協議を重ねるとともに、本市の事業実施枠の調整を図るなど、早期に着工できるようにと。一つそういうのも、例えば、プールですか、種子島中学校のプール問題とか出てきまして、ちょっと先送りをされてる状態ですけども、やっぱり住民の安全が大切でありますので、できるだけ引き寄せた方向での検討ができないか、また庁内でそういう検討いたしてまいりたいと思っております。

○六番（川村孝則君） 課長にもう一度伺いますが、ちなみに、今の時点でですね、もし事業、建設業、この鴨女町の住宅に係る総事業費、建設の総事業費が今の時点でおよそ、およそという部分がある程度答えられたら、お願いをしたいと思います。

○建設課長（戸川信正君） 今の長寿命化計画をちよつとでき上がってるんですけども、この長寿命化計画は、一世帯二千万円と大体計画しております。ですから、九十三世帯ですので、約十八億円程度概算でかかるのではないのかなというふうに考えております。それで、この建設につきましては、新しい手法、何かSY手法といたしまして、可変住宅、例えば、広さをこう柔軟に変えられると。

いえば、単身世帯がおったときは小さくしとって、家族世帯が来たら大きくするという、そういう工法も検討するということが計上されておりますので、そういう建築手法も研究をしながらやっていくと。そのかわり、このSY工法をとった場合は工事費が高くなるというデメリットがありますけれども、そういういろんなもう高齢者の住宅、高齢者ばかりで入る住宅じゃないのか、そういうのはありますので、そういういろんな可変住宅も計画に入れながら、そういうのも検討していきたいと考えております。

○六番（川村孝則君） 総事業費がおよそ十八億円というふうな金額でしたけれども、先ほど課長がおっしゃったように、国、県、いろいろと交付金事業も活用しながらということで、いわゆるそういった大きな事業ということもあって、いろいろと慎重に協議して検討する時間も確かに必要だとは思いますが、いずれにしましても、住居でありますし、で、先ほども話が出ましたように、安全性、耐震の問題も含めて、とてもそういった部分では、ある意味、安心してそこに住めるような住居でもないというのは、誰の目から見てもそういう部分は理解できるような住宅であります。

そういった部分では、本当に早急にですね、前倒しを、できれば現実のものとしてですね、やっていただきたいと思いますが、市長、もう一度ですね、そういった部分で、今いろんな数字の事業費の話も伺いましたし、いろんな交付金の活用も伺いましたけれども、住んでいる方々のことを考えれば、安全性という部分も含めて住居

は大きな問題でもありませんから、先ほどの可能な限りという部分は、本当に一年でも早くという意味を込めてですね、そこはしっかりと検討を本当にしていたかどうか、前倒しできるようなところで、可能な限りというのは先ほどもありましたけれども、そこら辺をですね、もう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

この老朽化した市営住宅の更新の建替えの問題というのは非常に大きな課題だと思います。その前倒しのところでありますけれども、先ほど課長の説明の中に事業費枠のことがございましたけれども、その点もございします。それから、今遅れているものをスタートを早めるということ、それから、全体の工期の短縮ということも考えられると思います。以上の三つのことを財政状況を勘案しながら適正な方法を探ってまいりたいと考えております。

○六番（川村孝則君） ぜひよろしくお願いしたいと思います。次に移りたいと思います。

港町再生における中核施設の問題です。いつごろを目途に提起できるのかという質問でありますけれども、まず、この点を伺いたいと思います。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

港町再生につきましては、市民の方々や各種団体、県熊本支庁にも参加いただきながら、本年度中に基本構想の取りまとめを行う予定にしております。

方向性といしましては、市民の方々にとって、これまでの歴史的な背景をもとに港町としての可能性を最大限に生かすこと、地域外の方々にとりましては、魅力を感じる港町をつくることの二つの視点から大方針となる中心市街地活性化のビジョンを掲げ、全体を見据えながら、ソフト面とハード面それぞれを具体化していくこととして進めていくこととしております。また、ソフト面につきましては、市民を主体とした取組みとして、ハード面につきましては、行政を中心に庁内及び関係機関と検討を重ねているところでございます。

議員御質問の中核施設につきましては、ハード面における基盤整備の三つの戦略的な施設、これは古民家や榕城分団跡地の施設、さらに中核となる施設でございますけれども、これの一つとして位置付けられておまして、来年度、基本構想に基づく実施計画策定と並行して建設準備委員会を設置し、具体的な機能や場所について御審議いただくこととしております。したがって、来年度中には提起できるものと考えております。

以上です。

○六番（川村孝則君） 今年度中に基本構想をまとめて、来年度中にその提起をできるというふうなお話でありましたけれども、私が

思うに、およそまだ一定時間かかっているなというふうに感じるところです。これはですね、私、昨年の六月議会でこの問題を質問しましたけれども、そのときの市長の答弁は、多分平成三十一年度中に予算を計上したいというふうな答弁ではなかったかなと私は記憶しております。間違いがあれば後ほど訂正をさせていただきたいと思いますが、いずれにしても、市長自身もこの港町再生については公約に掲げておりますし、中核施設の必要性も当然認識しているわけでありますから、関係団体や市民の意見聴取等も、これまでの課長答弁をお聞きしますと、過去の経緯も含めて、踏襲して、意見聴取も一定取りまとめは終わったと、私はそのように受けとめているわけであります。

でありますので、そういう部分では、まだどこにいろんな問題があつて遅れているのかなという部分を感じたわけなんです。市長としては、そういう部分で、先ほど私が言った平成三十一年度中というのは、私のそういう部分では聞き間違いなのかどうか、そしてまた、そういう部分も含めて、いろんな課題がまた別に出てきたのかどうか、そこら辺の真意をちよつと教えていただきたいというふうに思いますが。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

中核施設の進展具合についてのお尋ねでございます。

平成三十一年度中にということではなかったかということでございます。私もそのような希望的観測で申し上げたような記憶はござ

いますけれども、そのための準備をというか、もう一度繰り返しにもとれますけれども、やはり市民の意見を伺いながらやってきて、先ほどの課長答弁のように、今年度中にそれを取りまとめやるということでありますので、多少私自身も少しいららしてやるような感じはあるわけですから、いずれにしましても、今課長が申し上げたところからさらに早めることができれば、そういうふうな努力をしたいと考えております。

○六番（川村孝則君） 市長は、そういう部分では余りこれまで今のこの中核施設、市長がこれおっしゃってるんですけどね、中核施設、そのこれまでの流れというか、市長が提起して以降の協議の経緯をですね、やっぱり途中ではしっかりとこう把握しながら、そういった部分では取りまとめといいますか、市長の意向も含めた上での作業をですね、やっていくべきではないのかなど。今そういう発言をすると、私も少し残念な思いがしますがそれでも、そういう部分でですね、一応今の流れは理解をしましたけれども、二番目の質問に移りますが、施設建設をする上で、今この時点で何が一番重要課題として考えているのかという部分について、まず答弁をお願いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 中核施設の最重要課題は何かというお尋ねであります。

端的に言いますと、これは種子島の西之表市の顔となる機能を付与することが最重要ではないかと考えております。来年、二〇二〇

年には東京オリンピックが開催されます。鹿児島国体も開かれることになっております。また、鹿児島港の新たな施設建設等も見据えて、これまでの経過もございませけれども、そうした状況、環境の変化を捉えて、歴史と国際色豊かなと申しますか、そういう港町の再生を目指して、新たな視点で適地機能建設に当たつての、また財源の問題もあります。それから、運営主体のこともございませけれども、そうしたものをもろもろのことを検討して進めてまいりたいと考えております。

○六番（川村孝則君） 今市長がおっしゃることもよく理解はしませけれども、私はこの問題についてはもう再三いろいろとお話をさせていただいておりますが、この拠点施設、市長の言う中核施設というのは、要は、商店街が今後の五年後、十年後、その先の将来を見据えたときに、どうやって商店街を活性化させるかと。そういう部分の一つの解決策の一つにこういう施設も必要だということで、過去にそういう議論があつて、議会でもそのことが取り上げられてきたというふうな経緯があるわけです。

で、私自身は、今申し上げたように、市街地の活性化とか商店街の活性化、市民が集いやすい場所、交通の拠点となる場所、商店街への動線がしっかりと組み入れやすい場所、個人や団体の観光客を受け入れやすい場所、イベント等の催しができる場所、特産品の販売、観光案内等を備えた施設が最も適していると私自身はそう思っています。

ただ、財源の確保もしなければなりません。昨年も申し上げましたけれども、今年の十月は消費税が上がる。来年はオリンピックがある。その後の景気の動向を、これまでの過去のいきさつを見れば、全て冷え込んでいるような状況にあると。ですから、国が財政状況を勘案したときに、西之表市が補助金の申請をしたときに、満額そういう補助金が確約、確保できるのかというのが私が一番懸念しているところです。ですから、早急に取りまとめをしてくださいますというのを以前から私はお願いをしているわけでありませう。

過去のこういった施設の問題については、商工会や区長会も賛成をしとります。建設業界も賛成しておりました。そういった流れの中で今日に至っているわけでありますので、できるだけ早急に結論を出していただくように要望をしておきます。

次の土地問題について移ります。

榕城分団、女性分団跡地のその後の協議の経過を伺いたいと思います。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

榕城分団跡地につきましては、長期にわたり中心市街地の活性化に資するような利活用を図り、民間活力の導入により必要最小限の公的財政負担をすることを基本方針といたしまして、市民の方々や事業者からの提案募集、地域や各種団体との意見交換、学識経験者からの提案等を行ってまいりました。

市民の方からは五件の意見提出がありました。いずれも運営や設

置について市を主体としたものであり、民間を活用した方針とは合致しないものでございました。地域や団体との意見交換におきましては、売却ではなく有効活用を図り、隣地の購入等による道路の拡張や、子育て世代の商店街への誘客としてポケットパークを整備するなどの意見がございました。学識経験者からは、隣地の建物を生かしつつ、町なかのオープンスペースとしての交流の場の整備を提案いただいております。

今月に入りまして民間事業者からの新たな提案があったことから、中核施設との相乗効果があり、地域の活性化につながる活用について、来年度中には基本構想に基づく実施計画において活用策を取りまとめたいというふうに考えております。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） 来年度中には構想をまとめるちゆうことは、実際に何か施設ができるちゆうのは、またその後、翌々年ということになるんですか、それは。

○経済観光課長（岩下栄一君） これにつきましては、来年度中にはということでございますので、なるべく議論のほうを進めまして、それが取りまとめられまして具体化したときには、年度内でもある程度前倒しの形で実施に向けた検討をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） 西町、東町の町づくりの一環ですから、慎

重に協議されるのは大変結構なことでもありますけれども、私からすれば、これは本当に時間がですね、かかり過ぎ。ある意味、皆さんも通ればわかると思うんですけど、更地のままの状態がずっと続いていますよね。で、一般的に普通市民が見たときに、ここのその分団の跡地のこの更地は何もしないのとか、どうするのとか、そういうのは皆さん通る人はみんな思うと思うんですよ。早急にやはり、私は以前から質問していますけども、まちづくりの一環というふうな捉え方があれば、取りまとめはやはり早急にすべきじゃないか。慎重にいろんな意見を取り入れて、せっかくだからちゃんとしたまちづくりにしたいという、そういう考え方は結構なんですけれども、一方からすれば、行政の私はあしき風潮かなというか、余り慎重に検討するのは結構だけど、結果的にこういうふうになりましたというふうなことはですね、私は余りそういうのはです、どうか理解できないな。ある意味、民間とかそういうのも十分本当に活用しながら、早急にそういったまちづくりを生かしていくことが、西町、東町の商店街の活性化にもつながっていくというわけですから、そこら辺はスピードをですね、もうちょっと上げていただきたいというふうに思います。

それから、この二点目に移りますけれども、下西校区に立地するN T T 宿舍跡地の活用をですね、これ土地の買収というふうに書いてますけど、土地買収も含みますけれども、検討はできませんかというふうな質問ですが、その点について、まず答弁をお願いします。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御質問の土地についてでございますが、まずは一般論として御説明させていただきます。

市が用地を取得するに当たってはですね、取得する土地の利用目的が定まっていなければならぬということがございます。したがって、市が計画している事業において、活用する事業が具体的に決まっていない段階においてはですね、当該用地の先行取得をするということは厳しいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） 今の段階ではそういうふうな考え方のもとということでありますので、将来的に何か活用ができれば、またそのときはそのときで検討するというふうな形にも受け取れますけれども、私がこのことを一応この一般質問に挙げたのはですね、やはり場所が場所的に合同庁舎や産婦人科医院が隣接する場所でもあって、その場所自体が活用があればですね、まちづくりの、下西校区ですね、これ、下西校区のまちづくりの一環という形で、本市のまちづくりの将来像を描く上でも非常に重要な場所ではないかなというふうに思います。

で、当局自体が市街地を中心とした土地計画マスタープランは当然描いて計画をするわけなんですけれども、市街地を中心とした土地計画マスタープランをつくる上でも、下西校区は隣接する校区でもありますから、で、しかも今はホテルとか大型のスーパーも立地

してきている状況でもあって、そういう中では、榕城校区、下西校区、それぞれある一定程度のそういった部分の都市計画といえますか、いろんな場所、土地がですね、有効に活用できるのであれば、そういったことも将来的には活用策を考えていくのも当然ではないのかなと。

で、今課長がおっしゃったように、利用目的が定まっていないうと、そういう部分では行政としては土地の購入というのはいくつかは考えにくいということですが、市長にお尋ねしたいと思うんですけども、市長自身は、あの跡地は、N T Tの宿舍の跡地は、将来も展望したときに全く活用する手だてがないと。私自身はいろんなほら、ある意味企業誘致もその一環として使える場所でもあるとは思いますが、市長自身はあの土地については今の段階ではどのように見ていらつしやるのか、その点、まず伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 議員の御指摘の土地の活用についてのことです。ありますが、これは先ほどの西町、東町の商店街の空き地ですとか、それから、ひいては馬毛島の問題にも通じることです。所有者が市とは別の所有者がおりますので、その所有者をさしておいて議論するということは控えなければいけない面もあると思います。それを前提にして申し上げますと、やはりこの土地も市のまちづくりの上では重要な役割を担う可能性を秘めた土地であるというところは認識しておりますので、今後、議員の御指摘の点も考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○六番（川村孝則君） 市長、その地権者というか、あの土地のN T Tはですね、もともと以前、長野市長時代に一回そういった部分の話が持ち上がったって、売る意向はN T Tはその当時はあったと私は思っております。ただ、それがさっき言ったような利用目的が定かでないときのいろんな問題もあったかもしれないけれども、八板市長に理解していただきたいのは、あの土地は売らないというふうには、N T Tはそういうふうには思っているということですね、N T Tがああ土地は売らないというふうには私は思っていないし、それは今現在の段階では確認しておりますけれども、以前はそういうふうなことでありましたことを市長にはお伝えしておきたいというふうなふうに思います。いずれにしても、活用策は一定あるというふうなこともある程度は理解していただいたようでありますので、今後に向けてですね、いろいろ検討していただきたいというふうな思います。

次に移ります。

開発総合センターの環境整備の問題です。

一点目、時堯公のですね、背景とした写真スポットの設置ができないかという質問ですが、これ私の島外の知人から言われたことです。種子島の殿様の銅像が、見上げればわかるけど、普通は気づかないと。で、できれば写真も撮りたいけども、あそこまで登って銅像の前で写真撮るのもしんどいなということ、鹿児島でいえば、宝山ホールの一隅に道向かいに西郷さんの銅像を背景にして写真を

撮る、そういったスポットがありますけれども、ああいうふうなことはここでは考えていないのというふうなことも言われました。

私自身は言われるまで何もそこは気にしていなかったんですけども、言われれば、ああ、そういうのもあれば、団体の観光客、個人で来る観光客もいますけれども、そういったスポットがあれば、そこで初めて種子島の殿様が、あ、ここにあるんだというのにも気づかれる人は気づくでしょうし。ですから、そういったことで、時堯公の知名度も上がっていくのではないかなと思っただ次第です。

観光面も含め、歴史・文化、種子島、西之表の歴史・文化を広げていく上でも、こうしたことが、少しずつ小さいことの積み重ねで西之表の歴史、種子島の歴史を知っていただくという意味でも、こういったことも、そういった写真スポットの場所もあってもいいんではないかなというふうに思ったところですけども、そういった部分で市長の答弁をお願いします。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

現在、種子島開発総合センター（鉄砲館）では、時堯像を背景に撮影する場合、鉄砲館二階ベランダから撮影する案内をしています。遠距離になるため、時堯像の近くまで行き撮影されている方が多いようです。駐車場内に写真スポットをとということでございますが、時堯像との距離の関係、駐車場の安全性の問題が出てこようかと思えます。時堯像を写真スポットとして活用するようにとの御

提案かと思えますので、今後どのような方法があるか検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○六番（川村孝則君） 課長がおっしゃったこともよくわかりますし、いずれにしましても、何かしらそういう場所をですね、つくっていただいて、できるだけ時堯公のそういった知名度を上げるようなことも担当課としては努力をしていただきたいと。観光面の一助にもなりますので、そういった部分で検討いただきたいと思います。

もう一つ、今話題の西村天囚氏に関する資料の展示は検討していくべきではないですかというふうな質問ですが、これは市長もいろいろと講演会にも行ってらっしゃるようですから関心があると思いますけれども、こうした種子島、本市にゆかりのある歴史上の人物を開発総合センターの一角でもいいから常時紹介するスペースをつくってもいいのではないかと。で、期間を定めた展示というのは以前あったかというふうに思いますけれども、せっかくそういった部分でこの西之表の出身の方でありますので、そういった部分ですね、来館者に西村天囚氏を知っていただくということが、種子島の歴史を理解していただく上でも、その一助にならないかというふうに思いますけれども、答弁をお願いします。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

西村天囚に関する資料については、種子島開発総合センター（鉄

砲館)の郷土の偉人を紹介するコーナーにて、開館以来、関連資料を常設展示し、普及・啓発に努めているところです。三月十日に開催されます歴史シンポジウム「種子島と東アジア海域」に合わせて鉄砲館の所蔵資料の見学会を開催いたしますが、その中でも西村天囚関係の資料が含まれております。今後とも郷土の偉人、西村天囚をできるだけ多くの方に知ってもらえるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(永田 章君) 川村議員、ちょっとしばらく。

ここで議長よりお願いを申し上げます。

まもなく四時となりますが、このまま一般質問を続行いたします。

○六番(川村孝則君) 今課長がおっしゃったことは、要は、期間を定めてというふうなふううに受けとめましたけれども、そういうふううに理解してよろしいですか。

○社会教育課長(松下成悟君) 前半の部分につきましては、鉄砲館のほうに西村関係の偉人コーナーのほうで常設で啓発等には努めております。

以上です。

○六番(川村孝則君) 偉人コーナーという部分を、そういったところで紹介をするというふうなことでありますので、それはそれで結構ですけれども、いずれにしましても、いろいろと歴史に係る部分、開発総合センターにおいては鉄砲が主な展示でもありますけれども、

ども、歴史上のそういった人物等々含めてですね、いろいろな色合いのあることについては紹介することも大事でありますし、当然私は申し上げなくても、教育委員会としてもそのことは、自らいろいろなことを調査をしながら展示していくことはやっていると、いろいろに理解しますけれども、今後そういった部分で、可能な限りこの西村天囚氏については、いろんな意味で多くの方々に、来館者に紹介できるスペースはつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと、次の質問ですけども、出産祝い金についてです。いろいろと質問をこれまでしてきましたけれども、昨年の三月議会で私のこの質問に対して市長がおっしゃったことは、答弁されたことは、出産祝い金は重要な課題であり、中種子町・南種子町も実施をしていると。給食費の一部無償化も実施するので、これらの推移を参考にしながら検討させていただきたい。また、年少人口の増加を図ること、子育て世帯の支援をすること、それが本市の重要な課題であるというふうな答弁だったと記憶しております。市長が子育て世帯に対してですね、あらゆる政策を実施していることは評価をしておりますし、今後も継続していただきたいというふううに思っております。そして、私は、より子育ての支援を充実させていただくために、その政策を訴えているわけでありまして。市長のおっしゃる年少人口の増加を図り、本市の人口減少に少しでも歯どめをかける、影響を与える政策はないのかと。そういう意味で、子育て世帯にですね、

子どもを産んでくれてありがとう。そういうぬくもりのある市政、市長の決断のもとに、こうした出産祝い金の制度を立ち上げていただきたいということを日々訴えさせていただいているわけであります。そういう部分で、今の段階、市長がどのようにお考えか、その点をまずお伺いしたいというふうに思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

子育て世帯に対する経済的支援としては、議員御承知のように、これまで子育て応援券、これは出生時と一歳のときに実施しております。それから、医療費の無料化を、これを十八歳まで段階的に拡大してきたところであります。そして、今年度、給食費の一部無償化を取り組んできたところであります。そうした中で、この施策については関係者の方からも評価をいただいているところであります。

その上で、議員御提案の出産祝い金というものを考えましたときにどうするかということでありまして、子育てにつきましても、そのほかにもいろいろな御要望がございます。例えば、保育サービスへの費用負担軽減ですとか、児童手当など子育てのための支援についての期待が大変高いところがございます。子育て支援というところでいきますと、現在の子育て応援券というものが、出生時に一万二千元という、それから満一歳のときに一万二千元というふうにしておりますけれども、この議員御提案の出産祝い金に通じるものとしては、これが最も近いのかなと。としますと、例えば、この子育て応援券の拡充ということができないのではないかなと、そうい

うふうに考えております。

○六番（川村孝則君） 今市長がおっしゃったのは、出生時、一歳の子どもの方々に送るといふか交付する応援券というふうに理解してよろしいんですかね、それは。もう一度確認させていただきます。

○市長（八板俊輔君） 子育て応援券の制度の拡充、については増額というようにすることも検討しているのではないかとというふうに考えております。

○六番（川村孝則君） 以前、昨年、市長がおっしゃった、中種子町や南種子町もこの制度は立ち上げているということは市長も御存じだと思いますけれども、ほかの皆さん方にもですね、どういう内容かちゅうことをちよつと紹介をしておきますが、中種子町がですね、これ第一子が五万円支給して、第二子が十万円支給して、第三子が二十万円、第四子以降が三十万円、南種子町はですね、第一子、第二子ともに十万円、第三子が二十万円、第四子以降が三十万円というふうに支給をしています。ということは、中種子町も南種子町も、西之表も一緒ですけど、少子化は少子化、それぞれそういう課題は共通の課題で抱えている。で、そういう部分で、なぜ中種子町・南種子町はわざわざこういった制度を立ち上げたんですかということですよ。五万円、十万円、二十万円。年少人口の違いはあれど、そういう制度を立ち上げたこと自体が、やはり私はその首長の姿勢だと私は思うんです。子どもを一人でも増やすために、そういった子育て世帯に何らかの経済的な応援をしようということ、こうい

う制度を立ち上げたわけですから。

で、今おっしゃったその応援券の一万二千円という部分の拡充というのは、いろんな方法はあるかもしれないけれども、私はやっぱり子育て世帯にとっては、新しいいろんな制度をですね、さつき市長がおっしゃった、ほかにいろんな子育て世帯に支援するためのいろんな政策はほかにもいろいろあるというのはよく理解しますけれども、それを一つ一つ政策を実施できるように進めていく中で、西之表市に、本市に住む若い夫婦の世帯、子育て世帯の経済的な負担を少しでも軽くしていこうというのが、その自治体の首長の姿勢だというふうに思います。

ですから、今私が申し上げたのは新しい制度の立ち上げですから、当然財源もかかわってくるわけでありまして、そういう部分では市長もいろいろと検討は時間をかけてする部分はあるとは思いますがけれども、私自体は子育て応援券の手法というよりも、やはり中種子町も南種子町もそういう制度がある以上は、西之表もやっぱりそういう制度を立ち上げて、子育て世帯に応援をするべきじゃないのかなど。私はそういうふうに思います。

以前も農業の話で出ましたけども、中種子町や南種子町がこういった補助金があつて、何で西之表はないんですかと。それと一緒にですよ。農家の世帯の方々が思う考えと、子育て世帯の今私が申し上げる世帯の方々の感覚、要は、ほかの自治体がやっているのに何でうちにはそういうのはないんですか。財政の問題はわかりませんよ、

市民の方々は、西之表市の。財政の問題はわかりませんが、ほかの隣の自治体にはこういう制度があるのに何でうちにはないんですかというのは、素朴な、率直な市民の感覚だと思うんです。

だから、そういうことも含めていくと、種子島で一番大きな自治体の西之表市が、中種子町や南種子町で実施している制度がないというのは、本当に寂しい、私は寂しいそういった実態じゃないかなと、市民から見たら。そういうふうに思いますので、そういう点も含めてですね、やはりぜひ今後に向けて考慮していただきたいというふうに思います。

それでは、最後の馬毛島の問題について質問をいたします。

たくさんの同僚議員の方々が馬毛島問題についていろいろと質問をされました。当然今、馬毛島の問題はいろんな面で動き出している局面がありますので、それぞれの皆さんが関心を持って、市長の考えを再度確認したい、そういう思いで市長にいろんな質問を一昨日からされているというふうに思うんです。私は二つだけしか項目は挙げておりませんが、これもほかの同僚議員の方々が質問した内容とダブっているわけでありまして、多くのことは語りませんけれども、市長も多分同じようなことに同じような答弁をされるかもしれませんが、私が申し上げたいのは、これまでの経緯を含めて、いま一度市長にこの問題に対する強い思い、信念、そういうものを確認したくてですね、質問をさせていただきます。

で、一番目に、土地売買が成立をした場合に、市長はこの問題に

ついで防衛省に対してですね、自らの考えを申し出る計画はあるのかと。で、これまでの同僚議員の質問に対する市長の答弁を聞いていますとですね、しかるべき時期に話に行くことは、そういうことは考えているというふうなことでありますが、私が思うのは、市長が直接防衛省に向いて、馬毛島の活用については、FCLP訓練ではなくって地元の私自身の、その時期には市長が大体馬毛島の活用方法を計画というか、そういうのを練って、それで防衛省に向いて自らの考えを、活用方法を述べるといふふうに私自身は考えているんですが、当然国の考え方と自分の考え方は方向性が違うという話もこれまでの答弁を聞いて伺っていますけれども、いま一度市長にお伺いしたいんですが、ここに通告に書いているのは、土地売買が成立した場合に、そういうふうに、時期は別としても、一度防衛省に向いて自分の考えをしっかりと述べる、そのことについてまず確認をさせていただきたいと思いますが、よろしく願います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

お尋ねの土地の所有権が移った場合にどうするかというお尋ねであります。これについては、これまでも申し上げてきた内容と少し重なりますけれども、これまでの民間に対する対応とは、やはり異なってくるのかなという気はいたします。市としての考えや意見を述べやすくなる面が出てくるのかなというふうに思います。国に対してはパイプを維持していると申しますか、対話の環境は私はできていると考えております。

これから先に、どっちが先ということになるかと思いますが、事の流れからいきますと、売買交渉が成立するところでは、国のほうからしかるべき伝達があるのではないかと思います。それに対して我々の西之表市の考えを、こういうものがあるということをお願いすることが出てまいります。それも一つや二つではございません。たくさんありますので、それには何回か、それに対する国の考えというものも出てきましようし、やりとりは少なからず必要になってくると思います。

そういう中で、私どもがこの馬毛島を、祖先から、先祖から引き継いできたこの島をどうするか、そして、我々の子孫にどういふふうに残すのかという重要な役割を今の私どもが担わされているといふふうに考えておりますので、しっかりと考えをまとめてお伝えをしていきたいと、そういうふうに考えております。

○六番（川村孝則君） 市長がおっしゃるように、自らの考えをち

やんとしっかりと申しますということですが、市長にちよつと確認をしたいんですけど、国と直接出向いて話をしたときに、八板市長が思う、描く馬毛島の利活用の計画が国に理解をされるのかどうか。わかりましたと、国が。地元の首長がおっしゃることに理解を示して、そのように私たちも協力していきますというふうにおっしゃるのかどうか、国がですね。そこら辺はやってみたいとわからないといえばそれまでかもしれませんけれども、市長の今の答弁を聞くと、非常にある意味自信に満ちたような、そういった答弁にも

聞こえましたので、どのように説得をするんだというか、私の意見をどうしても押し通すというか、どのような思いで臨むのかですね、そこら辺をちよっとお聞きをしたいというふうに思います。

○市長（八板俊輔君） 私個人というよりも、市としての考えをまとめて、それを申し上げるからには、それを理解していただく。それは理解してもらわなければ困るというようなことだろうと思います。そういう言い方でよろしゅうございましょうか。

○六番（川村孝則君） 理解してもらわなければ困ると。そういうふうに国に申し上げるといふことですから、交渉が決裂しないことを願うばかりですけれども。防衛副大臣がおっしゃっていただけども、地元の理解と協力をいただくために丁寧にご説明をしたいというふうに発言しております。で、私が思うに、そういう意味では、逆に土地売買が成立した場合、実際に工事着工を進めていく上では、地元の理解と協力がなければできないと受けとめられる一面もあるのではないかと、いうふうに思うんですが、その点は市長はどのようにお考えですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議会の意見といたしますのは、さきの意見書のことであろうかと思えますが、せんだつての議会で議決された意見書は、土地売買交渉に対して反対するという意見書であったと承知しております。これにつきましては、その議会の意向は尊重するところでありませぬ。私としましても、この問題については、住民の意思に沿った形で展開

させていく必要があると思ひますし、市民とともに考えていけるような環境づくりに努める必要があると思ひます。引き続き議会と意見を交換し、連携を深めてまいりたいと思ひます。

○六番（川村孝則君） 今のは二点目ですけど、私が申し上げたのはですね、一点目のちよつとつながりで確認事項でお聞きしたかったところです。もう一度簡潔に申し上げますけど、原田防衛副大臣がマスクミに対しておっしゃってますよね。いずれにしても、馬毛島の問題は地元の理解と協力をいただくために丁寧に説明をしていきますというふうに発言をしております。そうすると、地元の理解と協力がなければ、この問題は、もし売買が成立した後もですよ、後も、国とすれば、今行われてる調査が終わって、じゃあ、工事をしようかと。本当にそのときになったときに、地元の理解と協力が得られない状況の中でやるのかどうか。その点については、市長自身は市長の立場としてどのようにその点は受けとめているのかというのをですね、ちよつと確認の意味でお伺いしたいところです。難しい。

○議長（永田 章君） 市長、答えます。どつちかといえは通告外と受けとめてもやむを得ませんが、市長が答えることができたなら答えていただきたいと思ひますが。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

議員の質問に的確なお答えになるかどうかわかりませぬけれども、国の意向と地元の意向が違った場合にどうするかというようなこと

でよろしいでしょうか。

それは、現段階でそれは容易に想像されるわけですから、先ほどの質問の中でお答えしたとおりですね、この間の議論で欠落しているのは、馬毛島がどういう島であるかということ。どう使うかということが最も考えなければならぬことであって、そのことを国は今承知してとは思えません。そのことを理解してもらおうということを作業をしなければならぬと考えております。

それと、この点は、我々西之表市民の中でも十分にそのことが理解されていないというふうに考えております。市民にも、市民は二十年、あるいは、場合によっては二十年以上、馬毛島に渡ったことがない。そういう市民が多いわけです。その方の子どもさんが生まれ、そういう状況が続いておるわけですから、そういうところも含めてやりながら、国に我々の考えを理解してもらいたい。そういうふうな考えて行動したいと考えております。

○六番（川村孝則君） 市長は市長のいろんなお考えがあつて、いづれにしても、馬毛島の利活用方法について、国に対してですね、いろいろと提起するというのは、そういう話は確認をさせていただきますましたので、最後になりますけれども、先ほど市長が答弁された二点目の意見書の関係です。

同僚議員からの質問もいろいろあつてですね、市長のお考えは何いました。で、とにかく意見書は多くの議員がですね、FCLP訓練には反対をして、それを目的とした馬毛島の土地売買には反対だ

というふうな主張したこの意見書の趣旨なんですけれども、この意見書の趣旨の中にはですね、市長が馬毛島においてはほかに活用策があるんだと日ごろから主張しておりますし、そういうことも含めて、この意見書は市長の背中を押していると、私はそういうふうに理解をして、そのことはぜひ市長にもですね、理解をしていただきたいというふうに思うんです。

それですね、いま一度市長に伺いたいですけど、この意見書の趣旨はですね、FCLP訓練に反対をしてという趣旨なんです。で、市長は意見書を尊重して、今後も議会と連携をしてこの問題については取り組んでいくことですから、FCLP訓練に反対をするというふうな趣旨でありますので、私としてはそういうふうな受けとめてよろしいですか。

○議長（永田 章君） 市長、意見書確認してますか。目を通していなければ、若干。大丈夫ですか。市議会の意見書。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

先ほどもお答え済みかとも思いますけれども、意見書の趣旨拝見したところ、先ほど申し上げたように、買収交渉に、表現はあれですけれども、反対する。趣旨としては、FCLPに全体のことで反対ということであろうかと思えます。その方向性としては、FCLP以外のふさわしい用法を求めるということでありますので、方向性としては一致していると思えますので、そういう意味で、これから連携を深めていきたいと申し上げたところであります。

○六番（川村孝則君） 多くの反対してる議員の方々が、馬毛島問題について市長のどういふふうな姿勢で今後取り組んでいくのかという部分で、意見書の話も出ました。で、趣旨は、今市長がおっしゃったとおり、訓練には反対しておりますし、それを目的とした土地売買には反対ですよという趣旨の意見書でした。趣旨はですね。

それを市長は尊重をして、議会と連携とってやっていきますということでありますので、今おっしゃるように、方向性は一緒ですということですから、方向性はお互いに同じような方向を向いて、多分今後もやっていくんだろなというふうに思いますが、反対というふうな言葉が出てこないという部分を、市民の方々も議員の方々もある意味そうだろうなというふうに思いながら、今日まで市長をそういう形で応対というか見ているわけがありますから、そこら辺のはつきりとした言葉が、答弁が欲しいというのがですね、皆さんがそう思っているというふうに思います。

いずれの時期にしましても、そういった部分は当然問われてくる時期もあるかもしれませんが、それは当然市長が態度で示していけば、そのことに変わりはないわけですから、私はそういう分で、市長は私と同じ方向で今後もこの問題については取り組んでいくというふうに理解をしますので、そうではないとおっしゃるんであれば、いま一度立ってもいいですが、なければ私の質問はこれで終わります。

○議長（永田 章君） 時間がありませんが、終わりました。ちょ

うど終わりました。自席にお願いします。
ただいまの川村孝則君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす九日から二十五日まで本会議は休会となりますが、付託案件審査のため、十一日は総務文教委員会、十二日は産業厚生委員会、十四日、十五日、十八日は予算特別委員会、十九日は各委員会、二十日は各特別委員会及び議会運営委員会、全員協議会です。二十六日は午前十時から本会議を開きます。
日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後四時二十六分散会

本會議第六号（三月二十六日）

本会議第六号（三月二十六日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
 二番 小倉初男君
 三番 竹下秀樹君
 四番 永田章君
 五番 木原幸四君
 六番 川村孝則君
 七番 和田香穂里さん
 八番 河本幸男君
 九番 鮫島市憲君
 一〇番 中野周君
 一一番 田添辰郎君
 一二番 生田直弘君
 一三番 橋口好文君
 一四番 長野広美さん
 一五番 渡辺道大君
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十一年三月二十六日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第六号のとおりであります。

議事日程（第六号）

日程第 一	議案第一八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 撤回の件	日程第 八	議案第一五号 専門職大学の制度化に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
日程第 二	議案第三一号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	日程第 九	議案第一六号 西之表市防災情報システム設備設置条例の制定について
日程第 三	議案第一〇号 字の区域の変更について	日程第一〇	議案第一七号 西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 四	議案第一一号 西之表市道路線の廃止について	日程第一一	議案第三一号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 五	議案第一二号 西之表市道路線の認定について	日程第一二	議案第一九号 西之表市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 六	議案第一三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	日程第一三	議案第二〇号 平成三十一年度西之表市一般会計予算
日程第 七	議案第一四号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	日程第一四	議案第二一号 平成三十一年度西之表市国民健康保険特別会計予算
		日程第一五	議案第二二号 平成三十一年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算
		日程第一六	議案第二三号 平成三十一年度西之表市地方卸売市場特別会計予算
		日程第一七	議案第二四号 平成三十一年度西之表市介護保険特別会計予算
		日程第一八	議案第二五号 平成三十一年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算
		日程第一九	議案第二六号 平成三十一年度西之表市水道事業会計

予算

日程第二〇 議案第二九号 西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第二一 議案第三〇号 西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第二二 閉会中の継続審査

日程第二三 航路改善港湾整備特別委員会副委員長の互選結果報告

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第一八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 撤回の件

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第一八号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、撤回の件を議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 御説明をいたします。

西之表市健康保険税条例について、新たに改正が必要な箇所が判明したため、既に提案済みの議案を撤回しようとするものであります。

議会運営上、御迷惑をかけ、大変申しわけございません。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第一八号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、撤回の件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第一八号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、撤回の件を承認することに決定いたしました。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午前十時一分休憩

午前十時二分開議

○議長（永田 章君） 会議を開きます。

△日程追加

○議長（永田 章君） 日程の追加についてお諮りいたします。

市長から、議案第三一号、西之表市国民健康保険税条例の一部を

改正する条例の制定についてが提出されました。ただいまお手元に配付いたしました議事日程第六の一、日程第二、議案第三一号を日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第三一号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

△議案第三一号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 日程第二、議案第三一号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

追加議案書の一ページをお開きください。新旧対照表では一ページからになります。

議案第三一号、本案は、西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成三十一年一月三十一日の国民健康保険運営協議会の答申を受け、国民健康保険制度の広域化に伴う、鹿児島県への国民健康保険

事業費納付金各区分の納付必要額を賄うため、条例の一部を改正しようとするものです。

加えて、今後、団塊の世帯が後期高齢者医療制度へ移行することにより、後期高齢者支援金分も増加することが予想されるため、充足率の高い医療給付費分の所得割率、均等割額、平等割額をそれぞれ減額し、後期高齢者支援金分を同額増額することで、必要額を賄えるよう改正するもので、ほとんどの世帯で影響が出ない状況にあります。

並びに、平成二十二年度以降の国民健康保険税の減免の特例につきましては、平成二十年四月の後期高齢者医療制度の創設に伴い、被用者保険の被保険者が七十五歳到達等により後期高齢者医療制度へ移行することになります。その世帯が六十五歳以上の被扶養者、旧被扶養者が新たに国民健康保険の被保険者となった場合は、保険税負担緩和のため、資格取得から二年間の軽減措置が実施されてきました。その後、平成二十二年度からは、軽減措置が二年間ではなく、当分の間、実施する旨の国の通知がありました。平成二十二年度から平成三十年度までの減免該当者を適用するために、条例を改正しようとするものです。

主な内容といたしましては、第三条第一項は、被保険者に係る所得割額を定めています。医療給付費分の百分の八・一を百分の七・一に改めるものです。

次に、第五条は、被保険者に係る被保険者均等割額を定めています。

すが、医療給付費分の被保険者一人につき二万二千五百円を二万五百円に改めるものです。

次に、第五条の二第一号は、被保険者に係る世帯別平等割額を定めています。世帯別平等割額二万一千円を一万九千円に改め、同条第二号中の特定世帯の一万五百円を九千五百円に改め、同条第三号中の特定継続世帯の一万五千七百五十円を一万四千二百五十円に改めるものです。

次に、第六条は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額を定めています。百分の二・二を百分の三・二に改めるものです。

次に、第七条の二は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を定めています。被保険者一人につき六千五百円を八千五百円に改めるものです。

次に、第七条の三第一号は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を定めています。第一号中の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯五千円を七千円に改め、同条第二号中の特定世帯の二千五百円を三千五百円に改め、同条第三号中の特定継続世帯三千七百五十円を五千二百五十円に改めるものです。

次に、附則に第十四項を加える改正は、平成二十二年度以降の国民健康保険税の減免の特例として、当分の間、平成二十二年度以降の第二十四条第一項第二号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後二年を経過するま

での間に限る）」とあるのは、「該当する者」と読み替えて適用するものです。

附則として、第一条に施行期日を、公布の日から施行し、改正後の附則第十四項の規定は、平成二十二年四月一日から適用するものとするものです。

第二条及び第三条に適用区分を定めています。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで、産業厚生委員会開催のため、しばらく休憩をいたします。産業厚生委員会は直ちに委員会を開催し、議案第三一号の審査をお願いいたします。産業厚生委員会の審査が終了次第、再開いたしますが、再開時間については庁内放送等でお知らせをいたします。休憩に入ります。

午前十時九分休憩

午後二時十九分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程追加

○議長（永田 章君） 日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付しております議事日程第六の二のとおり、日程第三、議案第一〇号から日程第二二までの二十件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 異議なしと認めます。

よって、議事日程第六の二により、会議を進めることに決しました。

△議案第一〇号 字の区域の変更について

○議長（永田 章君） 日程第三、議案第一〇号、字の区域の変更についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 河本幸男君登壇」

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第一〇号、字の区域の変更について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、県道の改良工事に伴って、字を変更する区域が生じた土地が発生したため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により、字の区域を変更しようとするものです。

対象の土地は、現和字中原及び現和字提方中原で、県道に接する海岸地域の一部であります。

本委員会は、現地調査を実施し、現地の状況を確認いたしました。説明では、県が今後県道の整備を行う場所で、新たに字の区域を変更する区域が生じたとの説明を受けました。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一一号 西之表市道路線の廃止について

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第一一号、西之表市道路線の廃止についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 生田直弘君登壇〕

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会が付託を受けました議案第一一号、西之表市道路線の廃止について、審査の結果を報告いたします。

本案は、道路台帳の電子化に伴い、市道路線について、路線番号、路線名称、等級、延長などの見直しをするため、馬毛島の三路線を除いた全ての路線を一旦廃止しようとするものです。

馬毛島の三路線を除いた全ての路線を一旦廃止する理由については、現在ある道路台帳面の数値化と、市道の大部分について、高精度な三次元空間情報を取得する移動計測車両によるデータ計測を行う、道路台帳図のデジタル化手法を中心に道路台帳を整備し、全路線廃止、再認定の方法をとるためとの説明を受けました。

また、馬毛島の三路線については、市道の現況を確認することが困難なことから、この移動計測車両による計測ができないため、今回の道路台帳整備事業においては、既成図の数値化による道路台帳のデジタル化を行う対応とし、廃止路線の対象から外すこととなっているからとのことです。

なお、廃止路線数については、三百三十七路線となっております。以上、当局からの説明を受けて、慎重に審査を進めたところ、審

査の過程において、馬毛島の市道三路線も含めて全路線を廃止すべきだった等の意見が出されたほか、本市の市道の現況を調査、見直し、新たな路線を定めることにつながる提案である等の意見が出されましたが、本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「一〇番 中野 周君登壇〕

○一〇番（中野 周君） 議案第一一号、西之表市道路線の廃止について、委員長報告に反対の立場で討論いたします。

本案は、道路台帳の電子化に伴い、市道路線について、路線番号、路線名称、等級、延長などの見直しをするため、馬毛島の三路線を除いた全ての路線を一旦廃止しようとするものであります。

なぜ馬毛島の三路線のみを除いたのかの質疑に対し、電子化に使用する移動計測車両を馬毛島に運ぶのが困難なため、三路線を廃止しなかったとの説明でしたが、馬毛島には、移動計測車両の何倍も大きな大型重機とか大型ダンプなど、相当数運び込まれている実績があります。移動計測車両の運搬など、容易にできます。

よって本案で馬毛島の三路線を除外した真意は、ほかにあるので

はなからうかと考えます。私の想像するところ、市は、学校を維持管理するために市道として必要としているがために、設定したままだと考えます。すなわち、現時点では、既に道路が実在しないがために電子化が不可能で、道路台帳から一度廃止してしまうと現状では二度と認定できないがために、廃止を見送ったものと考えます。

本案の柱であります西之表市道路台帳整備業務は、道路台帳を電子化することにより、現況の把握及び窓口対応、今後の維持管理を効率化することを目的に取り組んだ事業であり、これまでの道路台帳の中に現況にそぐわない路線等も存在しているため、それらも整備すると同時に、市道の一部について、高精度な三次元空間情報を取得する移動計測車両によるデータ計測を行い、道路台帳図の電子化における補完資料として活用するとともに、道路法第二十八条に準拠する調査データの表示、検索、集計及び図形データとの連携が可能なクラウド方式の道路管理システムと、既に運用中の庁内GIS及び庁外GISとデータセンターにて運用している各種既存GISデータとの整合性を図り、道路台帳や道路網図の管理、公開が可能になるよう構築する目的で、精度の高い技術を持つ専門会社に四千万円程度で委託した、道路台帳整備業務だと認識しています。馬毛島の三路線を除外することは、本事業の趣旨に逆行する提案だと考えます。

もちろん、私自身も、このたびの道路台帳整備業務の取組みについては、高く評価する一人です。この事業の大きな狙いは、道路台

帳を電子化することにより、市道の全路線の現況把握及び窓口対応、そして、今後の維持管理の効率化を最大の目的だったにもかかわらず、馬毛島の三路線を除外した本案には賛成できません。

道路法で言う道路とは、土地そのものをいうのではなく、敷地プラス支壁その他の物件、構築物を総合して、道路というのだそうです。道路とは、土地そのものをいうのではなく、敷地プラス支壁その他の物件、構築物を総合して、道路というのだそうです。ちなみに道路法で言う敷地とは、建物を建てたり道路や公園などに充てたりする一定区域の土地を、敷地というのだそうです。すなわち、馬毛島の三路線とも、以前から敷地は存在しても、支壁や構築物は実在せず、道路法で定められている道路としての条件は備えていないと判断いたします。

当局が、馬毛島の学校を維持管理するために今後も市道として必要としていることから、認定したままにしておきたいという思いや心情は、痛いほど理解できます。その思いを全面的に否定する考えは毛頭ございません。ただ、行政をつかさどる上で、思いや心情よりも大切な要素は、法律を遵守し、条例、規程等に準拠することを基本理念とするべきではなからうかと、強く思う一人です。

本市は、昭和六十二年二月一日付けで、馬毛島市道の三路線や水路を含む、筆数二百十筆、面積で十三万五千七百五十六平方メートルの土地を、三千四百五十円で一旦国から買い受け、鹿児島県から売り渡し通知書が発行されたにもかかわらず、同年三月四日付けで、

農地法による利用計画が立てられないことを理由にして、土地の買い受けを自ら辞退しています。県は市からの辞退届を受理するとともに、売り渡し通知書を取り消しております。市道や農道、水路等の敷地を含む十三万五千七百五十六平方メートルという広大な土地の所有権を、自ら放棄し、今やその土地の所有権は全てタストン・エアポート社に移行し、地目も、公の道、公道から雑種地へと地目変更され、同時に開発が進み、当時の路線の姿はほとんどどめていない事実は、皆様御承知のとおりであります。

道路法に照らしてみても、現地調査の結果からしても、路線の起点及び終点、そして、路線の主な経過地等も確定できず、ましてや支壁や側溝を含む構築物等も存在せず、一般交通の用に供する道とは到底言えない状況だと言えます。

加えて、本市の道路台帳において市道として認定したままの現在も、その市道を通り葉山港から馬毛島の学校まで行こうとしても、地権者の許可がないと、自由に通れないように民法でも定められているのも事実です。

このたびの道路台帳の電子化を契機に、馬毛島の三路線も含め、市道全路線を全て一旦廃止し、その結果を真摯に受けとめ、次のステップへ進むべきだったのではと、提言いたします。

道路台帳の電子化は、法的現状に即して実行すべきです。このことが今後に虚偽を残さず、職員が適正に道路を管理できることとなります。このままだと、意図して法的には道路ではないものを道路

として公文書化することは、うそをつくことに同じであり、公務員としての市職員やこれに準ずる我々議員の職責や職務能力まで、疑われることになるのではなからうかと危惧いたします。

この場で今後の別課題に触れるのはいかがなものかとは思いますが、学校の維持管理及び避難地としての重要性から鑑みても、葉山港から市有地への連絡道路の確保は、これまで以上に重要な必須課題だと考えます。予算の確保や地権者の御理解、御協力等、諸問題もありましようが、正真正銘の公の道として、自由に往来できる真の市道を確保するよう、行政努力をする方向にかじを切っていただきますよう要望いたします。

以上、現実を真摯に受けとめ、現況に即した、しかも道路法に準拠した道路台帳を整備すべきと主張し、委員長報告に反対討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「三番 竹下秀樹君登壇」

○三番（竹下秀樹君） 議案第一一号、西之表市道路線の廃止について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

本案は、道路台帳の整備に伴い、道路台帳整備基準のほか路線網に至るまで大幅に見直し、市道全路線において再編を実施するに当たり、手続上全路線を一旦廃止する必要があるため、道路法第八条第二項の準用により、対象路線の廃止について議会の議決を求めるものであります。

対象とする廃止路線から馬毛島の三路線を除いた理由につきましては、先ほどの委員長報告において説明がりましたが、いずれにしろこの議案が議決を求めていますのは、あくまでも提出された路線の廃止についてですので、いかに馬毛島三路線が道路機能を有していなくても、対象となっていない路線の廃止の可否及び外された理由などは、本議案においては議決の対象ではなく、その市道としての妥当性については、別な議論になるかと考えます。

私としましては、今まで一部捕捉できていなかった市道の経年変化箇所の調書の再取得が行われ、実態に即した道路台帳整備がなされることは、本市の財産管理上も必要なことと考えますので、もって賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一二号 西之表市道路線の認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第一二号、西之表市道路線の認定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 生田直弘君登壇」

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会が付託を受けました議案第一二号、西之表市道路線の認定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、道路台帳の電子化に伴い、市道路線について、路線番号、路線名称、等級、延長などの見直しをするため、馬毛島の三路線を除いた全ての路線を認定しようとするものです。

路線番号の百番台が一級市道、二百番台が二級市道、三百番台がその他市道となっており、認定の路線数については三百四十九路線となっております。

今回、認定により路線数が増加した理由は、枝線を含んだ路線を分割し、新たに路線番号を付与すること等が挙げられるとの説明でした。

馬毛島の三路線を除いた全路線を廃止し、再認定する主な理由については、延長、幅員、面積等をデジタル方式で再取得するに当たり、ほぼ全路線において影響を及ぼす経年変化の箇所が多いことなどから、今回路線の見直しを行い、市道路線において再編を実施するに至ったとの説明を受けました。

なお、建設課窓口にて、タッチパネル方式で路線番号や地図情報を

確認できる端末が設置されるため、利用者の利便性も向上することです。

以上、当局からの説明を受けて、慎重に審査を進めたところ、審査の過程において、路線整理番号の変更事務において、路線番号の重複が生じる場合は、適切な行政手続なのか疑問が残る等の意見が出されましたが、本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 議案第一二号、西之表市道路線の認定について、委員長報告に反対の立場で討論いたします。

本案は、委員長報告のとおり、道路台帳の電子化に伴い、市道路線について、路線番号、路線名、等級、延長などの見直しをするため、馬毛島の三路線を除いた全ての路線を、道路法第八条第二項の規定により新たに認定しようとするものであります。

議案第一一号で馬毛島の三路線を除いた市道の全路線三百三十七路線を一旦廃止し、高精度な三次元空間情報を取得する移動計測車両によるデータ計測を行い、枝線も含んだこれまでの路線を分割し

て新たな路線名と新たな路線番号を付与したり、起点、終点を逆に変更、終点した路線、又は、これまでのカーブの軽減及び幅員の拡幅などの道路改良によって変更のあった路線など全て、現況に即した変更を行い、新たに三百四十九路線を認定しようとするものであります。

これにより、路線数でこれまでより十二路線増え、面積でも相当増加してるとの報告もありました。面積が増えた分、今後普通交付税の額等も増加することが期待をでき、財政逼迫の本市にとっては、財源確保の面からも高く評価する一人です。

加えて、委員長報告にありましたとおり、市道路線のうち一級路線を路線番号百番台に統一し、二級路線を二百番台に統一、そして、その他の路線を三百台以上に統一することも、大変わかりやすい路線番号の整備のあり方だと評価いたします。

しかし、新たに認定しようとする三百四十九路線の中に、既に使用してる路線番号、二百十二番、路線名称市道馬毛島二号線として既に認定済みの路線があるにもかかわらず、その上に重ねて、路線名称西町上之原線を付与している議案です。

一つの路線番号に二つの路線名を重ねて付与しようとする道路台帳の整備のあり方は、道路法等に照らし、又は行政手続上などからも、問題はないのかとただしたのに対し、路線番号は単なる整理番号的なものであり、また近いうちに馬毛島の三路線の路線番号は変更しようと考えているので、別に問題はないとの答弁でした。

私は、路線番号とは、路線を選別するために特定の路線に付された番号をいうのであって、一つの路線に一つの路線番号を付与することが、道路法で定められている道路台帳を整備する上での、基本であるべきと考えます。

私が問題提起しているのは、路線番号に限らず、例えば我々の議員の議席番号にしても、一つの議席番号に一人の議員の議席番号として付与しているからこそ、発言許可等も議席番号だけでも議員個人を特定することもできるのです。それに、会議室の番号とかホテルの部屋番号、駅のホームの番号などに、重複した番号が混在した場合を、この路線番号に置き替えて想像していただきますと、一目瞭然に、不適切過ぎる路線番号の付与のあり方だと御理解いただけるかと存じます。郵便番号や電話番号など、整理番号も含め、番号を付与して管理している全てに言えることは、番号とは、順番や順序などを示す符号、数字であって、物事を整理する上で必要不可欠な、非常に貴重な道具だと定義づけても、過言ではないと考えます。

国は、国民一人一人をより完璧に管理する目的で、個人には個人番号を、法人には法人番号を付与して、管理の徹底を図っております。何のために番号を付与して整理するのか、原点に立ち返り、その趣旨等をしっかり理解した上で対処していただきたい。国道や県道、農道などの路線番号に倣い、加えて、本市のこれまでの道路台帳の管理のあり方について、先輩諸氏の職責や実績を見習って、整然とした道路台帳の整備に努めていただきたい。

これまでの本市の道路台帳をひもといってみても、一つの路線番号に二つの路線名を重複して認定した実績は一度もありません。

しかし本案は、一つの路線番号に二つ目の路線名を付与して、議会議決を求めている議案書です。本当に本案は、議会に上程できる議案書としてその体をなしているのかどうか、疑問に思うのは私一人でしょうか。一つの路線番号に二つの路線名を付与することは、虚偽をデジタル公文書に押し込む行為となるのではと、危惧する一人です。

同時に、道路法で管理される公文書としての道路台帳の整備のあり方に照らしてみても、今後の行政内部における導入効果を求める上からも、不具合を生ずる可能性が極めて高い、不適切な路線番号の重複付与だと指摘せざるを得ません。

もう一点指摘しておきたいことは、今回の事業で、市道の一級路線を百番台に統一し、二級路線を二百番台に統一、その他の路線を三百番台に統一しているとの報告もありましたが、馬毛島一号線はその他の路線でありながらも、今でも路線番号は百七十二番です。同じく、その他の路線である馬毛島二号線は二百十二番、三号線は二百十三番の路線番号のままであり、道路台帳の現状は、従来どおり、一級路線も二級路線もその他の路線も混在したままの道路台帳だと言えます。よって、馬毛島の三路線とも、早急に路線番号の変更をすべきと指摘いたします。

以上二点の指摘に加え、当局におかれましては、今後ともに不具

合等に気のついた場合、言いわけ等に奔走する前に、謙虚な気持ちで素直にその是正に努めていただき、くれぐれも行政手続が後手に回らないよう、緊張感を持って対応していただきたい。あわせて、基本的に、現況及び法的現状に即した道路台帳の整備に努めていただきますよう要望いたします。

なお、本案だけに限ったことではありませんが、一般論として申し上げたいことは、公文書の起案や製本等については、特に公務員倫理に徹し、プロ意識を持って慎重に対応していただきたいと存じます。

最後に、二元代表制の神髄、議会の果たすべき役割及び公務員の職責に照らしてみても、市民の一般常識から鑑みても、一つの路線番号に二つの路線名を付与しようとする本案は、否決すべきものと強く主張いたしましたして反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔三番 竹下秀樹君登壇〕

○三番（竹下秀樹君） 議案第一二二号、西之表市道路路線の認定について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

本案は、市道の路線名称、道路の起点、終点及び延長等を全体的に見直した上で、道路法第八条第二項の規定に基づき、先ほど可決しました廃止路線の再認定について議会の議決を求めるものであります。

新たに再編した路線におきまして、新路線番号二百十二号線、西

町上之原線が、廃止対象路線ではない馬毛島の市道二号線と番号が重複するというような御指摘ではありませんけれども、路線番号はあくまでも管理者側の便宜上の整理番号で、その変更に関しては、同法で求める議会での議決対象ではないことは、反対論者もおっしゃるとおりであります。

本案の可決後、この馬毛島三路線につきましては、新路線番号の六百台を付与し、そこに混乱はなく、行政手続上も何ら問題が生じるものではないということを申し上げまして、賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一三三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第一三号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 河本幸男君登壇」

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第一三号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、平成三十年人事院勧告等に伴い、市長等の期末手当の支給率配分割合の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

平成三十年人事院勧告等に伴い、平成三十年第四回定例会において市長等の期末手当が改正され、六月期百分の百五十五、十二月期百分の百七十となっていた支給割合を、六月期及び十二月期の期末手当が均等になるよう配分するための一部改正で、年間三・二五月份は変わらないとの説明を受けました。

附則として、この条例は、平成三十一年四月一日から施行しようとするものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一四号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第一四号、西之表市

職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第一四号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、平成三十年人事院勧告等に伴い、職員、任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率配分割合の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

第一条は、西之表市職員の給与に関する条例の一部改正で、職員及び再任用職員も市長等と同様に、六月期、十二月期の期末手当、勤勉手当を平準化するための改正となっています。

第二条は、西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、特定任期付職員の期末手当についても同様に、六月期、十二月期の期末手当を平準化するための改正となっています。

なお、年間の支給月数については、改正前、改正後とも変動はありません。

附則として、この条例は平成三十一年四月一日から施行しようとするものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一五号 専門職大学の制度化に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第一五号、専門職大学の制度化に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第一五号、専門職大学の制度化に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行により、平成三十一年四月一日から専門職大学が制度化されることに伴い、関係条例を整理しようとするものです。

主な内容は、第一条では、「西之表市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」中、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する部分、第二条では、「西之表市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」中、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格に関する部分、第三条では、「西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」中、放課後児童支援員の資格に関する部分に、それぞれ「専門職大学」に係る文言を追加し整理を行っています。

専門職大学の定義や制度化の背景についての説明とともに、四年制の専門職大学の前期課程を修了した者が、一般の短期大学を卒業した者と同等とみなされること、さらに、実際に関連が生じるのは、今次の入学生が前期の過程を修了する二年後以降であるとの説明を受けました。

また、参考として、この四月から新規開校は全国で三校であり、全て県外で、それぞれファッション系、リハビリ系、動物看護系である旨の説明がありました。

今回の条例の整理については、専門職大学そのものに関するものでなく、制度化による省令、政令等の改正に伴い行われるものであるとのことでした。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第一五号、専門職大学の制度化に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

この条例の提案は、二〇一九年四月の開学に向けて提案された条例です。しかし、専門大学の新設よりも、既存の専門学校の充実強化こそが国民の要求であり、その必要性を主張する立場から反対の討論を行います。

今、国民が本当に求めているのは、学生への学費の援助制度や、あるいは、安定した経営のための大学、専門学校への支援策ではないでしょうか。そのためにこそ税金は投入するべきです。

また、設置基準を下げるとの問題となれば、現状の基準で運営し

ている大学や短期大学との整合性にも矛盾が生じてまいります。今後、さらに質の低下も懸念されていくのではないでしょうか。

本市においても、新設の公立短期大学の設置が検討されているようですが、企業の倫理で事を進めるのではなく、情報公開等を含め、住民との十分な意見を深めることが重要であることを指摘いたしまして、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） 議案第一五号、専門職大学の制度化に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

学校教育法の一部を改正する法律が、平成二十九年五月三十一日に公布をされ、平成三十一年四月一日より施行されることにより、専門職大学が制度化をされます。

専門職大学とは、高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材、かつ、新たな物やサービスをつくり出すことができる人材を養成する大学です。今回、この条例を制定しないと、例えばですが、専門職大学で所定の単位を取得した学生が、本市役所を受験することができなくなることが予想されます。そうしたことがないよう、制定をするものであります。

反対者が言われる、専門職大学の是非ではなく、制度の改正に伴い行われるものであることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一六号 西之表市防災情報システム設備設置条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第一六号、西之表市防災情報システム設備設置条例の制定についてを議題といたします。総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 河本幸男君登壇」

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第一六号、西之表市防災情報システム設備設置条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、新しい防災情報システムの整備に伴い、設備の設置に関して条例を制定しようとするものです。

第一条は、災害時の住民への情報伝達の強化を図るとともに、行

政事務に関する広報活動を円滑にし、住民福祉の増進に資するため、西之表市防災情報システム設備を設置することを定めております。

第二条は、設備の構成について、送信局として天女ヶ倉送信局を、中継局として上之原町中継局を、配信局として西之表市役所主配信局、西之表市役所副配信局、西之表消防署副配信局、自治会用副配信局を、拡声子局として九十二カ所を定めております。また、戸別受信機は防災ラジオとなっております。

第三条は、管理運用について定めております。

附則として、この条例は平成三十一年四月一日から施行し、既存の西之表市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例は廃止となります。

説明の中で、拡声子局については、阿曾浄水場と鉄浜海岸の二カ所を増やしたとの説明がありました。戸別受信機については、事業所等からの設置の要望があるので、今後検討を加えるとのことでした。

また、自治会用副配信局については、タブレット端末での操作になるので、説明会を実施することでした。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。
「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一七号 西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第一七号、西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 生田直弘君登壇」

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会が付託を受けました議案第一七号、西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一

部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例について、「所得税法等の一部を改正する等の法律」の施行に伴い、条例が引用している語句に改正があったため、条例の改正を行うものです。

主な改正の内容は、条例で引用している所得税法の「控除対象配偶者」の語句が「同一生計配偶者」となり、法改正後の「控除対象配偶者」の新しい定義が、「同一生計配偶者のうち合計所得金額が一千万円以下」を指すものとなります。このため、条例中、「控除対象配偶者」という語句を改正し、これまで条例が助成の対象としていた範囲が変わらないようにするために、条例中の語句を改正するものです。

具体的に条例の条文に基づいて御説明をいたします。

第三条は、対象者を規定しており、同条第四項中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものです。

附則として、第一項で、条例の施行の日を公布の日からとしており、第二項では、経過措置として、改正後の規定は平成三十一年八月一日以降に受けた医療費に係る助成について適用することが規定されています。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三一号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一、議案第三一号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 生田直弘君登壇」

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会が付託を受けました議

案第三一号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、平成三十一年一月三十一日の国民健康保険運営協議会の答申を受け、国民健康保険制度の広域化に伴う、鹿児島県への国民健康保険事業費納付金各区分の納付必要額を賄うため、条例の一部を改正しようとするものです。

加えて、今後、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することにより、後期高齢者支援金を増加することが予想されるため、充足率の高い医療給付費分の所得割率、均等割額、平等割額をそれぞれ減額し、後期高齢者支援金を同額増額することで、必要額を賄えるよう改正するものです。

主な内容といたしましては、第三条第一項は、被保険者に係る所得割額を定めていますが、医療給付費分の百分の八・一を百分の七・一に改めるものです。

第五条は、被保険者に係る被保険者均等割額を定めていますが、医療給付費分の被保険者一人につき二万二千五百円を二万五百円に改めるものです。

第五条の二第一号は、被保険者に係る世帯別均等割額を定めていますが、世帯別均等割額の二万一千円を一万九千円に改め、同条第二号中の特定世帯の一万五百円を九千五百円に改め、同条第二号中の特定継続世帯の一万五千七百五十円を一万四千二百五十円に改めるものです。

第六条は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額を定めていますが、百分の二・二を百分の三・二に改めるものです。次に、第七条の二は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を定めていますが、被保険者一人につき六千五百円を八千五百円に改めるものです。

第七条の三第一号は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を定めていますが、第一号中の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の五千円を七千円に改め、同条第二号中の特定世帯の二千五百円を三千五百円に改め、同条第三号中の特定継続世帯三千七百五十円を五千二百五十円に改めるものです。

なお、医療費分と後期分を同額入れ替えを対応するため、本件に伴う対象者の負担額に影響はないとの説明を受けています。

また、平成二十年度から、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することによって、被用者保険の被扶養者から国民健康保険被保険者となった者は、軽減措置が実施されてきました。しかし、平成二十二年度から、後期高齢者医療制度の保険料減額措置が変更されたことにより、国民健康保険においても軽減措置が二年度でなく当分の間実施する旨の国の通知があったにもかかわらず、当該変更に合わせて条例改正を行っていませんでした。そのことから、今回さかのぼって、平成二十二年度から平成三十年度までの減免該当者に適切な措置を適用するため、条例の一部を改正しようとするものです。

附則に第十四項を加える改正は、平成二十二年度以降の国民健康保険税の減免の特例として、当分の間、平成二十二年度以降の第二十四条第一項第二号による国民健康保険税の減免については、同号中、「該当する者（資格取得日の属する月以後二年を経過するまでの間に限る）」と記載のあるものは、「該当する者」とし、以下の部分は削除し適用するものです。

附則として、第一項に、施行期日を公布の日から施行し、改正後の附則第十四項の規定は、平成二十二年四月一日から適用するものいたします。

なお、適用区分は、第二項及び第三項に定めています。

以上、当局からの説明を受け、慎重に審査を進めたところ、本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、以下の点で意見の一致を見ましたので報告いたします。

まず一つ目は、条例改正を適切に行わず、かつ、長期間にわたってその状態に気がつかなかつたために、本来税を減免されるべき被保険者から過大徴収をする結果となり、市民に迷惑をかけてきたことから、丁寧かつ速やかに過誤納分を返還すること。

二つ目として、今回の事案が関係部署や担当者間の横の連携が不足していたことから生じたため、今後、緊張感を持って事務手続を行い、意思疎通や情報共有を徹底し、再発防止に努めることを厳し

く指摘するものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第三一号、西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

この条例は、平成二十二年に必要な条例改正を行わず、昨年十二月十二日の事務連絡があり、今回の議案撤回、条例提案に至ったことの説明を受けました。

この事案は、住民への直接的な弊害があり、看過できるものではありません。議決後は、課税し過ぎた十三世帯に対し、速やかに丁寧に払い戻しの事務作業に取りかかることを、冒頭に指摘したいと思います。

さて、この条例提案の趣旨は、国庫負担なしに後期高齢者支援金の平等割額を各世帯にそれぞれ上乗せし、支援金の増額をするということの提案であります。被保険者への直接的な負担はないという説明を受けました。

しかし、高齢者社会を支えるための根本的な解決策にはなりません。

ん。そもそも国民健康保険制度は、所得の低い非正規労働者、若者や女性、そして年金で暮らす高齢者で構成される、制度が構造上の問題であり、それを解決しなければ根本的な問題にはならないということを指摘したいと思います。

国は、高齢化社会に備える政策を言いながら、年金は下げられ続けております。私たちはさらにまた、現役世代の賃金保障を充実させること、このことで高齢者が安心な暮らしができる、このことにつながっていくのではないのでしょうか。そのことこそ政治の責任であることを指摘したいと思います。

広域運営となり、さらに国民健康保険運営はますます厳しくなっていくと思います。全国知事会が求める一兆円の国庫負担を投入するべきと強く指摘をいたしまして、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 議案第三一号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

本案は、国民健康保険制度の広域化に伴う鹿児島県への国民健康保険事務費納付金及び各区分の納付必要額を賄うため、条例の一部を改正しようとするものであり、改定内容については委員長から詳しく報告があったとおりであります。

我が国は、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入し、お互い

の医療費をお互いが支え合う国民皆保険を実現し、世界最長の平均寿命や高い医療水準を達成しております。国民健康保険は、国民皆保険の中核となる医療保険であり、農業、漁業、自営業を中心とする制度として創設され、ほかの医療保険制度でカバーし切れない人を被保険者としているため、今日では、高齢化や産業構造の変化等の影響を受けやすく、高齢者や無職者、非正規雇用者の割合が増加しており、脆弱な財政基盤という構造は、これまで以上に一層深刻さを増している現状にあります。

そのような中であって、平成三十年以降、持続可能な医療保険制度を構築するために、県が財政運営の責任主体となり国民健康保険運営に中心的な役割を担うことになり、国も平成三十年以降約三千四百億円の財政支援を行い、財政基盤の強化を図ることとしているようです。一方、市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等の、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになっております。

平成三十年四月から国民健康保険がこれまでと変わった主な制度改革は、鹿児島県国民健康保険運営方針に基づき、県内市町村が共通認識のもと国民健康保険運営を行っていくため、国民健康保険税の算定方法の統一、国民健康保険税水準の統一、事務の広域化と標準化などを大きな柱として取り組んでいるところです。

国民健康保険税の算定方法については、御承知のとおり、所得割、資産割、均等割、平等割の四方式から、資産割を除く三方式への移

行が、平成三十五年度までの目標として県の運営方針で方向づけられておりますが、本市においては、既に平成三十年代から、所得割、均等割、平等割の三方式に移行しております。

このたびの税条例の一部改正の目的は、全国レベルで少子高齢化の進行や、医療技術の高度化などの影響もあり、この十年で七十歳以上の高齢者数と国民医療費はともに約一・三倍となり、戦後第一次ベビーブームと言われた団塊世代が全員七十五歳以上になる二〇二五年には、国民医療費は六十一・八兆円にもなると見込まれているようです。

ちなみに、本市の平成三十年十二月三十一日現在の年齢別人口集計表を見ますと、人口数一万五千四百三十五人中、七十五歳以上の方は二千七百二人に上っております。全国平均に先駆け、少子高齢化が相当進んでおります。

このような中であって、鹿児島県への国民健康保険事業費の納付金各区分の納付必要額を賄うため、条例の一部を改正しようとするものです。

具体的な改正の内容は、所得割の医療分負担率八・一％を一％引き下げ七・一％に改め、所得割の後期高齢者支援分負担率二・二％を一％引き上げ三・二％に改めると同時に、均等割の医療分負担額二万二千五百円を二千円引き下げ二万五百円に改め、均等割の後期高齢者の支援分六千五百円を二千円引き上げ八千五百円に改め、加えて、平等割医療分負担額二万一千円を二千円引き下げ一万九千円

に改め、平等割後期高齢者支援分負担金五千円を二千円引き上げ七千円に改めるなど、全て、医療分の負担率、負担額を引き下げた分だけ、後期高齢者支援分の負担率、負担額を同率、同額引き上げるものです。

本案の条例の一部改正は、医療分と後期高齢者支援分との区分の負担割合を変更しただけで、被保険者の負担する国民健康保険税額の総額には一切影響いたしません。

しかしながら、本案は大きな問題点がほかにあります。

一点目は、一旦上程済みの議案を、軽々しく、しかも、会期の最終本会議の冒頭で撤回し、同じ議案に附則をつけて差し替える当局の行為は、議会運営の上からも猛省を促すべき行為であり、議会軽視とも、拡大解釈すると、議会軽視とも受け取れる不手際ではないかと指摘できます。

なお、附則の内容については、平成二十二年の当初で条例化し対応すべきだったにもかかわらず、国の改正内容に気づかず今日に至っていることです。結果、減免の特例対象者に課税してきた不手際です。この件については、委員長報告でも厳しく指摘しているように、ぜひとも今後の教訓として生かしていただきたいと存じます。

いろいろありますが、最終的には、日本人のすばらしい和の文化が生んだ世界に類のない、世界に誇れる制度が国民皆保険制度の理念であり、お互いの医療費をお互いで支え合う仕組みこそが、医療保険制度の根幹だと考えます。先人たちの英知と努力で育んできた

このすばらしい制度も、支える人、分母と、支えられる人、分子の、絶妙なバランスが保たれて初めて健全に機能することになります。

国民健康保険の経営に必要とする経費は、保険加入者である全ての被保険者で公平に負担し合うことこそが、持続可能な健全な保険制度を構築する基本だと考えます。国民皆保険の真の理念を御理解いただき、持続可能な医療保険制度の健全経営に努めることこそが、

何げない日常の安心・安全な暮らしを保障する根幹ではないかと考えます。被保険者一人一人が日ごろから予防医療に努め、健康増進に励み、医療費抑制に努めることこそが、国民健康保険会計の健全運営、健全運用に寄与する、第一のステップだと確信いたします。

本案の税条例にかかる改正は、高齢化の進む現状を見据え、現実に沿った会計制度を構築する目的と、平成三十年度から国民健康保険運営の新制度移行に伴い、財政運営の主体を担う鹿児島県が示す納付金額等に照らし、医療分負担額と後期高齢者支援分の負担額を調整するためのものであり、被保険者の負担額につながる改正ではないことを再度申し添え、委員長報告に賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一九号 西之表市道路占用料徴収条例の一部を改正する

条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第一九号、西之表

市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 生田直弘君登壇」

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会が付託を受けました議案第一九号、西之表市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、鹿児島県の道路占用料に関連する条例等の改正に伴い、本市の道路占用料の額の見直しを行うため、条例の一部を改正し、西之表市道路占用料徴収条例別表を改めようとするものであります。附則として、この条例を平成三十一年四月一日から施行するものとし、この条例による改正後の西之表市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用料の期間に係る占用料につ

いて適用し、同日以前の占用料の期間に係る占用料については、なお従前の例によるものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。おおむね十五時四十五分ごろより再開いたします。

午後三時三十二分休憩

午後三時四十三分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第二〇号 平成三十一年度西之表市一般会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第二〇号、平成三十一年度西之表市一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二〇号、平成三十一年度西之表市一般会計予算について、御報告いたします。

本案は、本予算の総額を、歳入歳出それぞれ百三億四千六百万円と定めるものであります。前年度の当初と比較いたしますと、一億四千四百万円、率にして一・四%の増額予算となっております。

債務負担行為は、定住促進事業（住宅家賃補助）二〇一九年度申請分一件で、期間は二〇二〇年度から二〇二二年度までの期間を設定しており、限度額は五十三万円としております。

地方債は、災害援護資金貸付事業ほか全七件で、限度額を七億八千九百八十七千円と定めるものであります。

一時借入金については、最高額を三十億円と定めております。まず、歳入の主なものについて説明いたします。

市税については、過去数年間の調定、伸び率、収納率等との平均を参考に算定しており、市税全体では十四億二千八百六十八万九千円ということで、前年度比で五百二万一千円の増額となっております。歳入全体の一三・八%を占めており、自主財源で一般財源ということになりません。

地方交付税は、年四回に分けての交付となっております。こちらは依存財源の一般財源で、歳入の三九・八%を占めております。

使用料の教育使用料は、鉄砲展示室使用料において、前年度当初見込みの入館者数よりも四千二百人程度増えることを想定し計上しています。

国庫負担金の民生費国庫負担金は、延べ人数見込みの減少に伴い、生活保護負担金を前年度より減額し計上しています。

国庫負担金の商工費国庫補助には、新規のアンテナショップPR事業及び拡充している港町再生検討推進事業を実施するための経費、農林水産業費国庫補助金には、水産物供給基盤機能保全事業で能野漁港の改良工事を実施するための経費を計上しています。

寄附金は、ふるさと応援寄附金を、実績により前年度より下方修正し計上するものです。

特別会計繰入金の基金繰入金は、ふるさと応援寄附金を除く各基金からの繰入額を、前年度より増額し計上しています。

市債の臨時財政対策債は、新年度地方財政計画に基づいて交付税が増えることを見込んだことにより、前年度より減額するものとの

説明を受けました。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

総務費、総務管理費の財産管理費には、西之表市ふるさと応援寄附金に、昨年度の実績を踏まえ、一億五百五十六万九千円を計上しています。

同じく総務管理費の電算管理費には、新規事業で、庁内で現在利用している地図情報システムの基盤となる空中写真の更新を他の自治体と共同で行う、地図情報更新事業に係る経費を計上しています。

同じく総務管理費のあつぼろらんど管理費には、多目的グラウンドのフェンス取替えや屋根付き競技場の整備などを行うための経費が計上されています。

民生費、社会福祉費の介護保険事業費は、介護保険特別会計への繰出金を前年度より増額するもので、障害者福祉費は、各種サービス利用の増加を見込み、扶助費を前年度より増額し計上するものです。

同じく生活保護費の扶助費は、前年度実績から、保護対象者の減少を見込んで前年度より減額し計上しています。

衛生費、保健衛生費の斎苑管理費は、斎苑の屋上防水工事や外壁塗装を行い老朽化する施設の長寿命化を図るために行う、工事請負費を計上しています。

農林水産業費、農業費の農地費は、安納地区から現和地区にかけて整備する基幹農道整備の事業採択に向け、県との協議を行うため、

計画書の作成や土地所有者の戸籍調査などを行うための経費を計上しています。

同じく水産業費の漁港建設費は、老朽化した漁港施設の補修、改良を行うため、前年度に設計を終えた能野漁港の工事費を計上しています。

土木費、道路橋梁費の道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業で鴨女町西之表港線の道路舗装工事に係る経費を計上しています。

消防費、消防費の常備消防費は、熊毛地区消防組合西之表消防署の水槽付消防ポンプ自動車の更新を行うための負担金を計上するものです。

教育費、小学校費の学校管理費は、市内各小学校の空調設備など施設整備や改修工事の実施設計に係る委託料と工事請負費で、各種整備工事の実施に伴う経費が計上されているとの説明を受けました。教育費、社会教育費の社会教育総務費は、社会教育施設の長寿命化計画策定と、安納青少年の家の解体工事などに係る経費を計上しています。

同じく社会教育費の文化財保護費は、本市の文化財を今後有効に保存、活用していくための地域計画の策定や、旧上妻家住宅敷地内の住宅二棟のほか車庫や倉庫など計六棟の解体を行うための経費を計上するものです。

公債費は、近年行った普通建設事業の元金償還が始まることなど

に伴い計上しています。

審査の過程において、生活保護費を前年度に比べ減額していることについて、市の事業も含めて国が年々保護費削減の方向にあり、その影響から民生費や社会保障費が減っているのではないかとの意見もありましたが、本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） ここで、議長からお願いを申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） もう一度繰り返します。反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第二〇号、平成三十一年度西之表市一般会計予算に対して、委員長報告について反対の立場で討論を行います。

平成三十一年度の予算は、地方債で七件、うち、過疎対策事業で

は、ハード事業十八本、ソフト事業が五本提案されています。特に、橋梁、港湾の大型の事業が計画されているのも、本年度予算の大きな特徴ではないでしょうか。また、学校など空調整備事業、公営住宅の改修事業や住環境整備費四百九十八万円が計上されています。このことをまず評価したいと思います。

さて、国会でも二〇一九年度予算案の審議中ですが、社会保障の自然増分や生活保護利用世帯が食費や光熱費などに充てる生活扶助費などを、二〇一八年十月から三回に分けて段階的に見直しています。その結果、本年度、生活扶助は延べ人数で七百七十人減、住宅扶助で六百人減、合計約三千二百万円の減額予算を提案しておりますが、労働者の実質賃金は低下し、年金も引き下げられている中で、収入が増えていないのは明らかです。それにもかかわらず生活保護認定基準値を引き下げた結果、ひとり暮らしの高齢者や子育て中の世帯が影響を受けています。

このように国民に冷たい政治だからこそ、地方自治体が住民生活に密着し、暮らしの防波堤の役割を果たすことが求められているのではないのでしょうか。

さらに国は、国民の命と暮らしにかかわる予算を削る一方で、高額な兵器爆買い、基地建設費などを、ローン後年度負担を予定しております。この金額は実に、五兆三千四百億円にまで膨れ上がっております。国民一人当たりの計算にいたしますと、四万二千円のローンを私たちは抱えてしまっている、こういう試算もあります。

そしてまた、本市では、この地域では、今後、馬毛島問題も含む軍事予算の拡大、これを認めるわけにはいきません。

そしてまた、行政運営では、住民サービス充実も重要な課題となります。特に住民と直結する、窓口での税相談や医療、介護の相談など、高齢化が進む中で、専門職員の能力を十分發揮できる働く環境整備が求められております。働く人たちの処遇の充実で専門職員の確保と定着、そして、全庁的に正規職員の適正な人員配置、非正規職員の同一労働同一賃金の保障を、強く求めたいと思います。

まちづくり公社の運営や業務委託のあり方などもまだ、議論が十分ではありません。公的な業務は、住民の暮らしと密接な関係があります。住民サービスの質を確保する観点からも、労働者の権利を守り処遇改善を進めるとの観点からも、私は直雇用が原則、私たちはこのことを求め、指摘したいと思います。

また、農業への単独補助の必要性や、医療と介護の予防行政の充実が求められております。さらに、上水道施設費として経営戦略策定費二百五十万円は、水道法改定による水道民営化の流れへと道を開くものであり、水道の民営化は到底許されません。

以上、市長の政治姿勢を指摘して、反対の討論をいたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） 議案第二〇号、平成三十一年度西之表市一般会計予算について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

本予算は、歳入歳出それぞれ百三億四千六百万円と定めるものがあります。歳入のうち自主財源は二十六億三千四百五十四万七千円、二五・五％、依存財源は七十七億一千四百五十三万三千円、七四・五％となっております。四分の三は国や県から依存しなければならぬ、大変厳しい状況と言えらると思ひます。

歳出の中で、子育て支援として、給食費の一部無償化や高校生までの医療費無償化、また、子供インフルエンザワクチン接種費用の助成事業など、また、生活困窮者の自立支援として、消費税率引上げによる影響を緩和するためのプレミアム商品券の発行、学校教育の充実では、長寿命画策定や学校施設の改修、空調整備など、また、住環境の整備では、耐震診断や耐震改修、住宅の改修工事費の一部助成などが盛り込まれております。市民生活に影響が出ないよう、早急に取り組んでいただきたいと思ひます。

また、限られた予算でありますので、全ての事務事業について、費用対効果や必要性、有効性を厳しく検証し、無駄のない予算執行に努めていただくよう要望し、賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二一号 平成三十一年度西之表市国民健康保険特別会

計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第二一号、平成三十一年度西之表市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二一号、平成三十一年度西之表市国民健康保険特別会計予算について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二十三億一千五百万円と定めるものです。

予算の主なものについて、歳入から説明します。

国民健康保険税については、平成三十年から、国民健康保険新制度移行に伴い、県が示す納付金額、標準保険料率等を参考に保険税が決定されることになっており、過去三年間の平均収納率をもとに計上しています。

県支出金、県補助金、保険給付等交付金の普通交付金は、歳出の保険給付費のうち、普通交付金を財源とするものの合計額を計上しています。

一般会計繰入金は、法定内の繰入金として、二億二千三百七十七万七千円を計上しています。

次に、歳出について説明します。

総務費の総務管理費では、健康保険課及び税務課職員合わせて十人分の人件費や物件費のほか、電算処理委託料などを計上しています。

保険給付費の療養諸費は、県の推計した普通交付金額を案分した額を参考に、本市の過去三年の実績等によるそれぞれの医療費推計の額に、審査支払い手数料の見込み額を加え計上しています。

高額療養諸費も同様に、県の推計した普通交付金額を案分して求めた高額療養費額を参考に、本市の事情を勘案して計上しています。

国民健康保険事業費納付金は、市町村が都道府県に納める国民健康保険事業運営のための納付金で、県が示す納付金額を、医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として計上しています。

医療費適正化費は、レセプト点検、医療費分析など、医療費適正化に関する経費を計上しています。

特定健康診査等事業費は、四十歳から七十四歳までの保険加入者を対象とした特定健診及び特定保健指導に係る経費を計上しています。

基金積立金については、前年度までは繰越金の見込み額の5%相当額を予算化しておりましたが、本年度から繰越金の見込み額の半額を予算化することにしたとのことでした。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二二号 平成三十一年度西之表市交通災害共済事業特

別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第二二号、平成三

十一年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二二号、平成三十一年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算について、御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二百二十一万円と定めるものであります。

まず、予算の主なものについて、歳入から説明いたします。

共済会費収入には、会費年額一人三百円で当初加入者を七千三百名と見込み、二百十九万円を計上しています。

利子及び配当金の一万八千円は、交通災害共済基金の運用利息です。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

事業費の賃金は、共済加入業務のための臨時雇用者に係るもので、月十五日、三カ月分を計上しています。

負担金補助及び交付金は、交通災害共済見舞金として百三万円を計上しています。

基金積立金には一万九千円を積み立て、平成三十一年度末の基金残高は三千二百二十一万円を見込んでいるとのことです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと

として決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二三号 平成三十一年度西之表市地方卸売市場特別会

計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第二三号、平成三十一年度西之表市地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議

案第二三号、平成三十一年度西之表市地方卸売市場特別会計予算について、御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ四十五万六千円と定めるものであります。

まず、歳入については、面積割、売上高割による市場使用料が主なものです。

歳出については、各種研修会等への参加旅費、施設維持のための消耗品及び修繕料、委託料、一般会計への繰出金です。

基金積立金には十万円を積み立て、平成三十一年度末基金残高は三百四十五万六千円となる見込みです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二四号 平成三十一年度西之表市介護保険特別会計予

算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第二四号、平成三十一年度西之表市介護保険特別会計予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二四号、平成三十一年度西之表市介護保険特別会計予算について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二十一億九千二百万円と定めるものです。

予算の主なものについて、歳入から説明いたします。

介護保険料は、現年度分を九八％、滞納繰越分を二七・三九％で見込み、三億四千七百二十五万円を計上しています。

国庫支出金及び支払基金交付金並びに県支出金の負担金及び補助金は、歳出で見込んだ給付費等にそれぞれ交付率を乗じて、歳入額を計上しています。

一般会計繰出金のうち、その他一般会計繰出金は、職員給与費及

び事務費等の法定内繰越金分を計上しています。

基金繰入金は、本予算の財源調整のためのものです。

次に、歳出について説明します。

一般管理費には、昨年度より一名増の職員九名分の人件費、物件費などが計上されています。

認定審査事務負担金は、介護認定審査業務を種子島地区広域事務組合に委託するための負担金を計上しています。

保険給付費の介護サービス等諸費は、サービスの利用状況を勘案し、施設介護サービス給付費を減じる一方で、居宅介護サービス給付費を増額しております。介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費は、平成三十年度実績見込みにより計上しています。

地域支援事業費の一般介護予防事業費には、いきいき遊湯クラブ推進費や元気度アップ・ポイント事業、地域サロンの推進などに係る経費を、地域包括支援センター運営事業費には、職員二名分の人件費、物件費などを、また、任意事業費には、紙おむつの支給や家族介護手当の支給を行う家族介護継続支援事業、通報システムの設置及び管理事業などを計上しています。

基金積立金の準備積立金には三万円を計上しておりますが、歳入に基金繰入金を一千二百八十六万三千円を計上していることから、平成三十一年度末基金残高は四千八百四十八万二千元となる見込みです。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと

として決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第二四号、西之表市介護保険特別会計予算、委員長報告に対して反対の立場で討論を行います。

介護保険は、総合事業を始めました。そしてまた、認知症対策も重要な施策だと思っております。予防対策の充実が重要な中で、本市はいち早く総合事業を取り入れました。そのことの結果、どういふ分析があったのか、そういう報告も現在もありません。介護費用は増え続けているのが実態ではないでしょうか。

予防重視の対策こそ、重視するべきだと思います。初期の認知症対策は、専門職の配置が必要だと指摘しております。地域密着型通所介護の利用者が増えております。国が在宅介護を推し進める施策へと転換したことであり、その対策と対応は急がれているのではないのでしょうか。今後の高齢化社会の中で、重要で緊急な対策が求められております。

国の介護制度は、実態とはまたかけ離れた制度となり、利用料の増額、家事援助の削減などの改悪が進み、そして一方では、高い介護保険料となっております。五千五百七十七人の被保険者のうち千九百十四人が、第一段階とはいえ三万七千八百円という保険料とな

っております。行政努力として、地域ボランティア、予防行政の充実がさらに求められているのではないのでしょうか。

そういう中で、地方自治体として、住民に寄り添いつつ、国に対しても制度の充実を求めていくべきだと指摘をいたします。

以上、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第二四号、西之表市介護保険特別会計予算に、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

介護保険制度は、三年ごとの見直しのたびに保険料が上がり、年金からの有無を言わさぬ天引きによって高齢世帯の家計を圧迫し、逆に、その仕組みは改正のたびに使いにくいものとなっております。

特に、制度発足時は、必要な介護サービスを自ら選択して受けられるという利用者本位がうたわれていましたが、今日に至るまで、施設入所を希望しながら長い入所待ちの状態に置かれている、そういう待機者は一向に解消しません。老老介護の末に悲惨な結末を迎えるという事件も、後を絶ちません。

施設介護については、かつては確かにうば捨て山のように言われた時代もありました。しかし今は、プロの手による適正な介護により、利用者の心身の安定が図られ、家族も介護の重圧から解放され

ることで落ちついた気持ちで、要介護状態になった自分の親あるいは兄弟、配偶者など、本人に向き合えるという大きなメリットがあります。

私も長く介護の現場で働いている中で、施設入所によって、御本人も御家族も「救われた」という表情を見せてくださる場面を見ってきました。そして、「ここに入れなかったら親子で心中していたかもしれない」という言葉をつぶやかれる御家族にも出会ったことがあります。

しかしながら国は、「住みなれた地域で」という言葉で、地域での在宅サービスを進めています。確かに、住みなれた自宅で安心して暮らせることは大事なことです。そのために、本人と地域とが元気を保つために介護予防に取り組むことも重要だと思います。当市においても総合事業において介護予防に取り組んでいく姿勢は、評価するべきところがあると思います。

しかし、介護を必要とする状態になり、それが進んだときまで自宅で、地域でというのは、早期に専門的な介護を受けることで防げるはずの重度化を招くおそれもあり、家庭や地域に介護負担を押しつけるものもあると思います。

特に離島である当市においては、介護を中心に担う家族が皆、島外にいるということも少なくありません。島内の施設を希望しながらも長く待機した後に、島外の家族が自らの住所地に御本人を呼び寄せたものの、御本人は「島に帰りたい、帰りたい」と言い続け

ているという話も、実際に直接耳にしています。

たとえ住みなれた自宅や集落からは離れても、島内の施設であれば、そこでは島の言葉を聞くこともできる。知った人がいるかもしれない。どれほど心が安まることでしょうか。しかし、そういうふうにはなっていない実態、このような悲しい状況はどうしたら改善されるのか、これは、一地方自治体だけの努力ではいかんともしがたいところがあります。今後国に対して、介護保険制度の、よりよい形になるための見直し、改正を求めていく必要を強く感じるところです。

さて、今回の予算案は、この施設介護サービス給付費を前年度当初から二千六百万円近くも減額し、一方、居宅介護サービス給付費を八千七百万円増額しています。つまり在宅重視の国の方向性と同じものを強く打ち出していますが、施設サービスをますます受けにくくなる反面、在宅介護における家族や地域あるいは介護支援専門員等の負担増に、どのように対応していくのかは見えてきません。

このことから、委員長報告には反対として討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二五号 平成三十一年度西之表市後期高齢者医療保険

特別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第二五号、平成三十一年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二五号、平成三十一年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二億二千四百万円と定めるものです。

予算の主なものについて、歳入から説明いたします。

後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料は、年金天引きであることから収納率を一〇〇%、普通徴収保険料は、現年度分を収納率九八・〇六%、滞納繰越分を六六・八七%と見込んで計上しています。

一般会計繰入金の事務費繰入金は、保険事業費に係る人件費や物件費などを、また、保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料軽減分で、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分担金に対応するものを計上しています。

次に、歳出について説明します。

一般管理費には、職員二名分の人件費、物件費などを計上しています。

後期高齢者医療広域連合納付金は、市が収納処理した後期高齢者医療保険料を県広域連合へ納付するためのものです。

保険事業費の健康診査費は、長寿健診対象者の受診券郵送料や健診委託料、健診データ管理システム委託料などを計上しています。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔一六番 橋口美幸さん登壇〕

○一六番（橋口美幸さん） 議案第二五号、平成三十一年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

発足から十年を経過し、高齢化社会の中で、今後の運営はますます厳しくなることは予想されております。既に現役並み所得者には

二〇一八年八月から負担が上乘せされ、老後の暮らしを不安なものにしています。

後期高齢者医療保険制度に加入する七十五歳以上の高齢者は、ほとんどの方が健康に不安やリスクを抱えており、当然負担は増えることにつながります。日本は、これまでの戦中、戦後から復興し立ち直ってきた歴史がありますが、この復興の力になってきたのは、今私たちとともに地域で生きている高齢者の方々が頑張ってきたからにはほかなりません。今こそ政治の役割を発揮して、日本を再建してきた高齢者の命、暮らしを守る政治へと、推し進める責任があるのではないのでしょうか。

昨年度の保険制度の現状は、保険料の滞納額十九万六千円、短期の被保険者証発行は二〇一七年九月の時点で十四名と報告されています。七十五歳以上で健康のリスクを背負いながら、高齢者が病院にお金がない暮らしを強いられている、この日本の現実は異常ではないのでしょうか。リスクの高い七十五歳以上の高齢者だけを別枠に囲ってしまうこの制度、医療費が上がり一人一人の負担が増えていくことは必然です。

鹿児島県内一律平均保険料は、昨年四月から八百五十六円増、年間で五万一千八百四十五円と公表されております。二〇一八年八月からは、課税所得百四十五万円以上の世帯を現役並み所得として負担が大きくなっております。高齢者の生活を直撃しているのではないのでしょうか。二〇一九年二月末の加入者数二千八百七十八名、普

通徴収三百六十八名、特別徴収二千五百十名と報告されました。年額十八万円しかない年金から容赦なく口座から天引きする、この制度のあり方、本当に高齢者いじめの政治だと思えます。

さらに、今議会で発覚しました十年來の軽減措置の誤りは、高齢者市民への配慮を欠いた事務のあり方であり、今後慎重な対策と丁寧な対応を強く求めて、後期高齢者医療制度に対する反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二六号 平成三十一年度西之表市水道事業会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第二六号、平成三十一年度西之表市水道事業会計予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二六号、平成三十一年度西之表市水道事業会計予算について、審査の結果を御報告いたします。

業務の予定量は、給水件数十万三千六百二十件、総排水量百九十四万四千二百二十立方メートル、一日平均排水量五千三百二十六立方メートルを予定し、建設改良事業は一億三千四百八十一万五千円を予定しています。

収益的収入及び支出の予定額は、収入で水道使用料四億二千八百六十一万二千円と、営業外収益の他会計補助金は総務省繰出基準による一般会計からの補助金で、新たに経営戦略の策定等に要する経費二百五十万円を含んでいます。長期前受け金戻し入れの増額は、補助金の戻し入れが主なものです。

支出では、営業費用の原水及び浄水費は、職員一名減の人件費を減額し、賃金で施設巡視員一名分を増額計上しています。また、委託料で機械設備保守点検を減額し、動力費で新設した施設の維持管理に係る経費を計上しています。

配水及び給水費及び受託工事費は、前年度並みとなっています。業務費は、賃金で、これまで職員で対応していた給水装置の開閉栓、

量水器の設置や撤去に係る業務を臨時職員で行うため、増額計上しています。

総係費は、委託料で、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である、経営戦略の策定業務費を計上しています。

営業外費用では、支払い利息の企業債利息、消費税及び地方消費税を計上しております。

資本的収入及び支出の予定額は、収入で、一般会計出資金は、総務省の繰出基準に基づく統合簡易水道に要する前年度借入れの企業債償還分が含まれ、増となっております。

工事負担金は、県営事業に伴う送排水管移設補償費と他会計負担金は、消火栓一基を設置する経費で、企業債及び補助金は、武部地区の継続事業として、新たな水源確保のための施設整備に係るものを計上しております。

支出で、施設改良費は、工事請負費で漏水事故率の高い送排水管の布設替えや県営事業に伴う配水管布設替え、継続事業の武部地区を予定しています。

機械及び装置購入費は、ポンプ等機器の更新のほか、水利施設整備事業による西京ダムの取水設備更新に伴う負担金を、営業設備費では、二トントラック購入費を計上しています。

企業債償還金は、前年借入分の償還が加わり増額となっております。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額については、過年度

分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしています。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「九番 鮫島市憲君登壇」

○九番（鮫島市憲君） 議案第二六号、平成三十一年度西之表水道事業会計予算について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

本予算は、水道事業経営健全化の確立と並行して、行財政改革を推進するために、全ての簡易水道を統合し、水道事業への一本化を図ってきたところです。予算執行にも、水道事業の職員を、平成二十五年度に引き続き、一年前倒しして平成三十年四月一日に一名削減しております。職員数の削減は、公営企業としての水道事業経営には大きな重荷を抱えることになっていないと思えます。

過去にも述べましたが、公営企業の基本というのは、やはり人であると考えております。水道事業経営にしても、将来を見通す先見性を持つ人材と、その問題を解決していく人材を育成することによ

って、水道施設の効率的更新や運用を図られます。また、効率的な経営のもとにおいても、必要な水道料の算定がなされ、ひいては適正な水道料金水準が維持できると同時に、その料金水準の範囲内で計画的な更新が継続されていくなど、経営の好循環が図られることになり、結果的には水道使用者の負担の軽減が図られると考えます。

本市の水道事業は小規模で、一般行政職との間で人事異動が定期的に行われることから、水道を理解している人材の育成が難しく、担当者が、企業会計方式を採用しているにもかかわらず、一般会計の決算と同じ視点で経営判断を行う傾向にあることから、健全な企業経営像がわからずに、適正な料金設定ができなかったり、施設への投資規模の判断を誤ったり、各種指標の活用がなかなかできない事態も発生すると考えます。このことは、水道事業においては多大な損失になるため、効率的な経営を実施するためにも、専門性の高い人材を育成、確保する必要があります。

また、水道技術においても、定期的な人事異動により、技術習得、研修が進みにくく、水道課内に技術の蓄積は難しい状況にあります。また、島内民間の技術者も高齢化が進み、水道技術の衰退が危惧されることから、規模の大きい水道局レベルの経営手法を学習するなど、人材育成を第一に取り組むことにより、施設の適正管理や将来に向けての自己資本金の確保が図られ、よりよい水道事業の発展に寄与することにつながります。

いよいよ今年度は武部地区の新たな水源確保がなされるなど、長

年の懸案でありました水道事業への一本化が実現することになりますが、本市は、面積も広い上に地形的にも山間地の多いことから、排水管や送水管の布設延長も長く、経営効率が低い地域が多く、事業経営に苦慮している中であって、当局においては、漏水箇所の調査や毎日の施設巡視、関係施設の点検管理の強化などに努めるなど、有収水量の確保を図り、あわせて、水道使用料の収納率の向上に努められ、市民に安心で安全なおいしい水の安定的な供給に努めていることを高く評価して、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案追加上程・議案審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたしま

す。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、議会運営委員会から、議案第二九号、西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第三〇号、西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についての二件が提出されました。

この際、議案第二九号及び議案第三〇号の議案二件を追加上程し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第二九号 西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 日程第二〇、議案第二九号、西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「議会運営委員長 下川和博君登壇」

○議会運営委員長（下川和博君） 議案第二九号、西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出をいたします。

平成三十一年三月二十六日。提出者、議会運営委員会委員長、下川和博。

西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例。

西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を、次のように改正をする。

第五条第二項中、「六月に支給する場合には百分の百六十、十二月に支給する場合には百分の百七十」を、「百分の百六十五」に改める。

附則として、この条例は平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、市議会議員の期末手当の支給率配分割合の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同、よろしくお願いをいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありません。

んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三〇号 西之表市議会基本条例の一部を改正する条例

の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、議案第三〇号、西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「議会運営委員長 下川和博君登壇」

○議会運営委員長（下川和博君） 議案第三〇号、西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出をいたします。

平成三十一年三月二十六日。提出者、議会運営委員会委員長、下川和博。

西之表市議会基本条例の一部を改正する条例。

西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の一部を、次のように改正をする。

第九条第一項中、第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とする。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

提案理由は、地方自治体経営の根幹となすものを議決事項として定め、また、法律に定めのない計画等については同条第二項を適用することとして、条例の一部を改正しようとするものです。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「七番 和田香穂里さん」

○七番（和田香穂里さん） まず本条例第九条では、「代表機関である議会が市政の重要な決定に参画する観点から、議決事項として定めることとする」として、八項目を挙げています。当然この八項

目は、基本条例案が検討された折には必要不可欠なものを厳選して定めたものであるのだろうと思うんですが、本条例第九条第一項中の(四)から(七)の各項目を、基本条例制定当初に議決事項として定めた理由を御説明ください。

○議会運営委員長(下川和博君) 当時に来たやつですけれども、協議は行ったわけですけども、はっきりした理由についてはわかりませんでした。

○七番(和田香穂里さん) はい、わかりました。はっきりした理由についてはわかりませんですね。

そして条例制定から丸六年を経過して、必要不可欠ではなくなつたということで今回の改正が提案されているものと考えますが、(四)から(七)の各項目が議決を要しないとす理由を御説明ください。

○議会運営委員長(下川和博君) 提案理由のとおりであります。以上です。

○七番(和田香穂里さん) 議会自らが議決事項として定めたものを議決事項から外すことの意味がいま一つよくわからないのですが、何より重要なことは、どのような案件であってもそれが市民の福祉向上に資するものであるのか、不利益を生じることはないのかということだと考えますので、(四)から(七)を議決事項から外すことが、市民及び市民の負託を受けた議会に与える利益、不利益についてどのように議論されたか御説明ください。

○議会運営委員長(下川和博君) そのような御意見もありませんので協議をいたしましたけれども、提案理由の説明のとおりというところであります。

○議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番(和田香穂里さん) 議案第三〇号、西之表市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、原案に反対の立場から討論いたします。

本案は、西之表市議会基本条例中、地方自治法第九十六条第二項により本議会独自の議決事項の拡大を定めたものうち、(四)高齢者福祉計画、介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画、(五)障害者計画、(六)障害者福祉計画、(七)子ども・子育て

支援事業計画の四項目を削るといふものです。

基本条例は、先輩議員の方々が調査研究を重ね、知恵を出し合い、条例の前文にあるように、議会の責務を果たし市民の負託に応える議会を目指すために、さらに、市民に信頼され存在感のある議会を築くために、制定されたものと理解しております。

今回改正案として提出されている第九条は、その基本条例の姿勢を議決権の拡大という形で示している部分であり、その条文には、「代表機関である議会が市政の重要な決定に参画する観点から、議決事項として定めることとする」とされています。つまり、ただ報告を聞いたり説明を聞くばかりではなく、審議を経て議決を行うという一連の流れをもって、積極的に市政の重要な決定に参画し、条例の前文にある議会のあり方を体現しようとする、非常に重要な事項であると考えます。

また、当然ながらこの条項で定められた八つの項目は、先輩議員の方々が、重要である、あるいは必要不可欠であると考えて盛り込まれた項目であり、また、その重要性を十分理解した上で、当局も議決事項として、微に入り細をうがつ計画を作成してこられたことと思えます。

先ほどの質疑では、この八つの項目が盛り込まれた理由はよくわからないということでありましたが、よくわからないという程度のこと、これを削ってよろしいものでしょうか。

もちろん、議決事項であろうとなかろうと、当局が細心の注意を

払い、よりよい計画を策定するために尽力されているということを疑うものではありません。むしろ、であるからこそ、その尽力をしっかりと受けとめ、その理念や内容を確認するものとするためにも、議会が責任を持って議決することには大きな意味があると考えます。さらに、市民の負託を受けた代表機関であるところの議会の議決を経るということによって生じる重みが、市民の福祉の向上に資する計画としての重みを担保するものになるということに、異論を唱える方もいないと考えます。

当然各種の計画は、そのもととなる法令の改廃や、時代や環境の変化等によって見直されていくものであり、その重要性も時を経て変わることはあるでしょう。場合によっては、計画そのものがなくなったり、大きく内容を変えた別の計画に変わることもあるかもしれません。当然その際には、議決事項として適当であるかどうかの議論がなされなければなりません。

しかし、今回の条例改正によって議決事項から削る各項目四項目が、そのように大きく変わったとは承知しておりませんし、先ほどの質疑に際しましても、議決事項から削る必要性、必然性が十分に説明されたとは思えません。今回議決事項から削るとされた四項目が本当に削るべき項目であるのかをいま一度見直し考え直すべきであり、判断を早まる必要は全くないことから、改めて十分に協議することを求めます。

特に、西之表市議会基本条例において、その内容の改正について

は、それがどのような条項であっても、特別委員会を設けるなどして、時間をかけて十分な調査研究を行い、議論を深めた上で、その改正等を行うべきだと考えます。

当議会にとって、これは、それほどの重みのある最も大切な条例、条例文の最後のほうにもそれはしっかりと条項として述べられています。その最も大切な条項だということを改めてここに訴え、拙速な改正は反対として討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程追加

○議長（永田 章君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

航路改善港湾整備特別委員会の副委員長長の互選結果報告に係る報

告を日程に追加し、追加日程第二三として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

△航路改善港湾整備特別委員会副委員長長の互選結果報告

追加日程第二三、航路改善港湾整備特別委員会副委員長長の互選結果報告を行います。

航路改善港湾整備特別委員会副委員長に長野広美さん、以上のとおりであります。よろしくお願いをいたします。

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に向向又は委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に向向又は委員会開催の申し出については、こ

れを許可することに決しました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

〔市長 八板俊輔君登壇〕

○市長（八板俊輔君） 平成三十一年第一回定例議会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案については、慎重審議を賜り、全議案可決、同意をいただきました。ありがとうございました。

しかしながら、一部議案において、議会運営に多大な御迷惑をおかけいたしました。まことに申しわけありませんでした。

これを含め、各種議案審議の中で御指摘いただきました点につきましては、真摯に受けとめ、改善に努めてまいります。

さて、今議会の開催中には、各学校で卒業式が挙行されました。希望に胸を膨らませて学びやを巣立つ子供たちを頼もしく見送り、彼らに引き継ぐべき未来への決意を新たにしたいところであります。

地域では、春の恒例行事や農作物の植えつけ、田植えが進み、活気づいております。

会期中にも御報告したとおり、本市が、ポルトガル共和国のホストタウンに登録されました。来年の東京オリンピックに向け、さら

に、新時代を見据え、港町再生を初め、馬毛島を含む本市のまちづくり、地域づくりの推進に鋭意取り組んでまいります。

さて、この本会議場には、今日で最後の議会となる方々がいらっしゃいます。神村弘二企画課長、戸川信正建設課長、小山田八重子教育委員会総務課長、日笠山昭代農業委員会事務局長、そして、濱尾実議会事務局長の五人であります。いずれも、重要案件に取り組んでいただき、成果を出していただきました。いただいた方ばかりでございます。これまでの市政への貢献に、心より感謝申し上げます。次第であります。

また、本会議場、会議場以外でも、退職、異動などにより、現執行体制から離れられる方々もいらっしゃいます。それぞれの職場の中で、職責の中で精いっぱい努力をされ、本市のために貢献をいただいた方々ばかりであります。この場をおかりして、それぞれの方々に感謝を申し上げます。

最後に、歴史ある風土と豊かな自然に恵まれた種子島の環境の中で、議員各位の御指導、御鞭撻をいただきながら、市政を運営させていただくことに感謝を申し上げ、市民の皆様の幸せを願いながら、課題を克服し活気ある西之表市を目指していくことをお誓いし、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

平成三十一年第一回定例議会が、延べ三十六日間にわたり、皆様方の御協力のもと全ての日程を終えることができましたことを、心から厚くお礼を申し上げます。

本日の最終本会議において、議会側の都合により時間延長となりましたことを、理事者、そして傍聴者各位に、改めておわびを申し上げます。

さて本定例会冒頭、議会申し合わせにより各常任委員会、特別委員会構成替えにより、新たな正副委員長のもと委員会運営が開催する運びとなりました。その中で、総務文教委員長、産業厚生委員長に一期生の河本、生田議員がまとめ役として頑張っていたことになりましたことを、心うれしく思うところであります。その役割を御理解をいただき、議員各位、理事者の御協力をいただきながら、委員会運営に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成三十一年度一般会計予算額百三億四千六百万円が可決されたことは、御案内のとおりであります。限られた財源の中で、新規事業はもとより、各分野ごとにあらゆる施策が講じられていることに、高く評価するものであります。第六次長期振興計画を基本理念として、引き続き本市の主要課題の解決に向け、さらなる市民生活の向上につなげていただきたいと願うものであります。

ただいま市長のほうからも話がありました、今年度をもって退職

をなされます神村企画課長、戸川建設課長、教育委員会小山田総務課長、日笠山農業委員会局長、そして濱尾議会事務局長、柳川消防長、ほか退職をなされる職員の皆様方、長い間本当に御苦労さまでございました。これまでの業績に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。今後は、一市民として市政発展のために御協力をいただければ幸甚であります。今後とも皆様方の御健勝を心よりお祈りを申し上げます。

最後に、議員、理事者の皆様方におかれましても、体調管理にはくれぐれも御自愛をいただき、ますます御活躍を御祈念申し上げます。閉会に当たり私の御挨拶いたします。

△閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成三十一年第一回西之表市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後五時閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 一 番 議 員

一 二 番 議 員